

2013年度 龍谷大学大学院 社会学研究科
博士課程によらない者の博士（社会学）学位論文

大正期における配偶者選択に関する歴史社会学的研究
— 『讀賣新聞』 「身の上相談」欄にみる葛藤の分析—

2013年 12月

桑原 桃音

目次

序論 研究の目的と意義.....	1
第1章 先行研究の検討と本研究の課題.....	6
問題の所在	6
第1節 家族に関する研究.....	7
1.1 伝統的な「家」.....	8
1.2 近代的な「家族」.....	10
1.3 伝統と近代の複合性.....	13
1.3.1 「家」と「家族」.....	13
1.3.2 「恩・孝行」と「情愛」.....	15
第2節 結婚観に関する研究.....	19
2.1 「恋愛結婚」の歴史社会学.....	19
2.1.1 西洋化のための恋愛結婚.....	20
2.1.2 恋愛至上主義.....	21
2.2 「友愛結婚」の歴史社会学.....	24
2.2.1 「恋愛」と「見合い」の複合性.....	24
2.2.2 「家庭」志向.....	25
第3節 本研究の課題——配偶者選択の歴史社会学に向けて.....	30
3.1 結婚観が示される言説空間の問題.....	30
3.1.1 近代的公共空間としての活字メディア.....	30
3.1.2 結婚観の受容と浸透.....	32
3.2 配偶者を選ぶ主体の問題.....	34
3.2.1 配偶者を選択、決定する主体への照準.....	34
3.2.2 近代日本における配偶者選択主体.....	37
3.2.3 親子関係と配偶者選択.....	39
3.3 配偶者を選ぶ条件の問題.....	43
3.3.1 配偶者の条件への照準.....	43

3.3.2	人格と階層にかかわる条件.....	44
3.3.3	純潔にかかわる条件.....	48
3.3.4	優生にかかわる条件.....	51
小括	53
<第1章 注釈>	54
第2章	資料の位置づけと分析の視点——読者・投稿者・回答者が紡ぐ言説空間.....	62
問題の所在——言説空間としての「身の上相談」	62
第1節	身の上相談という活字メディアの登場.....	64
1.1	問答欄から身の上相談欄へ.....	64
1.2	身の上相談の登場の背景.....	65
第2節	大正期『讀賣新聞』「身の上相談」の概要.....	67
2.1	「よみうり婦人附録」の概要と開設経緯.....	67
2.2	「身の上相談」の展開.....	68
第3節	「身の上相談」にかかわる人々（1）——読者と投稿者.....	70
3.1	読者.....	71
3.2	投稿者.....	73
第4節	「身の上相談」にかかわる人々（2）——回答者.....	75
4.1	「よみうり婦人附録」関係者.....	75
4.2	婦人部編集者・記者の特性.....	77
第5節	読者／投稿者と回答者の相互作用.....	79
5.1	投稿者と読者の問題を媒介する回答者.....	80
5.2	問題を共有する投稿者、読者、回答者.....	80
5.3	「現実」を吟味改善しあう三者.....	82
小括	84
<<第2章 の表>>	85
<第2章 注釈>	100
第3章	「家」と「家庭」の相互作用と選択主体——社会関係水準からの分析.....	106
問題の所在	106

第1節	親と当事者相互による選択.....	108
1.1	孝に配慮する当事者.....	108
1.1.1	孝と恋愛の間で揺れる当事者.....	108
1.1.2	親と交渉しようとする当事者.....	114
1.2	恋愛を包摂する親.....	119
1.3	親も当事者も利用する結婚調査.....	122
第2節	親あるいは当事者一方のみの選択.....	127
2.1	当事者を無視する親.....	127
2.2	親を無視する当事者.....	131
小括	136
<第3章 注釈>	138
第4章	価値葛藤を引き起こす配偶者の条件——文化水準からの分析.....	147
問題の所在	147
第1節	人格、および教養にかかわる条件.....	147
1.1	学歴・教養.....	148
1.2	性格.....	150
1.2.1	当事者が理想化する性格.....	150
1.2.2	人格と家柄の葛藤.....	152
第2節	処女・純潔・貞操—人格・身体どちらにもかかわる条件.....	153
2.1	処女性・純潔.....	153
2.2	男の貞操、夫の不身持.....	157
第3節	身体にかかわる条件.....	159
3.1	近親婚への配慮.....	160
3.1.1	近親婚の位置づけ.....	160
3.1.2	近親婚に関する事例.....	161
3.2	「遺伝病の有無」への配慮.....	163
3.2.1	「血統」「遺伝」の位置づけ.....	163
3.2.2	「遺伝／病」に関する事例.....	166
小括	170

<第4章 注釈>	172
結論	181
資料 大正期『讀賣新聞』「身の上相談」結婚相談一覧.....	187
参考文献	230
初出一覧	247

凡例

「身の上相談」からの引用にあたっては、旧字体の漢字は新字体に改め、現代仮名遣いに改めた。

「身の上相談」の書誌情報を示す場合は（西暦.月.日）のみを記載し、新聞名、掲載面、発行地を割愛する。また、記事の表題、ペンネームも書誌情報から省いた。

「身の上相談」には句読点がない記事、句点を入れるべきところに読点が打ってある記事などがある。読みやすさを考え引用者が適宜、句読点を追加、変更を行った。

『讀賣』に連載された「身の上相談」を指す時は、「身の上相談」と示し、身の上相談全般を論じる場合はカギカッコをつけない。

史料としての正確性を期するため、現代では不適切な表現もそのまま引用した。ご了承ください。

序論 研究の目的と意義

本論の目的は、日本社会が大きく変動した大正期において、配偶者の選択主体と選択プロセス、配偶者の条件をめぐって、どのような社会関係や価値観が主題化されていたのかを、またそのなかで伝統性と近代性がどのように配置されていたのかを、近代的言説空間である『讀賣新聞』の「身の上相談」欄を分析することによって明らかにすることである（以下『讀賣新聞』を『讀賣』と、『讀賣』の「身の上相談」欄は「身の上相談」と略記）。

結婚相手を選択することは、社会的、文化的な影響を受ける。アメリカでは、“The filter theory of mate selection”に関わる多くの研究が蓄積されており（Benokraitis 1996:212-216）、「恋愛結婚」が主流とされるアメリカにおいてさえも配偶者選択の際、人種、年齢、宗教などの属性が影響した配偶者選択がなされている。現代日本では、当事者間で決める「恋愛結婚」が、さまざまな場面で一般的だと位置付けられており、親や仲人がお膳立てする「見合い結婚」は恥ずかしいことだとみなされる場合がある。配偶者選択は、個人的な問題と思われがちだが、やはり、社会的、文化的な制約が存在する問題なのである。

また、＜結婚相手を選択すること＞について様々な問いを立てることができる。結婚相手を誰が選択し、決定するのか、親と結婚当事者の意志、あるいは利害・打算はどれだけ加味されるのか。その選択は誰にとって重要なのか、当事者か親か、当事者間に生まれる子どもにとってなのか。結婚前に配偶者候補者とどのような関係性を築くのか、婚前に情緒的絆を形成したのか。どのような相手を選択するのか。その選択は、結婚後の家族関係と生活を考慮してなされたのか。これらの配偶者選択をめぐる問題は、どのような社会的、文化的な影響を受けているのか。このように、配偶者選択はさまざまな問題を含んでいる。そのなかでも、本論は、配偶者を選択する主体と配偶者の条件のあり方についてどのような言説が生じていたのかに着目する。

本論では、この問題を明らかにするために大正期の「身の上相談」欄を主たる資料とする。『讀賣』は、1914（大正3）年4月3日、日露戦争を契機に商業紙が発展していくなかで、日本における初めての女性向け紙面「よみうり婦人附録」を開設した。「身の上相談」は、同年5月2日から、この「よみうり婦人附録」に連載された欄である。「身の上相談」は、現在ではあたり前となった投稿欄、つまり新聞紙面に読者が自分の問題を投稿し、その答えを記者、編集者、有識者が提示するという形式をとっている。『讀賣』は、恋愛、結

婚、夫婦、家族の問題という私的問題を中心に「身の上相談」に掲載することを定着させたのである（この点については第2章で詳述）。このような点から、「身の上相談」は、本論の目的に適した資料だといえるだろう。

このような特徴を持つ「身の上相談」から配偶者選択を歴史社会的に分析する本論には以下のような特徴がある。

第一に、配偶者選択に関わる結婚観の形成について、伝統性と近代性を相反するものとして捉えずに分析することである。これまでの近代家族研究によって、戦前日本にはすでに近代西欧的な家族観、結婚観が活字メディアにおいて提示されていたことが明らかにされた。また、既存研究のなかには、近代西欧的な「家庭」の理想化と伝統的な「家」規範が連関した家族観が形成されていたことを示唆するものがある（この点については第1章で詳述）。このことから、伝統性と近代性を単純に対立するものだとみなさず、葛藤のあらわれ方などだけでなく、相互の揺らぎ、連関、折り合い、整合に配慮して、配偶者選択のあり方を分析することが重要であろう。急激な近代化を経た日本の歴史的状況からもそういえる¹。本論では、「身の上相談」から近代西欧的な配偶者選択のあり方を析出するのではなく、どのような配偶者選択のあり方が形成され、「家」や「家庭」といった家族観の伝統性と近代性の双方がその形成といかに関連していたのか、どのように位置づけられていたのか、また、相互に連関しながら配偶者選択のあり方が形成されていたのかに着目して分析していく。

第二に、本論は、恋愛・夫婦関係といった当事者間の関係だけでなく、親子関係、さらにそれ以外の社会関係にも照準して考究することを主題とする。配偶者選択が、結婚当事者が属する組織の再生産に関わる問題であることから、結婚当事者間、夫婦間のヨコの関係性だけでなく、生育家族・養育家族の親子間、雇用者と被雇用者、親族内・村落内のタテの関係性にも照準して分析することは重要であろう。明治・大正期に西欧近代的家庭観やロマンティック・ラブが提示されていたからといって、結婚当事者・夫婦のヨコの関係性を近代性に、この関係性と二律背反するとして親子関係などのタテの関係性を伝統性に結びつけることは、はたして妥当なのか。本論は、このような配偶者選択主体にかかわる関係性における伝統性と近代性という枠組みを前提にせず分析していく。

第三に、本論では、「身の上相談」の投稿者が知識人や活字メディアから一方的に押し付けられた価値観を素直にそのままに受け取って語っていたとみなさない。そのため、研究の焦点を「身の上相談」における大衆読者でもある投稿者と、制作者・記者である回答者

の配偶者選択に関する言説双方に置いている。「身の上相談」には、明治初期かそれより前に生まれた親、明治半ば頃に生まれた当事者、その間に位置する大正期に活字メディアに携わっていた回答者、それぞれが持つ結婚観、家族観が錯綜し、葛藤し、折り合わされ、誰もが納得し、意味を共有しやすい、あるいは妥当、正統、現状に適するとされる配偶者選択のあり方が提示されていたと思われる。そのような言説空間だからこそ、投稿者と回答者の語りの中で、「現実」、「問題」、結婚観から取捨選択されて、配偶者選択主体と配偶者の条件や選好性のあり方の枠組みが形成され、さまざまな経験や関係性や価値のあり方が整理され配列されていたであろう²。したがって、本論は、「身の上相談」で提示されていた言説や意味を分析し、そこで構築されていた＜配偶者選択の望ましいありかた＞を明らかにするという立場に立つ。

以上のように本論は、配偶者選択をめぐる結婚当事者と親、投稿者と回答者のやり取りが「身の上相談」にて提示されるなかで、伝統性と近代性がどのようにすり合わされ、位置づけられていたのかに着目する。本論がめざすのは、「身の上相談」において、投稿者、回答者によってどのような配偶者選択主体と配偶者の条件と選好性が構築されていたのか、自らの語りを正統化するためにどのような社会関係や価値観が主題化されていたのか、そのなかに伝統性と近代性がどのように配置されていたのかを歴史社会学の視座からあきらかにすることである。

現代に生きるわれわれが自明とする配偶者選択のあり方は、戦前社会において登場した歴史的産物であり、時代を超えた普遍的なものではない。本論はこの前提を共有しながら、現代に通じるような配偶者選択に関する結婚観の形成過程を分析する上で、大正期が重要だとみなす。その理由として、第一に就学率とともに識字率が上昇したこと、第二に活字メディアが発達したこと、第三に通婚圏が拡大したことをあげることができる。

第一の就学率についてみる。1900（明治 33）年に改正公布された小学校令では尋常小学校 4 年の就学義務が確定した。それ以後、就学率が急速に上昇し、大正期になって中等普通教育機関の在学者数も増加している³。ここから大正期に婚姻適齢期を迎えた青年層の多くが少なくとも尋常小学校を就学した経験を持っていたことがわかる。第二の活字メディアの発達についてみると、1904（明治 37）年の日露戦争を機に新聞、雑誌、書籍などの創刊が相次ぎ、これらのメディアは発行部数をのばし、大正期にかけて活字メディアの隆盛期となっていった⁴。また、出版社が企業として成長したことにより、大正期から『キング』や『主婦之友』のような商業雑誌が大衆化し、活字メディアの全国流通網が形成さ

れた（木村 1992; 永嶺 2004）。第三の通婚圏の拡大についてみると、明治期から昭和初年までの間に村内婚が減り、遠方との結婚が増える傾向は全国的に見られた（鈴木[1930] 1990; 小山 1954; 瀬川 [1957] 2006）。上子によれば、諸研究が示した通婚圏の拡大の背景は、幕藩体制崩壊による通婚の制限や禁止が解けたこと、行政圏、経済圏の拡大、交通の発達などに伴って生活圏が拡大したことである（上子 1991: 12）。この通婚圏の拡大によって、結婚相手が村落内に住む親族も結婚当事者も面識がある者から、どちらかにとって知らない者、あるいは、どちらにとっても知らない者へと変化していったのである⁵。

したがって、大正期は、教育機会の普及、活字メディアの普及と、そのメディアを受け取るリテラシーをもった人びとの増加、人や物資だけでなく、さまざまな知識、情報、文化が流通し、配偶者を選択する地域的範囲が拡大しつつあった時代であり、配偶者選択のあり方にかかわる現代の社会構造が形成されはじめた時期だといえる。以上のことから、現代の配偶者選択に関する結婚観を考えるうえでも、大正期が重要な時期であることがわかる。

本論の構成を示すと、まず、第 1 章では、明治期から戦前までの日本における結婚観、家族観に関する歴史社会的な諸研究を整理、検討し、残された課題と本論文の位置づけ、意義を示す。第 2 章では、大正期における「身の上相談」がいかに近代的言説空間として形成したのか、いかにして投稿者と回答者が相互作用する場であったのかを示す。それによって、本論の目的のために「身の上相談」を分析対象とする意義、妥当性、限界を示す。第 3 章では、配偶者選択主体に関する言説に焦点化して選択主体をめぐる社会関係の動態を、また第 4 章では配偶者の条件と選好性に関する言説に焦点化して条件をめぐる価値観の動態を、それぞれ分析し、社会関係と価値観にかかわる伝統性と近代性はどのように配置されているかを明らかにする。結論では、第 3 章と第 4 章の結果を受けて、「身の上相談」にみる配偶者選択にかかわる社会関係と価値観についての投稿と回答がやり取りされる中で、伝統性と近代性がどのように配置されていたのか、この社会関係と価値観について伝統性と近代性の配置の違いについて考察し、最後に今後の課題を述べる。

¹ 既に著者は、この時代状況の中で近代的、伝統的価値観、西欧、非西欧的価値観との間で、平塚らいてうが恋愛観、結婚観、家族観に関してゆらぎ、葛藤する姿を提示してきた（桑原 2012）。そのような急激な近代化社会変動における結婚観の揺らぎと葛藤については拙稿を参照されたい。

² このような語りと構成される物語への分析視角については野口（2001）に詳しく論述さ

れている（野口 2001：49-50）。

³ 1885（明治18）年の尋常小学校の就学率は男女あわせて49.62%であり、1905（明治38）年には95%を超えた。1907（明治40）年に義務教育修業年限が6年に改められた後の1920（大正9）年には就学率が99%以上を超え、男女の差もなくなり学齢児童のほぼ全員が義務教育を受けていた。

⁴ 日本雑誌総覧（1963）によると内務省統計で、すでに大正期の雑誌出版点数は大体2万1千種から2万5千種となっていた（出版ニュース社編集部 1963：8）。

⁵ 柳田國男も次のように同様の指摘をしている。「日本の婚姻習慣の土地ごとにまた職業境遇ごとに、いろいろと分かれてきたただ一つの原因は、人が住所を同じくするもの以外に、娘妹を与えるようになったことである」（柳田 [1931] 1993：250-251）。

第1章 先行研究の検討と本研究の課題

問題の所在

本章は、配偶者選択に関係するこれまでの社会学的諸研究を再検討し、論点を整理し、第2章以降で具体的に検証していく課題を提示することを目的とする。そうすることで、大正期の配偶者選択を分析する本論全体を、これまでの諸研究との関係のなかに明確に位置づける。

「配偶者選択」という語は、個人が自由に自分の配偶者を選ぶという意味に受け取れる。しかし、望月嵩が指摘しているように、いかなる社会においても配偶者選択はなんらかの形で社会的、文化的制約を受けている。理念的に、個人は自由に配偶者を決定できると考えられている社会でも、実際にはその属する組織に規定されている（望月 1972: 37-38）。あるいは社会的、文化的に形成される心性の影響のなかで配偶者を選択している。現代社会では、おうおうにして同類婚がみられる。たとえば、配偶者は同じ大学、同じ会社の者が選ばれ、学歴と職業による同類婚が多い。また、親や後見人の承諾、あるいは法律手続きがあつて法制度上の配偶者として認められる。さらに、配偶者選択とは、村落共同体、親族共同体、さらには階層・階級、国民など、個人の属する集団の再生産と不可分な問題である。

したがって、配偶者選択の変遷を明らかにしてきた歴史社会学的研究を再検討するにあたり、家族の位置づけの議論を概観し、整理することは重要である。そのために、明治から戦前までについての家族史の諸研究を整理し、当時の家族形態と家族を支える心性について明らかにする。

1990年代以前までの研究では⁶、この家族形態としての「家」⁷を統制する家長による選択か、当事者による選択かによって結婚の種類が分けられていた。配偶者選択の歴史が語られる時、「見合い結婚／恋愛結婚」という単純な二項対立で、また戦前の「見合い結婚」から戦後の「恋愛結婚」へという単線的発展⁸として、配偶者選択を読み解くことが、社会学においてさえ「常識」であった⁹。「近代日本において、明治期に恋愛結婚の理念が輸入されたものの戦前は見合い結婚が中心であり、戦後の民主化によって恋愛結婚が中心となっていた」——社会学の概説書や辞書において、近代以降の配偶者選択の歴史はおおむねこのように記されてきた¹⁰。

配偶者選択の歴史をめぐるこの「常識」の根拠とされているのは、国立社会保障・人口問題研究所が大規模かつ経年的に行ってきた統計調査の結果であろう。この1960年代以降の調査結果によると、高度経済成長を境に、「恋愛結婚」数がそれまで圧倒的だった「見合い結婚」数を上回り、80年代には「恋愛結婚」が主流になったという¹¹（国立社会保障・人口問題研究所 2006）。しかしながら、この調査は、「見合い結婚」と「恋愛結婚」は明確に区分される自明の二項対立カテゴリであるという前提にたち、それにもとづいた調査項目によって実施されている。さらに、1930年代以前に結婚した人びとの調査結果の提示がされていないにもかかわらず、現代的な結婚は「恋愛結婚」、伝統的な結婚は「見合い結婚」という結論を導き出しているのである。

以上のような、配偶者選択の歴史に関する「常識」を問題化し、戦前の配偶者選択について考察してきたのが、本章第2節で取り上げる配偶者選択の歴史社会学¹²の諸研究である。欧米の社会史的家族研究¹³に影響を受けたこれらの諸研究は、婦人雑誌などの言説から配偶者選択の「理想」と「現実」を分析している。配偶者選択の歴史社会学的研究のためには、これらの諸研究の成果を整理し、残された課題を提示することが必要である。

本章では、第1節において、家族史の諸研究を概観する。諸研究においては明治から戦前の家族形態について、伝統的な「家」なのか、近代的な「家族」、あるいは「家庭」なのか、「家」は近世から連続する伝統的なものか、近代国家によって創られた「伝統」なのか、伝統性と近代性とが複合していたのかなど、さまざまな議論が繰り広げられてきた。配偶者選択が個人の属するどのような集団の再生産につながっていたのかを各議論からたどり、その研究の理論的背景に留意しながら、諸研究が明らかにした家族形態とそれを支える心性を整理する。第2節では、明治から戦前までの配偶者選択に関する既存研究の整理を行う。第1節と第2節の整理を受けて、第3節では、諸研究の残された課題を示し、大正期の配偶者選択に関わる結婚観を明らかにするために、結婚観が示される活字メディアの形成過程を分析する本論の意義と、大正期において構築されていた配偶者を選択する主体の問題と、配偶者を選ぶ条件の問題を分析する本論の意義を提示する。

第1節 家族に関する研究

本節は、明治から戦前の日本の家族形態とその心性についての研究を整理していくために、次の順序で進められる。明治から戦前の家族形態について、まず、その伝統性に注目

する研究、次に、その近代性に注目する研究を概観する。最後に、伝統性と近代性の複合性に注目する研究を概観する。

1.1 伝統的な「家」

家族史のなかには、明治から戦前の家族形態を前近代的で封建遺制的な家族制度、つまり「家」とみなし、戦後の民主化によって近代的家族が可能となったとみなす議論がある。

川島武宜は、明治から戦前までの家族を近世から連続する伝統的な制度によって規定された「家族制度」ととらえる。そして、戦後の家族を民主主義的な夫婦・親子関係からなる近代的なものだととらえていた。彼は戦前の日本の家族制度には二つの類型があるとみなす。その二類型とは、儒教的家族倫理を教説とする「武士階級の家族制度」と、農漁民や都市の小市民の「民衆の家族制度（傍点は川島）」である。そして、この二つの類型の原理は相互に異なっているが、「民主主義的な、すなわち『近代的な原理』と比較すると『前近代的な』ものであることは共通している」（川島 [1946] 2000: 4-5）とする。川島にとって「近代的な家族原理」とは、「人が自らの行動について自主的に判断し決定すること」と、「人間人格の相互的な尊重」という民主的な社会関係の特質を持つものである（川島 [1946] 2000: 7）。

川島によれば、一方の武士的階級家族制度には「孝」や「貞」といった親子や夫婦関係の「忠実」な関係があり、他方の民衆の家族制度には「人情的情緒的性質」のある『たがいにむつみあう』横の協同関係がある。ただし、この二つの関係は、いずれも「権威」や「権力」によって「秩序」が保たれていることから、「非近代的＝非民主的社会関係」（川島 [1946] 2000: 6-16）なのである。つまり、外部的強制という側面を持つこの二種類の家族制度は「非近代的」家族制度であり、個人の自主性を尊重し、親子や夫婦の関係が「自発的内面的な人間精神」によって結びつく家族が「近代的な」家族とされる。彼は戦後の民主化イデオロギーから逆照射して、明治から戦前までの家族形態を、非欧米的、非民主主義的、「非近代的」家族と位置づける。しばしば指摘されるように、川島に代表されるこのような立場は、戦前の日本の軍国主義や封建遺制への反省から戦後の家族形態の民主化をめざそうとする姿勢のあらわれであった（正岡 1989: 82; 牟田 1996a: 30; 1999: 132; 平井 2009: 11）。その姿勢から、「近代化」と相容れない「家」の伝統的な形態が逆照射されていたのである。

また、民俗学や農村社会学の系譜に連なる、「家」と親族組織についての社会学的研究を

おこなった戸田貞三、鈴木榮太郎、有賀喜左衛門、喜多野清一らも、「家」や「家族」を日本独自とみるか、もしくは通文化的なものとするかなど、それぞれ論点の相違はあるものの、川島と同様に明治から戦前までの家族を伝統的家族だと位置づける¹⁴。

戸田は、当時の家族を、家の存続、永続化を重視する家長的家族と位置づける。そして、家の永続化の促進のために家長があり、一家全体の統率のために必要な支配的な力が家長に認められていたとする¹⁵（戸田 [1944] 1990: 137-141）。

鈴木は「家族」と「家」を峻別して考え、「家族は現存する個人等の横の結合であるが、家はむしろ世代間の関係であり、厳密に言えば家は一つの精神である」とみなしている。彼は、「家族」は欧米都市の夫婦家族に代表され、「家」は日本農村の直系家族に代表されると論じている（鈴木 [1930] 1990: 160, 162-163）。「家族」は夫婦とその子どもの間に一定の行動規範があるものの、「家族」の結束は個人対個人の社会生活原理からおこる。この結束が目標であるため、個人の幸福が究極の指標となって夫婦やその子ども間の倫理が形成される。「家」は、祖先や子孫との間の統一的な関係によって成立し、家長によって家の精神が体现される。「家」の維持発展を目標とするため、個人の生活はむしろ「家」のための手段である（鈴木 [1930] 1990: 148-178）。

「家」の定義に関しては、戸田への有賀の批判、その有賀の批判に対する喜多野の反論という形で論争がなされていた。有賀は、非血縁者を含む経営体としての「家」を日本独自だと強調し、戸田を継承した喜多野は、マックス・ウェーバーの家父長制論をもとに、家長的家族としての「家」を家父長的家族の一つの形態とみなし、日本の「家」は特殊限定的な形態ではないと位置付ける。しかし、牟田が指摘するように、有賀も喜多野も明治から敗戦までの家族が、「家」制度に規定された伝統的な形態であったことを前提としている（牟田 1996a: 13）。有賀は、「家」を非血縁者も含む経営体だとみなし、「家」の特質をその成員の生活保障だと、そのために家業と家産を維持することが重視されていたとする（有賀 [1965] 1971: 39）。有賀は敗戦前の家族形態であるこの「家」が、敗戦以降には大きな変化の局面を迎えたと主張した（有賀 [1960] 1970: 49-50）。喜多野は日本の家父長制的伝統の家族が「家」であり、近代化された夫婦結合中心の生活原則を持つ家族が「近代家族」であるとみなす。そして、この「近代家族」が戦後日本にようやく形成されつつあるとした（喜多野 [1965] 1976: 13）。

本節でみてきたような、1930年代から1960年代の諸研究では、明治から戦前までの家族形態を、近世から連続した「封建遺制」的家族制度である「家」だとみなしていた。論

者間で「家」の定位や特質についての議論は異なるものの、「家」は家系、家業・家産を維持、永続化すること、家業・家産を統制する家長を尊重すること、つまりタテの社会関係を重視する特徴をもつとする点は共通している¹⁶。伝統的家族形態を支える心性とは、川島によれば武士では儒教的家族倫理に裏打ちされる「孝」や「貞」であり、農村の「家」を議論する鈴木の実現を借りれば「家の精神」であった。「家の精神」とは、家系、家業、家産を維持、永続化しなければならないという心性であった。

1.2 近代的な「家族」

以上のような議論とは対照的に、明治から戦前までの家族形態が近代性を包摂していたことを強調する議論がある。これらの議論は二つのタイプに分けられる。第一のタイプは、「家」が近代的な明治民法や学校教育によって、国民に広められたものであるという議論である。明治以降の「家」が近代国家である明治政府によって法や社会規範をとおして創造されたものとするこの議論には、法制やイデオロギーとしての「家」論の立場から論じる川島武宜（1957）、近代家父長制批判の立場から論じる上野千鶴子（1994）などがある。川島（[1946] 2000）は民主化による啓蒙の必要性を主張するために庶民層と武士層の家族制度を「非近代的」と位置づけたが、その後川島（1957）は、法律や教育関係の資料を分析し、近代国家である明治政府がイデオロギーとしての「家」を創造した点を焦点化した。

第二のタイプは、明治期にすでに、西欧近代的な家族のあり方である「家庭（ホーム）」が理想化され、一部の階層において現実化されていたという牟田（1996a）や小山（1999）に代表される議論である。1980年代半ば以降に登場した、明治以降の家族に近代的要素をみいだした議論は、おもに欧米の心性史的家族史研究、歴史人口学、フェミニズムの影響を受けている（牟田 1996a: 31-33; 中里 2001: 65, 71-76; 岡本 2009: 4-5; 平井 2009:12）。

川島（1957）は、明治政府の権力を支える地盤として「武士階級的家族制度」が存在し、明治政府が「封建的」で「儒教的な家族道徳にもとづく家父長制」を法や教育などに組み込んだとみなした（川島 1957: 32, 4-5）。具体的には法制度、修身教科書を分析して、「忠孝」と「恩」の思想の国民への浸透をおしすすめたことを検証した。「忠孝」と「恩」の思想が、儒教的道徳による家族観にもとづきながらも、近代的な家族国家観の形成のためのイデオロギーとして修身教科書によって拡がっていった（川島 1957: 3-11）。また、明治政府は 1871（明治 4）年の戸籍法において、「家」を祖先より連綿と続く経営体、血縁共

同体と位置づける。それによって、祖先および血統の連続の重要性、戸主権、戸主となるものが家督を単独で相続すると規定する。こうして明治政府は国民の家族形態を方向づけ、その維持を図った（川島 1957: 30-35）。

前節において、戦前までの家族形態を「非近代的」、「封建遺制」とみなした論者としてとりあげた川島が、「家」の近代性を主張する論者という側面をもつと判断できるのはこのような彼の議論による。川島は、家族秩序の道徳は、個人の自発的な意志ではなく、近代国家の権力によって人びとの生活に強制されて成り立ったとみなす（川島 1957: 188-189）。ここで、注意しなければならないのが、川島の議論のなかの家族に関する近代的要素はふたつの側面にわかれていることである。一方は、民主的で、個人を尊重することが家族の近代的要素だとする点で、もう一方は「国家権力の道具」（川島 1957: 35）にまで高められた家族制度のイデオロギーが近代的要素を内包しているという点である。前者は敗戦前の権威主義的な家族と対比させるために示された「近代」である。後者の場合、川島は「近代的」とはっきりと銘打ってはいないが、大日本帝国という近代国家が家族制度イデオロギーを近代的な要素である法や学校教育において規定し、流布させることによって、家族集団を統制しようとしたとする。この川島の議論は、明治から敗戦までの家族を近代的に制度化された家族と位置づけているとみなせるのである。

上野の議論も明治民法や学校教育によって「家」が確立したとする。上野によると、日本の「伝統」とされる「家」は、民法制定、教育勅語などの明治政府の政策によって形成された「明治政府の発明品」である。この「家」制度は、伝統的な共同体規制から「家」を切り離すために、近代国民国家に適合的な家族モデルとして形成されたという。上野は日本近代国家によって規定された「家」が「良妻賢母」や家族国家観のイデオロギーなど近代的要素を内包するものであるとした（上野 1994: 69-90）。上野のもくろみは、「家」が「非歴史的で超時間的」（上野 1994: 95）な「伝統」ではなく、近代において構築されたイデオロギーであることを指摘すること、そして戦前戦後を通じて近代家族に固有な家父長制的抑圧性が一貫して続いていることを指摘することであった。現代において自明視される家族のあり方が近代において「創造」されてきたという指摘はフィリップ・アリエスに代表される欧米の社会史からの、また家父長制的抑圧への批判はマルクス主義フェミニズムからの影響がみてとれる（岡本 2009）。さらに上野は、ホブズボームの「伝統の発明」というアイデアを引いて、「家」という家族形態が「伝統」というフィクションであったことを、つまり「不変の本質」という意味を付与されたものであったことを指摘して、

これまでの多くの「家」研究を批判したのである。

第二のタイプの議論は、明治期においてすでに家族の団らんや家族同士の情緒的なつながりに高い価値を置く新しい家族意識や、「家庭（ホーム）」という欧米的な家族のあり方が理想とされ、実践されていたことを論じたものである。牟田（1996a）や小山（1999）によれば、明治20年頃から総合雑誌、評論誌で、「家庭」や「ホーム」というタームが用いられ、夫婦や親子の愛情に満ちた「家庭（ホーム）」を理想とする記事が現れていた（牟田 1996a: 51-77; 小山 1999: 29-66）。

明治期総合雑誌の分析にもとづく牟田の研究によれば、「家庭」を理想とする意識は、家督相続や家産の維持を目的とする家族制度を批判し、「家族間の愛情や安楽を優先させようとする態度であった」（牟田 1996a: 70-71）。産業化が進行しはじめた明治20年代、それまでの親への孝行や親の権限を絶対とする家族のあり方は批判されるようになり、夫婦と子ども中心の情愛あふれる、欧米を理想的なモデルとした「家庭（ホーム）」が褒めたたえられるようになった（牟田 1996a）。このような欧米の「近代家族」の特徴を理想とし、実生活でそれに影響を受けたのは都市の新中間層に限定されていた。産業化と都市化が進む明治末期から大正期には、このような層が新しい家族観念を実現する主役となったと牟田は指摘する（牟田 1995: 198）。

小山によれば、明治20年代後半以降、『家庭之友』、『婦人倶楽部』、『主婦之友』、『婦人公論』など「家庭」という言葉をタイトルに含めた雑誌、家庭論を多数掲載した雑誌などが次々と発行されていた。これらの雑誌では「家庭」とは何か、「家庭」はどうあらねばならないのか論じられていた。小山は大正期の新中間層がこの「家庭」「ホーム」を受容し、実践していたことを明らかにした（小山 1999）。これらの雑誌は、少なくとも中等教育を受けて読み書きのリテラシーを身につけ、雑誌・新聞などを購読する経済的余裕を持ち合わせていた新中間層の女性を購読層とし、都市に暮らす新中間層の家族を対象にした記事や家庭小説を掲載していた（小山 1991: 163; 木村 1992: 235）。

さらに、小山は、たとえ従来と同じような結婚をして家庭に入ったとしても、その入っていくべき家族は「都市部の新中間層」の家族であったと、その新しい家族が新しい生活文化や家庭文化を模索し、近代家族の理念を実践していたと指摘する（小山 1999）。この新中間層の妻たちは、夫の両親との同居を経験しない場合もあり、姑から嫁への家事や育児に関する知識の伝達が十分に機能していなかったことを指摘する。たとえ、知識の伝達がうまくいっていたとしても、大家族をきりもりするための姑の知識は、核家族を形成し

て「家庭」を実践しなければならない新中間層の妻にとって役に立たなかった。このようにして、新中間層は「従来の家事・育児に関する経験知」を捨てていった(小山 1999: 40-41, 101)。彼らは新しい社会階層として地位を確立していく中で、「自らの家庭にふさわしい生活のあり方」を追求していくための知識に関心を向けていた(小山 1999: 38)。小山は、「従来の結婚」がどのような結婚か言及してはいないが、この示唆から配偶者選択の方法が「従来」の方法であっても、その入って行く家族のあり方を近代的な「家庭」とすることが可能であったことがわかる。

1.3 伝統と近代の複合性

1.3.1 「家」と「家族」

1990年代半ばから、明治から戦前までの家族形態が、伝統性と近代性を併存させていたことを指摘する議論が浮上し、このような立場が優位になりつつある。

落合恵美子(1996)は上野(1994)の『「家」=近代の発明』説を批判して、戦前だけでなく戦後の日本の家族には「家」的要素と「近代家族」的要素が併存していたと考えるべきだと主張する。落合は宗門改帳など歴史的な一次資料にもとづき(Kurosu & Ochiai 1995)、上野の歴史認識の誤謬を指摘し、「家」は「明治民法の制定による明治政府の発明品」であって、「厳密に排他的な父系直系家族は、なるほど明治以前の武士階級の間には見られたが、庶民には知られていなかった」(上野 1994: 69)という上野の断定を不適切であるとした(落合 1996: 42)¹⁷。落合は明治以降、「家」が近代的に再生産され、近代家族的性格を持っていたことについては認めるものの「その時代の日本家族の複雑な性格を解きほぐすためには、単純な割り切りや図式化は禁物である」(落合 1996: 45)とする。落合は上野の『「家」=「近代家族」一元論』を批判して、「家」と「近代家族」の「二元論の立場」をとる。その立場とは、日本の伝統的家族であるが明治政府によって形成されたとは断定できない「家」と、新たにもちこまれた「近代家族」の間にある複雑な相互作用を論じる「二元論」だという(落合 1996: 43-44)。

牟田(1996a)も落合と同じように近代日本の家族を近代と伝統の側面とを複合的に理解することを重要だとみなしている。牟田は、明治政府の規定したイデオロギーのなかに、伝統的家族倫理を補完する欧米近代的家族意識をみいだしたのである。また牟田は、西欧の場合と同じく産業化が進展し都市化が進む当時の日本で、家族の意識や実生活には西欧の「近代家族」の発生と類似した変化が起こっていたと指摘する(牟田 1995: 198; 1996b:

56, 60-8)。川島（1957）が戦前の家族制度には封建的＝儒教的倫理が埋め込まれ、修身教科書には儒教的、家父長的な「家」イデオロギーが貫かれていたとみなしたのに対し、牟田は、明治から敗戦までの家族観が、封建的かつ儒教的要素と西欧近代的要素によって形づくられており、修身教科書には親子の情愛や「家庭」の理想化といった新しい家族意識が盛り込まれていたことを読み取ったのである（牟田 1996a: 79-109）。

牟田によると、明治民法において戸主という存在ができて地域共同体や親族組織の規制から「家」が独立的になったという意味から、明治期における「家」は「近代家族」の側面もあった（牟田 1996a: 17）。同時に、牟田は「日本の家族は『家』型の伝統家族に近代的な家族特性がみられ、家族員の近代家族的心性に『家』を維持するメカニズムが内包されているとする。そこには『伝統家族』から『近代家族』へ、という単線的発展を見いだすことはできない」（牟田 1996a: 22-23）とも指摘する。牟田によると、明治政府による法の制度的変革が社会全体の家族の位置づけを武士的な家族に変える一方で、明治期前半にはすでに修身教科書において家庭における夫婦や家族の情緒性、和合に積極的な価値付与があったことに、伝統と近代の併存がみいだされる（牟田 1996a: 19-20）。

牟田は、ショーターやストーンなどの西欧の近代家族論と日本の近代家族を照らし合わせて考察している。これらの西欧の近代家族論は、外部社会から家族が独立し、夫婦・親子の情愛が緊密であることが近代的な家族の特徴であるとする。牟田は日本の近代家族は情愛という近代的な側面と外部社会に開かれた「家」という伝統的な側面を並列的に持ち、その一見矛盾する側面は構造的連関をなしていると指摘する。たとえば、日本の場合、母子の情緒的絆が存在する一方で、その母が「公」という外部世界や「家」そのものの規範を遵守する存在でもあり、母子の絆が「家」の破壊を不可能にしている（牟田 1996a: 20-22）。

また牟田は、明治民法の「家」規定が「家」の維持にとって不十分であるという問題点¹⁸を指摘し、この問題点が「民法法典調査会の大勢が、かつての家族制度が崩れ、個人主義に移りつつある当時の社会状況を自覚し、そのような変化しつつある現状に相応した『家』を規定しようとした結果」であるとする（牟田 1996a: 16）。このように、近年、明治民法の「家」においても伝統的要素と近代的要素が併存しているという見解が提示されている¹⁹。

平井晶子（2008）は近世の「家」について歴史人口学的に分析し、江戸後期に東北で確立した「家」が日本の近代化を促す原動力になっていたことを示唆した。平井は近代国家によって日本の「家」制度が確立したという議論が、近世との比較という視点がないままに、近代における「家」の成立を結論づけていることを指摘している。そして、ピーター・

ラスレットが精緻化した歴史人口学的分析方法によって人別改帳を分析し、19世紀初頭の東北農村に「家」が確立されたことを明らかにし、その「家」の確立に「近代化の胎動」、近代的な側面を生み出すひとつの要素をみいだした。平井のいう近代的な側面とは、人口増加によって大量の労働力の産出が急激な工業化を導いたという「人口学的近代」という側面と、「家」の境界が明確になったことによって近親者とその他とが区別され、近親の親族関係の強化を導いたという親族関係の近代性という側面である。なぜ、東北地方の「家」の確立が「近代化の胎動」につながったのか。平井によれば、「家」の確立によって墮胎、間引きが減少した結果、それ以前の東北農村の「多産多死」や人口減少による世帯の不安定性が、安定した世帯へと変動し、人口すなわち労働力の増加につながったからである。また、世帯が不安定な社会では、家族という境界があいまいで、同族や親戚などより広い範囲で権利義務関係が不安定な相互扶助がおこなわれていたのが、「家」の確立によって個人の所属とウチとソトの区別が明確化し、限定された範囲で安定的な相互扶助が行われるようになったからである（平井 2008: 199-205）。

ここまでの伝統性と近代性の複合をめぐる議論に共通しているのは、明治以降の家族には伝統性が残存し、その形態と近代的な家族形態が複雑に結びついていたとする点である。これに加え牟田は、近代日本の家族には伝統的な価値と近代的な価値が連関していたと論じる。このような日本近代の家族を複合的にとらえる視点で、それらの相互の連関、相互作用を実証的に分析することは近代家族研究の今後の主要な課題であるといえる。

1.3.2 「恩・孝行」と「情愛」

ショーター（1975=1991）やストーン（1979=1991）らに代表される欧米の社会史・家族史研究は、近代化のなかで夫婦や親子の愛情が歴史的に構築されたと指摘している。これらの研究に影響を受けている落合は家族の社会史的研究における「近代家族」概念の特徴の整理²⁰を行い、近代家族の特徴のひとつとして「家族員相互の強い情緒的關係」をあげている（落合 [1985] 1989: 18）。これらの研究以前になされた、1960年代までの議論の多くは、明治から戦前までの家族形態を伝統的な「家」と位置づけて、その近代性に無自覚であったが、それらの議論を再検討すると、家族成員間の情緒的側面への言及をみいだすことができる。

たとえば、既述したように、川島は民衆の家族に「人情的情緒的性質」をもつ『「たがいなむつみあう」横の協同関係』が存在していたとする（川島 [1946] 2000: 13）。鈴木榮太

郎は近代日本の家族に情緒的なつながりをみだし、日本農村の社会生活を分析した『日本農村社会学原理』で農民を「夫婦親子の縁を感じ、義理や恩愛に心を躍らして居るありのままの人間」として（鈴木 [1930] 1990: 3）、家族構成の原理を「男女の性的愛着」と認識している（鈴木 [1930] 1990: 141）。戸田貞三は家族が「夫婦、親子ならびにその近親者の愛情にもとづく人格的融合であり、かかる感情的融合を根拠として成立する従属関係、共産関係であり」（戸田 [1937] 1982: 48）、明治から戦前までの家族はこの家族の一般的特質と家長的家族の性質との二つの性質を備えているとした（戸田 [1937] 1982: 269-270）。これらの議論は、家族にある「情緒的關係」を普遍化しようとする論者の意図によってなされたものもある。しかし、ストーン、ショーター、落合らの近代家族研究を踏まえた研究は、鈴木や戸田が普遍的なものとして位置づけ、川島が「非近代」の民衆固有のものとして位置づけた、家族の「情緒的紐帯」を近代家族の特質と位置づける。

また、先述したように、川島は日本の家族制度を親子や夫婦関係の「忠実」な関係をもつ「武士階級的家族制度」と、「人情的情緒的性質」にもとづく「横の協同関係」をもつ「民衆の家族制度」の二類型に分けた。そして、日本家族の階層的な「伝統形式」の二重構造が、近代的な家族国家観によってたくみに結合されていることを指摘した。（川島 [1946] 2000）。そのため、修身教科書の儒教的な教義の目標は、親を尊重される身分にひきあげ、同時に天皇を本家の父として擬制することによって、家族関係における情緒的反応を天皇についても条件づけることであった。

川島は 1892（明治 25）年以降の修身教科書と太平洋戦争中につくられた国民学校教科書にあらわれる儒教的な「忠孝」について分析している。川島によれば、親に対する恭順、服従の義務である「孝」は徳川時代からみられ、儒教道德の基礎であると同時に、家族道德の基礎とされる。また、この「孝」は、「恩」に条件付けられるという。つまり、子の親への「孝」を義務とするのは、子が親から受けた「恩」を返さなければならないことが根拠になっている（川島 1957: 88-89）。それだけでなく、親による配偶者の決定も「恩」として教えられている。1894（明治 27）年の「小学修身教科書」に「親の恩として重要なもの」として「息子に嫁を『貰って』くれ、また娘を嫁に『やって』くれる親の恩が提示される。息子や娘は自分でその配偶者を決定することが許されず、親や家長によって結婚が決定されるということが、『恩』として教えられまた意識される」（川島 1957: 92-93）。

川島は 1941（昭和 16）年以降の国民学校教科書に「孝」の道德の変化をみてとる。そこには、明治よりも「はるかに国家的統一の要求が出てきており」、その統一のために儒教

的な「忠孝」の「家」中心的な道徳ではなく、「家をこえた・横の・人間相互の間の規範」と、「人類の自然の情」として、親への子の愛情が示されていた。川島によれば、この変化は国家をひとつの「家」として統一するために、「都市の小市民や下層農民」になじみやすい家族道徳を取り入れる必要から生じた。したがって、「権威主義的な旧武士層の道徳を新たな権力支配の道具へと再編成」するために、規範意識に価値を置く武士の道徳と、情緒的反応に基礎をおく庶民家族の秩序が結合されたのである（川島 1957: 41-44）。この結合が「天皇の臣民」＝「天皇に愛護される赤子」というイデオロギーにつながっていくとするのである。階層で明確にわかれていたとされる家族の「伝統形式」の二重構造は、明治から敗戦までの家族国家観を支えていたということになる。

牟田は、1871（明治4）年から1918（大正7）年に発行された修身教科書を分析している。その結果、明治初年から明治10年代半ばまでは、親だけでなく広い親族関係への「孝」が強調されたこと、明治10年代半ばから明治20年代半ばには親子の親しみへの言及がはじまる一方、忠孝一致の言説が登場したこと、明治20年代半ば以降には「恩や孝といった親と子の上下関係に基づく関係ではなく、親子が親しみあい家族が団欒を楽しむ親子の対等な情愛」が定着し、同時に天皇の臣民への関係がこの新しい家族意識を用いて表現され、「国の父母としての天皇・皇后の慈愛」、「天皇の父性的情愛が」繰り返し強調されていたことを明らかにした。つまり、修身教科書には、天皇と臣民の関係に、父と子のように互いに慈しむといった、家族の情愛が再現されていたのである（牟田 1996a: 91-107）。

川島を代表するそれまでの研究では、家族国家観のイデオロギーは「日本近代の天皇制支配を支え個人にとって抑圧的な装置として働き」、戦前の日本の「前近代性」の象徴として理解されていた（牟田 1996a: 80）。たとえば、修身教科書の儒教的な教義で重要となっていたのが儒教的な忠孝の教説であるという川島（1954）の示唆がそれにあたる。しかし、牟田は、修身教科書内に「親子が親しみあい」、「家族が団欒し楽しむ」様子、「親子の対等な情愛」を見だし（牟田 1996a: 91）、儒教的「前近代的家族倫理」だけが家族国家観の支柱になっていたわけではなく、西欧近代的な「新しい家族意識」も家族国家観の興隆を補完する役割を果たしていたとした（牟田 1996a: 108-109）。

ここで注目すべきは、明治20年代半ば以降という同じ時代の修身教科書に川島は「孝」と「恩」と、「家をこえた・横の・人間相互の間の規範」、「人類の自然の情」（川島 1957: 88-89）として、親への子の普遍的な愛情との併存をみだしている。牟田は歴史的に形成された「親子の対等な情愛」、「父母の愛や家庭の親しみ」といった近代的な情緒は、「前近代的家

族倫理」と併存し、家族国家観を隆盛させる補完的役割を（牟田 1996a: 91-107）をみいだしている。つまり、同時代の同じ媒体のなかに、対立しうる 2つの価値観が並列されていることである。この事実から「忠孝」という「家」の価値観と「情愛」という「家庭」の価値観が、少なくとも修身教科書という国家装置において関連しながら家族国家観を支えていたことが確認できる。つまり、親子の親愛や対等な情愛の関係性と、家長である父と子の支配一服従の関係性とは、二律背反し、対立し合う価値観ではなく、相互の意味を支えながら同じイデオロギー内で併存し、そのイデオロギーの構築と流布に影響していたことが確認できる。また親子の「情愛」をどのように位置づけるかについても両者で異なっている。川島は 1941（昭和 16）年以降の国民教科書にあらわれた「情愛」を「都市の小市民や下層農民」の人情的情緒的性質をもつ平等な「横の協同関係」を取り入れた結果だとし、とりたてて新しいものとみなしていないのに対し、牟田は明治 20 年代後半の修身教科書にあらわれる親子の「情愛」を「新しい家族イメージ」のなかに位置付けている。つまり、日本の共同体的な価値観と、欧米的な新しい価値観というように、この「情愛」に対して二つの解釈がなされているのである。

川島と牟田の間のこれらの違いは、第一に両者の問題関心の違い、換言すれば論敵の違いによる。川島は戦前の日本国家の抑圧性、非民主性を明らかにすること、反動的イデオログや「家」を自然発生的なものとして国家政治とは切り離して論じようとする研究を論敵としていた。この目的のために川島は、国粹主義者たちが編集し、「皇祖皇宗」や忠孝一致の言説があらわれはじめた明治 20 年代半ばからの修身教科書を分析し、家族国家観につながるような「忠孝」を強調したのであろう。それに対し牟田は、明治期には近代的家族はみられなかったとする一般的見解をくつがえすことに関心があった。その目的のために最初の修身教科書（明治 4 年発行）から丹念に「情愛」に関する言及をたどっていたと推測できる。第二に、両者の違いは両者の研究背景にあると思われる。それは、「情愛」の位置づけの違いにあらわれている。牟田は 1970 年代の欧米の社会史、家族史の研究の蓄積に影響を受け、近代国民国家と家族の新しい心性への変容とが相互に関連していく社会変動を、日本にあてはめてみていくことを研究姿勢の基盤にしている。それに対し川島は、1970 年代以前に研究を著し、村落共同体でのフィールドワークの経験をつんでおり、「民衆」の家族構造についての知見があった。このような違いが家族の情愛に関する二つの解釈を生んだとおもわれる。戦後民主化の自負のもとに戦前を非民主的なものとして逆照射するという時代状況のなかでなされた川島の研究は確かに、修身教科書の家族イメ

ージに国家による抑圧をみいだす。それに対し、牟田は 1970 年代以降の欧米のフェミニズムや近代家族研究をとおしたまなざしのもとに修身教科書の家族イメージに近代性をみすえる。家族をめぐるこのような心性の伝統性と近代性の問題は、配偶者選択にとって決定的な重要性を持つだろう。このような心性と配偶者選択における主体の問題については第 3 節 3.2 でより詳しく検討する。

本節では、以上のように、配偶者選択が個人と個人の属する集団の問題と不可分であることから、明治から戦前の家族の位置づけの議論を概観、整理した。伝統と近代の複合性に注目する諸研究と、そのまなざしを通して伝統性に注目する諸研究を再検討し、そこにある複合的な側面に注目してきた。その結果、1990 年代半ば以降の諸研究は、明治から戦前までの家族形態を、伝統的な家と、新しい西欧近代的な近代家族が併存していたとすることを確認した。この家族形態を支える心性とは「忠孝」などの伝統的家族倫理と、「情愛」という新しい家族意識、あるいは伝統からの人情的情緒であった。伝統性を論じる諸研究も当時の家族に「強い情緒的關係」をみいだす。また、最近の諸研究は伝統性と近代性が絡み合い、相互に作用し、連関していたことを示唆した。これらの示唆を受けて、配偶者選択において社会関係の水準による選択のあり方を検証するうえで、残された課題と、本章の意義を第 3 節で詳しく述べる。

第2節 結婚観に関する研究

明治から戦前の活字メディアを資料として配偶者選択のあり方について分析した研究は、配偶者選択と結びついた「愛」をどのように捉えるかによって分けることができる。ひとつは、明治から戦前において欧米的なロマンティック・ラブが配偶者選択と結びついたとする「恋愛結婚」の歴史社会学的研究、もうひとつは、日本の場合は情熱的「ロマンティック・ラブ」にもとづく結婚ではなく、結婚する当事者の意志を親が尊重し、当事者の情愛による「家庭」の形成がめざされていたとする「友愛結婚」の歴史社会学的研究である。前者を 2.1 で、後者を 2.2 で取り上げ、論点を整理する。

2.1 「恋愛結婚」の歴史社会学

「恋愛結婚」の歴史社会学は、明治期の文学作品や雑誌を資料として「ロマンティック・ラブ」と結婚について分析したものと、大正期の恋愛論を資料として恋愛至上主義の「恋

愛結婚」を分析したものがあつた。前者は「恋愛」が近代化、文明化された男女関係であるとして一部の知識人に受容されはじめたこと、後者は恋愛至上主義的「恋愛結婚」が「家」からの解放であると同時に個人を抑圧するようなものとして一般に普及していたことを明らかにした。両研究ともに、分析対象が知識人の言説である点、明治期において「恋愛」と配偶者選択の結びつきは希薄であるとしている点は共通している。

2.1.1 西洋化のための恋愛結婚

明治期の史料において提示されたロマンティック・ラブとはいかなるものなのか。西欧近代のロマンティック・ラブについてノッター（2007b）は、Stone（1979=1991）らが示唆する「ロマンティック・ラブ複合体」（romantic love complex）からまとめている。

第一に、「真の愛」の対象は一人しか存在しない、つまり、世界中のどこかに運命によって定められた掛け替えのない相手が存在するということである。第二に、その運命の相手に出会う際に「一目惚れ」という形で、その相手が生涯の「真の愛」の相手であるということが瞬間的に直感でわかる。そして第三に、「愛はすべてを克服する」というように、あらゆる事柄より愛が優先されるべきであり、特に配偶者選択の場合は物質的利害ではなく、愛のみによるものでなければならない（ノッター 2007b: 26）。

明治期の知識人に受容された「恋愛」は、このような「ロマンティック・ラブ複合体」とは異なる。諸研究によると、明治期において「西洋起源」の「ロマンティック・ラブ」が受容され、翻訳語として「恋愛」があてはめられた。そして、この「恋愛」が知識人たちに高尚なものとして受けとめられ、同時にそれまで日本に存在していた「愛」の観念が変化したことを示した（宮地 1977; 柳父 1982; 佐伯 1998）。たとえば、柳父章（1982）は、明治に創刊された『女学雑誌』を資料に、そこに関わった巖本善治や北村透谷といった知識人が、「高尚」な「love」と、日本通俗の「卑しい」、「不潔」である「恋」や「色」とを区別することを強調するために「恋愛」という新しい言葉を用いたと結論づける。佐伯順子（1998）は文学作品を資料に、「恋愛」、「愛」を日本語のなかに定着させたのは、伝統的な日本をより文明化した社会に「改良」しようとする意識であったと指摘している。つまり、「西洋的」な価値をもつ「恋愛」、「愛」の受容の背景を、進化論的人間観、キリスト教などの「西洋的」価値観の崇拝、男女平等を理想とする近代的ヒューマニズムなどに

見いだす。そして、キリスト教フェミニズムの立場にたつ知識人にとって、「愛」は「同等の地位」の男女にのみ実現するものであったと結論づける。このような佐伯と柳父の見解から、明治期の「恋愛」は、「ロマンティック・ラブ複合体」の主要な信念とは異なり、日本的な「卑しい」伝統を脱し、欧米的な文明化された社会へと変革しようという希求を通して受容されていったことがわかる。

それでは、明治期の知識人たちは「恋愛」と配偶者選択とをどのように結びつけていたのだろうか。江刺昭子（1989）や佐伯（1998）によると、明治末期の女性知識人は、親が決定する「脅迫結婚」から女性を解放し、自分が選んだ相手との「幸福な結婚」を実現する「自由結婚」を提唱していた。しかし、それは「愛にもとづく結婚」というよりも、その決定権を結婚する本人が握るかどうかという意味での「自由結婚」に近かった（佐伯 1998: 318）。

2.1.2 恋愛至上主義

佐伯の研究に対して、菅野聡美（2001）は明治期よりも大正期を分析対象にするべきだと批判し、文学作品というフィクションではなく、大正期の恋愛論などの評論というノンフィクションを分析する。菅野は「明治期に輸入された『恋愛』の帰結が明瞭なかたちで表われてくるのは、もっとのちの大正期」であり、「新思想がすべて流行し定着するわけではなく、普及や定着には時間がかか」と批判する。大正期には、知識人たちによる「恋愛論」が興隆し、そのなかで結婚のきっかけとしての「恋愛」が具体的な問題として議論されていた。さらに、心中を含む「恋愛事件」が続発したことを根拠に、菅野は大正期を「西洋型恋愛の到達点」²¹とする（菅野 2001: 9-31）。さらに菅野は、明治期に『女学雑誌』で提示された「愛」は、家庭や夫婦と結びつくものであり、しかもそれは欧米的なものではなく、夫婦の「和合」を説く「徳川時代の道德意識と滑らかにつながっている」として、佐伯らと異なる見解を示している。そして明治期では、北村透谷が提唱した「家庭や結婚とは結びつかない『愛』」よりも、「家庭と結びつく『愛』」の方が一般的であったと指摘している（菅野 2001: 64）。ここに、明治期の「愛」を「西洋起源」とみる佐伯らと、日本の伝統とつながるものとみる菅野との意見の対立をみることができる。

では、もう少し詳しく大正期の「恋愛結婚」研究をみていこう。大正期の「恋愛結婚」に関する諸研究は、雑誌や書籍で恋愛論を展開した知識人と、女性解放を謳う女性知識人を対象にしたものがある。

知識人たちは家族や家長の意志からなされる結婚に批判的であったため、欧米的な「恋愛結婚」を受け入れ理想化した。知識人たちの批判は、家族制度の規範よりなされる「見合い結婚」「仲人結婚」²²に起因する。大正期の「恋愛結婚」の諸研究によると、「家」のための強制的結婚から解放するものとして「恋愛結婚」が賛美され、それが恋愛至上主義へと結びついていた。たとえば、厨川白村の『近代の恋愛観』（1922）をみると、恋愛至上主義とは「恋愛」が必ず結婚、性関係、生殖に結びつくという考えであり、それは同時に「恋愛」以外の配偶者選択を罪悪視するという見方であることがわかる（厨川 1922: 12-22）。厨川は、「恋愛」、「愛」のない結婚や夫婦生活を「売淫生活」とみし、結婚後に生じる「愛情」も否定する。たとえ親の強制ではなく、当事者に結婚の決定権が与えられていても、このような結婚を「肉体の性交から発足しているという恥ずべきもの」、「雌馬と種馬の交尾と同じ」だとする（厨川 1922: 28-29, 71）。このような傾向について菅野は、「恋愛結婚論の論理」が、因習やさまざまな束縛を打破し、「個人」を解放する方向性をもって提示されていたが、同時に「恋愛」と「恋愛結婚」を正統化するために「正しい恋愛」が掲げられた結果、「多くの『べき論』が氾濫し、『正しい恋愛』は多大な努力と義務を要する壮大な目標となった」と指摘する。つまり、「恋愛結婚」は個人の自助努力を求めるものとなり、その目標は、「個人を解放するどころか新たな抑圧をもたらすことになった」とする（菅野 2001: 218-219）。

女性の解放を謳う女性知識人たちを分析した諸研究によれば、彼女たちは「家」のための結婚による女性への呪縛を取り去り、自らの意志で人生を切り開くために女性の自我の確立を目指していた。当時、女性は自由意志で配偶者を選ばず、嫁は舅姑、夫、子に仕えるものとみなされていた。彼女たちはこのような現状²³に異を唱えて、従来の結婚制度から女性を解放する動因として「恋愛結婚」を称揚したのである。それと同時に厨川と同様、彼女たちも「恋愛」にもとづかない結婚、性関係、生殖を罪悪視し、さらに正統な「恋愛結婚」につながる母性や貞操などの価値を女性に押し付けていった（桑原 2003, 2006; 宮森 2004）。

「恋愛結婚」に関する分析を発展させて、恋愛至上主義の「恋愛結婚」が優生思想と表裏一体の関係にあったという知見を示した諸研究がある。これらの諸研究は、「恋愛結婚」の理想化と同時に、個人が自ら進んでその生を国家に拘束させるという抑圧を内包していたことを指摘した（加藤 1997, 2004; 桑原 2003, 2006; 宮森 2004）。これらの諸研究は知識人によって書かれた資料を分析し、その結果、「恋愛結婚」が優生思想を背景として「国

家」と結びついた「優生結婚」でもあったと指摘している。この優生思想的「恋愛結婚」とは、「恋愛結婚」によって起こる生殖が「優秀な国民」を産み出し、結果として国家に「幸福」をもたらすというものである。

これらの諸研究によれば、この優生思想的「恋愛結婚」に影響を与えたのはエレン・ケイである²⁴。ケイは、自由に選択しあった男女が「相互の愛情を通じて、お互い自身と種族を幸福にしようと志す」結婚を理想とし、「精神と肉体の結びつきが融合した生殖欲」を伴った「恋愛」こそが、生命を生み出し「種族」に繁栄をもたらすとする (Key 1903=1973)。加藤秀一 (1997, 2004) によれば、明治末期に「新しい国家を支えるにふさわしい『倫理』」である一夫一婦制が、「善良の子」を育み、日本人全体の「人種改良」、「健康な子孫の繁殖」を実現するという見方があらわれていた (加藤 1997: 205-217)。ケイの影響から大正期には「恋愛結婚」言説が日本という国家の「未来を担うべき子孫の人種的改良」につながっていた (加藤 2004: 164)。

このように「恋愛結婚」の歴史社会学的研究は、知識人が提示した恋愛至上主義の「恋愛結婚」が、「家」からの解放と新たな抑圧というパラドックスを内包していたことを指摘した。これらの諸研究は、個人主義的に思える「恋愛結婚」であっても、その属する社会からは自由ではないということを示唆した点で意義がある。

それでは、明治期から戦前にかけて庶民は「恋愛結婚」をどのように認識し、どのように語っていたのだろうか。まず、早川紀代 (1998) は、明治初期の新聞投稿欄を資料に分析した。早川によると、「恋愛」、「愛」のある結婚の実現は、欧米と肩を並べる市民社会や国民国家の形成につながるとされていた。たとえば、「恋愛」、「愛」のある結婚を志向することによって、一夫一婦の制度化、妾・娼妓制度の廃止、男女同権の確立につながるという主張があった (早川 1998: 15-58)。大正期の庶民については、新聞・雑誌の身の上相談欄を資料にした「思想の科学研究会」(1956) と早川 (1998) をあげることができる。これらの研究によると、身の上相談欄にみる大正期の「恋愛結婚」は、「家」の規範から脱しようとする「個人」の希望としてあらわれ、その多くは「見合い結婚」と「恋愛結婚」との葛藤によって構成されている。さらに、そこには、女性は結婚するまで「処女」でなければならないという性規範から生じる悩みや葛藤があらわれていた。

ここまでみてきた諸研究は、戦前の一部の知識人や庶民がどのように「恋愛結婚」を受け止めていたのかを実証しようとした点で意義のある研究である。

2.2 「友愛結婚」の歴史社会学

2.2.1 「恋愛」と「見合い」の複合性

しかし、2000年以降、「恋愛結婚」の歴史社会学の諸研究さえも陥っている「常識」を問い直すべきだという指摘があらわれる。この「常識」とは、「見合い結婚」と「恋愛結婚」という二項対立図式で近代日本の結婚をとらえる視点のことである。デビット・ノッター(2001, 2007b)や大塚明子(2003a, 2003b)は、この「常識」を問い直し、大正期には「恋愛結婚」という理想はあったが、あくまでそれは理想で終わり、日本の近代的結婚は、「友愛結婚」であると主張する。そして、日本においては「友愛結婚」のような、当事者らの自由選択に親の意志を滑り込ませるような、「恋愛」と「見合い」がはっきりと区別できない結婚のあり方が理想とされていたということを明らかにしたのである。

では、「見合い結婚」と「恋愛結婚」の二項対立図式によって生じる問題とは何か。ノッターはこの二項対立が日本の社会学のなかで「常識」となっているため、学問的用語としての「恋愛結婚」に潜む問題が問われず、その意味が曖昧かつ短絡的に論じられていると批判する。ノッターによれば、既存の研究では「恋愛結婚」が、たとえそれが情熱的な恋愛にもとづいた選択でなくても、当事者の「自由選択」にもとづいた結婚を意味する用語として使われている。しかも、その「自由選択」をする際に親が何らかの拒否権を握っている場合でも「恋愛結婚」とみなされている²⁵。そしてノッターは、近代日本において「恋愛結婚」へとつながる「恋愛」、「愛」は、欧米的な「ロマンティック・ラブ複合体」とは異なり、友愛的なものであったと主張する²⁶(ノッター2007b: 59-120)。

ノッターの指す「友愛結婚」は、ストーンが提唱した「友愛結婚」(companionate marriage)という用語からの借用であり、ノッターはこの「友愛結婚」を以下のように解釈している。

一五〇〇年～一八〇〇年の英国における結婚の変遷を分析したストーンによると、家庭内の家父長権の力が低下すると同時に、妻が夫に服従するというそれまでの家庭のパターンと違った、妻と夫のパートナーシップを特徴とするような、夫婦を友情や愛情で結びつける「友愛結婚」が求められるようになったという。そして、「友愛結婚」の交流は配偶者選択の基準の変化にも反映される。つまり、個人の幸福や夫婦の愛情を優先させる立場から、配偶者選択における意志決定権が次第に両親から結婚する本人に移行されるに至った。ストーンによると、英国の貴族や中産階級の上層部において、一六六〇年までには配偶者選択過程における変化がみられた。当時はまだ親が自

分の子どもの配偶者を決めてはいたが、以前よりは、子どもの幸福を重視するようになったために、子どもに拒否権を与えるようになっていた (Stone 1977: 272)。(ノッター 2007b: 65-66)

ノッターは、大正期の『婦人公論』に提示されていた「恋愛結婚」の意味内容が、このストーンの「友愛結婚」と近似していると指摘する。『婦人公論』では、完全に親に決められた見合い結婚の場合でも、本人の意志が尊重される、もしくは、結婚後、夫婦間に「多少の愛情」が生まれると「恋愛結婚」だとみなされていた。そして、ノッターはその恋愛結婚観を友愛結婚型「恋愛結婚」言説として説明する。(ノッター 2007b: 65-66)「友愛結婚」の歴史社会学は、このようにストーンのいう「友愛結婚」の特徴と同じような、結婚する当人に拒否権を与える結婚が近代日本においてどのように提示されていたのかを分析する (ノッター 2001, 2007b; 大塚 2003a, 2003b, 2004)。これらの諸研究が分析対象にしているのは、1916 (大正 5) 年創刊の『婦人公論』と 1917 (大正 6) 年創刊の『主婦之友』であり、両誌は大正期の新中間層の女性を読者に持つ²⁷。それでは、これらの婦人雑誌を分析した結果、何が明らかになったのかをみていこう。

2.2.2 「家庭」志向

ノッターによれば、両誌では「神聖なる『家庭』とその支えとなる温かい夫婦関係」を目標にした配偶者選択、情熱的な「恋愛」よりも「友愛結婚」にふさわしい「幸福」や互いの「理解」を重視する配偶者選択が理想とされていた。つまり、「ロマンティック・ラブ複合体」を信条とする「愛」による結婚ではなく、対等な「人格」同士の結合からくる「愛」による結婚が望まれていたのである。(ノッター 2007b: 83-90)。ノッターは友愛的結婚観が提示された背景には、「家庭」を理想とする意識の発生があったとする。第 1 節で示したように、牟田と小山によると、大正期の新中間層の間では、夫婦や親子の愛情に満ちた「家庭」、「ホーム」が理想とされていた (牟田 1996; 小山 1999)。ノッターはこれらの研究を引き継いで配偶者選択における「恋愛」、「愛」と「家庭」との繋がりに焦点を当てる。

もちろん、両誌に恋愛至上主義的な「恋愛結婚」を理想化する言説もあらわれていた。1916 (大正 5) 年から 1920 (大正 9) 年までの『婦人公論』で、「恋愛結婚」という用語は、「見合い結婚」において結婚する当事者の意見が尊重された結婚として用いられていた。

1921（大正10）年に恋愛至上主義が活字メディアで取り上げられるようになると、「恋愛結婚」は「恋愛」をきっかけにした自由な配偶者選択にもとづく結婚だけを指すようになっていた（ノッター2007b: 65-72）。しかし、恋愛至上主義的「恋愛結婚」は両誌において理想で終わってしまった。ノッターによると、恋愛至上主義的「恋愛結婚」が賞賛されるなかで、「男女交際」は必要だという議論がなされるようになっていた。『主婦之友』では「男女交際」は「教養」や「人格の向上」のために必要なものとされていた。『婦人公論』では「恋愛結婚」は賞賛すべきものであり、そのための「男女交際」は必要であるが、情熱的な「恋愛」や「男女交際」は危険であるというジレンマがみられた。ノッターがあげる情熱的な「恋愛」が危険だとされた要因には、当時の新聞や雑誌で恋愛の絡んだ事件やスキャンダルが多くとりあげられたこと、女性の「純潔」への価値付与があった。つまり、情熱的な「恋愛」が「純潔」を毀損する危険なものだとみなされたために、情熱的な「恋愛」を経た「恋愛結婚」はあくまで理想で終わってしまったのである。こうして、両誌では「純潔」を毀損することなく、教養のある男女がお互いに人格を高めあうための「男女交際」が奨励されていった（ノッター 2007b: 70-77, 83-88）。

大塚（2003a, 2003b）は「友愛結婚」が導入された背景を分析している²⁸。大塚は、友愛的な結婚が模索された原因を、「親などの保護者が全く介入せず、完全に当人同士に決定をゆだねる『自由結婚』」が「大きなリスク」を伴う社会状況があったことに求める。その社会状況とは、第一に、男女隔離、女性が純潔を損なうリスクを避けるため、「恋愛結婚」に必要な男女が出会い、交際する機会がもたれなかったこと、第二に、1898（明治31）年の民法公布の後も法制度が日常生活に定着しなかったため、結婚と同時の入籍という手続きがまだ浸透しておらず、婚約不履行や結婚詐欺などが多発したこと、第三に、医療と医療に関する知識が未発達で、治療法が確立しないさまざまな病が遺伝だとみなされていたため結婚相手を慎重に選ぶようになっていたことがあげられる（大塚 2003a: 3-7）²⁹。

さらに、「友愛結婚」の諸研究は、このような友愛的な結婚の提唱が「見合い結婚」のあり方も変化させていたことを示す。この知見が登場するまで「見合い結婚」とは親への「孝」という儒教的理念にもとづく配偶者選択であり（川島 1957: 88-93）、それが「家」の存続のためになるかが重視され、当事者同士の付き合いや意志のない状況で決定されるもの（川島 1954）とみなされていた。大塚によれば、『主婦之友』において上記の「自由結婚」のリスクを回避しながら、「愛」ある結婚を実現するために最善策が提示された。第一に、読書会や音楽会を通して親の監督のもと家庭内で交際する方法であり、当人同士が十分に交

際して互いの「人格」を判断するためになされる「家庭的グループ交際」である。第二に、第一策の次善策であり、当人同士の十分な接触のうえで「人格」を理解し、当人たちの意志を十分に尊重して最終決定をくだすという「見合結婚の改革」が推奨されていた（大塚 2003a: 7-10）。

また、「見合い結婚」は明治末から大正期にかけて地域、階層を超えて広がっていったことから³⁰（柳田 [1948] 1990: 147-53; 湯沢 1994; 2003: 93）、近代を特徴づける結婚であると指摘されている（Blood 1967=1978; 上野 1995）。このような指摘がされつつも、「見合い結婚」がどのように庶民に浸透したのかを示す実証的な研究はほとんどなされてこなかった（上子 1991: 13）。阪井裕一郎（2009）はこのような既存研究の残された課題を明らかにしようとする。阪井は「見合い結婚」³¹という理念が「正しい結婚」として人びとによって正統化、制度化、規範化される過程を礼儀作法書などの出版物を資料³²に分析する。戦前の結婚を一括して「不自由婚」と考察する川島（1954）に対して、阪井は、「伝統的」な「武士的儒教道徳」の普及という単純な図式による考察であると批判する。そして、「見合い結婚」の制度化に内包される、「家」を中心とするような「家族主義」と、「個人主義」の理念との「重層性」に着目して考察する（阪井 2009: 91-92）。具体的には、「仲人」を介した「見合い結婚」の正統化の軸として「文明／非文明＝野蛮」が提示され、そこで「媒酌人を立てない自由結婚」と、「本人の意思を無視した家や親の都合で決められる結婚」のどちらも「非文明＝野蛮」とする矛盾が生じていたことを明らかにした。そして、この矛盾を解消する形で「自由結婚」でも「強制結婚」でもない、「親の意志＝家族主義」と「本人の意志＝個人主義」の両者を尊重する「見合い結婚」が「正しい結婚」として規範化していった。阪井は「愛」に関連した結婚ではなく、「見合い結婚」の言説に着目して分析を進めた。その結果、「見合い結婚」とは仲人の存在によって、結婚する本人の「恋愛」が社会的承認を得ていることを示す結婚であったことを明らかにした（阪井 2009: 96-101）。

ここまでみてきた「友愛結婚」の歴史社会学の研究をみると、大正期の新中間層を読者に持つ婦人雑誌か、明治期の礼儀作法書などの出版物だけが分析対象とされている。「友愛結婚」の表出やその影響が新中間層のみなのかどうかを検証した研究として奥井亜紗子（2004）をあげることができる。奥井は農村向け月刊雑誌『家の光』³³を資料として、戦間期の農村青年層が都市における「近代家族」的な「恋愛結婚」や「友愛結婚」言説をどう受容していたのかを分析している。それまでは、戦前の農村家族は伝統的な家父長制家

族の典型として描かれており（丸岡 1953）、夫婦間の横のつながりにおける情緒的パートナーシップは重要でなかったと、あるいは、若者組の統制のもとであるが³⁴、ヨバイなどの比較的「自由」な配偶者選択がおこなわれていたと考えられてきた（柳田 [1929] 1990; 有賀 [1948] 1968; 川島 1957; 瀬川 [1957] 2006 など）。奥井はこのような研究の流れのなかで、農村社会の人びとが「近代的な恋愛・結婚観」を受容・実践する背景やその動機を考察する。

奥井の分析の結果、『家の光』には都市新中間層が理想とする友愛結婚観が示されていた。奥井によれば、都市での結婚観に同調をもたらしたのは、「家」のためになされる仲人を介した「見合い結婚」への不満だった。明治末年からの若者組の弱体化³⁵、ヨバイを「蛮習」とする意識によって、農村の上層にのみみられた「家」同士の結婚が昭和期には一般農民に浸透していたのである。この近代的結婚観の受容には男女差があった。未婚男性は「見合い」の場合に最終的な選択権を求める程度の「友愛結婚型『恋愛結婚』」であり、相手には「家」との調和や「農家の嫁」としての役割を求めるのに対して、未婚女性はより主体的な配偶者選択を行いたいと考える「恋愛至上主義型『恋愛結婚』」であり、相手には「人格」や相性を求めている。このような男女差の背景には未婚女性の農家忌避志向と、それによる未婚男性の結婚難があった。未婚男性は未婚女性の農家忌避志向が高まるなかで、この忌避志向がなく、百姓仕事を嫌がらない女性を求めている。未婚女性は都市の近代的な価値観にあこがれながら、それが叶わないという葛藤から、せめて農村における生活やパートナーシップへの意識を「主体的」に改善しようとし、この生活改善の意欲を共有できる「人格」ある青年を、自分自身で選びたいという希望を持っていたのである（奥井 2004: 64-68）。

ここまで、「友愛結婚」の歴史社会学が明らかにしたのは、明治期から 1930 年代までに、第一に、結婚する当事者の意志を尊重し、結婚後の「家庭」における夫婦間の情緒的な絆を重視する「友愛結婚」、第二に、親と、結婚する当事者のどちらの意志も尊重し、「見合い」という正統な形式を経たことを重視する友愛結婚型「見合い結婚」、第三に、都市への憧れと農村にとどまらなければならない葛藤から、せめて農村の生活を向上、改善させようという意欲から派生する生活改善志向型「友愛結婚」などがあらわれていたということである。「友愛結婚」という結婚観は、恋愛至上主義型「恋愛結婚」から情熱的な側面を抜き取り、親の意志と、結婚する当事者の意志を調和させながら、現実の社会状況に即しながらも近代的な結婚をしようとする志向により生じていたといえる。

本節で取り上げた近代的結婚観の諸研究の整理から、「恋愛結婚」と「友愛結婚」の歴史社会学が共有する近代的結婚観の要素を導き出すと以下のようになる。知識人の著作を分析した研究によると、厨川白村に代表される男性知識人、「新しい女」などの女性知識人は、「家」による強制的な結婚から個人を解放する方向性をもって、恋愛にもとづく結婚の実現を提唱していた。当時の婦人雑誌を資料とする近代家族研究は、大正期に支持されたのは恋愛至上主義的結婚観ではなく、「家庭」³⁶を志向した友愛的結婚観だと指摘している。婦人雑誌では、恋愛至上主義者の「恋愛」は性欲から派生した不安定な情熱だとみなされていた。そこでは、「教養」と「高い人格」をもつ男女が、相互理解によって「一心同体」になることが理想とされていた。そして、新しい見合い結婚の方法が提唱されるものの³⁷、本人の意志が重視されない「家」本位の結婚を否定すること、あくまで「本人の拒否権」を尊重することが原則となっていた（大塚 2003; ノッター 2007b）。「庶民」の近代的結婚観を分析する諸研究は、専ら新聞・雑誌の相談記事を資料としている。これらの諸研究によると、記事の多くは、強制的な見合い結婚と恋愛との葛藤が中心であり、恋愛結婚を「家」の規範から脱しようとする「個人」の希望として位置づけている（思想の科学研究会 1956; 早川 1998 など）。

ジョン・R・ギリス（Gillis 1985=2006）は、ストーンやショーターに対して、結婚のパターンを単純化しているため、結婚にまつわる、葛藤、試行錯誤などに着目していないと批判する。欧米の既存研究に対するギリスの指摘は、結婚の歴史についての単一直線的な、つまり単純化した見方しかしていないというものだった。ギリスは、夫婦の絆をめぐる試行錯誤、夫婦の理想の「ひび割れ」をもっていなかったのだろうかと指摘し、イングランドとウェールズの文化のなかで、「普通の女性たちと普通の男性たちがその異性愛に、相互に満足すべき秩序をもたらそうと試行錯誤しているその方法の非常に大きな多様性」を明らかにしようとする（Gillis 1985=2006: 1-10）。ギリスがイングランドとウェールズにおいて示唆したように、本節で取り上げた諸研究が示すように、戦前日本において配偶者選択の複数のパターンや、重層化する価値観があるなかで、複合的な価値観が相互に作用した配偶者選択の方法が提示されていた可能性を示唆することができる。本論は単純な近代化論に陥らないように分析するというギリスの問題を共有している。ただし、本論で目指されているのは、複数のパターンを見出して、多様な配偶者選択のあり方を見出すことではない。そうではなく、配偶者選択にかかわる社会関係と価値観が提示されるなかで、

伝統性と近代性がどのように配置されていたかを明らかにすることを重視して分析する。

第3節 本研究の課題——配偶者選択の歴史社会学に向けて

第1節でとりあげた研究の成果から、第一に、伝統性か近代性かという二者択一的に問いを発するのではなく、複数の家族形態とその心性のパターンが存在する可能性を念頭に置く必要が、第二に、それらのパターンはどのように相互に作用していたのか、どのような葛藤を生んでいたのかという問題を実証的に検証する必要があるという示唆を得た。本研究は、このような先行研究の視点を引き継ぎながら、伝統性と近代性は相反するという視点を前提とせずに配偶者選択を分析する。

これまで筆者は明治、大正期の「新しい女」の代表格である平塚らいてうについて、近代的結婚観を表出しながらも、近代的価値観と伝統的価値観、西欧的価値観と日本的価値観とが混在する家族で育ち、それらの価値観のなかで揺れ動き、葛藤する姿を検証してきた。婦人解放思想を牽引し、西欧的思想を紹介した平塚でさえも、複合的な価値観のなかで葛藤し、法律によらない事実婚によって家族を形成しながらも、その葛藤から逃れられなかったのである（桑原 2012）。明治政府による法律と戸籍制度の制定、義務教育制度の整備と修身教科書による家族規範の流布、近代活字メディアの全国的な拡大などに伴って、さまざまな価値観にさらされたのは、平塚のような特殊限定的な人びとだけでなかったであろう。

第3節では、第1節でたどってきた、複合的な家族形態とその心性のあり方を視野にいれながら、第2節の配偶者選択の歴史社会学の先行諸研究を批判的に検討することを通して、近代日本の結婚観を明らかにするために、残された課題と、本論の意義を提示する。

3.1 結婚観が示される言説空間の問題

3.1.1 近代的公共空間としての活字メディア

第1節でみた、諸研究の知見の違いは、分析の対象や方法、問題関心や理論的背景の違いによってもたらされていた。1930年代から1960年代の民俗学や農村社会学の系譜に連なる諸研究は、伝統的な庶民の家をあつかった。敗戦後の1940年代半ばの研究は、武士階級的家族制度に焦点を当て、民主化のための啓蒙的視点によって伝統的「家」を問題としていった。1950年代の末からこの視点は、修身教科書言説などの国家が形成したイデオ

ロギーに焦点を当て、近代国家が創りだした「家」の抑圧性を問題としていった。1980年代半ばから欧米の心性史、家族史、歴史人口学、フェミニズムの影響を受けた研究がなされる。それらは国家が形成したイデオロギーに注目し、そこで創られた「伝統」としての「家」を問題とする。もしくは、婦人雑誌を分析対象に西欧近代的な「家庭」が登場したことを示した。さらに 1990 年代半ば以降に、この伝統性と近代性の議論をふまえて、伝統と近代が二律背反する価値観でなかったこと、その複合性を修身教科書、宗門改帳や人別改帳などの分析から実証的に示していったのである。

1980 年代半ば以降の研究において、配偶者選択に関わる結婚観は次のような資料によって分析されている。欧米・文明社会志向型「恋愛結婚」は、明治期の文学作品や『女学雑誌』などの知識人の言説（柳父 1982; 佐伯 1998）、新聞投稿欄（早川 1998）にみられた。投稿欄の投稿者と読者は、一般庶民というよりも、官員、士族、豪農、教員、学生など、当時では限られた「上級社会」の「知識層」であったという（早川 1998: 223-254）。恋愛至上主義型「恋愛結婚」と優生思想型「恋愛結婚」は、大正知識人が著した「恋愛論」、婦人解放論、性科学論を資料にしている（菅野 2001; 加藤 2004 など）。限られた人びとによって著され、限られた人びとが目にするものだった明治期の資料に比べ、大正期は多くの知識人に著され、ベストセラーになったという点から、比較的多くの人びとが目にする資料であったことがわかる。

「友愛結婚」、友愛結婚型「見合い結婚」論は、大正期の『主婦之友』と『婦人公論』を分析対象にしている（大塚 2003a; ノッター 2007b など）。これらの雑誌は少なくとも中等教育を受けて読み書きのリテラシーを身につけ、雑誌・新聞などを購読する経済的余裕を持ち合わせていた新中間層の女性を購読層としており、記事の内容も都市に暮らす新中間層の家族像を中心に構成されていたと指摘する（寺出 1982: 57; 小山 1991: 163; 木村 1992: 235）。両誌の違いについて、『主婦之友』は大正期の大衆婦人雑誌を代表するものであり、『婦人公論』は高学歴女性やその他の知識階層に読まれていたと推測されている（前田 1989: 155-159; ノッター 2007b: 63）。また、阪井は、すでに明治期の礼儀作法書に友愛結婚型「見合い結婚」言説が登場していたと指摘する（阪井 2009）。生活改善志向型「友愛結婚」論は、昭和初期に創刊された農村向け月刊雑誌『家の光』を資料としている（奥井 2004）。この『家の光』の読者は、新中間層の読む雑誌の言説にも影響を受けていること、また都市に移動して新中間層になる可能性があったことから、新中間層予備軍と位置づけられる。

これらの研究は、分析対象そのものを歴史化してその位置づけを問う視点を欠いている。活字メディアが近代的公共空間として、結婚観といった私的な問題を語るにたりえる場となった過程やその理由は問われていないのである。これまでの研究では、伝統性と近代性との間で人々が葛藤していたとしても、活字メディアが、なぜ、いかにして知識人以外の人びとが私的な問題を語り、吟味し、自らに起こり得る問題を参照する場として成立したのかを問い直してはいない。

既存研究が分析対象としてきた資料のなかで、近代的公共空間である活字メディアである「身の上相談」は有効な分析対象である。落合、牟田、平井らの研究成果によって、「近代の『家』制度に現れた近代性（「近代家族」的要素）と伝統的要素の関係を考える補助線が準備された」（平井 2009：14）といえるが、配偶者選択に関わる結婚観の歴史社会学的分析にとって、この関係を捉えることは非常に重要である。重要であるからこそ、思想の科学研究会や早川が分析した「身の上相談」を分析することは、「近代家族」的要素と伝統的要素との間で揺れ動く投稿者、その揺れに二つの要素を踏まえながら解決を提示しようとする回答者、その投稿と回答のやり取りによって、妥当だとして提示されていた結婚観を分析することが出来る。このような意味で、いかに「身の上相談」が本論の目的にとって意義のある資料であるかをしめす上で、「身の上相談」を歴史化し、この近代的言説空間がいかに形成してきたのか、いかにして配偶者選択のあり方を提示していたのかを抑える必要がある。

そこで、本研究の第2章の課題の第一は、配偶者選択を歴史社会学的に分析し、「近代家族」的要素と伝統的要素の関係を捉え、その家族観の相互作用のなかで提示された配偶者選択のあり方を分析する上で、『讀賣』の「身の上相談」がいかに妥当な資料であるかを論じる。そのために、「身の上相談」という近代的公共空間である活字メディアは、人々が自らの結婚問題を提示し、自らの考えの正統性を求め、価値観を相互作用させる言説空間として成立した過程とその理由にせまる。

3.1.2 結婚観の受容と浸透

第2章の課題の第二について述べる。これまでの配偶者選択の歴史社会学の成果によって、明治期から戦前において、知識階層の語る偶者選択にかかわる結婚観が、新中間層に、あるいは一般に「受容」され、「浸透」、「普及」、「定着」していたように論じている。このような問題に関わって、「身の上相談」という言説空間において、どのような社会層の人び

とが、配偶者選択のあり方について語っていたのかを明らかにする必要がある。

これまでの研究において、大正期の恋愛論を研究する菅野（2001）は、分析対象の選定基準、流通地域、読者層などの論拠を示しておらず、また庶民の思想史研究は「庶民」をどのような属性によって定義するのかを示していない（思想の科学研究会 1965 など）。婦人雑誌を資料とする近代家族研究はその受容層を新中間層女性だとみなすが、その論拠に問題がある。たとえばノッター（2007）が論拠とした前田（[1973]1993: 215-218）は、年収を基準とした「新中間層」の世帯数と、婦人雑誌新年号発行部数とがほぼ同じであることから³⁸、その読者層が新中間層女性だと推測している。しかし、新中間層世帯数と婦人雑誌の発行部数が同じことをもって、その読者が新中間層女性であると判断することはできない。また大塚は『主婦之友』がターゲットにした読者層、および相談欄投稿者が新中間層女性であったことを論拠とする（大塚 1994: 245-246）。しかし、ターゲット層と購読者層とが必ずしも合致するわけではないという問題、とりあげた相談欄が七事例だけという問題がある。阪井（2009）は明治期の礼儀作法書など知識人の著した出版物をもとに「見合い結婚」が浸透する過程を分析しているが、それはもっぱら規範的な言説を中心にした分析であり、庶民への浸透については二次資料の民俗資料に頼っており、知識人の言説が主な一次資料となっている。加藤（1997, 2004）が分析している資料は、何を基準にして選ばれたのか、どれほど読まれた本なのか、書籍の位置づけや選定方法がまったく示されていない。庶民の「恋愛結婚」に関する語りを分析しているのは、新聞投稿欄を分析した思想の科学研究会（1956）と早川（1998）である。ただし、思想の科学研究会の大正期の記事は『都新聞』が5件（1918.9.10; 1918.10.20; 1922.1.28; 1925.3.29）、『主婦之友』が3件（1924.12月号; 1925.5月号; 1925.1月号）と資料が少ない。早川は大正期を分析する意義を、「一九一〇年代は明治国家編成期に再生産された新しい規範が官の取締りや学校教育、新聞雑誌などを通じて庶民の暮らしのなかに浸透した」からだとしている（早川 1998: 223）。しかし、分析対象は1914年から1917年の4年間の『讀賣』に掲載された「身の上相談」欄の記事に限られている。

このように、誰の語りが示されたのか、その語りが誰に向けられていたのかという問題が曖昧なまま、結婚観の分析がなされてきたのである。どのような人びとが、「身の上相談」に投稿していたのか、また、そのなかで結婚について投稿しやすい傾向があったのはどのような社会層の人びとか、それを受け取り、編集し、そこに回答をつけていた人びとを綿密に検討しなければならない。

そこで、本研究の第2章の課題の第二は、「身の上相談」の成立過程を概観するなかで、投稿者の社会層と回答者や編集に携わった人々の特徴を把握する。

3.2 配偶者を選ぶ主体の問題

3.2.1 配偶者を選択、決定する主体への照準

3.2と3.3では、第1節と第2節の整理から、配偶者選択の歴史社会学的研究のために、既存研究の残された課題を導き出す。ここ3.2では、先行研究が主題としてきた「誰が、どのように配偶者選択をしてきたのか」という問題に着目し、主体に関わる諸理論を概括しながら配偶者選択主体をめぐる分析視点を確認する。そのうえで、配偶者選択主体のあり方に関して残された課題を提示する。

大正期という変動期において、配偶者選択の問題は、どの主体にとって別のどの主体の選択なら信頼できるのか、どの主体が別のどの主体の承認を求めるのかという社会関係の問題に還元されていた可能性がある。第2節でみたように、大正期は本人の意志を尊重する結婚が理想化された時期である。また、当時は通婚圏が拡大したことにより、配偶者の選択肢が広がっていった時期である。このような状況において、「誰が選択するのが望ましいか」という選択主体の問題が主題化されたと推測される。通婚圏と選択肢の過度な拡大は、当事者もその親族もあまり知らない相手を選択することになり、選択に失敗するリスクを高めるからだ。問題はそれだけではない。選択肢が拡大すると同時に、自己自身による「自由」な選択が希求されると、逆説的に他者による選択への審判を許す可能性がある。自由を可能ならしめている条件について探求した議論である大澤真幸の『<自由>の条件』(2008)では、自由は「増えれば増えるほど減る」といった逆説を提示している。選択肢が過度に拡大した状況下では、逆に選択することが不可能になってくるのである³⁹。それでも「自由」であることを希求するため、行為者に合った選択肢を提供してくれる他者へ依存を強めて行く(大澤 2008: 109-120; 東・大澤 2003: 170-171)。

まず、主体について、フーコーが提示した近代的主体性を形成する「牧人＝司祭型権力」を基軸概念としながら、権力装置を通じて、とくに告白によって形成された個人の「主体化＝隷属化」のテクノロジーについて論じていこう。フーコーのいう「牧人＝司祭的権力」はいわば個人形成的権力である。この「牧人＝司祭的権力」によって形成される主体は、「自己のためによりよく生きようとする自己」である。この権力によって形成される主体は常に「主観性」をもって自己に気を配る。主観性とは、自己がモラルから逸脱しないか

どうか配慮し、常に自己は否定すべきもの、自己は解釈すべきものという自己批判を伴うものである⁴⁰。したがって、主体化とは自己に内在する他者の視線に自らの意志で従うものであり、さらに内面化された「肉体＝誘惑」が道徳から外れないかどうかを意識することである。つまり、常に自己についての自己意識に気を配らせる自己の形成なのである。司祭に向けられていた個人の内面性の絶えることのない告白は、自己の真理を自己意識によって常に配慮する形で近代的個人に引き継がれる。したがって、「牧人＝司祭的権力」によって、自己は自己の安全のために、よりよく生きるために、逸脱しないように自己の内面性に常に気を配る。そのために自己が自己の内面性に隷属するという「主体化＝隷属化」が組織化されていた（Foucault 1984=1987；中山 2010：105-146）。このように形成された主体は、常に「正常な規格／異常な規格」を創出し続け、「異常」な他者を創出しなければ正常になれない、存在証明ができないものとなっていく。

しかしながら、大正期の「身の上相談」における配偶者選択主体を分析する照準に、そのままフーコーの「牧人＝司祭的権力」を用いることはできるのだろうか。なぜなら、近代日本において、自己のためによりよく生きようとする自己を形成するような権力装置、つまり個人形成的権力が成立していたかどうかという問題がある。また、フーコーのいう主観性の源泉には、キリスト教社会を前提とする「常に誘惑にさらされる肉体」や「告白の装置」があるという点にも留意しなければならない。

この点は、フーコー自身も日本で行われた講演会で指摘している⁴¹（Foucault・渡辺 [1978] 2007：161）。フーコーは「キリスト教社会におけるこのようなく牧人＝司祭制」と、極東における儒教の作用や役割を比較してみる必要」を説いている。そして、第一に、「この二つのものは時代的にほぼ同じ時期に起きた。十六、十七世紀にヨーロッパでく牧人＝司祭制」が国家の形態の成立に重要な役割を果たしたことは知られているし、それは日本の徳川幕府の政治体制のなかで儒教が果たした役割に似ているのではないかと、その比較を通して近似性を見いだせる可能性を示唆している。第二に、「同時にその差も測らなければならない」として、「儒教は、個人あるいは個人の属する社会的範疇のすべてに課せられるべき規則の総体を明確化することによって、社会全体の安定を目標とするが、く牧人＝司祭制」は、く牧人＝司祭」とく羊の群＝信徒」との間の個人のレベルでの厳密な服従関係を確立しようとする。く牧人＝司祭制」は、魂の教導その他の技術によって、個人形成的であるのに対し、儒教にはそのような作用はない」と述べている（Foucault・渡辺 [1978] 2007：161）。

このように、フーコーは〈牧人＝司祭的権力〉と日本の徳川幕府における儒教の作用に連続と断絶があることを示唆する。そして、ここで注目したいのは日本の儒教には西洋近代的な意味での「個人形成的」な作用がなかったとみなしている点である。しかしながら、フーコーは共通する部分と差異については具体的に言及していない。そして「もちろん、この問題はもっと深くきわめる必要のある重要な問題で、そのある要素は丸山眞男氏の研究のなかに読むことができる」として、それ以上踏み込んだ議論はしていない。

ここでフーコーが言及したのは丸山の『日本政治思想史研究』（[1952] 1983）である⁴²（柄谷 1993 : 53）。本書に流れる丸山の基本的な考え方は、伝統性や近代性は並列、併存し、二律背反する価値観ではなかったというものである。1950年代の時点で丸山は第1節 1.3 で論述した伝統性と近代性の複合についてすでに叙述していたのである⁴³。たとえば、丸山は、第一に、戦艦をつくるほどの高度に発達したテクノロジーを牽引したのは、アマテラスの神勅であり、近代技術と20世紀以前の国家神話とが共存し、協力しえたと、第二に、徳川時代の「底流」に着目すれば、その思想も「近代への引き続いた発展の相において」捉えることができると述べる。前者から西欧近代と日本の神話とが併存して近代化しきれない日本の政治思想が、後者から既に近世に近代的思想の発展が準備されていたことをうかがうことができる⁴⁴（丸山 [1952]1983: 377-406）。ここで重要なのは、丸山が同様の議論を『日本の思想』で展開した際に、家族国家観をとりあげていたことである。丸山は、この家族国家観という「前近代的なイデオロギーに奉仕する」ために新しいというだけで外来思想を際限なく摂取し、利用、活用していたと指摘する（丸山 1961）⁴⁵。そのように家族国家観が位置づけられるのであれば、1.3.2 で触れた川島（1957）と牟田（1996a）の家族国家観をめぐる解釈の違いが、なぜ生じたのかも理解ができる。

フーコーが指摘した「牧人＝司祭的権力」と日本の徳川幕府における儒教の作用との共通性と相違は、丸山が江戸時代における思想史に見いだした近代的思惟と前近代的思想との併存とを指していたのであろうか。フーコーが言及していないのでそれ以上は判断できない。しかしながら、第1節と第2節でとりあげた家族と結婚観に関する先行研究をたどると、フーコーが指摘したとおり、「牧人＝司祭的権力」によって形成された自己の内部でよりよく生きようとする「個人形成的」な自己はみいだせない。先行研究が示唆した「家」規範における選択の問題は、家長と当事者といったタテの関係と、非血縁者を含めた馴れ合いというヨコの関係とつながり、一方、近代的結婚観における選択の問題は、夫婦間の愛情というヨコの関係と、親の監督も引き受けるタテの関係とつながっていた。ここから

は、「自己のためによりよく生きようとする」「個人形成的」な主体は浮上せず、社会関係性を意識しながら「よりよく配偶者を選択しようとする」「家族的個人を形成する権力」による主体の姿が見出せる。「身の上相談」において親子や夫婦といった関係性に配慮する主体、「家」や「家庭」のためによりよく生きようとする主体を見出せる可能性がある。以下で詳しく論述する。

3.2.2 近代日本における配偶者選択主体

ここでは、伝統性と近代性の複合に着目し、個人がその属する社会関係に配慮するような配偶者選択主体のあり方が、近代日本に形成されている可能性を先行研究の検討を通してより説得的に議論していきたい。

第1節で取り上げた諸研究の整理から、明治から戦前までの家族形態とその心性は次のようにまとめられる。第一に、庶民層の伝統性を有した「家」と、それを支える「家の精神」や「人情的情緒」、第二に、武士層の封建遺制である儒教的「家」と、それを支える「忠孝」の理念、第三に、この伝統的な「家」が国家によって近代的に再生産された「家」と、それを支える「忠孝」の理念、第四に、都市の新中間層の西欧近代的な「家庭」と、それを支える「情愛」という新しい家族意識、第五に、これらの伝統性と近代性が複雑に絡み合い、相互作用しているとするというものである。第一、第二、第三の形式から、①配偶者選択は「家」や家族制度といった制度的な集団の組織の再生産に結びつくものであり、選択主体は家長や親である可能性がある。第四の知見から、②配偶者選択のあり方は、夫婦、親子（夫婦とその子ども）の情緒的絆を重視する「家庭」の形成を目指したものであり、選択主体は当事者である可能性、第五の知見を踏まえて③ ①と②が相互に関連した配偶者選択のあり方が提示され、親子関係と当事者関係どちらにも配慮した選択主体である可能性があることがわかる。

近世において親は子に対して配偶者を選択する力をもたなかったとする研究をみてみよう⁴⁶。近世後期の駿河国駿東郡の名主家の日記を分析対象にする大藤（2003）によると、1787年に結婚をめぐる親子間の訴訟事件が発生した際、父親が息子と「奉公女」との結婚に反対し役所に訴えた。この訴訟は父親が勝訴したにもかかわらず、結局、家の相続を心配した父親がおれて結婚を許したという。大藤はこの事例について「家の論理を体現した当主たる父親の意志と純粹に愛を貫こうとした倅の個人的意志とが対立し、最終的には、家の存続というこれまた家の論理からこの結婚は認められたのである」と考察している（大

藤 2003 : 275) 47。村落社会における親子間紛争とその解決方法⁴⁸から、近世後期の村落社会において配偶者選択について親はその属する共同体から制限を受け、親の子に対する絶対的な優位は保障されていなかったといえる。

配偶者選択を村落共同体が統制しなくなった後、親子間において配偶者の選択権めぐって、どのような葛藤が生じていたのか。第2節2.2.1でみたように、阪井によると、「日本の結婚の特色として『仲人』の存在を挙げる論者は多い」⁴⁹が、明治10年ころまでは、そもそも人口の一割未満に過ぎない武士階級の婚姻慣行でしかなかった媒酌結婚が、その後、しだいに地域や階層を超えて民衆レベルにまで広がっていった⁵⁰。その背景を阪井は、「見合い結婚」の制度化に内包される「家」を中心とするような「家族主義」と、恋愛を志向する「個人主義」の理念との「重層性」だと指摘した(阪井 2009: 89-92)。ここから、親子関係、夫婦関係を意識しながら「よりよく配偶者を選択させる」「家族的個人を形成する権力」によって、理想的な配偶者選択主体として「仲人・媒酌人」が構築されていることがわかる。

第2節2.2でみたように、ノッター(2007b)と大塚(2003a, 2003b)の友愛結婚観に関わる示唆から、配偶者選択の規範としての親による決定のなかに、子の意志を介入させようという親子間の情緒性を見出すことが可能である。親と結婚する当事者のどちらの意志も尊重する友愛結婚観は伝統性と近代性が二者択一的な関係にないこと、「見合い」と「恋愛」が二者択一的でないことを示したのである。さらに、友愛結婚観研究の知見は、これまで画一的に解釈されてきた「見合い結婚」でさえも、伝統／近代か、あるいは強制的か／当事者の意志を尊重するものか、「家」／「家庭」／「恋愛」のためかという多様な側面を包摂していたことを示した。大塚(2003a, 2003b)とノッター(2007b)らの議論にみる配偶者選択主体とは、結婚する当事者、とくに女性が「純潔」規範から逸脱しないように監督・保護しながら配偶者を選択させる親であり、その親のもと「家庭」を形成できる相手を選択する当事者である。「ロマンティック・ラブ複合体」(ノッター 2007b : 26)のような「恋愛」に価値を付与して、当事者が自由に選択することは親にとっても当事者にとっても「純潔」規範を逸脱するというリスクを伴う。ノッターらが明らかにした友愛結婚観は、このように「純潔」を侵害するような当事者選択を排除しながらも、常に親と当事者にとってよりよい配偶者選択をするように気を配る選択の主体のあり方なのである。

以上のように、諸研究の知見をみると、近代日本において伝統性と近代性が相互に関連した、親子関係と当事者関係どちらにも配慮した選択主体が提示されていた。フーコーの

いう「牧人＝司祭的権力」は「自己のためによりよく生きようとする自己」を形成する個人形成的権力であった。この主体は自己のために常に自己の内面性に配慮し続ける主体である。この主体と比較すると、先行研究が示した近代日本の活字メディアで提示された配偶者選択主体とは、親子関係と当事者関係どちらにも配慮しながら「親と当事者にとってよりよい選択をしようとする主体」である。筆者はこのような家族関係性に配慮する主体を「家族関係的主体」と命名し、近代日本の配偶者選択主体を明らかにするための分析枠組みとして位置づける。

この「家族関係的主体」は配偶者選択の際に、親子の関係性と当事者の関係性どちらにも気を配る。この「家族関係的主体」とは、親の監督のもとで配偶者を選択すべき主体であり、同時に当事者の情緒的絆によって「家庭」を形成できる配偶者を選択すべき主体である。したがって、「家族関係主体」とは、「恩」「孝行」といった親子関係性、「愛」「恋愛」といった当事者関係性をめぐる規範に自らの意志で従うものであり、さらに「純潔」規範から当事者が外れないかどうかについて気を配らせる自己の形成なのである。友愛結婚観の諸研究が示した「家族関係的主体」とは、親と当事者にとって安全な相手を選択するために気を配り、逸脱しやすい当事者を規制しながら当事者間の情緒性を包含しようとする親や仲人であり、その親の保護と規制に従属しながら情緒的に結びついた夫婦関係を目指す当事者なのである。

ただし、ノッターらの「友愛結婚」観の議論では、情緒的に結びついた夫婦関係と、親に保護される子という親子関係に照準がおかれている。子からの親への恭順という視点から配偶者選択主体のあり方は構築されていなかったのかだろうか。また同時に、配偶者選択主体のあり方において、当事者の配偶者選択に関与しようとしていた主体は親だけなのか。その残された課題を明らかにする意義を以下に述べる。

3.2.3 親子関係と配偶者選択

それでは、近代日本における親子関係はいかなるものだったのか、親子関係に関する先行研究を概観し、家族関係的主体が配慮すべき親子関係性はいかなるものだったのか、親は血縁親だけだったのかをみていこう。

第1節でみてきたように、配偶者選択は「家」という組織の再生産のために重要であるため、親への「忠孝」「恩」をその根拠として家長による配偶者選択が行われているという研究がある。川島によると近代以前の「孝」は子の親への義務とみなされ、子が親から受

けた「恩」を返さなければならない上下関係であり、「親に対する子の恭順・服従」(川島 1957: 88-89)であったという。親などの「恩恵者は権利のみをもち」、その「受恩者は義務のみをおい、しかもその義務は無限の大きさをもち、恵みに対応する忠誠によって支えられねばならない」(川島 1957: 116)。親や家長によって結婚が決定されるということが、「『恩』として教えられまた意識される」(川島 1957: 92-93)。友愛結婚観の諸研究からこのような絶対服従の結婚観は提示されていなかったことがわかるが、川島の知見から、親への恭順という配偶者選択の主体のあり方も重要だった可能性にも留意すべきと言えよう。

一方で、このような絶対服従の親子関係ではない関係性も議論されている。姫岡によると、「徳川時代」の「封建道徳」においては「子の孝」のすすめでさえ親から一方的に要請されるものではなく、親の恩に子が恩返しをするというような「相互制約の関係」であった(姫岡 [1952] 1983: 120)。さらに、大正初期には親の慈愛へ「恩」を返すという保護と恭順の関係という観念が生じたことが指摘されている。たとえば、今田絵里香によると、1915年の『少女の友』において、子どもは子どもであるがゆえに親に孝行するものではなく、「子どもは親に愛されるがゆえにそのお返しとして孝行するのであり、愛さない親には孝行しなくてもいい」というような親子の関係性が語られていた(今田 2007: 95)。孝は親の愛情の結果という言説は『少女の友』以外でも語られており(有地 1986: 76-77; 尾花・広井 1994: 176-177)⁵¹、大正初期に相互の保護—恭順の関係性があらわれていたといえる。

このほかにも、情愛ある親子関係を示唆する知見がある。第1節 1.3.1 でみたように、平井(2008)は「家」の確立によって個人の所属とウチとソトの区別が明確になったこと、その結果、近親の親族関係の強化を導いたことを指摘した。この点を柳田も指摘しており、近世における家々の生産が孤立し、分裂したということは「少なくとも農山漁村にとっては、いたって近代の変化に他ならない」と述べる(柳田 [1937] 1990: 525)。柳田は『明治大正史—世相篇』において、分解し、縮小した「家」の親子関係は「昔の生き生きとした親の愛を蘇らせた」と述べ、情緒的絆の強化を示唆している⁵²(柳田 [1931] 1993: 299)。この親子関係の議論から、柳田は「昔」あった親から子への「愛」が「家」の分離という近代的な変化によって復活したとみなしている。大正期においては、親子の保護と恭順を結ぶものが、強制的な「孝」か、それとも情愛によるものかという揺らぎの時期であった。しかし、いずれにしても配偶者選択の主体のあり方には親からの保護によるものだけでなく、子の恭順に裏打ちされたあり方も提示されていた可能性がある。

それでは、このような親子関係は血縁親だけの間で形成されていたのだろうか。民俗学、農村社会学、家族社会学が提示した親子関係をたどると、近世後期から戦前の日本において、親子が生みの親とその子には限られない、むしろ非親族、非血縁者との親子のつながりを含みこんだ広い関係性であったことが論及されている。つまり、血縁親以外の親でも配偶者選択主体になる可能性があったのだ。

柳田（〔1937〕1990）は、親子＝オヤコが必ずしも生みの親とその子だけを指すものでなかったとする。柳田は、親の機能が親族や非血縁者に広がり、オヤコという言葉の意味内容も親族関係や非血縁者を含めた広い意味に変化したとする⁵³。そして、その原因として「家」の縮小をあげ⁵⁴、大農経営において「大親」が一身に持っていたあらゆる役目と力と機能は、直系家族的に狭められた小農経営の「家」になると、生みの親や「家」の外にある「親」に求められるようになったと述べる。生みの親は「大親」ほどの力も機能も持たず、また、子どももその生みの親も「世渡りの上に、いろいろの親を必要とする場合があった」のである。「大親」の機能を補う関係として「親分子分」⁵⁵が成立し、また雇われる農家の亭主、奉公先の抱え主、商家の主人、地主などを親方というようになったという⁵⁶（柳田〔1937〕1990：499-504）。

それでは、この大正期に非血縁の親は配偶者選択主体にどのようにかかわっていたのであろうか。柳田によると、生み親以外の「親」に対する「子」の義理はときに血縁親の場合よりも大切にされる土地があったとしており、配偶者選択については、「是等の親々が義理としてその子に期待するものは、必ずしも財物労務の奉仕だけで無かった。死ぬ日に枕元に来、野に伴して行くだけで無く、婚姻その他の一生の大事にも、同意を求め参列を乞いに来なかったら、やはり義理にかけたことになる」（柳田〔1944〕1998：123）と述べられる。有賀喜左衛門によれば、農業や商工業における親方＝子方関係のもと、親方の世話によって結婚する「親方取婚」があったという。子方は主人の世話で配偶者を決める「親方取婚」をし、子方ら夫婦の家屋が主人の家屋の近隣に与えられ、子方の家族は主人の家族を本家とする分家としての地位を受ける。彼の家族は主人の家族に従属して、主人の保護を受けた（有賀〔1948〕1968）⁵⁷。

このように、非血縁の親と子の関係も保護と恭順が求められる親子関係であった。柳田によると、「大親」は「子」を統制、保護の下におき、「礼」を持って「敬う」べき存在だったと説明している。親への保護と恭順の関係は、もともと血縁親より優位な立場にある「大親」に求められており⁵⁸、「家」の機能の縮小によって、非血縁者以外の「親」にその

関係性が移行していたとされる（柳田 [1937] 1990 : 499-504）。有賀（[1955] 2001）によると、親分と子分は主従関係であり⁵⁹、なおかつ利害共同関係という性質を持つとともに、親分とその家族の利害はつねに子分とその家族の利害に優先し、子分は家族を含め親分に奉仕することによって彼らの利益は親分によって守られる関係にある。これらの子分である個人は一つの親方の家族に属し、親方である主人とその家族のために献身、奉仕するものと考えられる。

以上みてきたように、親子関係について概観すると、近世から近代に社会が移行しようとするなかで、血縁親が必ずしも子の配偶者選択にあたって主導権を握ってこなかったことが示唆できる。しかしながら、「家」の縮小は親子関係の強い結びつき、とくに情緒的絆を生じさせており、配偶者を選択する主体のあり方を分析、考察するにあたって、親子間の情緒的絆も無視できない点も押さえておく必要があるだろう。また、非血縁者である親子関係においても保護と恭順の関係性が形成され、個人が非血縁親とその家族、つまり自分が属する家族のために生きようとするような「家族的個人を形成する権力」が存在していたことが示唆される⁶⁰。本論では、血縁親以外の親や親族であり、結婚する当事者と非対称的関係を形成する優位者を「親」と表記する。この「親」と血縁親も含めた、当事者と保護と恭順の親子関係性を形成するような優位者全体を<親>と表記して議論していく。

以上の知見から、第一に、「恩」「孝行」という親子の関係性と、親子間の情愛という関係性、「家庭」における夫婦とその子どもの間にある情愛という関係性などの家族関係の複雑なパターンがあったこと、第二に、子を保護する親だけでなく、子が親への配慮や恭順として配偶者選択するあり方も提示されていたこと、第三に、この親子の保護と恭順の関係性には血縁親以外の「親」との親子関係性が含まれていた可能性を導き出せる。

以上の整理の結果から、残された課題として本研究の第 3 章では、「家族関係的主体」という視点を用いて、「配偶者を決定するのは誰であるべきか」にかかわる言説を分析し、そこで配慮されている社会関係性を、近代的要素と伝統的要素の関係を捉えながら歴史社会学的に分析する。そのために「身の上相談」において投稿者と回答者はいかなる主体が配偶者を選択、決定するのが望ましいと語っていたのか、その主体はどのような社会関係性を重視しようとしていたのか、そこにジェンダーの非対称性や、当事者と<親>の語り方の違いがあるのかを分析する。どのような家族観や家族関係性が配偶者選択主体のあり方の妥当性を示すために用いられていたのか、家族関係的主体による選択がなされているのかを考察する。

結論では、以上のような分析、考察によって、大正期の配偶者選択の主体のあり方から、現代われわれが自明とする家族に関わる社会関係性の動態の軌跡の一端を探っていく。

3.3 配偶者を選ぶ条件の問題

3.3.1 配偶者の条件への照準

3.3 では、「望ましい／望ましくない」と分節化される配偶者の条件とその選好性に関わる諸理論を概括しながら、「身の上相談」において提示されていた配偶者の条件を分析する視点を確認する。そのうえで、配偶者に求められていた条件の問題に関して残された課題を提示する。

参考としてあげることができるのは、厚生省人口問題研究所が 1983（昭和 58）年におこなった調査（『結婚に関する人口学的調査』）と、小林淳一らによる 1955、1965、1975、1985 年の SSM 調査によって得られた資料を分析したものである。前者の調査では、「夫婦が互いに結婚にあたって重視した条件を、おのおの回想する形で」複数回答から選択する形式で行われた。その結果、1949（昭和 24）年以前に結婚した夫婦についてみると、夫では相手の「人柄」、「容姿」、「ものの考え方」、妻では相手の「人柄」、「ものの考え方」、「遺伝病の有無」（「遺伝病の有無」は夫では第 4 位）が上位 3 番目まで占めていた。昭和 20 年代から 50 年代の間に、割合が夫妻ともに増加したのは、相手の「人柄」、「ものの考え方」、「趣味」であり、逆に減少したのは相手の「実家の家柄」、「近親者の遺伝病の有無」、「実家の資産」などであった（人口問題審議会編 1988：36-37）。後者の小林らの指摘によると、戦後日本における階層構造の議論においてさえも、階層内・階層間での通婚の問題は「奇妙なほど無視」されてきた（小林・鹿又ほか 1990：65）⁶¹。小林らの調査では、夫の父と妻の父の職業（専門管理、ノンマニュアル、自営、農業）⁶²から職業的同類婚を分析している。その結果、1955 年以降、「農業」同士と「専門・管理」同士における閉鎖的な通婚圏の存在を指摘することができる（小林・鹿又ほか 1990）⁶³。

戦後に行われた調査はあくまで参考に過ぎないが、第一に、大正期においても「人柄」「趣味」といった人格に関わる条件を配偶者に望んでいた可能性は捨てきれない。第二に、戦後すぐは「遺伝病の有無」が重視されていたことから、大正期において配偶者の身体に関わる条件を重視していた傾向があることが予想される。

それでは、大正期の活字メディアにおいて、どのような配偶者の条件が理想的、規範的に求められていたのか。近代的結婚観の研究成果において、たとえば、知識人の著作を分

析した研究では、男女が「人格的」に結合していることが重視されていたことが（牟田 1996a；菅野 2001 など）、また、当時の婦人雑誌を資料とする近代家族研究では、「教養」と「高い人格」をもつ男女が、相互理解によって「一心同体」になることが理想とされていた（大塚 2003a；ノッター 2007b）ことが明らかになっている。また、ノッターが明らかにしたように、女性の「処女性」を脅かさない「純潔な男女交際」が求められていたことから、女性が処女、貞操であることが重視されたことが予想される。

ただし、当事者が求める条件だけでなく、親が子の配偶者に求める条件も問題になる。本章第1節 1.1 でみたように、「家」にかかわる諸研究は、明治から戦前までの家族形態である「家」が家系、家業・家産を維持、永続化することを重視していたとする。また、川島によれば「家族員の結婚は」、「家長」の利害関係に結びついており、その利害とは経済的に嫁出と嫁入りが労働力の喪失と獲得であったこと、社会的には婚戚関係による二つの家族集団の結合が重視されていた（川島 1954：18）。

以上のことから、配偶者に望まれる条件として、人柄、ものの考え方、趣味など人格にかかわる条件、家柄等も含めた階層に関わる条件、処女性など純潔にかかわる条件、遺伝など身体に関わる条件を抽出することができる。これらの配偶者の条件と選好性に関わる価値観、「望ましいと／望ましくない」と方向づけられて語られていた条件のなかで、以下では、人格と階層、純潔、遺伝・優生に関わる条件に関わる諸研究を検討して残された課題を提示する。ただし、貞操、処女性については、「純潔」というキーワードからわかるように、身体の問題だけでなく人格の問題ともかかわるため、人格・身体どちらにも関わる条件として分析する。このような視点で分析する意義は 3.3.2 以下に論述していく。

また本論では、「身の上相談」という言説空間で「望ましいと／望ましくない」と方向づけられていた「配偶者の条件」が、たとえ「趣味」「性格」という個人に還元される条件であっても、身体に関わる問題であっても、社会集団にかかわらないカテゴリであっても、社会的・文化的に規定された条件だとみなして論じて行く。たとえ個人に還元される条件であっても、社会的・文化的に規定された条件だとみなす意義についても以下で詳しく論じて行く。

3.3.2 人格と階層にかかわる条件

第一に、人格に関わる条件について論じる。ノッターによれば、大正期の『主婦之友』において配偶者の条件として重要視されていたのは相手の「人格」であり、同時にそこで

は「人格」の高さと「教養」の高さは相関するものとして扱われている。具体的には次のとおりである。第一に、配偶者に「人格」の高い相手を望むが情熱を望むわけではない。第二に、「人格」と同様に、「理解」がキー概念として登場する。第三に、人格の高い者として、趣味もあまりかけ離れていない。しかも教養の高さを象徴している趣味のある者がいい。第四に、「物質上より起こる悲劇や苦痛は生じないくらいの」余財はあってほしいというものである。「教養のある相手との理解のある結婚生活」が「ホーム」の必須条件として語られていたのである（ノッター 2007b : 88-90）。大塚も同様の指摘をしており、『主婦之友』において「高潔な人格性」への「同化」という教養主義的な「愛」の理想が掲げられたこと、「大正期までに、少なくとも中等以上の教育を受けた新中間層の間では、対等な「人格」同士の結合としての「恋愛」「愛」に基く結婚、という理想がかなり定着していた」という（大塚 2003a: 1）。ノッターは、大正期の『主婦之友』において提示された「教養」や「人格向上」の手段として提示された男女交際を「教養型男女交際」と呼んで、以下のように説明する。

交際の目的は必ず「教養」や「人格の向上」のためにあると語られ、付き合いの教育的機能が強調されているという。たとえば、文学や宗教（キリスト教）など、お互いの「教育的」な趣味を通して、「潔白な人格の高い」ような相手との交際が自己の^{かんよう}涵養に貢献しているものとして語られるのである。恋愛が「人格」と「人格」との結合としてみなされていたと同時に、「人格形成」と一種の教養主義が当時の女学生の学生文化の根底にあったため、「学問」や「教養」を契機とする男女交際は彼女らにとって合理的かつ正統化しやすいものであったと推測できる（ノッター 2007b : 77）。

ここから、「教養」と「人格の向上」は、配偶者の条件として必要なものとみなされていたことがわかる。第2節 2.1.2 で触れた厨川白村による恋愛至上主義の恋愛結婚観でみたように、知識人たちも「人格的」であることを「恋愛」の価値を高めるとみなして「人格」を重視していたことがわかる。明治20年代前半頃の「人格」⁶⁴に込められた意味について、赤川は佐古が著した『近代日本思想史における人格観念の成立』（1995）に依拠しながら、次のようにまとめている。第一に、人格は人間の生活の中核をなすものであり、第二に、「人格」は「物」や「器械」ではないもの、つまり自己の意志や動作を有するものを指す。第三に、人格は目的として使用されるべきで、単に手段としてのみ使用されるべきではな

いという観念であり、つまり、すべての人には人格があるので人身虐待や人身売買のように「人格」を「器械」のように手段として使ってはならないという含意を持つ。赤川は厨川が恋愛を「人格的關係」とみなし、見合い結婚のような「生殖のためにある肉欲」は「動物的關係」という対立語を用いていることを、人格観念の第二要素である「物や器械ではない」と似た言語使用だと指摘している（赤川 1999 : 275-278）。

このように規定される「人格」は「教養」とどのように関連付けられていたのだろうか。竹内洋（1999）によると、それまでは旧制高校では武士的エートスをもつ士族的な文化資本⁶⁵が優勢であったが、近代化、つまり西欧化の波と文明化の波のなかで、学歴貴族文化は修養主義から教養主義へと移行していった。この教養主義とは「哲学・文学・歴史などの人文学の習得によって、自我を耕作し、理想的人格を目指す人格主義」であり、学問や文化への畏敬心を育て、読書によって「傑作に接し、人類の文化の重みを知ることによる人格形成」を目指すものである。読書によって教養を培うことは大正期以降の旧制高校の規範文化となっていた（竹内 1999 : 237, 257）。

さらに、竹内によれば、このような文化資本としての教養主義は、旧制高校の卓越化の手段となりはじめ、身分文化となり仲間集団以外のものを差異化・排除する機能を備えていった。たとえば、旧制高校の生徒や卒業生は「教養」があるとみなされ、ないとみなされた専門学校生などのそれ以外の者は、選抜や昇進に不利になったという。したがって、「教養をファッションのように身につけようとしたものと同じように、エリート仲間（立身出世）のために教養を身につけようとした者も少なく」なかったという（竹内 1999 : 233-260）。つまり、大正期において、文化資本としての「教養」は、「理想的人格」を形成し、他者との違いを強調することによって自分の社会的位置を引き立たせる卓越化、差別化にとって必要なものだったといえる。

差異化＝卓越化とはブルデューが『ディスタンクシオン』（1979＝1990）で主題としたプロセスである。ブルデューは既成の階級構造を再生産する不可視のメカニズムとして「卓越化＝差別化」を捉えた⁶⁶。ブルデューは「趣味」⁶⁷という、個人的な趣向だと思われるものも、その個人の属する階級もしくは集団に特有の知覚・評価、認識枠組みによって方向づけられているとみなす。そして、「趣味」には他集団と自分たちの違いを際立たせようとする卓越化の戦略が介入するともみなしている。

それでは、なぜ「人格／教養」は配偶者選択の条件となっていたのだろうか。ブルデューは『結婚婚姻』において「結婚戦略は常に——少なくとも最も恵まれた家族において

は——、単なる結婚ではなく『良い結婚』をなすことを目的としており、つまるところ、利益を最大化し、そしてあるいは、特殊なタイプの取引としての経済的・象徴的費用を最小化することを目的としている」と述べている⁶⁸ (Bourdieu 2002=2007)。本来は戦略だと意識されない配偶者選択を戦略として捉えた時、「人格」、「教養」を持つことは、社会的地位の上昇、当事者の全体的な差別化＝自己卓越化の戦略の一環をなしているといえる。この「人格／教養」が階級構造を再生産するメカニズムとして「卓越化＝差別化」するものであれば、この「人格／教養」は配偶者選択の戦略にとって重要な価値だといえる。

ただし、ブルデューらの対象にするフランスと日本とでは階級のあり方は異なる。また、序論で述べたように、大正期は地理的移動、職業選択が自由になり、階層に大きな変動が起きた時期である。したがって、「人格」と親和性の高い文化資本としての「教養」は、階層を再生産するものではなく、新たに形成されようとする階層において上位に位置するための資格とみなされ、配偶者の条件に求められていたと考えられる。『主婦之友』において「趣味」のある人と「人格」のある人とが同義に並べられたことから（ノッター 2007b）、「人格」「教養」「趣味」が卓越化の指標となっていた可能性を示唆することができる。つまり、「人格」は新たな階層が持つ経済的・象徴的資本であったといえる。

大正期には、「人格／教養」のある配偶者を得ることによって、旧来の「家格」に依る階層ではなく、新たに形成された階層へと上昇をすることが、あるいは、夫婦で新たな文化資本を形成して社会的位置を増大させることができると考えられていたのかもしれない。

「人格／教養」は伝統的な「家格」と関連する配偶者の条件ではないかもしれないが、新たな階層への希求と不可分な条件といえるかもしれない。本稿は「人格」が自己そのものに帰依するものではなく、個人の属する集団と不可分なものではないという視点を引き継ぎ、「身の上相談」において構築されていた「人格」、「教養」を分析、考察していく。「人格」という言葉から分かるように、その個人が帰属している「家」の「家格」ではなく、その個人そのもののあり方を基準にして配偶者の条件が求められていたといえる。

ノッターらが用いた資料が婦人雑誌であることから、理想的な配偶者像は、女性に望まれるもの、女性が望むものに限定されることになる。男女双方に対する／による条件を明らかにするには、資料を変えて、「人格／教養」の理想化はどのように配偶者の条件として表象されていたのか検証してみる必要がある。はたして、男女どちらにも発信された「身の上相談」においても、投稿者は配偶者の条件として「人格／教養」を求めているのだろうか。そして「人格／教養」をどう位置づけて語っていたのだろうか。旧来の価値として

「家格」を「人格」に対立するとして位置づけていたのだろうか。親や親族は配偶者の条件に「人格／教養」を求めていたのか。また、回答者は投稿者が示した「人格／教養」に関する配偶者の条件についてどう応答したのだろうか。この疑問については、第4章第1節で論述していく。

3.3.3 純潔にかかわる条件

第二に純潔にかかわる条件について論じる。ノッターも指摘していることだが、この「純潔」への志向によって西欧的恋愛観が日本の知識人たちに受け容れられ、または“love”の翻訳語として「恋愛」という造語が用いられたという（宮地 1977；柳父 1982；佐伯 1998；ノッター 2007b）。第2節でも述べたが、多くの愛、恋愛の歴史研究が指摘するように、日本通俗の「卑しい」、「不潔」である、あるいは江戸期後期の遊郭世界で行われる「色」や「恋」から差異化するために、西欧的な「愛」、「恋愛」は性的関係を伴わない、精神性や純潔が重視される高尚な男女関係を意味するようになった⁶⁹（佐伯 1996, 1998；浜田 1997；早川 1998；小谷野 1999）。このような純潔と結びついた恋愛観は、友愛結婚観の理想化にとって重要なものであった。ノッターによれば、18世紀終わりごろの米国と英国を中心に発展し、19世紀に普及していった「ロマンティック・ラブ」は、「ホーム」という近代家族像の重要な要素となっていた。そして、同時期に米国において「愛—性—結婚の三位一体」が近代家族の大きな特徴となっていたという。この三位一体とは、結婚が愛のみによって正統化できるものだともみなされると同時に、結婚まで「純潔」を保つことによって性行為が愛の表象となるというものである。それゆえ、「純潔」は近代的婚姻にとってセクシュアリティの軸となる規範となり、「純潔」によって「愛—性—結婚の三位一体」は強固に結びつくのである。

では、日本において「純潔」、つまり「処女」の重視、価値付与はいかなるものだったのか。牟田によると、明治以降の性規範のもと「処女」は性交未経験の女性を指すようになり、さらに、大正期において、それは「かけがえのない尊い自己」として絶対の価値が付与されるようになった⁷⁰（牟田 1996a: 138-44；牟田 1996b: 80）。しかも、女性たち自身が「処女」を「正しい」セクシュアリティとして理想化し、規範化、物象化していった。たとえば、桑原（2006）で明らかにしたように、1914年から1916年におこった貞操論争⁷¹において「貞操／処女」⁷²に関する議論が展開されるなかで、安田皐月は「貞操」を「人間の女の全般であるべき筈のかけがえのない尊い宝」と主張していた（安田[1914]

1991: 21)。平塚らいてうは「婦人の中心生命である恋愛を成就させるか」、「婦人の生活の中枢である性的生活の健全な自然な発達を遂げしめるか」、「婦人の全生活を幸福にするか」の「重要な第一条件」が「処女を純潔に保つ」ことにあり、つまり「貞操／処女」の価値付与が女性の人生を左右するとしているのである⁷³（平塚 [1915] 1991 : 70-71)。以上のことから、女性知識人は未婚女性の処女性に価値を付与していたことがわかる。

さらに、当時、男性にも「貞操」であることを望む言説が登場している。たとえば、この貞操論争のなかで、男性が「貞操」をまもることを求めるよう主張がなされており（与謝野 [1915] 1990 : 94 ; 伊藤 [1915] 1990 : 59)、久布白落実は、男女どちらとも「貞操」が一夫一婦制の「根本真理」であると述べる⁷⁴（久布白 [1915] 1990 : 121)。また赤川が示唆する様に「一九二〇年ころまでには、少なくとも男性知識人の間では、貞操の二重基準は陋習^{ろうしゅう}とされ、貞操の男女平等を規範として唱道する言説が主流を占めていた」（赤川 1999 : 51)。したがって、当時、配偶者の条件として、女子に「処女／貞操」であることが、男性にも「貞操」であることが求められていた可能性がある。

しかしながら、男女ともに遵守すべき規範として同じ様な「処女／貞操」が期待されていたのだろうか。荻野が指摘するように、これまでの社会史研究の蓄積によって、「身体も性もまた歴史的変数であり、個々の時代における社会的、文化的、政治的な権力関係のありようを映し出す鏡であることが認識されつつある」。そして、荻野は医学に注目しながら、身体が近代化することについて、「女と男では、社会が両性にそれぞれいかなる機能をふり当てているかによってその内容は異」とみなす（荻野 2002 : 125-126)。川村によると、1910年代はじめ頃に、女性は男性との性行為によって「血」に変化が起き、それが子どもにも影響を及ぼすという学説が流布していたという。たとえば、「性欲学」の専門家を自称する沢田順次郎は1919年に著した本の中でウィーンの医師による処女か否かを鑑別する血清診断法について「性交によって女子の血液中に、男子の精子に対する反応酵素の生ずることを発見した」と紹介し、性交経験が多い女性は「血液中に、多くの異精子を混ざる結果、その性質は荒みて、多情多淫となる」と説明されているという（川村 1996 : 123-125)。「少なくとも知識人のあいだではかなり広範に流布、支持されていた」（川村 1996 : 124) というものの、この言説がどれだけの人に読まれていたのか、一般化していたかどうかは不明である。

このような、性交経験が多い女性は「多情多淫となる」という説明は、「処女／貞操」が人格の問題と結びつけられていることを示す。ここで重要なのは、女性と男性では規範化

されていた「純潔」のイデオロギーが異なっていた可能性があるということだ。当時「貞操」「純潔」を配偶者の条件として重視する際に、未婚の男女の身体を同じように位置づけていたのか未だに明らかにされていない問題である。

純潔に関わる条件に関して、身体と人格のどちらにも付された条件とみなすことができる。フーコーが『性の歴史』(1976=1986)で提示したのは、まさに近代の性をめぐる知の装置においてセクシュアリティが人格と結びついたことである。フーコーによると、近代的な権力はアンシャン・レジーム期の君主が民衆に「死を与える権力」から、古典主義以降の社会の構成員である市民あるいは国民に「生を与える権力」(=国民の「生命を管理・運営する権力」)に移行した。「生命を管理・運営する権力」=<生一権力>は身体の規律と人口の調整という2つの形態で発展してきたという。それと同時に、「生を管理・運営する権力」は「常態=規準(ノルム)=正常であること、普通であること」によって正常化への調整が重要な要素となった社会を形成する。<生一権力>の背景を考えれば、「性」は「生殖=人口増大」と「性的逸脱への規制」に関わる問題として重要性を獲得した。

そして、近代社会は、身体の規律と人口調節の管理に結びついたセクシュアリティ(性的欲望、性現象とも訳される)が意味をもつ社会となった。性は自分の性的欲望の中心にある本質的なものとされることによって、過剰なほど語られ、性への欲望はかき立てられている。しかし、実のところ性的欲望の中心としての性は実在しないのである。そして、性的欲望の装置によって設置された、想像上の「前提となる性」によって我々は自分自身の深層や真の姿が認められると信じているのである。性的欲望の装置の策略によって我々は、性的欲望を言説化し、その言説化を重要視し、言説化することを強化されてきた。

このようにして、たとえば女性の身体は「セクシュアリティの充満した身体」として科学・知の対象として分析され、その身体が第一に、社会の繁殖力を保障するものとして、第二に、家庭の機能と基盤にかかせない要素として、第三に、子どもを産み、育て、教育し、その安全を保証するべく生物学的・道徳的責任を負うものとみなされる。その結果、女性のセクシュアリティが「母」の機能の方に振れば「正常な規格」となり、そうでないものは「神経質な女」という「異常な規格」の方に組み込まれる(Foucault 1976=1986: 134)。3.2.1でも触れたが、セクシュアリティをめぐる言説が立ち上がる際、そこでは常に「正常な規格/異常な規格」が創出され続けている。「牧人=司祭型権力」は自己が個人に内在する「肉体の誘惑」である性的欲望が「道徳」、つまり「正常な規格」から外れないかどうかを絶えず告白させる、自己に内在する「真理」を常に語らせる権力なのである。

たとえば、「身体」を「純潔」に保てるかどうかは、自己の内部に性的欲望や道徳から外れてはならないという個人の内面性に大きくかかわる問題なのである。つまり、性に関わる問題は人格と深くつながるとされ、性科学、精神分析、性に関わる言説においては、性の問題と人格の問題とのつながりを見出そうとするものが登場する。自己のセクシュアリティからその自己である人間の真理や本質を裏付けようとするのは、主体を中心とする近代以降の規則性から派生した思考様式なのであり、性＝人格論といわれる⁷⁵。

以上の知見から、「処女／貞操」が人格の問題と結びつけられ性科学言説（川村 1996：124）が登場した大正期において、「純潔／処女／貞操」にかかわる問題は異性との性的関係を経験した「身体」という問題だけでなく、当人の「人格」の問題とも重なって行くと推察される。したがって、本稿では、身体、とくにセクシュアリティと結び付けられる身体と人格の問題として純潔に関わる条件とみなして分析していく。「身の上相談」においても配偶者を選択する際に、女性の純潔が条件として重視されていたこと、「処女」であることは女性自身にとっても重要であったことが予想される。「純潔」が期待されていることで、男女の身体において性的関係の経験の有無によって、配偶者として「正常な身体／異常な身体」のあり方が提示されていたとすれば、その境界は男女同じだったのであろうか。詳しくいうと、この「性的関係の経験」をどこで区切るのか、これまで誰かと「男女交際」した経験も「純潔」であるかないかの境界になっていたのか、それは男女ともに望まれていたのか。未婚の女性には「処女」が、未婚の男性には「童貞」であることが望まれていたのか。ノッターの分析対象は女性雑誌であるため、配偶者の条件として男性みずからのセクシュアリティに関してどのような状態を「正しい」としていたかわからない。これらの疑問については第4章第2節で論述する。

3.3.4 優生にかかわる条件

第三に、第2節 2.1.2 で述べた優生思想に傾倒していた恋愛至上主義「恋愛結婚」研究の知見から得た、優生思想にかかわる配偶者の条件である。それらの研究によれば、「恋愛結婚」によって起こる生殖が「優秀な国民」を産み出し、結果として、日本人全体の「人種改良」、「健康な子孫の繁殖」を実現し、国家に「幸福」をもたらすというものである。

（加藤 1997, 2004; 桑原 2003, 2006; 宮森 2004）。この優生思想とは、「優秀」な特質を持つ人間の子孫を多くすることにより、人類を遺伝的に向上させることを目的とした思想である。

荻野によれば、優生学は人間の「血統改善の科学」である。そしてそれは、人間をよりすぐれた「種族」、「人類」、「血統」にするために、家畜や農作物などの品種改良を人間にあてはめ、身体、能力、性格のすべての面においてできるだけ社会にとって有益な、「最良の人間種」を増殖させようとする試みである（荻野 1994: 167）。フーコー（1976=1986）は『性の歴史』で、西欧における優生学による生殖の管理の歴史として、18世紀半ばのブルジョワジーによる「遺伝の配慮」、19世紀後半の「優生学のプログラム」を示した。「遺伝の配慮」とは、遺伝の危険を考慮に入れ、自分と子孫の身体と健康に目を向けることである。「優生学のプログラム」とは、性と生殖能力の行政的な管理、すなわち、未来の世代に病気を伝えないために、国家が結婚、出産を管理するためのプログラムである（Foucault 1976=1986:150-159）。これらの優生思想・優生学に関する知見を踏まえると、明治・大正期の日本においては、「恋愛結婚」を正統化しようとする「ブルジョワジー」たちが、「遺伝の配慮」を持って、未来の「国民」に病気を伝えないことが「国家」のためであると論じ、自ら「優生学のプログラム」を招来しようとしていたといえる。

また、このような「優生／遺伝」への配慮をもって配偶者の条件が規定されていたのであれば、上子の言うような「家本位の選択から個人本位の選択への変化」という枠組み自体を再考する必要があるといえる。なぜなら、優生思想は個人の身体にかかわる条件であるものの、子、子孫にかかわる問題でもある。子孫という考え方は、直系的家督相続を優先しようとする伝統的「家」の価値観にも共通している。そのため、「優生／遺伝」による配偶者の条件は「家」にかかわる問題としてもみなされていた可能性がある。さらに、諸研究の知見では、優生結婚が「恋愛」と結びついたことに視点が置かれているが、この視点でみれば優生的配慮は当事者の親や親族の問題としても構築されていたかがわからない。

はたして、「身の上相談」においても、結婚する当事者が、子どもや子孫の身体や健康のために、自分や配偶者、もしくはその親族の遺伝的な特質を条件として語っていたのだろうか。また、投稿者たちは「自分と子孫の身体と健康」だけでなく、知識人たちと同様に、優秀な国民を生める、国家に貢献できる配偶者像を理想としていたのだろうか。また、回答者は投稿者が示した「優生／遺伝」に関する配偶者の条件についてどう応答したのだろうか。この疑問については、第4章第3節で明らかにしていく。

以上のように、配偶者選択の条件に関する「友愛結婚」の歴史社会学の知見を踏まえれば、大正期に求められていた配偶者の条件は、家本位と個人本位に区別できないものであったこと、条件をめぐって葛藤が提示されやすい状況であったことが予測される。奥井

(2004) が明らかにしたように、『家の光』において「農家の娘」が相手に「相性」と「人格」を求めながらも、農家の男性を嫌がる姿が表出していたのであれば、近代的な「友愛結婚」を志向していたとしても、当事者が個人にかかわる条件と家にかかわる条件のどちらも配偶者の条件として重視していたことになる。ここからも近代的結婚観であれば個人本位、伝統的結婚観であれば家本位とは単純に区別できないことを示唆することができる。先行研究が明らかにしてきた結婚のあり方が理想とされていたのであれば、配偶者に求められていた条件は、伝統性と近代性にかかわる条件とが複雑に関連し合っ提示されていた可能性があるだろう。このような視点をもって、配偶者を選ぶ条件を歴史社会的に分析する必要があるだろう。

そこで、本研究の第4章の課題は、先行研究が指摘してきたような「人格／教養」「処女／純潔／貞操」「優生／遺伝」の価値観について、「身の上相談」の投稿者がどのように語っていたのか、その語りに対して回答者はどのように応答していたのか、そこにジェンダーの非対称性や、当事者と親の語り方の違いがあるのかを明らかにすることである。そのために、「人格／教養」「処女／純潔／貞操」「優生／遺伝」に関する配偶者の条件や選好性が示された投稿記事に伝統と近代がどのように配置されたのかを分析する。

小括

以上、第1節では、明治から戦前の家と家族についてのこれまでの諸研究を整理、概観し、第2節では、配偶者選択の歴史社会学、とくに明治期から昭和初期（1930年代）の資料を分析した研究を検討した。時期と階層によって複数の家族形態とそれを支える心性、配偶者選択のパターンがあったこと、家族のあり方や配偶者選択のあり方の歴史が単線的な発展段階を経ていなかったことが明らかになった。これらの諸研究の整理から、明治から戦前の家族の複雑な性格をより深く理解するためには、伝統性か近代性かどちらかという単純な図式化をせず、論点の違いによってそれぞれの議論を切り離して考える傾向を捨て、また本章でみてきた諸研究の知見を総合的に取り入れていくべきだろう。

それらの研究の残された課題として、第3節であげた（1）結婚観が示される言説空間の自明性が確立してきた過程と、結婚観の受容と浸透の問題、（2）配偶者を選択する主体の問題をめぐる、家族観同士の葛藤、複合的な価値に影響を受けた配偶者の選択のあり方の表出があったのかという問題、（3）配偶者に求められる条件をめぐる葛藤、複合的な価値に影響を受けた配偶者の条件があったのかという問題をあげることができる。したが

って、本論は、この残された課題を、大正期における配偶者選択に関する歴史資料として『讀賣』『身の上相談』を用いて分析していく。明治から戦前には複数の家族形態と心性のパターン、配偶者選択のあり方が存在する可能性を念頭に置き、伝統性と近代性はどのように相互に作用していたのか、どのような葛藤を生んでいたのだろうかという問題を検証するために、実証的な分析を積み重ねる本章の意義は大きい。

<第1章 注釈>

6 この議論は、1980年代半ば以降に登場した明治以降の家族に近代的要素をみいだした議論の影響を受けて、結婚観の要素にも同じ視点を設けて分析しようとした。

7 「家」の定義をめぐる研究史の整理、および「家」がいかに生み出されたのか、「家」とはなにかについては、平井（2008）に詳しい。

8 この「単線的発展」とは、結婚は普遍的に強制的で封建的な結婚から、個人の自由な選択にもとづいた結婚へと発展するという見方である。日本では近代化の過程で、結婚が親の意志を優先する「伝統的家族」の理念において行われる「見合い結婚」から、本人の意志を優先する「近代的家族」の理念において行われる「恋愛結婚」へと変容していったという見方である。

9 1990年はじめまでの研究では、恋愛によって配偶者選択をすることは「現代的配偶者選択」（上子 1991: 14）、「新しい結婚観」（望月 1976: 29-31）と位置づけられ、その特徴は「個人の独立と自由」が尊重された個人主義的なものとみなされてきた（姫岡 1966: 115-20）。

10 『新社会学辞典』には「見合結婚／恋愛結婚」の項目があり、「わが国の結婚の形態は、従来、見合結婚が中心であったが、1960年代から恋愛結婚中心になった」（森岡ほか 1993: 1388）とある。『事典家族』には「恋愛結婚」の項目があり、「日本では、恋愛結婚の理念は明治期に輸入されたが、一般化したのは戦後の高度成長期であり1960年代半ばに、恋愛結婚が見合い結婚を上回ったと推定される」（比較家族史学会 1996: 873）とある。『岩波女性学事典』には「恋愛結婚イデオロギー」の項目があり、「日本では、明治中期に『女学雑誌』などを通じて西欧の恋愛結婚が紹介され、都市の知識層のあいだで恋愛結婚を肯定的に捉える動きもあったが、“家”制度の壁に阻まれて一般に浸透するには至らなかった。戦後改革による“家”制度の廃止と民主主義思想の普及によって、恋愛結婚正統化の基盤がようやく成立。その後、核家族の増加に伴って恋愛結婚が普及し、マイホーム主義と重なり合いつつ、恋愛結婚イデオロギーもマスメディアを通じて定着していった」とある（井上・上野ほか 2002: 488）。

11 この調査によると1930年代に結婚した夫婦は見合い結婚が7割、恋愛結婚が1割、その他不明2割であったのが、1960年代後半から恋愛結婚が見合い結婚を上回る。そして、1980年代には恋愛結婚が8割、見合い結婚2割となる。

12 歴史社会学の定義については筒井清忠（1999）を参照のこと。また、歴史社会学には民俗学や農村社会学に連なる伝統家族研究、戦後における家族変容を分析する「家族変動論」がある。これらは配偶者選択の歴史の「常識」を前提にしているためここではとりあげない。歴史人口学的家族史なども含まれるが、明治期から戦前にかけて人口学的資料に頼らずとも心性、情緒性のレベルの実証的な分析が可能のため、ここでは取り上げない。ただし、これらの研究は大量のデータをもとに婚姻の形態や個人のライフコースを実証的に検

証しているため、配偶者選択の歴史社会学にとってその成果は無視できないものとなっている。

¹³ これらの諸研究が影響を受けたのはショーターやストーンなどの社会史の研究者である。ショーター (1975=1987) は近代家族の主な特徴のひとつとしてロマンティック・ラブに規定される配偶者選択をあげている。そして、このロマンティック・ラブの登場が伝統家族から近代家族へ変化した要因だとみなした。ストーン (1979=1991) は近代家族を「閉鎖的家庭型核家族」だとみなし、その特徴を近隣関係と血縁関係より家族の核心を中心とした強烈な情緒的絆の優位、強い個人的自律と幸福の追求における個人の自由と権利の感覚だとした。

¹⁴ ただし、戸田 ([1937] 1982; [1944] 1990) と鈴木 ([1930] 1990) の場合は、調査、発表されたのが敗戦前であったため、戦後の民主化については言及していない。

¹⁵ 戸田によると、「家長的家族には家族員に対する家長の支配権、祖先崇拜、家系の尊重、家族的伝統の尊重、職業の世襲、家督相続、継嗣の選択、養子の設置家族的統制に従わうものに対する排除作用 (勘当、除籍)、婿入、または嫁入の方法による通婚等のごとき生活形式が多分にあらわれやすくなっているが、これらの生活形式はすべて各自の家族団体を子孫を通じて永続せしめんとする要求にもとづいているものである」(戸田 [1937] 1982: 244)。

¹⁶ 庶民 (農民) に関する「家」概念の整理は平井に詳しい (平井 2008: 3-20)。

¹⁷ 上野の「厳密に排他的な父系直系家族は、なるほど明治以前に武士階級の間には見られたが、庶民には知られていなかった」という議論に対して、落合は「そもそも『厳密に排他的な父系直系家族』など武士の間にも無かったし、『姉家督』は『母系相続』と紹介しているのも誤りで」と指摘する。落合は徳川時代の農民の間にも家意識が存在していたことを Kurosu & Ochiai (1995) から引いて、上野の「家」=「近代家族」という一元論を批判している (落合 1996: 42-43)。

¹⁸ その問題点とは以下の3点である。「(1)財産の主体がすべて個人で家産が認められていないので『家』の維持が明確に打ち出されていない、(2)個人主義に基づく親権制度を認め、親子としての権利—義務の関係に立たせているから、日本の道德の基礎である孝道と調和しない、(3)戸主権の内容は家族の婚姻、養子縁組、転籍に際しての同意権に過ぎず、家族が戸主の同意を書く届け出をしても戸籍吏はそれを受理しなくてはならない責任があり、受理された以上婚姻、養子縁組は有効である」(牟田 1996a: 16)。

¹⁹ 1980年代以前にも明治民法複合論があった。たとえば、川島が明治民法の規定した家族制度が武士的家族に由来すること、また「ヨーロッパ流の家族法」ではないことを強調した (川島 1957: 45) のに対し、村上泰亮らは明治民法に規定された「家」の複合的な側面を指摘し、徳川社会の「イエ」という旧来の伝統的家族と、「ヨーロッパ的な個人主義的財産権・家族制度との混淆体であった」としている (村上・公文・佐藤 1979: 462)。

²⁰ 整理された理論的モデルとしての「近代家族」の特徴とは、①家内領域と公共領域との分離、②家族構成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退とプライバシーの成立、⑦非親族の排除、(⑧核家族)である。落合も注意しているように、ここで述べた「近代家族」の特徴は、あくまで理念型的な特徴であって、「近代家族」の定義ではない (落合 1996: 26)。

²¹ 佐伯は明治期に起こった森田草平と平塚らいてうの心中未遂事件を、「西洋型恋愛」を受容した男女の到達点だとみなし、その後は「家」中心の社会関係や身分差別が崩れ、個人の自由や権利といったものが主張されるようになると、心中する必然性は失われていくとする (佐伯 1999: 78)。一方、菅野は大正期において心中事件が続発することを根拠に、この佐伯の見解を否定する (菅野 2001: 14)。

²² たとえばそのような結婚とは、川島によると「家族員の結婚は、結婚する家族員の個人的事件ではなく、家族集団全体」と「家長」の利害関係に結びつく結婚である。その利害

とは経済的に嫁出と嫁入りが労働力の喪失と獲得であったこと、社会的には婚戚関係による二つの家族集団の結合という結果をきたすことを指す（川島 1954: 18-20）。

²³ 1907（明治 40）年に公布された刑法では、妻の浮気は姦通罪として厳しく罰し、夫が妾を持つことは罪としていなかった。姦通罪は第二次世界大戦後、1947 年の日本国憲法施行により廃止された。

²⁴ エレン・ケイ（Ellen Karolina Sofia Key, 1848-1926）はスウェーデンの評論家であり、女性運動家。性道德の問題解決と、女性性の強調を中心に女性解放論を展開。日本においてケイの『恋愛と結婚』は大正期の各方面の知識人に影響を与えていた（加藤 1997: 225-35）。

²⁵ 農山村における夜這いや若者宿が恋愛の自由を謳歌していたことから、近代的とされた「恋愛結婚」は、実は伝統的な日本の結婚形態であったという議論がある。しかし、同時に同じ村の中で相手を見つけるべきとする内婚規範が働いていたこともまた示されており（柳田 [1929] 1990; 有賀 [1948] 1968; 川島 1957; 瀬川 [1957] 2006 など）、それは必ずしも自由な恋愛であるとはいきれないであろう。ここでも、配偶者選択をする本人が「自由」に選択をしている結婚を「恋愛結婚」としていることがわかる。

²⁶ たしかに、1898（明治 31）年に公布された民法では、男子は 30 歳、女子は 25 歳まで「結婚に対する父母の同意」が必要とされていた。つまり、旧民法の成立によって、配偶者選択をめぐる家長の意志と「家」の論理に、国家が後ろ盾を与えていたのである。このような背景から、欧米的な「ロマンティック・ラブ複合体」による「恋愛結婚」は、近代日本において成立し難かったとも考えられる。ただし、友愛結婚観の理想化に旧民法が関連していたかどうかは定かではない。本論の目的を超えるためこの関連については取り上げないが、今後検証されるべき課題だといえる。

²⁷ 詳しく見ると、ノッター（2001, 2007b）は大正年間に焦点を絞り、1917（大正 6）年から 1926（大正 15）年の『主婦之友』と、1916（大正 5）年から 1926（大正 15）年の『婦人公論』を資料とし、大塚（2003a, 2003b）は 1917（大正 6）年から 1940（昭和 15）年までの『主婦之友』の結婚に関する評論や投稿欄を資料として分析している。また、ノッターの研究成果を引き継いだ桶川泰（2007）は昭和初期までの両誌を分析し、ノッターや大塚、加藤（2004）と同じ結論に至っている。

²⁸ 大塚もノッターと同様の結論に至り『主婦の友』の掲げる「愛」の理想は、官能的・特殊志向的・非合理的な情熱を起点とするロマンティック・ラブとは異なり、精神主義的、普遍志向的・合理的な性格のもの、つまり 17 世紀のプロテスタントの友愛結婚に近いとしている（大塚 2003a: 1; 2003b: 40）。

²⁹ ただし、第二の法制度の定着について柳田は逆の解釈をしている。内縁関係が増加したことについて、柳田は「戸籍の手続きはよほどわかりやすく、登録には必ずしも同意がなくてよい。それを知りながらもなお新たにこの関係を作るといことは、考えてみる価値のある」と述べている（柳田 [1931] 1993: 266）。柳田は調査、研究したわけではなく、所感として述べているのだが、戸籍の手続きが広く認識されていたのかどうか、広く認識されていたのであれば、「自由結婚」のリスクはどこにあるとみなされていたのか、その認識の度合いが配偶者選択のあり方の形成に、何らかの影響があったのだろうか、考察の余地は残されている。本稿の分析対象である「身の上相談」では戸籍の手続きがどれだけの範囲まで、どの程度認識されていたのかを明らかにすることはできない。ただし、選択主体が誰であるかの根拠に、婚約不履行や「純潔」の問題が関連していたのかを確認することは可能であろう。この点は、第 3 節 3.2 でより詳しく論じて行く。

³⁰ 湯沢雍彦によれば、わずかではあるが実証的な統計データから、明治後期から昭和 20 年代にかけて見合い結婚が圧倒的多数を占めており、たとえば昭和元年（1926 年）に結婚した夫婦の 8 割が見合い結婚であった（湯沢 1994: 2003: 93）。

³¹ 阪井（2009）は「見合い結婚」を明治期に最も一般的な「媒酌結婚」として分析してい

るが、本稿では議論の混乱を避け、その他の諸研究との比較が煩雑にならないため、引用以外は「見合い結婚」という表記を統一して使用する。

³² 阪井 (2009) は、主に明治期に出版された「礼儀作法書」と、「媒酌人」、「媒酌結婚」に関わる記述のある書物をもとに分析している。

³³ 『家の光』は 1925 (大正 14) 年に産業組合から創刊された農村向け月刊雑誌であり、その中で奥井は読者座談会、編集部選実話、読者投稿欄を中心に分析している。

³⁴ 若者組が奨励していたのは同村内の若者同士のみであったことが指摘されている (柳田 1948: 65-82, [1949] 1974: 226-36, 414-6; 有賀 [1948] 1968; 川島 1957: 255-319; 瀬川 [1957] 2006: 25-37, 1972: 268-331; 89-161; 大間知 1958; 赤松 [1950] 1993: 170-89, 1991, 1993)

³⁵ 若者組が集団としての統制が取れているところでは、夜這いの仕方が非常に規律正しいものであった。しかし、明治になり国家が成立すると若者組は無意味な社会集団となり、風紀も乱れ猥雑さがとりあげられる。それが若者組の解体の原因にもなった。若者組の解体については川村 (1998) を参照のこと。

³⁶ この「家庭」とは、俸給生活者である夫と、主婦として生産労働から切り離された妻、愛され、教育される子どもたちからなる家族の理想像であり、家族成員間の情緒的結合が求められる場である (牟田 1996 a; 小山 1999)。

³⁷ 『主婦之友』では、一対一の男女交際ではなく、親たちが中心になって家庭内で行う「読書会、修養会、音楽会」などで、互いの「人格」を判断するという交際が提唱されていた (大塚 2003a: 7-10)。

³⁸ 前田は 1925 年の第三種所得税納税者のうち 800~5000 円の年収がある新中間層の世帯数 140 万世帯が、同年の婦人雑誌新年号発行部数の 120 万部と近いことから、購読層を推測している (前田 [1973] 1993: 215-218)。

³⁹ たとえば、大澤はこの選択肢の過度な拡大の持つ困難性について、インターネットにおける検索を例に説明する。インターネット上で、ある特定のキーワードを検索すると、あまりにも多くのサイトがヒットしてしまい、実際にどの情報が自分にとって重要なのか、どの情報が自分の欲するものなのか、選択することができなくなる。他者の干渉がない広大な選択の可能性は、我々から選択する自由を実質的に奪ってしまうのである (大澤 2008: 117-118)

⁴⁰ フーコーの目指した課題は、言説を可能足らしめるエピステーメ、言説の背後に潜む思考様式を徹底的に批判することだと葛山や天田はのべる (葛山 2000: 38; 天田 2003: 318)。また、柄谷は「主体」に対する批判というよりも、むしろフーコーは「主体」を批判することを可能にする装置そのものである「牧人=司祭的権力」に言及しているのだと指摘している (柄谷 1993: 51-52)。つまり、「主体」批判ではなく、自己に自己批判を植え付け、自らの意志で自己に内在する他者の視線に従わせる主体化の装置を批判することをフーコーは目指したのである。

⁴¹ 東京・朝日講堂で 1978 年 4 月 27 日に行われた講演「何故、監獄か」(ミシェル・フーコー・渡辺守章著、[1978] 2007『哲学の舞台』所収) のことである。

⁴² 丸山の『日本政治思想史研究』は、徳川時代の儒学や国学を対象に、マンハイムのイデオロギー論やフランツ・ボルケナウの「封建的世界像から市民的世界像」に感化されて、江戸幕府の正統朱子学に対する儒学者らの批判、荻生徂徠の古学派、本居宣長の国学を経て朱子学的思考様式が解体していくという思想史的発展を叙述したものである。

⁴³ 丸山はその他にも『日本の思想』(1961) や「歴史意識の『古層』」([1972] 1998) で同様の指摘をしている『日本の思想』で丸山は日本における思想のあり方は、思想が「対決と積」において歴史的に構造化されないという特性を持つとする。たとえば、丸山は「神道」はすべての思想・宗教を含む言説空間というべきものであり、時代ごとに有力な宗教や思想と習合してその教義内容を展開させた (丸山 1961)。「古層」でも丸山は、日本文

化の「雑種性」を指摘し、日本の思想は内発された独特のものというよりも、「外来」思想を際限なく摂取、受容しようとするオポチュニズ的な対応することを可能にする傾向を持つと指摘する（丸山 [1972] 1998 : 353-423）。このような丸山の議論は日本独自の思惟様式を「本質主義」的に位置づけたため、論集解説者の川崎は一種の「危うさ」がある議論だとしている（川崎 1998 : 494）。

⁴⁴これは「近代の超克」論に対抗する意識から動機づけられたものである。第一の点は「近代の超克」論者に対して最大課題にするほど現代日本は近代化されていないと批判するもの。第二の点は、明治維新以前の時代においても伝統主義者に対して、彼らが美化しているほどには、「近代」と無縁な「東洋精神」が歴史的変化から免れて持続していたわけではないと批判するために論じられている。丸山が批判するのは、第一に、明治以降の日本は十分に近代化したために西欧近代の文化や制度を吸収しすぎてその毒素が「現代日本の最大の病患」となっているという超克論者の想定である。第二に、『近代』に汚染される以前の日本には、古代信仰と儒教をはじめアジア大陸渡来の「東洋精神」とが融合した、われわれ祖先の美しい『伝統』があり、その伝統を『近代』から清めることこそが『世界新秩序』の建設にたいする日本の貢献でなければならない」という主張である。これらの主張に対抗し、自らの命題を論証する狙いを持って、丸山は日本の近代的思惟の発展を明治期以前の徳川儒教の解体過程のなかに見いだしていったのである

⁴⁵柄谷によると、丸山は日本において、「さまざまな個別的思想の座標軸を果たすような原理がないこと、そのため、すべての外来思想が受容され空間的に雑居すること、そして、そこに原理的な対決がないために、発展も蓄積もないことを指摘している。そして、日本史の特徴を思想の要素がある中心をもって統合軸によってつなげられるものではなく、空間的に並列、併存する雑居するものだと説明する（柄谷 1993 : 54）。

⁴⁶他にも、農村社会の結婚や夜這いは、村落共同体ごとに若者組の制約や規律の中でのみ可能であったことは民俗学などによって明らかにされている（柳田 [1948] 1990; 有賀 [1948] 1968 ; 瀬川 [1957] 2006）。

⁴⁷また、当主、親あるいは主人に結婚が認められず、未婚の男女が駆け落ち、心中をすれば、家の存続が危ぶまれる。したがって、配偶者選択をめぐる親子間で問題が生じて未婚の男女がこのような行動に出た場合、夫婦と認めると決着した場合もあった（大藤 2003）。

⁴⁸親子間で紛争が起こった際、五人組、もしくは近所の人たちが仲裁に入り、それでもだめなら「村役人」が間に入る。誰が仲裁に入っても必ずしも親が勝つわけではなく、むしろ親が家の存続を危うくさせる、村の秩序を乱す、不法を働くなどしていた場合は、村の意志と強制力で親は当主の地位から退けられ、隠居させられることもあった（大藤 2003）。

⁴⁹ここで阪井があげているのは、戸田 [1925] 1993、柳田 [1948] 1990、Benedict 1946 = 1967、川島 1954、鶴見 1972 である。

⁵⁰上子もこの点を指摘しており、若者たちに交際を許すことなく、親が仲人の助けを借りて、子どもの配偶者を選ぶ方式が、地主など上層で行われていた。さらに、「それは家父長的家族制度を推進する明治以来の国策のため、中・上層階級において、都市において、つまり支配文化において」確立したという（上子 1991 : 8-9）。

⁵¹今田の指摘によると、尾花清・広井多鶴子は、国定三期（1918-1932年）の修身教科書において、「親の慈愛や養育があり、その結果として、子どもの敬親という観念が生まれ」てきたという見解を示し（尾花・広井 1994 : 176-177）、有地亨は「明治の半ばには、親が誤っていても、それに従うのが孝だと儒教主義による絶対服従の孝が説かれていた。しかし、大正の初めになると、親の行為についても、是々非々主義で公平に対処するのが孝であると変わってきている」（有地 1986 : 76-77）述べる。これらの知見から今田は、親子関係性の変化が『少女の友』言説に限ったことではないことがわかると述べている。

⁵²ただし、この「昔」がどこを指すのかは明記されていないが、「昔の親の愛」の復活は

「悦ばしい新世相」であるという。また、小さく脆弱になり「孤立した家庭」において、親が自分の子への慈愛のために自分が死んだ後の子の行末を案じ、子を道連れにする親子心中が目立ちはじめたという（柳田 [1931] 1993 : 299, 304）。

⁵³労働の場では、コは労働組織の単位であり、その頭に立つ者がオヤカタである。血縁親以外の親類をオヤとする場合もあり、東日本では日用語で親類のことをオヤコという土地が多いという（柳田 [1937] 1990 : 499-504）。岩本によると、今でもオヤコという言葉が親類の意で使う地方も広く分布するという（岩本 2006 : 90）。

⁵⁴家の分解、縮小化の原因として、柳田は次のように考察している。「早く生まれた子にたくさんの力を残し、末々の弟たちをその従属のごとくにしてしまうことは、仮に母を異にした利害の衝突はなくとも、親の情としては自然でなかったのであるが、もとはやや冷酷なる家の法則があつて、資産を均分して一門の主力を弱めることを許さなかった。それが農村においてはまず少しずつ自由となつて、対等に近い分家は追い追いに起こり、従つてその間の拮抗は激しくなり、盛衰の等差はようやく著しくなるとともに、ついに小農は日本の名物とまでなつてしまった。家はただ幽かにしか永続することができなくなつていたのである」（柳田 [1931] 1993 : 280）。家が小さくても住んで行けるという安心、農業のためだけにはそうたくさんの者が結合しているに及ばぬという経験が、結局は家を最小限度にまで分解させたのであつた（柳田 [1931] 1993 : 296）。

⁵⁵その他にも「仲人親」「烏帽子親」「仮親」「契約親」などがある（柳田 [1937] 1990 : 499-504）

⁵⁶米村昭二（1983）は、この「大親」の機能が一部分ずつ各種親に移行したというこのような柳田の議論を、「あくまでそれは一つの優れた仮説」と指摘する。そして、この仮説から派生して契約的親子関係という「親子成り」の歴史的推移について広島県芸北町雲耕の事例をもって実証的にこのような「親子成り」の関係を明らかにしている（米村 1983 : 128）。米村はカナ親—カナ子関係の形成と展開についての議論でのオヤコ関係形成は、パーソナルな人間関係が先行していたし、すでに関係を継続する内的態度があつたことも事実であるとする。米村によれば、この契約はそれを再確認する意志表明であり、年間儀礼、人生儀礼の節目節目の出入りや不時の際の協力を繰り返すことによってこの関係を儀礼化する。つまり、パイプを太くして血を通わせ、コミットメントを増幅していったのである。しかし、そこには、経済的庇護を求める従属的、依存的な動機がカナ子側に働いていたとはいえない。だが、生涯にわたる後見的役割、精神的サポートを求める気持ちは強かつたといつてよい。「カナ親カナ子関係は相互給付関係として機能し、果たしてバランスが取れていたかは問題であるが、それはともかくとして、協力的、後見的役割を果たしてきたことはたしかである」（米村 1983 : 147-148）。

⁵⁷ただし、有賀は柳田の「オヤコ」論を根底としながらも（米村 1983 : 128）、「親分子分」関係を両親と子の擬制的親子関係とはみなさない。社会的主従関係の基本的な関係は血縁親と子ではなく、「親分子分」であるとして、「親分子分関係を家族の擬制であると解釈する説が極めて有力であるが、私はこれらを家族や親族の関係のアナロジーによって共属観念を強めるために利用しているだけであつて、関係の本質は家族や親族のそれとは違うものと解釈したい」（有賀 [1955] 2001 : 314）とする。いずれにしても、血縁親以外の「親」が配偶者選択に影響を与えている可能性を読み取れる。

⁵⁸姫岡も親より優位である「家長」や主君が血縁親の絶対性を制約していたと述べている。姫岡によれば親自体も親子が所属する共同体の分子にすぎないため、親の絶対性に制約がかけられていた。従来徳川時代の家父長家族が問題にされる際、家族成員は家長に絶対服従し、家長と子とは「天地」、「君臣」の関係であるとみなされてきた。しかも、この恩は主として「物質的な家産」を根拠として観念されるものであり、その家産は親からでなく祖先の賜物であり、祖先からの伝承的な意志が絶対的なものであつたという。このようにして親の絶対性は制約されていたのである。家族道徳は全体社会の維持のために強調さ

れるものであって、親への孝が主君へ忠誠に優先されることはありえないのだ。したがって、家長が家族成員に対して支配を行うことは、祖先の遺志の反しない、道理にかなう範囲においてのみ正統とされたのである（姫岡 [1952] 1983 : 121）。

⁵⁹子分は親方の家族の成員となり、親方夫婦によって養育されると共に労働のための訓練を受け、一人前の労働者に仕立てられた。彼ら子方である雇人は慣習上 10 歳前後に親方の家族に雇われ、子方である彼の父親が彼の一生の世話を主人に依頼し、主人がこれを許すことにより契約が成立するのである（有賀 [1955] 2001 : 318-319）。武士社会の大名と家来の関係、商業経営する経営者と雇用者の関係、ナウケの土地を占有するものとその雇人との関係、商人とその雇人との関係などは基本的にこのような関係の特徴を共通にもつ（有賀 [1948] 1968）。

⁶⁰柳田は、「親方子方」が「家」のような「今までの団結感」を保存しようとするのは、「日本がまだ純乎たる個人主義の国に、なり切っていない」傾向と述べる（柳田 [1937] 1990 : 525）。この示唆からも、非血縁親との親子関係性に配慮する家族関係の主体が配偶者選択主体の理想とされていた可能性を読み取れる。

⁶¹上子（1991）の指摘によれば、日本においても人種・民族意識や階層意識に根差した同類婚が行われ、また宗教的同類婚などもかなりあると予測されるものの、信頼できる全国的な数字がない。

⁶²SSM 調査の職業分類について詳しくは第 2 章第 3 節を参照のこと。

⁶³この調査において、内婚指数からみると、社会全体としての階層内婚の傾向は 1955 年以降低下していることがわかるが、こうした傾向は、内婚率の大半を占める「農業」同士の組み合わせが、農業人口の衰退とともに減少したことによるところが大きい（小林・鹿又ほか 1990）。人口問題研究所は学歴の同類婚の程度を測定しているが、昭和 40 年から 62 年までに結婚した夫婦が調査対象である。その調査によると、夫婦とも大学卒、中学卒のほか、高校、専修学校、短大、高専のすべてで同類婚の傾向が強い。また、妻の方が上方婚傾向を示している（人口問題審議会ほか 1988 : 35-36 ; 上子 1991 : 17）。

⁶⁴この「人格」という概念が *personality* の訳語として用いられるようになったのは明治 20 年代前半頃である（赤川 1999 : 275）。

⁶⁵「教養」は文化資本のひとつである。文化資本とは、Bourdieu（1979=1990）によって概念化されたものであり、それは貨幣、財産に代表される経済資本とは異なり、「学歴」、知識、嗜好、絵画、書物などの文化にかかわる有形、無形の所有物の総体を指す。文化資本は三種類に分けられ、第一に、家庭環境や学校教育を通して各個人のうちに蓄積されたもろもろの知識・教養・技能・趣味・感性などの身体化された文化資本、第二に、書物・絵画・道具・機械のように、物資として所有可能な文化的財物などの客体化された文化資本、第三に、学校制度やさまざまな試験によって賦与された学歴・資格などの制度化された文化資本である（石井 1990 : v）。

⁶⁶ピエール・ブルデューとジャン・クロード・パスロンがいうように、階級が高い者の子弟は、その階級に規定された文化能力を学歴に変換されることで教育達成に有利であるという文化的再生産が行われる場合もある（Bourdieu, Pierre, et Passeron, Jean-Claude 1970=1991）。

⁶⁷ブルデューが扱った「趣味」としての音楽・絵画・写真・スポーツなどが、当時の日本で「趣味」として一般化して扱われていたかははなはだ疑問である。

⁶⁸結婚を戦略的認識論にて理解しようとするブルデューの立場は、「日常生活における経験的次元における行動は、個人のおかれたさまざまな与件（資源）のもとで、伝統的なあるいは教化された意識的・無意識的行動様式（ハビトゥス）に従いながら、存在しうるいくつかの可能性をたどる行為（ソトラテジー的行動）の結果」と捉える立場であり、人間の行動はルールに従って機械的に行われるという立場ではない（丸山 2007 : 304）。

⁶⁹特に柳父が注目するのが、第一に、キリスト教の影響による恋愛観の創出であり、第二

に、北村による恋愛の至上価値の提示と、恋愛のない人生の否定（『厭世詩家と女性』『女学雑誌』1892年2月）、「恋愛」を「清く正しく」、「深く魂（ソウル）より愛すること」（『女学雑誌』1890年10月）という巖本の恋愛観である。

70 このような未婚女性が「処女」であることの価値付与は、近世以前から連続して日本のすべての階層にみられたわけではない。幕末頃において、「処女」は「家に^いゐる未婚の娘」という意味でしかなかった。そこでは、性交経験の有無は問題にされていなかった。また、前近代の村落共同体では、未婚の娘の性交渉は、村内の若者との間であれば複数であっても問題はなかった。（牟田 1996a: 138-44 ; 牟田 1996b: 80）。

71 貞操論争の発端となったのは生田花世が「食べるのに困って」いる時に、職場の上司によって「貞操を砕かれる」体験を告白した「食べることと貞操と」（『反響』9月号）である。このなかで生田は「自分と弟ふたりが食べるということが第一義的な要求であって、自分一個の貞操のことは第二義的な要求であると述べて、「食べられない」、「窮迫の弱み」のためには「貞操」が「砕かれた」ことも仕方なかったと訴える（生田 [1914] 1991: 14-16）。この生田の意見に対して、安田皐月が「女性を侮辱」していると非難を浴びせ論争が開始した（安田 [1914] 1991: 21）。この論争は生田の意図を超えて、処女の価値、売春についての議論に発展していく。

72 この論争では「処女」と「貞操」および「童貞」の用語が明確に区別されていなかった（折井 1991: 278）。このためここでは引用以外は「貞操／処女」と表記している。

73 同時に平塚は、「貞操／処女」を「捨てる」正統な理由として、「恋愛」にもとづく「結婚」を持ち出し、「処女を捨てるのに最も適した時」として、「恋愛の経験に於いて、恋人に対する霊的憧憬（愛情）の中から官能的要求を生じ、自己の人格内に両者の一致結合を真に感じた場合」と述べる。しかも、「恋愛」にもとづかない夫婦の性関係を否定して、「社会が認め、世間道徳が承認する処女破棄の最も正統な場合である形式的結婚」も「醜悪であり、罪悪」とであると主張する（平塚 [1915] 1991: 70-71）。

74 さらに久布白は「一人の男子と、一人の女子が互いに対し、互いに愛して始めてここに神聖なる恋愛が生じます」と述べる。「家は即ち国の基」とあるという考えに立つ久布白は、「各自己が家々に堅実なる貞操観念を養成して以って国家に剛健なる分子を提供したいものと思います」と述べる。久布白はこの「家」を旧来の「家」ではなく、むしろ家族が情緒的に結ばれた国家の基盤となる「ホーム」とであると述べている（久布白 [1915] 1990: 121）。

75 性＝人格論とは「性が人間の中心にあり、もっとも大切なもので、人格の基盤である仮説」（齊藤 1994: 104）であり、西欧においても日本においても近代的な性欲論である。西欧についてはフーコーが『性の歴史』で、また日本においては赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』（1999）で詳細に分析している。性＝人格論は近代以降のセクシュアリティに関する言説を分析することによって明らかにされた。

第2章 資料の位置づけと分析の視点——読者・投稿者・回答者が紡ぐ言説空間

問題の所在——言説空間としての「身の上相談」

本章は、『讀賣』「身の上相談」を分析対象とする社会学的意義を「身の上相談」の概要と示すことで明確にする。配偶者選択を歴史社会的に分析し、「近代家族」的要素と伝統的要素の関係を捉え、その家族観の相互作用のなかで提示された配偶者選択のあり方を分析する上で、『讀賣』の「身の上相談」がいかに妥当な資料であるかを論じる。また、「身の上相談」の成立過程を概観するなかで、投稿者の社会層と回答者や編集に携わった人々の特徴を把握する。そして、「身の上相談」で自らの結婚について問いかけていた人びとは誰なのかを考察する。

大正期の配偶者選択にかかわる結婚観の形成過程を分析するために、本論は「身の上相談」を投稿者、回答者の語りが一括りになって、たえず配偶者選択にかかわる結婚観が構築され続けているという視点で分析する。これまでも「身の上相談」は投稿と回答のやり取りのなかで、理念や規範が構築される言説空間とみなされてきた。たとえば、1930年代の『朝日新聞』「女性相談欄」を分析した今井小の実によると、相談欄は身に降りかかる悩みが文字化されて「新聞紙上に公開されることによって一般女性たちの間で投稿者の問題を自らの問題として共有することができた」メディアであった。その回答者であった山田わか「当事者自身の“語り”をきくことによって、母性保護のために」民法改正の運動に至ったことから（今井 2000: 52-54）、投稿者と回答者の関係が一方的な影響関係でないことがわかる。今井は投稿・回答記事を一括りの「語り（narrative）」言説とみなした研究である（今井 2000、2005）。この視点を引き継ぎながら、本章では「身の上相談」が、当時の人びとの配偶者選択の実態を示す言説空間というよりも、いかに配偶者選択の望ましいあり方が構築される場となっていたのか、本論の目的にとって意義のある資料である。

しかし、身の上相談欄は、しばしばその資料的な限界が指摘される。まず、紙面に載せやすいように、相談記事は担当記者や編集者によって加工されている問題である⁷⁶（大浜 1953: 43）。次に、投稿者による脚色、創作が混じり、虚偽の内容が掲載されている可能性である。投稿者が自分を美化し、重要な事実を隠すために捏造や創作を行う（池内 1953:

8; 鶴見俊輔 1956: 11-12; 太郎丸 1999: 74)、あるいは腕試ししたい作家の卵などが創作して投稿(太郎丸 1999: 74)していた可能性がある。さらに、編集者にとってステレオタイプの投書が載りやすいという問題が指摘されている(永嶺 1997: 157-158)。しかし、2.2 でみたように、「身の上相談」への投稿は大量だったことから、投稿のすべてが創作・虚偽であるとは考えにくい。また、太郎丸はたとえ虚偽が混ざっていたとしても、「その資料を全部捨ててしまうのは、潔癖すぎる」と述べ、「そこには、人々の思想が反映されているとする(太郎丸 1999: 74-75)。

しかしながら、本論のよって立つ分析視座にとっては、編集、創作、虚偽の可能性、ステレオタイプの記事の存在は、あまり問題にはならない。第1章で述べたように、本論は、「身の上相談」を理想的な配偶者選択のあり方が構築される言説空間としてとらえている⁷⁷。つまり、投稿者が意図的に虚偽の悩みを相談したとしても、それが「語り」のなかで構築された配偶者選択のあり方だとみなす。記者が投稿内容を掲載しやすいように編集し、もしくはステレオタイプの投稿を選出したとしても、その記事は「現実」「行為」のあり方として語りなおされることによって構築された、配偶者選択の意味や物語だと捉えて分析する。

そこで本章では次の方法でその意義を示す。本章の第1節では、「身の上相談」がどのように成立したのかをみる。身の上相談⁷⁸のような投稿記事が登場してきた経緯と背景をたどりながら、身の上相談がいかにして恋愛、結婚、夫婦関係、家族問題などの私的な問題の問答を扱うようになった背景を捉える。第2節では、「よみうり婦人附録」と「身の上相談」の開設経緯とその概要をみながら『讀賣』「身の上相談」がいかにして読者、投稿者、回答者が問題を語り合うメディアとして成立したのかを記述する。第3節では、「身の上相談」にかかわった人々は誰なのかをみることによって、読者と投稿者、とくに配偶者選択の理念を提示しようとしていた投稿者の特性を示し、そこで規範的な結婚観を提示していたのは誰かを検証する。第4節では「身の上相談」欄担当者と、この欄が連載された「よみうり婦人附録」の編集者、記者の特徴を把握し、第5節では、「身の上相談」における実際の投稿と回答のやり取りを示しながら、「身の上相談」がいかなる言説空間であったのかを示す。

第1節 身の上相談という活字メディアの登場

1.1 問答欄から身の上相談欄へ

池内一（1953）によると、1880（明治13）年に創刊された『交詢雑誌』の「問答」欄が身の上相談の原型となる投稿欄である。この雑誌は慶応義塾系の社交団体である交詢社の機関誌である。この「問答」欄では海外事業、学理、経済事情、工業などの「知識」を得るための問答が読者間で行われていた。交詢社の「社定第一条」には、「社員タルモノ互ニ知識ヲ交換シ世務ヲ諮詢スル」ことを目的とするとある（池内 1953：10）。

このような「問答」欄は、そのほかの雑誌、新聞で踏襲されていった⁷⁹（池内 1953：9）。『都新聞』の「読者と記者」「相談の相談」は、「身の上相談」よりも前の1906（明治39）年に連載が開始された相談欄である。これらの欄はそれまでの読者同士の問答欄と異なり、読者が投稿した相談に新聞社の記者が答える形式をとっていた。山本武利は『都新聞』に寄せられた読者の投書を紹介し、この相談欄を通して読者と記者とは「心情的なつながり」を形成していたと指摘する。この投書では、「読者と記者欄や相談の相談欄で教えられ、…略…利益と歓喜と幸運とを勝ち得た人も亦誠に多いであろうと信じます。…略…実際、都新聞と其の読者との間には、他の新聞紙と其の読者との間には見られない一種の温かい情味が相通じ、相繁っている」（『都新聞』1915.12.3）と語られている（山本 1981：249）。

この「相談の相談」欄は「教育問題、家庭問題、健康衛生問題など真面目で多様な内容を持っていた」（山本 1981：249）。1914（大正3）年に「身の上相談」が登場するまで、恋愛、結婚を主たる相談とする新聞・雑誌の相談欄はなかった⁸⁰。以下は、同年4月26日に『讀賣』において掲載された「身の上相談」の投稿募集記事である。

五月一日から「身の上相談」を此紙上に設け、一身上の出来事、例えば結婚、離婚、家庭の煩い等、及び精神上の煩悶、婦人の職業問題につき、男女に係らず、凡て思案余った事の御相談相手となり、及ぶ限りの力を致し度いと存じます^(ママ)、御相談は手紙で御申し越し下さってもよろしく御面談を望まるる方は、日曜日を除き毎日午後四時より六時迄に、本社をお尋ね下されば、喜んでお目にかかります。秘密を守るべき事につき、責任を負うのはもとよりで御座います。手紙の節も、来社の節も、特に人事の相談係と名指しを願います。

ここから、実際に「身の上相談」は、結婚や家庭に関する相談を取り上げるために開設されたことが読み取れる。「問答」欄のように解答や解決策を得て、読者同士で情報を共有する形式が活字メディアにおいて定着しつつあった状況が背景となって、読者が「一身上の出来事」を相談して記者や有識者が回答を提示する「身の上相談」が活字メディア上に出現した。

1.2 身の上相談の登場の背景

それでは、「問答欄」の定着以外に、身の上相談が出現する背景にはどのような社会的状況があったのだろうか。鶴見俊輔は、明治時代から第二次世界大戦が終わる頃までは、地方から上京した者も含め、都会在住の「未婚の娘が誰かとの親交をうわさされたというだけでも結婚にさしつかえ」る時代であったからだと述べる（鶴見 1956:25）。その他に、以下の1886（明治19）年『女学雑誌』「いへのとも」欄の新設の辞では、女性が友人に語りにくいことがあると示される。

吾国今の風とて女には心よりの友人あるなく、たとえありとも近きには反って語り難き由も多きことなり。故に本号を初として家の友といえるを設け、欺る人々の問いを受けて吾人の思うよしを答うるの便といたす（「いへのとも」『女学雑誌』35号、1886.9.15）

また、『讀賣』の「身の上相談」では、理想の夫を持ちたい旨を自分の周囲に述べることに躊躇し、「身の上相談」に投稿したことを示す次のような投稿がある。

【投稿】私は自分の理想の人を良人おっとにと思うので、只今迄他へ参らずに居ったのですが、それを人に話してもよいものでしょうか、^(ママ)人に打ちあけて養父が心持を悪くしてもいけないと存じ、一人胸に抑えて居ります。何卒私の胸が晴れる工夫をお教え下さい（1914.5.29）。

このような投稿記事、鶴見の見解、「いへのとも」の開設の辞にあるように、女性が恋愛、結婚、夫婦間の問題を語ることに躊躇するような状況があったことがわかる。このような社会背景は、匿名性が守られた状態で親密な問題を見ず知らずの記者に語り得ることが

きる「身の上相談」と親和性が高い。

さらに、鶴見は、「商業新聞」としてのメディア側の経済的事情を指摘する。鶴見は身の上相談が恋愛、結婚、夫婦関係など「愛情の主題」に集中する理由を、「身上相談が商業新聞の一部としてスペースをもらっているかぎり、他の部分と同様に、商品になる読み物としてあつかわれているのであり、どぎつい内容、奇抜な内容をもつ身上相談がより多く活字になるわけだ。ことに読者にとって興味のある愛情の主題に、集中してしまうのも、無理もない」と叙述する（鶴見 1956: 11）。

日清・日露戦争後において、新聞各紙の間で読者獲得をめぐる商業主義的な競争が進んでいた。『新聞販売百年史』（1969）によると、1894（明治27）～1895（明治28）年にわたった日清戦争によって新聞の購読者は著しく増加した。この部数増加は、読者の側が戦地出征した親族の安否確認のために新聞の戦況報道に集中し、新聞社側がそれに呼応して戦況速報、号外競争をした結果であった。日露戦争後は資本主義的な世相を背景に各新聞社の販売競争の激化によって新聞は発行部数を急増させていた⁸¹。また、この読者を固定化して維持するための諸施策が必要となり、「読者本位」⁸²の傾向、すなわち売上確保のために、読者の欲求に合わせる傾向を見せるようになった。この傾向はより顕著になり、新聞は本格的に商業新聞化し、各社は読者争奪のため、紙面でも新しい特色の発揮に勤めた（山本 1948 : 170-179, 221-247, 327, 1992 [1970] : 89 ; 新聞販売百年史刊行委員会編 1969 : 301 ; 竹村 2004 : 19）。たとえば、各紙に登場したのは、有力者の生活の暴露、犯罪・事件の詳細な取材記事を掲載する社会面、資本主義の発展によって盛んになった企業熱を反映した経済記事、「金色夜叉」などの流行を受けて連載が活発になった新聞小説、紙面の一部を飾る景品的要素の強い「附録」⁸³などである（山本 1948 : 174-178, 1992 [1970] : 72-74 ; 新聞販売百年史刊行委員会編 1969 : 301 ; 有山 1995 : 24-36 ; 羽島 1997 : 114）⁸⁴。

特に、当時の『報知』は読者獲得策として、職業案内、衛生顧問、法律顧問、家庭葉書便りなどの読者の相談欄を設けており（山本 1948 : 179）、そのような読者に目を向けた紙面づくりの結果、日清・日露戦争後、『報知』は東京で部数を伸ばし発行部数一番に達していた（山本 1992 [1970] : 91）。こうした「読者本位」の紙面づくりに他紙も追随するようにして、競争激化のなかで『都新聞』は「相談の相談」欄（1906 [明治 39] ～1917 [大正 6] 年）を、『東京日日新聞』は「家庭問答」欄（1915 [大正 4] 年）を開設し、「読者本位」の傾向のある相談・案内欄を設けた。

したがって、身の上相談とは、日清・日露戦争後に激化した新聞販売競争において、大戦中に獲得した読者をつなぎとめ、さらに新たな読者を獲得する策として読者の「一身上」の問題の解決策を得たいという欲求と、他者の私私的空間への興味といった欲求を充足させるべく各新聞が登場させた欄なのである。

第2節 大正期『讀賣新聞』「身の上相談」の概要

2.1 「よみうり婦人附録」の概要と開設経緯

「よみうり婦人附録」と「身の上相談」の開設経緯とその概要をみていこう。

明治20年代末から明治30年初期頃の『讀賣』は、日清戦争後から「金色夜叉」などの家庭小説などで人気を博し、島村抱月、徳田秋声や鏑木清方など著名な作家、画家が在社し、文学新聞としての価値を高めていた。しかし、日露戦争後、明治末期になると夏目漱石が入社した『朝日』に文学色を奪われた上に、戦況や商業競争に打ち勝てず、『讀賣』の売り上げは減少していった⁸⁵（山本 1992 [1970] : 93 ; 新聞販売百年史刊行委員会編 1969 : 329）。

『讀賣』は、このような流れのなか、婦人雑誌や婦人のための便利帳を兼ねた内容をもった「よみうり婦人附録」（1919年9月に「よみうり婦人欄」と改称、以下「婦人附録」と略して記載）を登場させた。『讀賣』にとって、この附録面において「身の上相談」欄を開設することも、読者獲得・拡張を目指した施策の一環だったといえる。読売新聞社社史によると、「婦人附録」は日本ではじめて新聞に女性のための1ページ全面を編集し、当時は文芸欄と並んで『讀賣』の二大特色という位置づけだった（読売新聞社 1994: 92-93）。

この「婦人附録」は、1914（大正3）年4月に、当時『讀賣』の主筆であった五來欣造（1875-1944）が開設した⁸⁶。読売新聞社社史によると、五來に課された使命は、第一に『讀賣』から「政治色を払拭する」こと⁸⁷、第二に経営の苦境を脱し部数を伸ばすために新たな購読者を獲得することだった。五來が当紙の「政治離れ」と売上を伸ばすために選んだ手段は、創刊当初の特徴である家庭と教育と趣味と文学などを盛り込んだ紙面づくりであった。フランス留学の経験がある五來は、当時のフランスで相当の部数と婦人読者を有していた新聞『フィガロ』の婦人欄を目にしており、それを参考に「婦人附録」を編集したという（読売新聞社 1976: 251-252 ; 1994: 92）。

当初の「婦人附録」紙面をみると、家庭記事、婦人問題の時評、各界で活躍する女性の

紹介、流行や物価に関する話題、生活情報、催しの案内、世界の童話などが掲載されている。この記事内容から、当時、どのような情報が女性向けとみなされていたのかがわかる。記者たちにとっての「婦人附録」立ち上げの理念は、以下のような「婦人附録」最初の記事「婦人と時勢」に記されている。

われわれは^{みだり}妄に今の婦人を^{おうか}謳歌する積もりでない。古い思想に媚びる^{つもり}積は尚更ない。一言にしていうなら、どうかして、今の婦人をモット幸福にしたい。家庭も社会も、それによって、どんなに明るくなるであろう。…略…今の婦人の前に提出された大小の問題は数限りなくある。めいめいの前に投げられた問題の意味を十分に了解し、処置しつつ進んでいくことの出来る婦人は幸福である。そうして、そういう婦人を持っている社会もまた真に幸福である。われわれは日々に起り来る、今の社会の出来事を捉えて来たって、婦人と家庭の実際生活に於ける幾多の問題に対する真実で間違いない解決の好適例を示したい。よみうり婦人附録の使命は、たしかにこれである。

(1914.4.3「婦人と時勢」)

この記事から、記者たちは女性の「幸福」のために、「問題」への「解決策」、「適例」を示そうとしており、ここで「身の上相談」が連載された理由が読み取れる。「婦人附録」では、創設第一日目から「婦人の声」、創設 1 ヶ月後には「身の上相談」などの投書欄を開設した。社史ではこのような投書欄は、『讀賣』創刊からの紙面づくりの姿勢、すなわち「読者とともに歩もうとする編集方針」が受け継がれていることのあらわれだと説明されている（読売新聞社、1976： 254）。しかし、商業紙ゆえに、このような「読者本位」で悩むを聞く姿勢を示しつつも、「読者」の興味を掻き立てる内容を掲載して部数を伸ばそうとしていたとも想定される。

2.2 「身の上相談」の展開

ここでは、このような言説空間である「身の上相談」の概況をたどりながら、本論文の目的のために、『讀賣』で連載されていた「身の上相談」を分析対象とする意義を論述する。

「身の上相談」は関東大震災後と戦時下に⁸⁸いったん休載されるものの、改題を重ね現在も「人生案内」として連載されている。大正期に「身の上相談」が掲載された期間は 1914（大正 3）年 5 月 2 日から 1924（大正 13）年 4 月 21 日までで、約 10 年と長期にわたっ

て掲載されている。現代のわれわれが自明とするような相談欄の形式はこの時期に整った。

『讀賣』は多くの相談を獲得することに成功した。1915（大正4）年1月1日には「身の上相談」の連載を振り返った記事が「婦人附録」に掲載される。その記事には1914（大正3）年5月の掲載開始から1915（大正4）年の1月頃まで、手紙で相談を投稿した者1万3,794人、直接讀賣新聞本社の「身の上相談」の担当記者を訪れた者725人であったことが記されている。その状況に対して担当記者は、「身の上相談」が「社会の要求に適していたもの」だと解釈している。開設約1年後の1915（大正4）年4月3日の「婦人附録」の記事には、担当記者宛に多いときは1日5、60通、少ないときは3、40通の手紙を男女の読者から受け取り、直接の面談も毎日5人から15人ほどだったことが記されている。

掲載開始から1918（大正7）年までは、ほぼ毎日「身の上相談」は掲載されていた。表2-1は「身の上相談」に掲載された相談記事数の推移を1914（大正3）年から1923（大正12）年まで調べたものである。これを見てもっとも掲載件数が多いのは、「身の上相談」がはじまった1914（大正3）年であることがわかる。ここで、掲載開始年から1915（大正4）年に減少しているのは、1日に複数件掲載されていた相談が1日1,2件ほどになったからである。これは1件の相談記事の相談内容とその回答をより詳しく記すようになったことによる。1921（大正10）年から投稿掲載件数が減少する1921（大正10）年8月29日に警視庁直轄の身の上相談所を紹介する記事が掲載されたことも一要因となっていると思われる。1919（大正8）年10月から「よみうり婦人欄」に医事相談を扱う「紙上衛生顧問」と、法律問題を扱う「紙上法律相談顧問」など別の相談欄が設けられたことも要因だろう。

このような減少があっても、「身の上相談」は本論の目的を明らかにするのに適した資料である。斎藤美穂（1996）が分析した婦人雑誌に掲載された相談欄は、新聞よりも内容が詳細に書かれ、かなりの頁にわたって掲載されているのだが、件数が少ない、あるいは掲載期間が短い。たとえば、『婦人週報』の「身の上相談」欄は継続期間が3ヶ月間、相談件数が15件、『婦人の友』の「悩める友へ」が6年で96件、『婦人世界』の身の上相談が8年で144件、『婦人界』はわずか8回で終了、『反響』は4ヶ月間の連載であった（斎藤1996）。『都新聞』の「読者と記者」、「相談の相談」の場合は、掲載件数は不明であるが、「身の上相談」と同様に相談への投稿が多く、月平均1,219件、1日平均40.9件であった。だが、1.1で述べたように、『都新聞』の相談欄は他紙の類似の欄に比べ、恋愛、結婚、夫婦関係の相談が中心ではなかった（山本1981:249）。

1923（大正12）年9月1日午前11時にマグニチュード7.9の関東大震災がおこる。これにより移転したばかりの讀賣新聞社屋は炎上し、新聞発行が不能となった。同年9月12日には4ページで『讀賣』の発行が、9月21日には「よみうり婦人欄」が再開した。しかし、震災2日前まで掲載されていた「身の上相談」は、震災以降、1924（大正13）年4月15日まで再掲載されることはなかった。再開に備えて1924年3月30日に相談の投稿を募集する社告が掲載された。「読者の質問に応じて身の上相談に答える、回答者は宮田修先生」と題されたその社告には、「一般家庭の問題、社会問題として価値ある事件をとって之に家庭問題、社会問題としての解釈を与え、兼ねて相談者個人に対して問題解決のヒント^(ママ)と与えられるのです」とあり、さらには「解答の趣旨がそういうのであり、宮田先生も御忙しい中でお引受け下さるのですから、単純な個人的な且つ急を要する事件の御相談は避けられたいと思います」（1925.3.30）と記されている。同年4月6日の社告では、「個人の深刻な悩みは、また社会の悩みであり家庭の重大な問題である」とし、また個人的な問題の解決は多くの人の人生にヒントを与えると述べられており、内容が変更されていた。その後4月15日に3件、21日に2件相談が掲載されたが、恋愛、結婚、夫婦関係の相談はなく、さらに回答欄に宮川修と記名はなく「記者」とある。3月30日と同じ社告が何度か掲載されたが、「身の上相談」欄が再び開設されることはなく、大正期における「身の上相談」は1924年4月21日以降掲載されることはなかった。

その後、「身の上相談」に相当する欄の開設は、1931(昭和6)年7月14日に新設された「人生案内」欄「悩める女性へ」まで待たなければならなかった。本論は、このような経緯から連載が開始された1914（大正3）年から震災までの1923（大正12）年の9年間にわたって掲載された記事を分析対象とする。

第3節 「身の上相談」にかかわる人々（1）—読者と投稿者

この節では、まず、3.1 で発行部数に着目して『讀賣』が読者をどれだけ獲得していたのか、彼らはどのような社会層の人びとだったのかを明らかにする。さらに、3.2 では、「身の上相談」の投稿者全体像と結婚相談の投稿者の属性を示すことによって、自らの「結婚」を「問題」と提示していた投稿者像を報告する。この投稿者全体の分析は、「身の上相談」読者全体の代表性を示しているわけではないものの、読者の拡がりやどこまで及んでいたのかを推測することができ、読者層の補足的な分析ともなっている。また、「結婚問題」の

投稿者像は、本論全体の実証研究において、結婚について問題を抱えやすいとみなされていた社会層、「身の上相談」で構築された配偶者選択のあり方に目を通していた社会層の特徴を示すと同時に、分析対象の限界も示している。

3.1 読者

『讀賣』は1874（明治7）年11月に、本格的な大衆新聞をめざすため、新聞で初めてすべての漢字にフリガナをつけて創刊された。創刊から2年目には関東近県だけでなく、大阪、神戸、京都にも売りさばき所を開設し（読売新聞社社史編集室、1987：217, 224）、3年目には1日の発行部数を2万5千部に伸ばし全国一の新聞となった（読売新聞社、1994：665）。全国一位といえども、この発行部数から、創刊当初は全人口（当時3,600万人）の少なくとも約0.07%にあたる人々が『讀賣』を手にしていただけと推察される⁸⁹。しかし、その後日清、日露戦争の販売競争の激化によって各新聞が発行部数を急増させていたなか、他紙の躍進を尻目に、この時期の『讀賣』は部数が伸び悩み、経営が苦しかった⁹⁰（読売新聞社 1987：250-259）。たとえば、1908（明治41）年ころの一日の発行部数は『大阪毎日』が32、3万部、『報知』が20万部であるのに対し、『讀賣』は4、5万部であった（日本新聞販売協会・新聞販売百年史刊行委員会 1969：329-330）。

大正期における新聞は、明治期とくらべると広範な読者層に読まれていたと考えられる。明治30年代以降から大正期にかけて、序論で触れたとおり、学校教育拡大を背景にリテラシーが普及し、活字メディアが読みやすい紙面づくりを行うとともに、さらに誰もが活字メディアを読むことができる環境が整備されていった。明治期の義務教育学齡児童就学率の推移を見れば、大正期には少なくとも20代までの若い世代に義務教育が定着していたことがわかる⁹¹（表2-2）。大正期には最低限のリテラシーを有する比率は、明治期に比べ格段に高くなっていたことが推測される。ただし、木村涼子や永嶺重敏が指摘しているように、当時の義務教育のみでは、卒業後のリテラシー能力の低下がはなはだしく、雑誌や新聞などの活字メディアを支障なく読む能力は必ずしも獲得できなかったようである（永嶺 1997：19-20, 2004：vii；木村 1992：234-235）。読書可能なリテラシーを確実に有していたのは中等教育の在学者である。明治末期から大正期にかけて、特に女子向けの中等教育である高等女学校生徒数の増加は著しく、大正後期には男子が通う中学校の生徒数と同程度に達しているのがわかる⁹²（表2-3）。

しかし、小学校卒業生のなかにもルビ付きの活字メディアを苦勞しながら読むうちに、

より高度なリテラシーを身に付けた状況があったようだ。戦前の婦人雑誌を分析した木村によれば、『主婦之友』（創刊 1917 [大正 6] 年）の読者欄に「仮名を拾い拾いして読むうちにわかるようになった」といった感想を寄せる投稿者も少なくなかったという（木村 2010 : 33, 56）。『讀賣』は創刊当初から、広い大衆を対象にする趣旨から、リテラシー能力の低い読者を意識して、すべての漢字にフリガナを入れ、さらに記事全文に一般大衆にわかりやすい通俗語を用いて編集されていた。創刊時の投書を募集する社告には「此の新ぶん紙は女おんな童こどものおしえにとて為になる事柄を誰にでも分かるように書いて出す旨趣つもりでございますから耳近い有益ことは文を談話はなしのように認したためて」（「社告」1847.11.2）とあり、女性や子どもを含めた広い層に向けられていたことがわかる。活字メディアを発行する側がリテラシーの低い人々を意識してより広く読まれるように工夫していたことがわかる。

また、近代日本の活字メディアの読者層と読者習慣について分析した永嶺によると、誰もが読書できる環境の整備によって活字メディアは低学歴者および地方へ広がっていったようである。その要因は第一に、国民の大多数を占める小学校卒業者の読み書き能力の低下防止への有効な対策として、内務省が明治 40 年前後に推進した地方改良運動において、全国の公共図書館を充実させたことである。それまで、「都市部の中産知識人層とその子弟たる学生」を中心としていた図書館利用者が、明治 30 年代後半から、「都市下層へ、さらに地方郡部へと拡大し始め」ていった⁹³。第二に、活字メディアを「地方読者」に広げたのは、活字メディアの全国流通網の形成であった⁹⁴。第三に、明治 30 年前後から、中央活字メディア、つまり都市部の新聞社・出版社は同業社との激しい競争のなかで、「食欲に」地方の読者の開拓を進めていったことである（永嶺 1997: 19-20 ; 2004 : iii-v）。

このように当時の活字メディアをめぐる環境の変化や読者層の分析を通して、メディア史分析は第一に、大正期以降に活字メディアの読者層が労働者、農民へと拡大していたことを、第二に、婦人雑誌読者に「都市のサラリーマン家庭の主婦」だけでなく、農家・商家の主婦、「職業婦人」、「女工」、「女中」なども、また中等教育を受けた女性だけでなく小学校や高等小学校しか出ていない女性たちも含まれていたことを明らかにしている（木村 2010; 永嶺 1997）。第二の現象について永嶺は、「都市中産階層の文化圏」にあった婦人雑誌の購読習慣が、大正後期頃から徐々に下層の女性へと普及する過程、「大衆女性によるエリート女性文化の一種の模倣過程」が生じた結果だと考察している（永嶺 1997: 182）。また、竹内によれば、戦前の労働者階級が、独自の労働者階級文化をつくるよりも、ホワイトカラー層を中心とする「中流階級文化」の模倣に走りがちだった（竹内 2001 : 6-7）。

こうして、明治末期から大正期にかけて、「都市部の中産知識人層」だけでなく、新聞や雑誌などの活字メディアが労働者・農民層、児童、女性、地方に住む人々にも読まれるようになっていたことがわかる。

このように大正期において活字メディアが大衆化するなか、『讀賣』はどのような読者を獲得していたのだろうか⁹⁵。表 2-4 から表 2-8 は、永嶺、山本がまとめた 1914（大正 3）年から 1932（昭和 7）年の新聞読者調査の結果である。表 2-4 と表 2-5 から、永嶺は大正中頃における東京の職業婦人では『東京日日』『讀賣』『東京朝日』の順に読まれていたことを指摘している。表 2-8 の結果から、山本は「センセーショナルな三面記事と身近な家庭記事、ラジオ番組などで家庭婦人に人気を勝ち取ってきた『讀賣』が職業婦人に人気があったこと、また、『讀賣』がこのような「大衆的な家庭新聞の色彩、イメージをもっていたので、青年団にはあまりくいこまなかったのでは」と指摘している（永嶺 1997: 167-170；山本 1981: 225-234、240-243）。

3.2 投稿者

3.1 で触れた、メディア史研究における、大正期の読者層の知見をふまえて、ここでは、本節で検証する「結婚問題」投稿者の社会層について述べる。第 1 章第 2 節でとりあげた大正期の近代的結婚観についての研究は、いずれもなんらかの活字メディアを分析対象としている。しかし、それらの研究には第 1 章第 3 節 3.1 でとりあげたような、分析対象そのものを歴史化してその位置づけを問う視点を欠いているという問題点が見いださる。本節で第一に検証するのは性別である。近代家族研究では婦人雑誌を分析対象とするため、女性の受容についてしか言及できない（大塚 2003；ノッター 2007）。「身の上相談」において男女の配偶者選択をめぐる語りを分析することが可能かどうか検証する。第二に検証するのは居住地である。近代家族研究は都市新中間層女性を分析対象の主たる読者とする（小山 1999: 40；牟田 1996b: 62；ノッター 2007: 44-45）。一方、メディア史研究の永嶺によると大正期には大都市の活字メディアが地方読者にも「同時的」に読まれた（永嶺 2004）。このことから、旧来の所属集団から空間的に切り離されていない地方の人々も、「身の上相談」に投稿している可能性があるといえる。本節は投稿者の居住地を分析することで、投稿者の地域による偏りがどうかを検証する。

第三に検証するのは職業と学歴である。本節では学歴と職業を分けて分析する。近代家族研究では新中間層女性を定義する際、基準として本人の学歴を採用するのか、夫の職業

を採用するのかが一定していない。たとえば、新中間層女性を、ノッター（2007）は中等教育の機会に恵まれた女性たちと、大塚（1994）は夫の職業がホワイトカラー層の主婦たちと位置づけている。また、社会階層研究においても、新中間層はその名称だけでなく、個々の研究の目的や方法によって都市居住、あるいは中等教育の経験などが加わるなど、定義の際に採用する属性が異なっている⁹⁶。当時学歴・職業・親職業を一括りにして階層を定義できない社会動態があった。たとえば、永嶺は、家庭の経済状況から女工になった元女学生を介して、女工層に婦人雑誌の購読習慣が普及したことを示唆した（永嶺 1997 182-183）。さらに、ホワイトカラー層の子弟だけでなく、商家や農家の子弟も大正期に中等教育以上の機会に恵まれていたこと（菊池 2003; 井上 20005）、またホワイトカラーの出身階層がさまざまであったこと（中村 2000）から、本人の学歴、職業、親職業が特定の社会階層を示すセットとはならないことがわかる。以上から、職業と学歴に関連がある程度あるとしても、まずは職業と学歴を別にして投稿者を検証する必要があるといえよう。

第一に、投稿者⁹⁷の属性を判定して計量的な分析を行うために、以下のように属性を判定し、分類する。

大正期の「身の上相談」の署名には投稿者のペンネームのみ記載されているので、性別、年齢、学歴、職業、居住地は相談記事内の記述から調べていった。属性そのものが明記されていない場合は記述内容から判定した。たとえば、性別については「高等女学校を卒業」とあれば女性と判定した。居住地については、都市か、都市以外かを明確にするように分類し、「田舎」、「村」などの記述のある相談については、都市以外の居住であると判定している。学歴については、卒業、修了だけでなく、その教育課程を受けた経験を重視するため、中退と在学中も含めた。学歴、年齢、職業は推測が不可能なため、記述から直接わかるものだけで判定した。

学歴は、初等教育（尋常小、高等小）、中等教育（実業、高女、旧制中学、師範⁹⁸、職業訓練校、教員養成所、中等教育を受けたと記載）、高等教育（高校、高専、大学、大学院、高等教育を受けたと記載）と三カテゴリに分けた。

居住地については、都市（東京市〔現東京 23 区〕居住、東京市以外の五大都市〔横浜、名古屋、京都、大阪、神戸〕）、都市以外（六大都市以外、植民地、田舎・村などと記載）の二カテゴリに分けた。

職業については、従業上の地位と、1955-1975 年 S S M 職業小分類・大分類と（安田・原 [1960] 1982 : 103-110）、中村（2000）を参考にして、表 2-9 のように「農業」、「自営

業」、「雇用ホワイトカラー」（雇用ホワイトと略す）、「雇用ブルーカラー」（雇用ブルーと略す）、「学生」、「無職」の6カテゴリに分けた。学生は通常「その他」に振り分けられるが、先行研究で「旧制高校生」（菅野 2001）や「女学生」（ノッター 2007）が中心的受容層だと指摘されているため、一つのカテゴリとした。

表 2-10 はこの手続きによって得られた 1,614 件の投稿者属性を掲載年ごとに表したものである。表から「身の上相談」は各属性で不明が多く、職業は「農業」が少なく、年齢は「20代」の投稿者に集中しているという制約がある。しかし、性別、居住地の差がほとんどない。また、10年間の推移をみても投稿者属性に大きな変化は認められない⁹⁹。投稿者の年代は20代に偏っていることがわかる。「身の上相談」において、配偶者選択について悩みを訴えているのは、当事者であり親世代の語りがほとんどなく、当事者の語りに偏っている限界がある。

第二に、抽出した相談 1,614 件に目を通し、結婚、夫婦関係の問題が相談の要素となっている記事を「結婚相談」として 868 件抽出した。表 2-11 は相談者の属性と「結婚相談」をする傾向との関連を示したものである。「身の上相談」の半数が結婚相談である。性別、居住地ともに偏りが無い。ただし、学歴では「高等教育」が、職業では「自営業」にやや偏る傾向がある。

第4節 「身の上相談」にかかわる人々（2）—回答者

4.1 「よみうり婦人附録」関係者

本節では回答者の特徴をとらえる。「身の上相談」の回答者とは、投稿されてきた文章を掲載しやすいように編集し、その投稿への回答を記していた担当記者のことである。ただし、ここではこの担当記者だけでなく、「婦人附録」面を担当していた『読売』「婦人部」記者たちの特徴をとらえる。なぜなら、「身の上相談」担当記者が不在である場合は婦人部記者たちで穴埋めしていた経緯があり（臼井 2006：487-502）、回答者は「記者」としか記載されておらず、実際に誰がどの時期まで担当していたか不明な部分があるからである。

読売新聞社史には「身の上相談」を担当した水野仙子、窪田空穂以外に、「婦人附録」の関係者として「婦人附録」開設者の五來、編集顧問の羽仁吉一、編集主任の小橋三四子、開設時に入社した与謝野晶子、田村俊子、松本雲舟、婦人部長の前田晃などが記載されている。その他にも「婦人評論に筆を取った」田中（高梨）孝子、婦人記者として柳（橋本）

八重子、野坂貞子、恩田和子、下妻つま子、佛子寿満子、西崎花世、望月百合子、保高德蔵、松村英一が活躍したと記されている。『読売新聞百年史』の年表に目をやると、1919（大正 8）年に安成二郎が婦人部長に任命されている（岡野 1955：220-221；読売新聞 100 年史編算委員会 1976：241、253-255；読売新聞社 1994：93）。

社史だけでは、誰がどのような役割だったのか、その中で誰がどの時期に「身の上相談」を主に担当していたのかについて、不明な点が多い。本論では社史以外に、社史に名前の挙がっているこれらの「婦人附録」関係者の個人史や関連文献¹⁰⁰を資料にした。社史が示した他にも婦人部記者や「身の上相談」の担当記者がいたか、彼らの在社期間、「婦人附録」での担当、讀賣新聞社在社時の回想・エピソード、「婦人附録」担当以前の経歴、退社後の経歴などを、さらに主たる「身の上相談」担当記者の担当期間を調査した。

その結果、新たに婦人部記者として石島（菅野）菊枝、大月隆仗、三大寺本紹、周田松枝、山口たかこ、百瀬（五明）しづ子らが活動していたことが、また水野、窪田以外に「身の上相談」を主に担当していたのは、小橋、松本、大月、三大寺であったことが判明した。誰がどの時期に担当していたのか、著者が調べた範囲で明らかになったのは次のとおりである。小橋と松本は交代で「身の上相談」開始の 1914（大正 3）年 5 月 2 日からしばらく担当していた（中村 1989：343、350）。大月は正確な開始時期はわからないが、水野以前までを（青野 1959：223）、水野は 1915 年 9 月から 1916 年 3 月までを（尾形 1986：14）、窪田は 1916 年 10 月 11 日から 1917 年 5 月 23 日までを担当した¹⁰¹（臼井 2006：16、417）。松本は再入社した 1918 年 11 月から退社する 1919 年 8 月頃までを担当した（佐々木 1991：126；江刺 1997：264）。正確な時期は分らないが、三大寺は、松本と重なる時期もあるが 1919 年夏ごろには既に担当している¹⁰²（江刺 1997：262）。三大寺は 1921 年に『讀賣』の宗教記者になるまで担当を続けていたと推察できる（『新聞人名辞典 第 1 巻』：415；『新聞人名辞典 第 2 巻』：126）。担当時期がある程度はっきりと判明している水野と窪田の間に空白期間がある。しかしながら、この不在期間もずっと「身の上相談」は連載されている。つまり、「身の上相談」の担当記者がいなくても、「婦人部」記者たちが、何らかのかたちで「身の上相談」にかかわっていた可能性がある。

表 2-12 は、筆者が関連文献を調査した結果、判明した「婦人附録」関係者 26 名の特性を出身地、学歴、在社期間、「婦人附録」での担当、『讀賣』在社時のエピソード、「婦人附録」担当前後の略歴をまとめたものである。表 2-12 に示すように、「婦人附録」関係者の出身地は、北は秋田県、南は佐賀県と広範であり、東京に集中しているわけではないが、そ

の多くは関東地方（10名）であることがわかる。学歴は高学歴の傾向があり、女性記者は日本女子大学出身者に偏っている。男性記者をみると早稲田大学が目立つ。早稲田出身の記者が比較的多いのは讀賣新聞社だけでなく、新聞記者名鑑を調査した河崎によると、当時の傾向であったようである（河崎 2006：60-62）。一方、当時の女性記者は、女性で「文章をつづれる」能力をもっていた高等女学校や、女子大学の出身者で学校時代文芸好きだった才媛が採用されていたという（紅蓮洞 1913「都下の女記者」『中央公論』7月号）¹⁰³。

「婦人附録」担当前後の略歴を見ると、大正、昭和期の活字ジャーナリズムにかかわっていた人々が多い。ここから、「婦人附録」の開設当初、編集陣容を強化するために、新聞、雑誌の発刊、編集の経験があり、そのノウハウを知り、独自に発刊する力を有しているものが多かったことがうかがえる。たとえば、編集顧問の羽仁は報知新聞を退社後の1903（明治34）年に「家庭之友」（後の「婦人之友」）を創刊して婦人之社を設立、編集主任の小橋は1904（明治37）年以降に日本女子大学同窓会誌や日本YWCAの機関誌『明治の女子』、キリスト教婦人雑誌『新女界』などの編集に参加しており、松本は1902（明治35）年にキリスト主義雑誌『羊門』を発刊し、1908（明治41）年に東京毎日新聞社に入社、翌年から教文館で編集主任をしていた。さらに1年半後に『文章世界』の名編集者とうたわれていた作家の前田が入社している。また、恩田、大月、周田のように別の新聞社の記者になるなど、「婦人附録」を立脚点として他の活字ジャーナリズムにかかわるものもいる。「婦人附録」の関係者たちは多方面の雑誌、新聞へと移っていたことから、彼らは大正、昭和初期の活字ジャーナリズムの発展に寄与した人々だったといえる。

4.2 婦人部編集者・記者の特性

「婦人附録」関係者の特徴は、第一にキリスト教信仰である。開設当初の編集責任者小橋と婦人部長松本（共に「身の上相談」担当を兼任）、「身の上相談」担当記者である窪田らはキリスト教信者であった¹⁰⁴。この点に関連して、読売新聞社史では「婦人附録」の開設当初は小橋¹⁰⁵、松本の影響によりキリスト教婦人団体である矯風会の会報じみたところがあったと説明されている（岡野 1955：221）。ただし、キリスト教の理念を記事として掲載するというよりも、あくまで矯風会の動向の記述にとどまっているといえる¹⁰⁶。

彼らの個人史から、松本や窪田がキリスト教は高尚な知識を養い、人生の解明に役立つものだとみなしていることがわかる¹⁰⁷。また、「身の上相談」について述べた記事で小橋は『新女界』（1914年6巻11号）にて「身の上相談から見た社会」で担当経験について

述べる。小橋は、担当経験を通じて、「未だ嘗て見たことのない程、人間を露骨に見せられ」と述べる。また、投稿者に答える姿勢を「聖ペテロ」¹⁰⁸のように「病を親切に看護するこそ、世の指導者の務べき処」と述べ、回答するとき「私は成るべく人々の現在と将来とを見て、最もよき処置、最もよき道を選ぶようにしたい^(ママ)、そうする事が人を新しい生涯に導き、希望を与えるには非常に必要な事と思って」といると語っている（小橋 [1914] 1975 : 31）。この立場は、「婦人附録」開設 1 日目の「婦人と時勢」の一節、「幾多の問題に対する真実で間違いのない解決の好適例を示したい」という記述と共通している。

第二の特徴は自然主義である。表 2-12 を見ると、「身の上相談」を担当していた水野仙子、窪田空穂、大月隆仗、婦人部長の前田晃、婦人部記者の保高德蔵、松村英一は自然主義に傾倒した文学者であった。窪田、前田、松村、水野は自然主義に傾倒した作品を残しており、彼らは自然主義作家の田山花袋とつながりが深いことがわかる（表 2-12 参照）¹⁰⁹。大月は自然主義作家の岩野泡鳴の弟子であり、「婦人附録」開設前の 1912（明治 45）年には日露戦争従軍体験記『兵車行』を発表している。保高が退社した 4 年後に書いた処女作「捨てられたお豊」は自然主義作家の正宗白鳥から賞賛を受けている（栗坪 1972 : 354）。

そもそも、『讀賣』は自然主義文学¹¹⁰との関連が深い新聞であった。『読売新聞発展史』によると「日曜附録」を編集していた正宗が島村抱月の弟子であった関係から、明治 40 年前後を境に『讀賣』では早稲田系の自然主義論や自然主義派の連載小説が主流になった（読売新聞社社史編集室 1987 : 254）。生田の讀賣記者時代の回想によると、水野は面談に訪れた人々の話を聞いて、質問をつくり、回答をつけて¹¹¹、「身の上相談」の今の型のものをつくりあげたとされる（生田 1961.10.4「婦人欄生まれて 50 年—日本女性の歩み」『読売新聞』）。

第三の特徴は、婦人部記者たちが持っていた婦人解放思想である。表 2-12 をみると、生田花世、田村俊子、水野仙子、百瀬しづ子のように、婦人部記者になる時にはすでに婦人の置かれた状況や、生き難さを著したものを『青鞥』や『女子文壇』などの雑誌に発表していた。一方で、石島菊枝、恩田和子、小橋三四子、周田松枝のように、婦人部記者以降に、婦人解放運動にかかわったという経歴をもつものがある。

婦人部記者の生田は、記者になる前年の 1914（大正 3）年、女性が経済的に置かれた立場を告発する「食べることと貞操と」を『反響』に発表した。この記事がもとで「貞操論争」がおこり、女性の処女性や売春に関する議論が発展していくこととなった（生田 [1914] 1991 : 14-16）¹¹²。「婦人附録」でも生田の入社した頃の 1915（大 4）年 9 月 17 日から

30日まで「生命か貞操か」という連載記事が14回にわたって掲載されていた¹¹³。また、望月が入社した1919（大正8）年6月には「働く女」という記事が32回にわたって連載されており、逓信省預金局（交通・通信行政の中央官庁）の取材では、男子に比べ女子は昇進の機会や賃金が少なく、いつまでたっても高等官の下止まりだという問題が論じられている（「働く女（2）」1919.6.26、4面；「家庭面の一世紀（8）」2009.4.11、朝刊16面）。

石島、恩田、周田などは婦人参政権獲得運動で活躍している。大正期の「婦人附録」では、諸外国の者も含め「婦人参政権」に関する記事、日本初の市民的女性団体と称され女性の選挙権を求める活動を進めた「新婦人協会」¹¹⁴、婦人参政権運動の中心的団体である「普選獲得同盟」についての記事が掲載されていた¹¹⁵。

以上のような回答者の特徴は、「身の上相談」の言説になんらかの影響を与えていることが推察される。たとえば、小橋と松本が交代で担当していた初期の回答に、はっきりとキリスト教信仰の影響がみられるものがあり¹¹⁶、臼井によると、窪田の回答にもキリスト教信仰の影響が見受けられるものがある¹¹⁷。また、「身の上相談」の文体は、そこに表出している投稿者が語る私的経験の語りを、読者が共有し、感情移入しやすい文体を用いている。また、恋愛、結婚、夫婦の悩み相談を代表する相談欄になり、その私的経験の共有の場を形成するのに成功している¹¹⁸。これらのことには、自然主義という背景があったと考えられる¹¹⁹。臼井は、窪田が回答で頻用する「御察し申す」という言葉を、窪田の「相談者への共感の深さ」のあらわれだとみなす。そして、「自然主義文学の波を潜った」窪田にとっては老若男女を問わずその境遇に自らを置いてみることは可能だったと考察する（臼井 2006：355）。さらに、婦人解放思想から、婦人面担当者の間には、女性の置かれた現状を吟味し、改善しようとする、相談を投稿する、時に来社する女性を援助したいという機運が高まっていたことが予想される。

このような婦人部担当者記者の特徴は、配偶者選択のあり方が構築される背景に思想的な影響があったということを示すとともに、「身の上相談」という資料が恋愛、結婚、夫婦の問題を掲載しやすく、それへの回答を提示しやすい背景をもち、しかも私的な問題の投稿・回答のための書式を確立した投稿欄であったという意義を示しているともいえる。

第5節 読者／投稿者と回答者の相互作用

本節では、以上のような「身の上相談」の概要を踏まえつつ、この欄における投稿者、

回答者、読者間の相互作用の諸相を記述する。この諸相を示すことによって、「身の上相談」という言説空間が、回答者が一方的に権威的に一つの価値観を押し付けるのではなく、投稿者、回答者、読者のやり取りを経て価値観が構築される場であったことを詳述する。つまり、この三者間で問題状況を吟味し合い、改善策とその有用性を提示し合い、その相互作用の結果、配偶者選択のあり方が構築される様を示す。

5.1 投稿者と読者の問題を媒介する回答者

「身の上相談」には、回答者が投稿者と読者との媒介者となる事例がある。次の「子供を差し上げたい」(1914.5.3)と題する記事では、夫婦別れをしたうえに生活苦で子どもが育てられないので、誰かに子どもをもらってほしいとする投稿である¹²⁰。回答者は読者に子どもをもらってくれる人がいないかと問いかける。この投稿記事の8日後の「婦人附録」では、2日にわたって「身の上相談」欄とは別に、この相談の後日談が取り上げられている¹²¹(1914.5.11、1914.5.12)。その記事では、結婚して8、9年で子どもがない夫婦(夫は会社の支配人、妻は女学校の教師)に、子どもが養子として迎えられたことが記されている。養子を迎えたことで「寂しい家庭」は「今まで嘗て経験したことの無い和楽の気が充ち溢れ」と記され美談として取り上げられる。この後日談の記事には、その媒介によって投稿者だけでなく、読者にとっても良い結果が生じたことが示されている。

このような投稿者と読者をつなぐ媒介者となっている記事は就職希望の投稿に多くみられ、その回答欄のほとんどに「どなたか^{みな}読者さんの中で…」あるいは「読者諸氏の中で…」という言葉が述べられている。たとえば、「女中になりたい」という投稿記事では「尼になる気で働いたら、生活も出来よう」「どこかお世話を願われますまいか」とあり、対して回答記事では「読者諸氏^{うち}の中で、女中が御入用なら雇ってあげて下さい」(1914.6.19)と就職先がないか読者に問いかける¹²²。

この一連の記事から、読者も回答者と一緒になって相談者の問題を解決するというような「問答欄」の相談枠組みが引き継がれていることがわかる。この媒介者としての回答者は、「身の上相談」で提示された問題が投稿者と回答者だけで完結するものではなく、読者も共有し、読者も問題解決の糸口になることを自覚させる役割だともいえる。

5.2 問題を共有する投稿者、読者、回答者

「身の上相談」は投稿者と読者にとって有用な解決策が提示される場であったとみなさ

れている。以前にどの投稿記事を投稿したかは不明であるが、自ら回答記事で提示された解決策を実践して得た喜びを、その投稿者が後日談として報告している。このお礼記事の提示は、広告と同じように作用しており、自分の問題も投稿してみようと読者の意欲を掻き立てているといえよう。

【投稿】 貴き紙面を割き早速御高教を垂れて下さいまして何とも御礼の申し様も御座いませぬ。御陰様にて数ならぬ身にもやや稍人らしい道に入る覚悟を定められましたのを限りなく悦びます。御目もじして御礼申もうしあげ上るのが当然でございますが、取敢えず乱筆御礼申述べます。何卒私の喜びを御察してくださいませ。尚記者様の尊名をお洩し下されば有難く存じます (1914.6.19)

次の一連の記事では、投稿者、回答者、読者の応答が示される。「麴町愛読者様へ」(1914.6.25)と題する回答だけの記事が掲載されている。記事は、冒頭で麴町愛読者から「身の上相談」宛に「子供に読ませるに好ましくないから、『身の上相談』の掲載を止めよ」という投書が寄せられたことが説明された後、以下のように続いている。

【回答】 御忠告は一応御尤も(ママ)と想います。併し世の中には不健全な煩悶に苦しんでいる人々が多いのですから、そういう人達の煩悶を解決してやることも幾分世道人心に益があることと存じます。あまりに甚だしい事は答えだけにしていますが、不都合と認めない事には問いをも掲げています。それはその事実が問を発した人以外にもあてはま適用と想うからです。其故子供さん達には此処だけ切抜いて見せぬようにしてはどうでしょう、併し新聞は読者本位ですから、読者の大多数が皆あなたと同じ意見なら、いつでも身の上相談を止めることに致します。(1914.6.25：傍点は筆者による)

この記事が掲載された 2 日後、「この欄を止めてはいけない」という投稿が取り上げられ、そこでは読者に起こった問題解決に「身の上相談」を役立てていることが述べられる。

【投稿】 僕は二五日の新聞で身の上相談の掲載を止める様にとかいう麴町愛読者君の御説も尤もと思いますが、併し記者様のお言葉に大賛成致します。僕等は毎日「身の上相談」の欄を見るのを最も楽しみにして居るのです。そのために自分の苦しい煩悶

を解決することが出来、そうして新しい生涯に入る様になった人は現に僕の親友にもあります。何卒一層盛んに御掲載を願います。

【回答】これと同じ様な御意見が続々参りますものですから、此欄はやめないことに致します。(1914.6.27)

また、投稿者と似たような状況におかれた読者が、その記事に共感して投稿する場合があります。たとえば、「五月雨女様に御同情」(1914.6.9)と題する記事では、「私も永年良人の不品行のために御同様の心配をしましたが、此春より良人は行方不明にて、私は五人の子供をかかえ、良人の無情に悲しき月日を送って居ります」と以前の投稿に共感を表明している。共感を通じて読者同士の距離が近くなり、「同じ問題を持つ私たち」という共同性が形成されているといえる。なかには自分が問題の当事者ではないかと名乗りでる者もあらわれる。「思い当たる所あり」と題する記事は、以前掲載された「私の愛した女が独身で居る」(1914.6.19)で出てきたその「独身の女」は私だと思ふから投稿者の姓名を教えてほしいというものである。いずれにしても、読者は「身の上相談」の記事に呼応し、自分の身の回りに起こった問題と似通っていると認識すると、自分の姿を投稿者に投影し、自分の問題をそこに発見し、記事内の問題と解決策を共有している。

5.3 「現実」を吟味改善しあう三者

以上でみてきたように、「身の上相談」は投稿者、回答者、読者が相互に作用、影響しあいながら形成される言説空間だということがわかる。回答者から投稿者・読者への影響だけでなく、読者・投稿者から回答者への影響もみられる。たとえば、以下のような「娼妓」との結婚にまつわる、一連の相談のやり取りがある。1914年7月9日に「遊女を妻にしたい」と題する以下の相談が掲載される。少し長くなるが全文引用する。

【投稿】私は今迄真の恋は処女にのみよって得られるものだと思っていました。肉の最初の満足と、霊の最初の満足とを一致させ度とっていました。そして禁欲的な生活を続けていました。ふとした事から或る友達に依って一人の女を知る様になりました。而し其の女は世間から卑しまれている遊女でありました。私は彼女の女の生活を呪っていましたが、同情はしていました。唯私は可憐でたまらないので、逢う度を重ねる様になり、その中^{うち}に何日か心から恋する様になりました。女も其行末を託する様に

なりました。然し私は長男ではあるし、頑迷な親類や親は許してくれそうにもありません。けれども私は其の恋の為に飽く迄他を排する^(ママ)の勇氣と自信とがある積りですが、果して親類の体面や親不幸^(ママ)にはならないでしょうか。

【回答】遊女にも眞実^{まこと}があるに相違ありませぬが、あなたの場合に於いてはどうか疑問だと思います。あなたはまだ人生に未経験な単純な方ですから、その女から欺^{だま}されているのではないですか。眉毛に唾をつけねばなりません。兎に角あなたがそういう場所に入出入りする^(ママ)というのが根本的に悪いのですから、その女を奥様にする、しないは問題外です。親類の体面や親不孝などということを考える前に、あなた自身の体面を考えなさらぬと生涯取返しのつかぬことになります。(記者) (1914/7/9)

佐伯によれば、「ハレ」の関係と位置づけられていた江戸期以前の「遊女」との「恋」は、明治期以降に「卑しい」関係とみなされるようになった(佐伯 1998)。そうであるならば、記事内の「遊女」への見方は江戸期とは異なることがうかがえる。この記事が掲載された数日後、この記事を読んだ芸娼妓からの投稿が以下のように掲載されている。

【投稿】記者様、私は何事も言わずに黙って居る積りでしたが、幾度か同じ境遇に泣く人の事を考えると、もう沈黙して居ることが出来なくなりました。過日御紙身の上相談欄に娼妓と相愛^(ママ)の中^(ママ)になって、それと結婚する可否を尋ねた一青年が御座いました。其時記者様は娼妓には誠の愛がないからというような御答えでありましたが私はあの記事を読んで痛切に泣いた一人でございます。こうして悲惨な境遇に泣く賤業婦は社会からはね除けられて行くのです。全国幾万の娼妓は行末どうなってしまうのでしょうか。唯私があの記事を見て泣いたというだけでは、お解りになりますまい。実は私もその賤しめられて居る娼妓なのでございます。一昨年二十の春私は悲しい事情から、一人の病母を連れて此社会に入ったのです。所が昨年の秋或る人から義侠的に救われて此社会を脱け出しました。今では高等教育を受けた方と相思の仲になっています。私の愛には決して偽りはありません。然るに其方の御友人が二人の結婚に反対なさいます。娼妓をした者は一生真面目な人妻になれぬでしょうか。それ程まで迫害を受けねばならぬでしょうか。私は復活のカチューシャと同じ心持です。男を愛する事が深ければこそ、遂に其方と黙って別れました。男の信用も何もかまわなかったら、無理にでも結婚したかもしれませぬ。記者様、どうぞ私を憐れんで下さい。

【回答】立派なお志に感心いたしました。娼妓の中にあなたのような方があろうとは思いませんでした。沼深き池に咲いている蓮のような感じがいたします。…略…
(1914.7.26)

回答者は「娼妓の中にあなたのような方があろうとは」と答え、芸娼妓への否定的な見方は完全には拭い去っていないが、芸娼妓に寄り添う姿勢を見せている。

他にも、回答者が意見を改める場合がある。それを示す事例として、近親者同士の結婚への投稿記事がある。「従妹を貰いましょうか」(1914.6.24)と題する記事では近親婚を避けるべきかに悩む投稿が掲載されている。この投稿に回答者は「血族結婚には弊があるといいますが、未だ一概には申しません」(1914.6.24)と、あくまで中立な立場で回答しようとしている。担当記者が代わっている1921年も中立的立場の回答がなされる¹²³。しかしながら、読者から、自分の子ども二人に「耳及咽頭」の障がいがあり、病院から「血族結婚の結果であらうと云はれた」(1921.11.19)として「血族結婚」の回答記事への反論が寄せられる。その反論を機に、回答者は、優生学的な理由により近親婚を避ける立場に転向し、この反論の投稿記事以降に掲載された近親婚の悩みに対し、近親婚を避けるようにと答えている(近親婚については第4章第3節で詳述)。これらの事例から、読者からの反応は回答者の語りにも関与し、回答者の語りに反映されることがあることが分かる。

小括

本章は、「身の上相談」が読者、投稿者、回答者が相互作用しながら私的経験に関する知を構築する言説空間であったことを、その成立過程と特徴をたどることで明確にしてきた。それは同時に、投稿と回答のコミュニケーションやそれらがひとつの「語り」を形成するという自明性が、活字メディアにおいていかに立ちあらわれたのかに迫ることであった。『讀賣』における「身の上相談」は、明治期からあった問答欄を、恋愛、結婚などの親密空間の問題を提示し、吟味、改善させる形式へと変化させていった。

そこでは投稿者、回答者、読者の三者の語りが相互作用しながら、どのような配偶者選択にかかわる「現実」があるのかという合意だけでなく、この「現実」をどのようにすべきか、どのようにすると理想なのかという合意を形成するメディアである。その意味で人々の「行為」が望ましい／望ましくないのかが検討され、評価される言説空間である。鶴見和子らが指摘しているように、身の上相談のような投稿記事では、読者の広がりや踏まえ

た回答がなされ、よりよく問題解決的であるために、相談者個別ではなく、読者も視野に入れた一般的で社会的な解決法を考えて示されているという（鶴見 1953: 33-34, 41; 大浜 1953: 44; 今井 2000: 55）。しかし、回答は単に一方的になされるのではなく、投稿者の語りを受けてなされていた。この相互作用する言説空間という資料的特性から、本論で投稿記事と回答記事を同じ水準で扱っていく意義をみることができる。

大正期の他の身の上相談欄と比較して、その特徴から『讀賣』「身の上相談」は、配偶者選択の主体と条件にかかわる言説を分析するうえで有意義な資料だといえる。なぜなら、第一に、大正期において恋愛、結婚、夫婦に関する相談を多く掲載しており、第二に、大正期において他の雑誌や新聞に掲載されていた身の上相談欄のなかで継続期間が長く、掲載された相談記事の件数が多いからである。第三に、学生に偏るという特徴があったものの、幅広い層の投稿者の配偶者選択にまつわる「語り」が掲載され、幅広い層の読者がその「語り」と問題解決策を情報として共有することが可能だったからである。

以上のような資料的価値があるものの、身の上相談欄は資料的な限界が指摘される。しかしながら、本章でみてきたとおり、「身の上相談」の記事は「現実」「行為」のあり方として語りなおされることによって構築された、配偶者選択の意味や物語なのである。このように、本論では「身の上相談」を読者・投稿者・回答者が相互作用しながら、理想的な配偶者選択のあり方が構築される言説空間とみなして分析していく。

《第2章 の表》

表 2-1 「身の上相談」の掲載数の推移

掲載年	掲載数	(%)
1914年	512	17.7
1915年	446	15.4
1916年	375	13.0
1917年	342	11.8
1918年	322	11.1
1919年	324	11.2
1920年	371	12.8
1921年	108	3.7
1922年	69	2.4
1923年	19	0.7
計	2888	100.0

- (1) ヨミダス歴史館の抽出結果より。
 (2) タイトルを冠した記事のみで集計。

表 2-2 学齡児童就学率の推移

年度	小学校数	男 (%)	女 (%)	総数 (%)
1875 明治8	24,303	50.80	18.72	35.43
1880 13	28,410	58.72	21.91	41.06
1885 18	28,283	65.80	32.07	49.62
1890 23	26,017	65.14	31.13	48.93
1895 28	26,631	76.65	43.87	61.24
1900 33	26,857	90.35	71.73	81.48
1905 38	27,407	97.72	93.34	95.62
1910 43	25,910	98.83	97.38	98.14
1915 大正4	25,578	98.93	97.96	98.47
1920 9	25,639	99.20	98.84	99.03
1925 14	25,459	99.47	99.38	99.43

(調査) 文部省「学校基本調査」の結果

- (1) 学齡児童就学率とは就学児童数を学齡児童数で除した割合。
- (2) 学齡児童とは、学校教育法施行(昭和 22 年 4 月 1 日)前については満 6 歳から満 14 歳に至る 8 年まで。就学児童とは、学齡児童のうち、義務教育を修了した者及び就学している者をいう。
- (3) 1880(明治 13)年以前の就学児童数には、卒業者が除かれているため、1881(明治 14)年度以後と直接比較できない。

出典) 学校数は文部省『日本の成長と教育』(1962: 170-173)。生徒数は日本統計協会『日本長期統計総覧第 5 巻』(1987: 212)より作成

表 2-3 中等普通教育機関の在学者数

年度	中学校		高等女学校	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数
1885 明治18	106	14,084	9	616
1890 明治23	55	11,620	31	3,120
1895 明治28	96	30,871	15	2,897
1900 明治33	218	78,315	52	11,984
1905 明治38	271	104,968	100	31,918
1910 明治43	311	122,345	193	56,239
1915 大正4	321	141,954	366	95,949
1920 大正9	368	177,201	514	151,288
1925 大正14	502	296,791	805	301,447
1930 昭和5	557	345,691	975	368,999

(調査) 文部省「学校基本調査」の結果

- (1) 中学校は尋常中学校を含む。入学資格は年齢 12 歳以上の男子(1899 年中学校令施行以降)、修業年限は 5 年。
- (2) 高等女学校には実家高等女学校も含まれる。入学資格は年齢 12 歳以上の女子(1899 年中学校令施行以降)、修業年限は 4 年(土地の状況により 1 年の伸縮有り)。
- (3) 年度によって文部省の把握ができていないため、文部省「学校基本調査」には限界があり、おおよその傾向として参照。

出典) 学校数は文部省『日本の成長と教育』(1962: 170-173)。生徒数は日本統計協会『日本長期統計総覧第 5 巻』(1987: 242-243)より作成。

表 2-4 女工の新聞購読状況

	①		②		③		④		⑤		⑥	
調査年	1919 (大正8)		1919 (大正8)		1919 (大正8)		1919 (大正8)		1921 (大正10)		1928 (昭和3)	
調査地	東京府		東京		東京		東京		東京		神戸市	
調査人数	2,350		631		231		1,054		1,323		3,846	
購読新聞 (人)	国民	56	東京毎夕	63	東京毎夕	11	東京毎夕	77	やまと	174	神戸	689
	やまと	10	やまと	29	やまと	7	都	63	東京毎夕	123	神戸又新	470
	東京日々	9	報知	15	万朝報	6	東京日日	56	都	100	大阪朝日	272
	報知	9	万朝報	15	東京日々	5	万朝報	53	東京日日	78	大阪毎日	256
	東京朝日	8	読売	14	東京毎朝	3	やまと	52	東京毎日	66	時事	2
	中央	6	都	13	中央	3	国民	36	万朝報	54	門司	2
	時事	5	東京毎日	13	国民	3	東京朝日	34	東京朝日	53		
	中外商業	2	中央	9	時事	3	東京毎日	25	国民	53		
	東京毎夕	1	時事	6	報知	2	報知	22	二六	42		
	山梨日日	1	国民	3	都	2	中央	22	報知	31		
			東京朝日	3	東京毎日	2	二六新報	21	読売	30		
			東京夕刊	2	読売	1	読売	15	中央	27		
			茨城	1			時事	6	時事	25		
						東京夕刊	3	東京夕刊	14			
								労力	10			
								その他	56			
合計	107		186		48		485		936		1,691	

注 1) 『読売新聞』の位置が分りやすいように著者が太字で強調した（以下の表 2-5～2-8 共通）。

注 2) 対象者は以下のとおりである。①東京府の製糸女工、②東京府の化粧品製造業女工、③東京府の染色整理その他の加工業女工、④東京府の印刷製本業女工、⑤東京府下の諸工場の女工、⑥神戸市のマッチ工場従事女工。

資料) ①「製糸工場に於ける女工事情」『社会政策時報』5号、1921年1月、②「化粧品製造業女工事情」『社会政策時報』7号、1921年3月、③「染色整理其他の加工業女工事情」『社会政策時報』8号、1921年4月、④「印刷製本業女工事情調査」『社会政策時報』9号、1921年5月、⑤東京市社会局『職業婦人に関する調査』附録「女工に関する調査概況」、1924年、⑥『マッチ工業従事女工ノ生活状態調査』神戸市社会課、1930。

出典) 永嶺(1997: 168-169)より作成。

表 2-5 職業婦人の新聞購読状況

	⑦		⑧		⑨		⑩		⑪	
調査年	1922 (大正11)		1924 (大正13)		1926 (大正15)		1926 (大正15)		1924 (大正13)	
調査地	東京市		名古屋市		広島市		京都市		東京市	
調査人数	900		1,190		800		2,048		900	
購読新聞 (人)	東京日日	151	名古屋	535	中国	212	大阪毎日	998	東京朝日	134
	読売	137	新愛知	413	大阪毎日	180	大阪朝日	886	東京日日	151
	東京朝日	134	大阪朝日	182	大阪朝日	160	京都日々	93	時事	105
	時事	105	大阪毎日	169	芸備日々	56	日出	52	国民	84
	万朝報	104	名古屋毎日	20	読売	18	読売	22	万朝報	104
	国民	84	報知	16	万朝報	6	新愛知	14	報知	79
	報知	79	時事	14	東京朝日	5	報知	4	読売	137
	東京毎夕	61	万朝報	13	産育	2	中外日報	3	都	51
	都	51	国民	9	報知	2	万朝報	2	東京毎日 注2)	18
	やまと	45	読売	9	中外日報	2	時事	2	東京毎夕	61
	東京日日	18	東京日日	6	広島日々	2	都	1	やまと	45
	中央	16	東京朝日	5	婦女	2	明治	1	その他	47
	二六	12	中外商業	4	福岡日々	1	京華日報	1	不明	8
	東京夕刊	2	婦女	3	家庭週報	1	外国新聞	1		
	大東京	2	愛知	2			不明	55		
	大阪毎日	2	東京	2						
	大勢	1	やまと	1						
	教徒	1	大阪時事	1						
	中外商業	1	神戸	1						
	埼玉朝日	1	伊勢	1						
	官報	1	婦人	1						
	その他	8	宗教	1						
	不定	8	天業民報	1						
			アルス	1						
			子ども	1						
			(読みます)	1						
合計	1,024		1,412		649		2,135		1,024	

注) 対象者は以下のとおりである。⑦東京市内の職業婦人、⑧名古屋市内の職業婦人、⑨広島市内の職業婦人、⑩京都市内の職業婦人。⑪東京市内の職業婦人

資料) ⑦東京市社会局『職業婦人に関する調査』附録「女工に関する調査概況」、1924年、⑧名古屋市社会課『職業婦人生活状態調査』1925年、⑨広島市社会課『職業婦人生活状態』1927年、⑩京都市社会課『職業婦人に関する調査』1927年、

⑪東京市『婦人自立の道』1925年刊行に所収。

出典) ⑦～⑩永嶺(1997: 169-170)より作成。⑪山本(1981: 233)より作成。

表 2-6 女学生の新聞購読状況

	⑫		⑬		⑭	
調査年	1914頃 (大正3)		1914頃 (大正3)		1932 (昭和7)	
調査地	東京市		東京府		秋田・本荘市	
調査人数	226		90		322	
購読新聞 (人)	朝日	70	報知	30	魁新報	129
	報知	54	朝日	25	東日	85
	万朝	50	万朝	20	東朝	47
	国民	28	国民	16	報知	26
	時事	28	都	7	読売	14
	日々	14	やまと	7	秋田旭	6
	読売	12	時事	6	東京時事	5
	二六	12	二六	6	秋田毎日	4
	やまと	9	日々	6	国民	3
	中央	9	中央	5	都	3
	都	6	読売	4	その他	不明
	日本	5	日本	3		
	毎日	4	下野	2		
	婦女	4	婦女	1		
	地方新聞	8	大阪朝日	1		
			横浜貿易	1		
			新愛知	1		
			公民新聞	1		
			礪川新聞	1		
		官報	2			
合計	313		145		(322)	

注) 対象者は以下のとおりである。⑫東京の某高等女学校、⑬東京の某高女本科 3・4 年生、⑭東京府立第五高女全生徒。

資料) ⑫⑬松崎天民『社会観察万年筆』1914 年、⑭「女学生読物調べ」『東京朝日新聞』、1932 年。

出典) 永嶺 (1997: 170) より作成。

表 2-7 労働者の新聞購読状況

	⑮		⑯		⑰		⑱	
調査年	1919 (大正8)		1919 (大正8)		1919 (大正8)		1919 (大正8)	
調査地	東京市京橋区月島		東京市ガラス工場		栃木県足尾銅山		東北地区炭鉱※注1	
調査人数	不明		不明		不明		不明	
購読新聞 (人)	万朝報	106	やまと	218	東京日日	237	報知	150
	東京毎夕	89	東京毎夕	211	東京朝日	162	いはらき	117
	東京日日	78	万朝報	123	万朝報	110	やまと	69
	東京毎日	67	東京日日	90	報知	27	国民	61
	やまと	53	都	82	国民	21	東京日日	58
	国民	24	報知	81	やまと	18	福島	53
	報知	24	時事新報	73	下野	16	河北	38
	時事	23	東京毎日	69	東京毎夕	5	時事	32
	読売	22	二六	63	時事	3	福島民友	31
	都	20	国民	56	都	3	万朝報	17
	東京朝日	5	読売	31	中央	3	中央	14
	その他	83	東京朝日	29	東京毎日	1	東京朝日	9
	不明	36	中央	17	世界	1	都	6
		中外商業	1			その他	4	
合計	630		1,144		607		659	

注) 対象者は以下のとおりである。⑮東京市京橋区月島の常雇労働者、⑯東京市のガラス工場労働者、⑰足尾銅山鉱夫長屋 1200 戸、⑱東北地区 (場所不明) の炭鉱労働者。

資料) ⑮高野岩三郎、権田保之助らの内務省『東京市京橋区月島に於ける実地調査報告』第 1 集、1921 年、⑯警視庁『社会政策時報』第 4 号、1920 年 12 月号、⑰⑱「足尾銅山に於ける労働問題研究」東京高等商業学校学生、佐藤輝雄の卒業論文、1921。

出典) 山本 (1981: 225-230) より作成。

表 2-8 その他の人々の新聞購読状況

	⑱		㉔	
調査年	1934 (昭和7)		1930 (昭和5)	
調査地	大阪近郊農村		全国青年団	
調査人数	不明		不明	
購読新聞 (人)	大阪朝日	702	大阪毎日	5,566
	大阪毎日	554	大阪朝日	5,441
	大阪時事	56	東京朝日	3,375
	夕刊大阪	21	東京日日	3,341
	その他	13	報知	2,049
			国民	1,354
			時事	1,171
			読売	491
			大阪時事	325
			中外商業	192
		その他	22,184	
合計	1,346		45,489	

注) 対象者は以下のとおりである。⑱大阪近郊の農村 12 カ村、㉔全国の青年団資料) ⑱大阪市『農村の生活』1936 年、
㉔大日本連合青年団『全国青年団基本調査』1934 年。
出典) 山本 (1981: 240-242) より作成。

表 2-9 職業の社会経済分類の定義

SSM 職業大分類	従業上の地位	
	雇用	経営、単独、自営、 家族従事者
1 専門的職業	(3) 雇用ホワイトカラー	(2) 自営業
2 管理的職業		
3 事務的職業		
4 販売的職業	(4) 雇用ブルーカラー	
5 熟練的職業		
6 半熟練的職業		
7 非熟練的職業		
8 農林的職業	(1) 農業	
雇用関係なし		
N 地主・資産家	(2) 自営業	
M 学生	(5) 学生	

表 2-10 相談者の属性×掲載年 (%)

		1914	1916	1918	1920	1922	計	(N)
性別	男性	40.4	39.7	45.7	38.3	52.2	41.3	(667)
	女性	50.2	54.7	50.3	53.6	44.9	51.7	(835)
	不明	9.4	5.6	4.0	8.1	2.9	0.1	(112)
年齢	10代	7.4	10.0	12.7	9.7	10.1	9.7	(156)
	20代	30.7	29.7	33.5	22.6	37.7	29.5	(476)
	30代	3.3	7.6	6.2	2.2	5.8	4.6	(75)
	40代	0.6	0.0	1.6	0.8	0.0	0.7	(11)
	50代以上	0.2	0.6	0.9	0.0	0.0	0.4	(6)
	不明	57.8	52.1	45.0	64.7	46.4	55.1	(890)
居住地	都市	18.2	18.8	23.6	22.9	24.6	20.8	(335)
	都市以外	15.4	18.2	22.0	9.7	20.3	16.2	(262)
	不明	66.4	62.9	54.3	67.4	55.1	63.0	(1017)
学歴	初等教育	4.3	3.5	8.7	3.2	5.8	4.8	(78)
	中等教育	13.7	10.9	23.3	9.4	14.5	14.1	(227)
	高等教育	6.4	6.2	9.3	6.5	5.8	6.9	(112)
	不明	75.6	79.4	58.7	80.9	73.9	74.2	(1197)
職業	自営業	5.9	4.1	4.0	3.2	1.4	4.3	(70)
	雇用ホワイト	12.7	16.5	15.5	8.9	11.6	13.1	(212)
	農業	1.2	0.9	2.8	0.8	2.9	1.4	(23)
	雇用ブルー	6.6	5.3	12.1	7.5	4.3	7.6	(122)
	学生	10.2	10.0	14.6	10.8	15.9	11.4	(184)
	無職	0.8	1.8	4.7	0.8	1.4	1.8	(29)
	不明	62.7	61.5	46.3	67.9	62.3	60.3	(974)
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(1614)
(N)	(512)	(340)	(322)	(371)	(69)			

表 2-11 相談種類別の相談者性別・居住地・学歴・職業比率 (%)

		結婚相談	結婚相談以外		
性別	男性	54.4	45.6	100.0	(667)
	女性	59.3	40.7	100.0	(835)
	合計	57.1	42.9	100.0	(1502)
居住地	都市	50.1	49.9	100.0	(335)
	都市以外	52.7	47.3	100.0	(262)
	合計	51.3	48.7	100.0	(597)
学歴	初等教育	37.2	62.8	100.0	(78)
	中等教育	39.2	60.8	100.0	(227)
	高等教育	67.0	33.0	100.0	(112)
	合計	46.3	53.7	100.0	(417)
職業	自営業	67.1	32.9	100.0	(70)
	雇用ホワイト	50.9	49.1	100.0	(212)
	農業	43.5	56.5	100.0	(23)
	雇用ブルー	44.3	55.7	100.0	(122)
	学生	45.1	54.9	100.0	(184)
	無職	27.6	72.4	100.0	(29)
	合計	48.4	51.6	100.0	(640)
性別	N=1502,	$\chi^2=3.574,$	$p=0.059$		
居住地	N=597,	$\chi^2=0.374,$	$p=0.541$		
学歴	N=417,	$\chi^2=26.440,$	$p=0.000$		
職業	N=640,	$\chi^2=17.282,$	$p=0.004$		

表 2-12 「よみうり婦人附録」関係者一覧

氏名(旧姓・本名) よみ <生没年>	出生地 学歴(年は判明した 者のみ明記)	在社期間 担当	『読』時代のエピソード	婦人面担当以前の経歴	婦人面担当後の経歴	文献・資料
生田(旧:西崎)花世 いくた(に)はなよき <1889-1970>	徳島県板野郡 板野高等学校卒業	1915(大4)秋から約 半年間 婦人部記者	親しくしていた水野仙舟が婦人記者として推薦したと動機で きたのが、記者になるきっかけ。記者への憧れと、生田春月と の生活が困難していたことから承諾。その前1夫の生田春月と に相談するも好まなかった。生田春月は「(4-1)を讀んで感服した。生田春 ③。生田が手掛けたのは、ストライキのあった市電車庫の家 庭訪問、孝行婦の取材。浅草の映画館の案内婦が新聞に 書かれるような特別な孝行はしてません」と言い張ってどう 仕事にならなかったことがある。当時を振り返り「のんびりして いた」と感想①。春月が花世の在職中に不機嫌であるのを男 かねて、記者をやめる②。担当は主に有名婦人訪問、物産調 査、孝行婦取材等であった①、②。	小説家、詩人、小学校教師の傍ら、『女子文壇』に長谷我部菊 子の名で寄稿。1910(明43)年に上京し、教師、訪問記者を經 て、1913(大2)年『新報』社長となる。1914(大3)年『清苑』に書 いた『読及生活』を以て(4-1)を讀んで感服した。生田春 月と、出会うまで週間で共同生活を試みた。『反響』に載せた 「食べることも貞操とが貞操論争の発端となる③、④、⑤。	1916(大5)年、『ヒュムノス』では創刊、発起人となる。1928(昭 3)年長谷川時雨の『女人芸術』創刊に協力する。その後『処 女地』等女性文学雑誌へ詩・小説を発表。春月死後は詩と 人生を主宰。1934(昭9)年『読』を創刊し『読』の編集を始め、生田 源氏の全権を委任された。小説集に『燃ゆる魂』(1929)、詩集 『春の土』(1933)などがある。③、④、⑤	①『婦人』誕生まで50年—日本女性の歩 み』読売新聞』1961.10.4、朝刊9面。 ②『家庭の一世紀(7)—共働き夫に氣 を使う』読売新聞』2009.4.10、朝刊6面。 ③戸田 1986:61-62。 ④和田 1971:195。 ⑤米田 2001:36-37。
石島(旧:菅野)菊枝 いしま(かの)きくえ <1889-1975>	東京都① 会津高等学校卒業③	1918(大7) -1925(大14) ② 婦人部記者 有名婦人訪問担当	在社中は給与の面で女性記者が月給が田と男性記者(低くて 45円くらい)よりも優遇されていたという。婦人記者は衣装もか かるし、人力車に乗らねばならないから社からいわれたとい う。そのため男の記者にねだられたという。当時は、女子教 育の振興時代であったため、下田歌子などの婦人教育家に 取材に行っていた②。	創作家。婦人参政権獲得運動にも活躍。その後、創立した いNHKに専属ライターを長つめた③。 婦人参政権運動にも活躍した①。	①『くお(やみ)』石島菊枝さん』読売新 聞』1976.6.23夕刊9面。 ②『婦人』誕生まで50年—日本女性の歩 み』読売新聞』1961.10.4朝刊9面。 ③江刺 1997:307。	
大月 隆丈 おおつき たかより <1883-1971>	岡山県 哲学館(現・津大 学)哲学科卒	???? -1915(大4)10月 婦人部記者 『身の上相懸』担当 ②	水野仙舟の薦で身の上相懸を担当。この担当が『退屈』で太 妻と回想している②。 大月はこの頃に取り扱った『身の上相懸』をもとに、大月高橋 の筆名で、1920(大9)年に『婦人』の創刊—深刻なる人間苦 の研究と解決』(日本社)を著している。	1921(大10)年に『二六新聞』に入社。雑誌『表現』の編集にた ずさる①。その他、哲学書、宗教書を著す。『子子盛衰』 (1929)、『哲学概論』(1930)、『観望—一閑斎聖蹟巡拝記』 (1934)、『文壇』と大月隆生(1937)④。	①永代 1922:1888。 ②青野 1959:222-226。 ③伴 1977:267 ④国立国会図書館データベースより。	
尾田 和子 おんだ かずこ <1893-1973>	茨城県 1913(大2)日本女子 大学卒	1914(大3)? ① -1917(大6) 婦人部記者	尾崎行輝の飛行機に乗車し、その同乗記を掲載⑤。 当時は日本女子大学の学歴のみしか判明しなかった。	1917(大6)年大阪朝日新聞社会部記者として活躍。関西地 方の女性記者の草分け的存在。1919(大8)年大阪朝日の呼 びかけで西日本の婦人運動を結集した『全関西婦人連』が結 成され、その中心として活躍。大正デモクラシーの高まりの 中、毎年大阪で大会を開き、西日本の中産婦人諸団体、地域 婦人団体を結集。1927~32年にかけた婦選諸縣署名運動で は理事長として東京の婦選獲得同盟との連携に努め、約6万 の署名を国会に提出した。1948(昭23)年に朝日を退職した ②、③、④。	①『本邦新聞界画史的企図—婦 人ページが生まれるまで』読売新聞』 1932.10.22、朝刊9面。 ②石月 1996。 ③森 1990:423。 ④山口美代子ほか編 2001:85。 ⑤『わが社の婦人記者 飛行機に搭乗す』 『読売新聞』1915.8.14、4面。	

氏名(旧姓・本名) よみ <生没年>	学歴(年は判明した者のみ明記)	出生地	在社期間 担当	『読』時代のエピソード	婦人面担当以前の経歴	婦人面担当後の経歴	文献・資料
窪田 空穂(本名:通治) <1877-1967>	長野県東筑摩郡和田村 1904(明37)東京専門学校(現・早稲田大学)卒。	1916(大5)・10.1 -1917(大6)5.23① 婦人部記者 『身の上相談』担当	病気で退職した水野の後任として親友であった前田に請われて入社した。窪田の日記には「身の上相談」は実際にやってみると案ではなかつたと記されている。給与は1か月45円。在社期間の1917年4月に妻謙野を子癩(妊娠中毒症)で亡くしている。同年5月、社主水野夫人の次女から身の上相談が真縁問題はかりで「読みに忍びざる」という苦情があった。その苦情を受けた前田に注意し、前田が窪田に伝えた。前田は、これに関連してと思われ、社に「ごたごた」のために辞表をだし、上層部の意見に対し憤慨していた窪田もその4日後に辞表をだし①。久子が幹部に書かせた手紙への返答として窪田が書いた内容の趣旨は「身の上相談は、相談に対して有益な回答をするもので、教育者としての自分の意見を吐くのが目的ではない」、婦人が記者に相談してくる問題は、人に語れないような心の秘密である。この多くは男女問題に関するものだ。身の上相談はこれを解することほできない」というものだった⑥。	1896(明29)年東京専門学校を約半年で中退し、大阪の某教員(真い商)に勤務したが、1897(明30)年母危篤のため生家に戻り、1899(明32)年小学校の代用教員となる。1900(明33)年、『日本』(新聞)、『文庫』、『明星』に短歌を投稿し、与謝野鉄幹の文学活動を本格的に始める。1903(明36)年『電報新聞』(読者)に「読みに忍びざる」という苦情があった。その苦情を受けた前田に注意し、前田が窪田に伝えた。前田は、これに関連してと思われ、社に「ごたごた」のために辞表をだし、上層部の意見に対し憤慨していた窪田もその4日後に辞表をだし①。久子が幹部に書かせた手紙への返答として窪田が書いた内容の趣旨は「身の上相談は、相談に対して有益な回答をするもので、教育者としての自分の意見を吐くのが目的ではない」、婦人が記者に相談してくる問題は、人に語れないような心の秘密である。この多くは男女問題に関するものだ。身の上相談はこれを解することほできない」というものだった⑥。	1920(大9)年早稲田大学文学部講師。1926(大15)年教授となり、1948(昭23)年の定年退職まで務めた。早稲田在任中、また退職後も歌集、歌論、評論、古典の現代語訳、国文学の研究書など多数の著書を発表する②、③。歌風は、人生味に透徹した、写実的な身辺歌に独自の栄耀を打ちとされる⑤。代表的な著書に『土を求めて』(1918)、『鏡葉』(1926)、『冬ざし』(1941)、『冬木原』(1951)、『老樹の下』(1960)などの歌集、『歌話と随筆』(1933)、『明日の短歌』(1948)などの歌論、『新古今和歌集評釈』(上下、1932-1933)、『万葉集評釈』(全12巻、1943-1952)などの評釈、『古典文学論』(1952)などの国文学の研究、『窪田空穂全集』(全28巻、別巻、1965-1968)及び、『窪田空穂全集』(1935非凡編、1952中央公論社、1989短歌新聞社)がある。	①臼井 2006。 ②武川 1966:347-414。 ③窪田 1962。 ④上田ほか 2001:452-453。 ⑤上田 2001:376-377。 ⑥『家庭面の1世紀(12)——貞操問題……怒りの還社』『読売新聞』2009.4.17、朝刊15面。	
小橋 三四子 こばし みよこ <1883-1922>	静岡県 日本女子大学国文学部卒②	1914(大3) -1915(大4)10月 編集主任 『身の上相談』担当 ②	「婦人附録」の社説である「婦人と時勢」を松本重幸と交代で執筆。「身の上相談」を独立のジャンルとして確立する。「身の上相談」も松本と二人で担当していた。使命感を持って女性問題の紙面づくりにかたづけられたといわれている①、②、③。	青年婦人矯風会に入会し、熱心な活動家になり、受洗。柳八重子と共に母校の同人誌『女子文学週報』、同窓会の機関紙『家庭週報』、『家庭』の編集、執筆を経て、日本YWCAの機関誌『明治の女子』、キリスト教婦人矯風会『新女界』の編集に参加①、②。	1915(大9)年から19(大13)年まで『婦人週報』の発行兼編集人をつとめた。その間、婦人矯風会(ついでに、日本基督教婦人矯風会)の公認選挙運動に参加。1919(大8)に内務省の囑託を受け、米国コンピビア大学に留学。1921(大10)年に帰国し、主幹(友社)、『新女界』に入社。文化事業部主任となり、サンガ-婦人会見記を書き、直後に心臓麻痺によって39歳の若さで急逝した①、②。	①江刺 1997:306。 ②中村 1989:335-362。 ③山口ほか編 2001:141。	
五来 欣造 ごらい きんぞう <1875-1944>	茨城県 1903(明36)帝都大学 仏文学科①	1914(大3) -1915(大4) 主筆(編集責任者)編 集長 『よみうり婦人附録』を 創設者	「婦人附録」が開設される一年前、苗川潔という記者を主筆に政治色の強い開設の報章が編んでいた。そのよみうりな、1913(大2)年7月10日、日比谷公園にて桂内閣打倒国民大会が開かれ、各新聞社がそこに集まった群衆の襲撃に遭い、読者新聞はその対象となった。五来は記者の政局観を避け、政局論から離れたために、創刊当初に立ち返り、家庭と教育と趣味と文学の特徴を顕著にするようにした①。	1903(明36)年に当時の読者主筆の中井錦樹に認められ、『東西両京大学』を『讀賣』紙上に執筆。翌年、讀賣新聞社「特別通信員」として確立する。同時に讀賣新聞社社長の木野の支援により、在仏中は東洋語学校の日本語教授アルボンス大學生として通じた。パリからベルリンに移り政治学を学んだ①。	1915(大9)年から19(大13)年まで『婦人週報』の発行兼編集人をつとめた。その間、婦人矯風会(ついでに、日本基督教婦人矯風会)の公認選挙運動に参加。1919(大8)に内務省の囑託を受け、米国コンピビア大学に留学。1921(大10)年に帰国し、主幹(友社)、『新女界』に入社。文化事業部主任となり、サンガ-婦人会見記を書き、直後に心臓麻痺によって39歳の若さで急逝した①、②。	①読売新聞100年史編集委員会 1976:251-253。 ②『五来欣造』日外ウェブ。	
三太 本紹 <1876-1932①、②>	佐賀県 哲学院(東洋大学)卒、その後関西法律学校で学ぶ①	1914(大3) -1930(昭5) 社会部編集を経て、 婦人部記者、 『身の上相談』担当 ①	1919(大8)年6月頃には、「身の上相談」を専任で担当していたことが望月百合子子の回想から判明④。	中学時代より評論を好み、1899(明32)年に大阪にて同志と共に『週刊新聞』を創刊し、1902(明35)年『吾報新聞』の記者となる。爾もな上京して『讀報』に入り、在社7年、その間大阪支局長を務めたが辞して、1914(大3)年に讀賣新聞記者となり、社会部編集となり、婦人編集、身の相談部を創設した①、③。	1915(大9)年から19(大13)年まで『婦人週報』の発行兼編集人をつとめた。その間、婦人矯風会(ついでに、日本基督教婦人矯風会)の公認選挙運動に参加。1919(大8)に内務省の囑託を受け、米国コンピビア大学に留学。1921(大10)年に帰国し、主幹(友社)、『新女界』に入社。文化事業部主任となり、サンガ-婦人会見記を書き、直後に心臓麻痺によって39歳の若さで急逝した①、②。	①永代 [1930]1988:415。 ②三太寺社員(おくやみ)『讀賣新聞』1932.2.22朝刊17面。 ③永代 [1930]1988:126。 ④江刺 1997:262。	

氏名(旧姓・本名) よみ <出生年>	出生地 学歴(年は判明した 者のみ明記)	在社期間 担当	『読』時代のエピソード	婦人部担当以前の経歴	婦人部担当後の経歴	文獻・資料
前田 翠 まえだ あきら <1879-1861>	山梨県八幡村生まれ 1904(明37)早稲田大 学哲学科、英文科卒 ①	1915(大4)10月 -1917(大6)9月 初代婦人部長②	1915(大4)年当時、編集長格だった上司小刺の推薦で初代婦人部長になる。前田は日々早起きをするニューズをそのまほ話語として婦人附録にとりあげ、そこに婦人部記者や讀者、著名人たちの意見をええするなど、紙面を刷新していった②。前田は上司にその適すでに作家として相当知られていた④。『身の相談』担当であった水野が病氣のため退社した後に、前田は親友の窪田を入社させる。社内の上層部からの『身の相談』への苦情によって窪田が退社した後、前田も退社に退社している⑤。	1895(明31)年、電信技師として上野、そのち早稲田大学に入学。1904(明37)年に陸文館に入り、『新声』に『新声』の編集、1906(明39)年に博文館に入り、田山花袋主筆の『文章世界』の編集に依り、田山のよき腹心として活躍する。『文章世界』は自然主義の一点であり、前田も小説、翻訳、評論を専攻し、自然主義文学運動を推進した。翻訳『チエゴフ集』(1912)、『キライノ集』(1913)など、短編や評論も『早稲田文学』や『文章世界』にいくつか発表しており、いずれも自然主義文学の立場にたっていたとされた業績である①、③。	①佐々木 1977:216。 ②読売新聞100年史編集委員会 1976:234-255。 ③前田 1957:114。 ④本報新聞記者画報的の企画して一婦人ページが生まれるまで『讀賣新聞』1932.10.22、朝刊9面。 ⑤日井 2006:13-16、409-418。	
松村 英一 まつむら えいち <1889-1881>	東京芝 愛知県豊原熱田尋常高等小学校退学①	1917(大6)半年ほど ① 田、前田、保高と伴に退社②。 婦人部記者	臨時雇いとして『讀賣』に入社していた。1917(大6)6月に窪田、前田、保高と伴に退社②。 ① 婦人部記者	1917(大6)年取調院合誌『短歌雑誌』などの編集も手がける。1919(大8)年に『現代短歌用語辞典』を編集して、以降多数の入門書を編纂する。大日本歌人協会等の運営に携わり、宮中歌会始選者を務めた。歌集に『暮かへる日』(1913)、『露降』(1947)、『山の井』(1950)、『松村英一全歌集』(上、下、1958)、評論に『現代短歌の歩向』(1943)、『現代短歌の話』(1951)など①。	①山本 1977:250-251。 ②日井 2006:367-418。	
松本 雲舟(本名・起) まつもと うんしゅう <1882-1948>	神奈川県中郡 早稲田大学卒①	1914(大3)3月 -1915(大4)9月退社 編集主任① 『身の上相談』担当 ② 『身の上相談』担当 ③ 1918(大7)11月再入 社-1919(大8)夏頃 婦人部長 『身の上相談』担当 ④	小橋が編集主任のときは『身の相談』の主任を務めていた②。再入社した際も、『身の相談』主任をつとめた①。雲舟の『讀賣新聞』における活躍は同僚であった沢田静秋の次の文でもうかがえる。『社内でも不安に思ひ、世間でも危ぶんで居た婦人面は、雲舟君の努力で婦人界の一勢力となって、讀賣新聞は婦人面の為には紙敵が後々増えて行った。これは雲舟君の人格の高潔なる、婦人に対する理解があつたためである①④。紙面をゆるめるだけの記事を書くため深夜1時2時ごろ家に帰り、朝の8時には通勤していた。紙面では慈善活動の大切さや、婦人の社会的進歩力を兼い職業に従事せよ』などと訴えた。『人格者の松本が書いてる』という理由で、讀賣新聞を購読する女性が多かつたという④、⑤。	1917(大6)年取調院合誌『短歌雑誌』などの編集も手がける。1919(大8)年に『現代短歌用語辞典』を編集して、以降多数の入門書を編纂する。大日本歌人協会等の運営に携わり、宮中歌会始選者を務めた。歌集に『暮かへる日』(1913)、『露降』(1947)、『山の井』(1950)、『松村英一全歌集』(上、下、1958)、評論に『現代短歌の歩向』(1943)、『現代短歌の話』(1951)など①。	①佐々木 1991:119-170。 ②中村 1989:343。 ③佐々木による松本雲舟の解説は、江刺による望月百子子の回想が、松本の再入社、再退社の時期について食い違っている。本野一航が死去したのは1918(大7)年9月、新築宮館に代わるのが1919(大8)年10月、婦人部長安成二航もこの時に就任。松本は新築宮に代わる前後に退社したと思われ、1919(大8)月以降から1927(明2)年まで『讀賣』の記事を書いていた(ない)可能性が高い。 ④『家庭面の一世紀(5)』——女性の覚醒、随つ記者『読売新聞』2008.4.8、朝刊15面。 ⑤江刺 1997:282-288。	
水野 仙子 (本名・川浪 ティ) みずの せんこ <1888-1919>	福岡県須賀川 1904(明37)須賀川裁 縫修学校卒。ひさつ つと裁縫女塾に簿①	1915(大4)10月 -1916(大5)3月① 婦人部記者 『身の上相談』担当	婦人部長になった田山男の推薦で婦人部記者になる。真面目で熱心な回答は常態的だが、語学力があつた②。この回答記者になつたころは作家としてもよく知られていた。この回答が評判で、理事の石黒歌文も水野を大事にしたという③。田の回想によると、身の相談談をする婦人たちは、とても面白い相談することばばかりで、顔に浮かべていた。水野はその話を聞いて、質問部分の記事をつくりあげた④。1916(大5)年助上相談欄の今の型のものををつくりあげた④。1916(大5)年助上相談にかかり、紙面を刷新して入社、退社①。	小説家、翻訳家、評論家として活動したが世間的には翻訳家として有名で、良心的な訳文には定評があつた③。1924(大13)年より有星堂の『世界』を主筆した。1943(昭18)年より電通出版新聞に、長瀬誌記者として過ごし、そのため、文壇界との交渉も多く、明治40年前後の自然主義文学運動の裏面的立場に詳しい。『明治40年の文学界』(上、下、ほか)にはコングレーツ「ジェリカミニイラセルト」(1948)の翻訳などがある⑤。	①武田 1995。 ②尾形 1986:1-17。 ③婦人ページが生まれるまで『讀賣新聞』1932.10.22、朝刊9面。 ④婦人部生まれで50年——日本女性の歩み『読売新聞』1961.10.4、朝刊9面。 ⑤安藤 2001:158-159。	

氏名(旧姓・本名) よみ <生没年>	出生地 学歴(年は判明した 者のみ明記)	在社期間 担当	『読』時代のエピソード	婦人部担当以前の略歴	婦人部担当後の略歴	文献・資料
望月 百合子 (本名:吉川 百合) もちつき ゆりこ <1900-2001>	山梨県甲府市 1919(大8)私立成女 高等学校卒①	1919(大8)10月 -1921(大10)3月① 婦人部記者	担当は「名流夫人訪問、断髪洋装姿、取材材 する。取材の入り重を拒否。実際は男性記者の命ずることに 黙って従い、詩を取ってきて原稿を書けほしい、それが女性 記者の仕事だったようだ①。当初の月給は30円で、大卒男性 の月給50、60円には及ばなかった②。入社当初の婦人部長 は私本。	成女女学校卒業後、一師中府の美家に働いたものの、用達と れていた論議を拒否して再び上京した。成女の校長の宮田修 が私本雲舟に望月を紹介して、読書新聞社に入社した①。	①江刺 1997:262-268 ②『家庭面の世紀(1)』—断髪洋装 働く 女の決意』読書新聞2009.4.1、朝刊23 面。 ③坂本 1990:1617。 ④山口ほか編 2001:347。	
巨瀬 しづ子 (筆名 五明 俊文子) <1890-????>	長野県信州松本 東京府立第三高等女 学校卒 1909(明2)女子美術 学校卒	1919(大6)-1919年 夏頃は在社確認 -????① 婦人部記者	1919(大8)年9月頃から月間、朝鮮・中国特派員として取材。 現地の見聞記を多数連載した。記事の中で家ごもって、 中国人とつきあおうとしない現地の日本人女性を批判し、「女 は子どもと守りたて、台所の種をええしていればよいといふ思 想」が原因だと書いている③。	1919(大8)年には「三角の眼」を、1920(大9)年に新婦人協会 発足式に出席するが、活躍の様子はうかがえない。1921(大 10)年に日本人男性と朝鮮人女性の恋話を描いた小説「地に 逆く」を発表。大正末期以降の消息は不明②。	①江刺 1997:307。 ②安積 2001:94。 ③『家庭面の世紀(2)』—女性特派員 の先駆け』読書新聞2009.4.30、朝刊15 面。	
保高 徳藏 やすたか とくぞう <1889-1971>	大阪府大阪市南区 1915(大14)早稲田 大学英文科卒①	1915(大4) -1917(大6) 婦人部記者	1914(大3)年1月、社告で婦人部記者を募集し、原稿作成と面 接の試験を経て150人中から野坂貞子とともに1915(大4)年に 入社①。1917(大6)年6月前田、水野らに続いて入社③。	読書新聞社退社後、博文館に移り女子学世界』の編集にあたり 1915.2.25、5面。 ②栗坪 1972:351-359。 ③読書新聞100年史編集委員会 1976: 294。 ④栗坪 1977:389-390。	①婦人部係り記者決定』読書新聞 1915.2.25、5面。 ②栗坪 1972:351-359。 ③読書新聞100年史編集委員会 1976: 294。 ④栗坪 1977:389-390。	
安成 二郎 やすなり じろう <1888-1974>	秋田県北秋田郡 秋田県立大館中学校 中退①	1919(大8) -1927(昭2)③	1919(大8)年9月末に読書新聞社長が水野英吉郎から秋山忠 三郎に代わり、それにつれて幹部社員に移動があり、私本雲 舟が退社。そのあと、1919年8月末から婦人部長となる②。そ の後の、社会部編集、社説担当となる。	関東大震災後、大阪毎日新聞芸部嘱託東京在勤となる。 戦後平井社に入り、『世界大百科事典』の監修に当たる。歌 集『夜知路多』(1938)、『俳句入門』(1942)、『短歌入門』 (1943)、随筆集『白雲の宿』(1949)、文壇交遊録をまとめた 『花弁交』(1972)、親友大杉宗一について書いたエッセイや小説 からなる『無政府地獄』(1973)を発表①、③、④、⑤。	①紅野 1977:392。 ②江刺 1997:262-265。 ③安成 1972:257-260。 ④近代日本社会運動史人物大事典編集 委員会 1997:645-646。	
柳(橋本) 八重 やなぎ(はしもと) やえ <1883-1972>	東京芝 1910(明4)日本女子 大学校の一期生として 卒業、同時に研究科 生となる①	1914(大3) -1916(大5) 婦人部記者	羽に夫妻の勧めで読書新聞に入社、小橋三四子と担当す る。1916(大5)年次女出産後、体調が良く読書新聞社を退 社。	明治～昭和期の編集者。読書新聞社退社後は、1920(大9) 年9月に雑誌『女性日本人』、1923(大12)年に雑誌『探親』、 1927(昭2)年に『日本家庭大百科事典』の編集に携わる①。	①柳敬助・八重夫妻展 1986:40-46。	

氏名(旧姓・本名) よみ ＜生没年＞	出生地 学歴(年は判明した 者のみ明記)	在社期間 担当	『読』時代のエピソード	婦人面担当以前の略歴	婦人面担当後の略歴	文献・資料
与謝野(鳳) 晶子 (本名・与謝野(しよう) よさの(ほう) あさこ 1878-1942)	大阪府堺市甲斐町 1894(明27)堺女学校 卒業、補習科へ①	1914(大3) -1916(大5)?③ 婦人附録創設の保護 のために入社。婦人 部記者というよりも寄 稿家扱い②	婦人附録の発刊に際して入社する。およそ週間に回のペースで婦人附録や日曜附録に詩を書いた。社員といっても毎日出版していたわけではなかった③。『讀賣』には死去する2年前の1940(昭15)年まで詩論、歌、詩、小説、童話などを寄稿。ただし、婦人部筆重ではない。	堺女学校卒。1895(明28)年頃から歌作の投稿をはじめ、1900(明33)年東京新詩社の創設と共に入会し、『明星』に多くの作品を発表。1901(明34)年『みだれ髪』を刊行、同年秋与謝野實(鏡鈴)と結婚。1904(明27)年、『明星』に「君死にたまふこと勿れ」を発表。歌集、小説集、『新訳源氏物語』などを刊行④。1911(明44)年『青鞥』創刊の際、女流文壇の文藝者招聘したと勤助員として紹介されていることから、そのころの知名度がうかがえる。『青鞥』に発表した作品は暗い現実生活や屈折した詩がほとんどなのであり、「自然主義の風潮を受け入れた晶子が、結婚後の現実生活の苦悩をありのままに告白し」じていたという①。	社員一覧から名前が消えた翌年の1917(大6)年以降も歌集以外に、詩と評論文を交えた詩文集、随想集、小説集、古典の新訳など著書を数多く発表。1921(大10)年に文化学院の創立にかかわり、学監となり講義も担当する。1924(大14)年に婦人参政権獲得新報同盟会創立委員となる。	①村岡 2001:188-189。 ②江刺 1997:251。 ③『家庭面』の一世紀(4)——女性言論の舞台に『読売新聞』2009.4.7、朝刊25面。 ④入江 1992:288-289。
下妻つま子 ＜生没年不詳＞	不明	1914(大3)or15(大4) ① -1917(大6)-??? 婦人部記者	前田が嘱任した1914年にはすでに在社①。しかし、小橋による開設時の回想には名前が挙がっていない②。1914(大3)年5月から1915(大4)年10月の間に入社したと推察される。1917(大6)年2月17日の窪田の日記に婦人部メンバーとして名前が挙がっている。この時点までの在社は確認できていない③。	不明	不明	①『本邦新聞』画期的の企図して——婦人ページが生まれるまで『讀賣新聞』1932.10.22、朝刊9面。 ②江刺 1997:251。 ③臼井 2006:400。
野坂 貞子 ＜生没年不詳＞	不明	1915(大4)2月に入社 ① -10月②-??? 婦人部記者	1914(大3)年1月、社告で婦人部記者を募集し、原稿作成に面接の試験を経て150人中から坂高徳蔵とともに1915(大4)年入社①。前田が在任していた1915(大4)年10月～1917(大6)年8月に一橋に仕事をしたとある②。	不明	不明	①『婦人部係り記者決定』『讀賣新聞』1915.2.25、5面。 ②『本邦新聞』画期的の企図して——婦人ページが生まれるまで『讀賣新聞』1932.10.22、朝刊9面。
山口たかこ ＜生没年不詳＞	津田塾出身①	1919年夏頃は在任①	望月百合子が入社した1919(大8)年の8月頃にはすでに在社していた。望月は山口に対して「津田塾を出ていて、しつかりた大変しとやかなお嬢さん」という印象を寄せたと回想している①。	不明	不明	①江刺 1997:262。

「身の上相談」担当者

<第2章 注釈>

76 1949（昭和24）年から『讀賣新聞』の「人生案内」の回答者を担当したことがある大浜英子は、次のような回答のエピソードを述べている。新聞社に送られてくる身の上相談の投書の文章はゴタゴタしたもの、間違いだらけのもの、5枚も10枚も原稿用紙に訴えたもの、要点をえず意味の解らないものもある。回答者はなんとかして要点をまとめて回答をする。新聞社の編集者は、大浜の「答え」をよみ、「問」を整理するという（大浜 1953: 43）。

77 シュッツの言う「至高の現実としての日常生活世界の特筆すべき特徴は、他者との相互作用を通じて現実が構築され、その現実が他者と共有可能となるという点」（天田 2003: 43）にある。

78以下では、『讀賣』に連載された「身の上相談」を指す時は、「身の上相談」と示し、身の上相談全般を論じる場合はカギカッコをつけない。

79 池内が調査した結果、雑誌では『明治協会雑誌』（池内が調査した期間：1883〔明治16〕）、『女学新誌』（1884〔明治17〕～1885〔明治18〕年）、『女学雑誌』（1885〔明治18〕～1889〔明治22〕年）、『以良都女』（1888〔明治21〕～1890〔明治23〕年）、『婦女雑誌』（1891〔明治24〕～1892〔明治25〕年より）、新聞では『都新聞』（1906〔明治39〕～1917〔大正6〕年）、『東京日日新聞』（1915〔大正4〕年）などで相談欄が確認できた（池内 1953: 9）。

80 問答欄を踏襲した相談欄のなかには、恋愛、結婚、夫婦関係に関する相談をとりあげていたものがある。それは、『女学雑誌』の「いへのとも」欄、「交詢案内」欄、『都新聞』の「相談の相談」、『東京日日新聞』の「家庭問答」であった。池内によると、『女学雑誌』「いへのとも」や『都新聞』の「相談の相談」では、夫婦や家庭の不和などの問題に悩んでいる人の相談を募集するという旨の告知をしている。しかし、これらの欄も職業の仲介斡旋、家事に関する知識の問答が主流であった（池内 1953）。

81一日の発行部数は『大阪朝日新聞』を例にみると、「日露戦後の1910（明治43）年に16万部だったものが、1914年（大正3）年には24万部になり、第一次大戦中の1917（大正6）年には31万部、戦後の1921（大正10）年には44万部、1922年には56万部」と急伸していた（山本武利 1987: 63）。1920（大正9）年の世帯数が1,122万であるから、全国でみると約4%の世帯が購読していたことがわかる。

82 その他にも、日清戦争後の新聞界の変化として大新聞と小新聞といった新聞の区別はほとんどなくなったことが指摘されている（新聞販売百年史刊行委員会編 1969: 301）。1870年代頃、つまり明治初期頃まで、新聞は自由民権運動を背景とした政論を展開した大新聞と、娯楽中心の小新聞に分けられていたが、1880年代に入ると大新聞は部数を減らし、小新聞として出発した新聞が発展するなかで新聞の商業的傾向は強くなった。

83 当時競争が激化するなかで、新聞の一面を割いて開設された「附録」は新聞社が読者を獲得、拡張するための武器になっていった。新聞販売の競争によって、いたるところで「附録」合戦が展開されていた（新聞販売百年史刊行委員会編 1969: 301）。羽鳥によれば、新聞の紙面の一部を飾る「附録」は、銅版や石版刷りの肖像画、有名画家の彩色美人画、小冊子や暦を盛り込んだ便利帳、双六など景品の要素の強いものであった。また、この流行は全国の地方新聞まで広がり、新聞販売に大きな役割を果たした（羽鳥 1997: 114）。

84有山（1995）によれば、日清戦争頃、新聞は量的拡大と「民衆的傾向」となるなかで、「営業的」な側面を強め、そのジャーナリズム活動を変質させていった。たとえば、1870（明治20）年頃から日清戦争までの新聞は、「日本」や「国民新聞」などのような「政治的言論によって政治状況に働きかけ」る「独立新聞」が新聞界全体を主導していた。この新聞は大新聞でもなく、小新聞でもない「中新聞」を標榜しており、その読者は財産と教養を持つ選挙権保有者である「有識階級」とその予備軍、あるいはその周辺であった。と

ころが、「万朝報」(1892 [明治 25] 年創刊)、「二六新報」(1893 [明治 26] 年創刊)は、低価格の購読料、読み書き能力の低い読者を吸引するために文章の平易化、連載小説などの娯楽の提供、社会報道(当時でいう三面記事)で犯罪や事件をセンセーショナルに報道しながら、不平、憤懣を抱える都市の中下層に向けて成功者達の腐敗墮落を「告発指弾」するなどしていた。そうすることで、読者に強い刺激を与え、殊に都市中下流層を中心とする「特定の社会群における一般感覚の興奮」を作ることによって新しい読者を獲得しようとしたのである(有山 1995: 24-36)。

⁸⁵ 「身の上相談」の掲載時期の『讀賣』の正確な発行部数の記録は残っていない。『新聞販売百年史』では大正期の部数は5,6万だとされている(日本新聞販売協会・新聞販売百年史刊行委員会、1969: 504)。その前後の発行部数をみると、1899(明治32)年の年間発行部数は5,163,173部である。発行部数(一日)は、1911(明治44)年が2~3万部、1927(昭和2)年が10万部である。身上相談欄を持っていたその他の『都新聞』や『東京日日新聞』と比べると、発行部数(一日)は少ない。たとえば、『都新聞』では1911(明治44)年が5~7万部、1927(昭和2)年が12万部である。『東京日日新聞』は1911(明治44)年が7万部、1927(昭和2)が45万部である(山本武利 1981: 407-412)。山本が資料としたのは1899(明治32)年発行の『警視庁事務年表』、『警視庁統計書』、『国民雑誌』1911年4月号、1927(昭和2)年が内務省発行の『新聞雑誌及通信社ニ関スル調』(『新聞雑誌社特秘調査』として1979年に復刻)である。

⁸⁶ 読売新聞社社史によると、当時の社主本野一郎(1862-1918)と古くから親交のあった五來は、高校、東京帝大時代から当紙に寄稿しており、本野の斡旋によって讀賣新聞社特別通信員の肩書でフランス、ドイツに留学していた。そして、本野に委託され、留学先から急きよ帰国し「婦人附録」を開設した(読売新聞社 1976: 251-252; 1994: 92)。

⁸⁷ 1913(大正2)年2月10日、シーメンス事件に激化した人々によって、政府よりの記事を掲載していた讀賣新聞社が襲撃された。

⁸⁸ 鶴見俊輔によれば、大東亜戦争末期、各雑誌、新聞の身の上相談はまったく姿を消す。第二次世界大戦前の最後の身の上相談は、『主婦の友』1941(昭和16)年7月、『讀賣』1937(昭和12)年6月、『東京新聞』1944(昭和19)年3月であった。日本の国家の動きは、公のコミュニケーションの場面から、個人的生活の問題の発表を中止したのである(鶴見俊輔 1956: 29)。

⁸⁹ 人口、世帯数については日本統計協会編の『日本長期統計総覧 第1巻』を参照した。新聞は各世帯で購読するため、世帯で比率を出すべきであるが、1877(明治7)年の世帯数は不明である。このような計算は推測の域を出ないが、1920(大正9)年の世帯数が1千万で、世帯人員が5,500万人であることから、1世帯に約5人である。この世帯人数で計算すると、1877(明治7)年の世帯数は720万だと推測される。したがって、世帯数で計算すると約0.3%の世帯が『讀賣』を購読していた可能性がある。

⁹⁰ 『讀賣』の部数が伸び悩んだ理由は、日露戦争時に財政的な理由で戦地特派員を一人しかおけなかったため、戦争の報道競争をする力に欠けていたこと、新聞経営経験のない高柳豊三郎による編集の統一を各運営方針、報道に徹しきれず、編集についても不統一に陥っていたため(読売新聞社社史編集室 1987: 250 - 256)だとされている。他にも『讀賣』が「日露戦時から戦後にかけては何等の新趣向も加えず、従来の特徴だった文学記事は、朝日に夏目漱石が入って以来光彩を奪われ、紙面は全く特色を失い、経営またはなはだ不振となった」こと、大正期には「紙面内容は婦人向きの新聞で、新聞界に於いても殆ど問題にならなかった」ことがあげられる(日本新聞販売協会・新聞販売百年史刊行委員会 1969: 329, 504)。

⁹¹ 1890(明治23)年に公布された小学校令により、小学校は国民形成や生活への基礎的準備をおこなう「民衆教育」の学校として性格づけられるようになった(山内太郎編 1972: 153)。1900(明治33)年に改正公布された小学校令は尋常小学校4年の就学義務を確定

し、それ以後就学率が急速に上昇した（『文部省年報』；森秀夫 1984: 62-66）。1885（明治 18）年の就学率は男女あわせて 49.62%である。就学率は 1905（明治 38）年には 95%を超えた。1907（明治 40）年に尋常小学校の修業年限が 6 年に改められ、その後の 1920（大正 9）年には就学率が 99%以上を超え、男女の差もなくなり学齡児童のほぼ全員が義務教育を受けた。

⁹²1895（明治 28）年の高等女学校規程、1899（明治 32）年の高等女学校令の公布は中等教育を受ける女子を増加させていった。赤松啓介によれば、大正期と明治期に教育を受けた人びととの間で価値観の差が生じたという。女性は明治期と大正期のどちらで教育を受けているかによって、村でも町でも性に対する感覚に大きな差があり、「教育勅語」によって「汚染された女」とそうでない者とは明確な人生観、世界観の差があったという（赤松 1994: 106-107）。

⁹³日清戦後に文明国と対等を意識した国家は、文明の象徴としての公共図書館を認識し、推進するようになった。また、鉄道網の拡大によって生み出された鉄道旅行者の車中・旅行先での読書の発達も、国民の読書習慣を助けたとされる（永嶺 2004）

⁹⁴この全国流通の要因は、第一に大量輸送手段である鉄道の幹線網が全国拡大したことであり、第二に新聞販売業者や書籍雑誌取次業者といった新聞・出版の流通にかかわる企業家の登場である（永嶺 2004: 3-46）

⁹⁵ちなみに、明治期の『讀賣』の投稿欄を分析した山本によれば、明治期の読者層は学生、商店小僧が多く、この学生は文学好きの学生であったという（山本 1981: 105-109）。

⁹⁶寺出は新中間層の内容規定をおこない、その基本的特徴を①頭脳労働という労働形態、②俸給という所得形態、③社会階層上は資本家と賃労働者の中間に位置し、④生活水準の位置では中位とする（寺出 1982: 36）。日本リサーチ総合研究所は「都市（東京）の俸給生活者」を「新中間層」だとし、「新中間層」を構成する職業群を仕分ける基準として①職業がいわゆる在来産業ではなく近代産業部門に属していること、②官公庁、企業およびその他の組織に雇用され、俸給によって生計を立てていること、③職務の遂行に際して、ある程度以上の専門的な知識や技術を必要とすること、④入職の資格ないし雇用の条件として、中等教育以上の学歴を要求されること、⑤職務の遂行をとおして、標準以上の所得と敬意を受けていることとしている。

⁹⁷投稿者の相談がすべて「身の上相談」に掲載されないため、それらと区別するため、分析対象を「相談者」と記載する。

⁹⁸師範学校と高等師範学校に分かれるが、高等であるかどうか判断できない例が多いため、師範学校は中等教育に含めた。

⁹⁹1920 年に不明が増えたため属性に変化があるが、これは相談記事の文字数が減少したことの影響だと思われる。

¹⁰⁰この関連文献の探索方法は、まず人物情報データベース「日外 Web サービス WHOPLUS」から社史にあがっている「婦人附録」関係者を検索し、そこに上がっている関連文献、彼らが記載されている人物事典／辞典とそこで挙がっていた参考文献などから収集した。また読売新聞記事探索データベース「ヨミダス歴史館」に関係者の名前を入力し、関連する記事も収集した。

¹⁰¹讀賣新聞社内では「身の上相談」に「男女のことが多すぎる」という批判が起こった。1917（大正 6）年 5 月に社内の上層部と婦人部長はその点を注意するように「身の上相談」を担当していた窪田に伝えた。この上層部の意見に対し窪田は「人生に男女問題以外に何があるかね？」と辞表を婦人部長につきつけたという。このエピソードは身の上相談の回答者の一部にも、恋愛、結婚、夫婦関係などの個人的な相談を中心に掲載し、そのような内容を投稿するのが当たり前だという意識があったことを示す（読売新聞 100 年史編集委員会 1976: 255）。

¹⁰²望月百合子の回想では「身の上相談専任の三大寺という年配の男」とある（江刺 1997 :

262)。『ヨミダス歴史館』のデータベースから「三大寺」と検索し、1914（大正3）年に入社した三大寺本紹といたことが判明した（「三大寺元社員（おくやみ欄）」『讀賣新聞』1932.2.25、朝刊7面）。『新聞人名辞典 第1巻』（[1930] 1988）で、「三大寺本紹」を調べたところ、婦人欄の身の上相談係りの経歴が記されていたので、望月のいう「三大寺」が三大寺本紹と確認できた。

¹⁰³ また、縁故のつながりから大学が偏った例もある。筆者が調べた文献資料をみると、公募の後の試験だとはっきりわかっているのは保高だけで、後の記者たちは紹介や、誘われてという縁故採用である。たとえば、また、窪田は同じ早稲田の前田に誘われている（臼井 2006）。保高ははじめ、同じ早稲田の直木三十五を婦人部記者に誘ったが、直木の不首尾から結局直木の妻の佛子が記者となった（植村 2005：38-40）。柳八重は羽仁の勧めで入社しており、日本女子大出身と一緒に『家庭週報』を編集していた小橋と同時に入社し、同時に退社している（江刺 1997：251-252）。このように、採用試験に受かりやすい大学や、学閥があって採用するというのではなく、なり手を探す際に縁故により誘っていたことも大学の偏りに影響を与えていると推測される。

¹⁰⁴ 松本は1899（明治32）年17歳のときに海老名弾生から洗礼を受け、その後植村正久の教えを受け、内村鑑三の著書からも多大な感化を得たとされている（佐々木 1991：120）。窪田は1904（明治37）年28歳の時に植村正久の説教を聞き、彼から洗礼を受けて、熱心に植村の教会に通っていたという（窪田章一郎 1962：296）。小橋も受洗しているが、その時期や誰から洗礼を受けたのかははっきりしない（中村 1989：341）。

¹⁰⁵ 小橋は日本女子大在学中に、来日した世界矯風会本部のミス・スマートの講演を聞いて感銘を受けて矯風会に入会していた（江刺 1997：251）。婦人矯風会は明治期から活動する、平和、純潔、排酒を三大目標とするキリスト教徒の女性団体であり、禁酒運動や、公娼制度の廃止、一夫一婦の建白書を帝国議会に提出するなどしている。

¹⁰⁶ 実際に、「婦人附録」の紙面をみるキリスト教婦人矯風会の会合日時があり（「婦人の会」1914.4.3：9面）、その後の紙面にも矯風会が出した「芸妓園芸を禁ずる請願」（1914.4.4：5面）についての記事など矯風会の動向がとりあげられている。その他には「矯風会事務所成る」（1914.4.10：5面）、「戦場へ贈物 矢島楫子」（1914.8.30：5面、矢島は矯風会の会長）、「酒保を禁ぜよ 矯風会からの建議」（1914.12.16：5面）など、1914年4月3日から1915年4月3日まで1年間にかぎって、「ヨミダス歴史館」で「矯風会」というキーワードで検索した結果、16件の記事が抽出された。

¹⁰⁷ 佐々木によると、松本は1902（明治35）年、雑誌「羊門」の発刊に際して、その目的をキリストの教えに基づき「真理を鼓吹し、光明を發揮し、…読者をして高尚なる知識を養い社会を警醒することだとしている。また、そこで発表した「我が希望」（1902年、6月号）という詩にはキリスト教徒として生き、国民を教育したいという希望が表明されている（佐々木 1991：121-122）。一方、窪田の伝記には、植村の説教は「信者の各自が自分のことを言われているように胸に響いたという」とあり、窪田はこのような植村によって「人生の解明に強い力を与えられるとともに、文学に対しての基準を確認することができたのである」と述べられている（窪田章一郎 1962：46-47）。

¹⁰⁸ ここで言及されているペテロとは、「貧しい者、病める者、苦しむ者たち」を援助することで、人々の信仰心を固め、彼らに生活の糧を与えるキリスト教の教団を組織することで、「大衆の信望」を集めた人物である（中山 2008：342）。

¹⁰⁹ 「身の上相談」を担当していた大月、水野、窪田も現実を直視し、その体験を客観的に描写しながら周辺の状況を写實的に描き出し、主体的に語る作品を残している。たとえば、窪田は写實的な身辺歌に独自の歌境を開拓し、田山と交わり自然主義的小説を書いた（村崎凡人『評伝窪田空穂』）。尾形（1986）によると、田山の弟子であった水野は1909（明治42）年『文章世界』に書いた「徒勞」に代表されるように、死産に終わった姉の出産を描き、特異な題材と光景を緊密な文体で、リアリティを持って描き、「くすり湯」（8

月『文章世界』)では情景を描きながら、しみじみとした人生を感じさせる手法をとっている(尾形 1986: 8)。尾形(1986)によると、「身の上相談」を担当する頃の水野仙子は、自分の置かれた状況とその心情の告白によって、夫とのズレを埋める方法、あるいは女だけが持つ息苦しい宿命からの脱出する方法という真理を導き出そうとしているのである(尾形 1986: 8-12)。

¹¹⁰自然主義文学は、日地谷＝キルシュネライトによると、社会批判的性格と告白文学的性格に分けられ、中年作家と女弟子の関係を告白した、田山の『蒲団』(1907)の成功から次第に後者の傾向が優位になっていった。和田謹吾によると、『蒲団』のような自然主義作家が意図した客観描写と内面描写の達成時期は大正期だったという(和田 [1966] 1983: 375)。このありのままの人生を事実に忠実に描写する作品群が「私小説」と呼ばれる前に、「身の上話」「身辺雑記小説」などと呼ばれていた(日地谷＝キルシュネライト 1996: 110)点は注目に値する。自然主義的描写方法が可能にした私小説の様式の特徴は、主人公、語り手、作者の視点が一致していることである。日地谷＝キルシュネライトは、このような一つの視点だけで語らえる私小説の特徴である「焦点人物」について以下のように述べる。

私小説の特殊な構造は、読者の、主人公への完璧な同一化において成立する。読者はまさに、主人公のなかへ入り込んで行くのである。さらに読者は、主人公の眼を通して世界を把握し、それは、合理的要素のほとんどを排除して情緒的に行われる。その結果は、知的なプロセスをはじめから除外した、感情の一致である(日地谷＝キルシュネライト 1996: 115)。

その他にも、二葉亭四迷は自然主義の描写方法を評して、「何でも作者の経験した愚にも附かぬ事を、聊^{いささ}かも技巧を加えず、有りの儘に、だらだらと、牛の涎のように書くのが流行るそうだ。好い事が流行る」とのべ、自らの『平凡』もその書き方で書くと述べている(二葉亭 [1907] 2000: 226)。

¹¹¹その回答は評判で(前田『讀賣新聞』1932.10.22)、真面目で熱心で常識的だが、説得力があるものだったという(尾形 1986: 14)。

¹¹²生田は記者になる前年の1914(大正3)年に夫の生田長江らが発刊した『反響』に生活が困窮しているなか断れずに職場の上司に「貞操を砕かれる」体験を告白する内容の「食べることと貞操と」を発表した。「女に財産を所有させぬ法律がある限り及び女に職業のない限りは女は永久に『食べることと貞操』との戦い」が起こると「貞操よりも食べることを」優先してしまうと訴えた(生田 [1914] 1991: 14-16)。

¹¹³日本女子大学創設者の成瀬仁蔵や成女女学校の学校長である宮田脩など毎回異なる有識者が担当して、婦人が職業を持つことに関して、「貞操」の価値などを記事にしていた。

¹¹⁴新婦人協会には婦人部記者を辞めた後であるが、生田、恩田、田中、百瀬も参加している(折井・女性の歴史研究会編 2006: 201-270)。

¹¹⁵『讀賣』では「婦人附録」開設の1914(大正3)年4月3日から大正が終わる1926(大正15)年12月25日までで検索したところ、諸外国の者も含め「婦人参政権」に関する記事は380件、日本初の市民的女性団体と称され女性の選挙権を求める活動を進めた「新婦人協会」は113件、婦人参政権運動の中心的団体である「普選獲得同盟」78件確認できた。

¹¹⁶たとえば、離縁された夫との復縁を願う女性からの相談に対して、「求めよ、去らば与えられんですからどうしても復縁する決心で夫に御文通なさい」(1914.5.26)と答えている。また、叔母に罵られたり、周囲の青年に悪い風評を立てられたりしたため、「救世軍」に入り「幾分か信仰があるが」迫害に耐えられないと悩む「大正博女看守」(博覧会における接客)に対しては、「御同情します、^(ママ)叔母様からどんなに虐められましても、それを耐

え忍ぶことが貴女の信仰を益々深くする所以だと想います、^(ママ) その苦しい処を通り抜けてこそ貴方の心の光は明らかになるのですから、そういう迫害を感謝し、叔母の罪が赦されるようにお祈りなさい」(1914.5.10)と答えている。

117 たとえば、窪田は、継子とうまくいかない継母の悩みに対し、「足蹴にされても辛抱する程の愛を貴方は持つ事が出来ませんか……進んで此方から与えて行こうとする事が、何よりもお考えになるべき事です」(1916.11.2)と、母親の迷信に悩む青年には「注意すべき母上の心はあわれむべきもので憎むべきではないという事です」(1916.12.18)と回答している(臼井 2006 : 42-59)。

118 臼井によると、窪田は、前田晃宛の書簡で、回答者として「教育者としての小生の意見を吐くを目的とは致しをらず」という姿勢を取り、あくまでも相談者のためになり、相談者の役に立つ回答を目的としていた(臼井 2006 : 355)。「身の上相談」には投稿者の悩みに共感し、問題を共有しようとする回答者の姿勢も見受けられたともいえる。

119 ただし、『都新聞』の「相談の相談」では、「身の上相談」が連載されるちょうど1か月前の4月2日に以下のような相談を載せている。

▲(生家が貧しいので) 昨年十二月急に嫁ぐ事になり近々正式に祝儀をすることにし仮にお盆事しておきました、夫の家は父母と私共だけで暮らし向きも中位にて至って円満におさまって居ります、其後祝儀の準備にぼつぼつ取り掛かっているのでございます、其れに引き替え私の実家は暮らし向きが思うように参りませんので、今の有様では、箆笥長持ちも迎も出来る見込みがない…略…(1914.4.2「相談の相談」『都新聞』9392号 : 6面)

「相談の相談」は「身の上相談」に比べると、一人称で語る頻度も少なく、文章が短く、状況の描写はされているが、内面を描写する箇所が少ない。しかし、このような描写方法は「身の上相談」と似ている。ただし、『蒲団』が出版される1年前の1906(明治39)年の『都新聞』の「読者と記者」は私的経験の悩みはほとんど見られない。『都新聞』「相談の相談」の描写方法から、自然主義という同時代的傾向の影響は、『讀賣』以外の相談記事欄にも及んでいたかもしれないが、本論の目的を超えるため今後の課題としたい。

120 以下がその相談である。ここにある「腰弁」とは、俸給生活者のなかで給与が少ない者を指し、腰に弁当をつけて出勤することからこのように呼ばれていた。

【投稿】私は薄給の腰弁ですが理由あって夫婦別れをした為に、数え年三つになる男の児を抱えて弱っています。…略…私の口から申すと親馬鹿に^(ママ) 聴こえますが、裸にするとまるで小さい金時のようです。併し私も一人身の薄給で大いに困りますから、何方か恵み深い方にこの子を貰っていただきたいと思ひます。

【回答】どなたか^{みな}読者さんの内に、こういう子供を貰って育てて見ようという人はいませんか、^(ママ) もし有りましたら、本社に御紹介ください。御世話を致します。(1914.5.3)

121 「可憐の子供貰わる(上) 一本社の^{なかだち}媒介にて慈愛^{いつくしみ}深き養父母の許に」(1914.5.11)、「可憐の子供貰わる(下) 一子供を授かりて寂しさ家庭に和気充ち溢る」(1914.5.12)

122 1914(大正3)年9月8日から投稿募集の告知の最後に「職業上の相談は住所姓名を明記して下さい」という文面が加わっていることから察するに、記者が投稿者の連絡先に、受け入れを承諾する読者の連絡先を教える方法をとっていたようだ。まさに、回答者は就職口の媒介者となっていたのである。

123 「血族結婚の良否は医学上の大問題で、其の学説も二つに分れ未だ決定的にはなっていないようです」(1921.11.15)

第3章 「家」と「家庭」の相互作用と選択主体——社会関係水準からの分析

問題の所在

本章では、配偶者選択主体に関わる問題についての投稿者の「語り」、その問題に応答しようとする回答者の「語り」を事例として、配偶者選択の主体のあり方と、そこで配慮される社会関係性を明らかにする。そのために、先行研究の成果から導き出した配偶者選択主体のあり方である、家族関係的主体を分析の視点としながら、「身の上相談」の語り手は、配偶者選択主体のあり方について具体的にどのように語り、どのような姿勢を表明していたのかを分析する。投稿者は、親子関係と当事者関係相互への配慮から生じた悩みをどのように語っていたのか、親の選択に対して恭順を示していたのか、親以外の主体にも承認を求めていたのか、回答者はその語りを受け入れてどのような主体のあり方を提示していたのかを具体的にみていく。親以外の主体とは、第1章第3節3.2.3で述べたように、血縁親以外の親や、当事者に対して優位な関係にある親族などの「親」、その他の社会関係において当事者に対して優位な主体に関連して語られていたのかを問題としている（ここでは、血縁親とそれ以外の親や親族を総じて示す場合は〈親〉と表記する）。さらに、男女共の「語り」が掲載されていた「身の上相談」を分析することで、そこで提示されていた配偶者選択主体にジェンダーの非対称性があったのかも明らかにする。

この目的のため、本章では「身の上相談」から、以下のような手段によって分析対象の記事を抽出する。まず、連載が開始された1914（大正3）年5月2日から、関東大震災で休載する直前の1923（大正12）年8月30日までの「身の上相談」欄2,152日分の記事を対象とする。次に、標題のある一つの相談を一件とカウントした¹²⁴。その結果、「身の上相談」全体の相談数は2,898件であった。この2,898件の記事全部に目を通し、以下のような方法で分析対象を抽出した。

配偶者を「選択すること」と「決定すること」をめぐって、葛藤があらわれている記事、誰かが対立しあっている記事、理想的なあり方を提示する記事を析出する。具体的には、まず以下のような記述があった場合に、それを「配偶者の選択主体をめぐる相談記事」とみなして抽出する作業を行った。

第一に、〈親〉のみ、または当事者のみが選択、決定主体になることに対して否定・批

判・疑問などが表出する、＜親＞や当事者のみの選択、決定が引き起こした問題が記述されるなど、ある主体が選択決定した状況を「問題」だと意味付与している場合。たとえば、結婚したい相手がいることを両親に「漏らしました処、直にはねつけられ、今若し親の命に従えば女に対して精神上的の犯罪人となるのです」（1917.7.8）など。

第二に、選択決定主体をめぐり、当事者と当事者以外の主体とが対立・葛藤していることが表出している場合。たとえば、「此の頃養父の身寄りの男との結婚を両親から迫られるのです。然し私は相思の青年の堅い決心や女子の操等を考えますと、此の場合どういう処置を取ったらよいかと迷って居ります」（1915.1.15）など、親が選んだ相手がいるが、その他に自分が結婚したい相手がいるといった記事。

第三に、第一、第二のような直接的な否定的な意味付与、対立・葛藤の記述はないが、配偶者の選択・決定の方法を問うなど選択主体のあり方に問題を抱えている記事である。たとえば、「彼女に永久の愛を求め度いのですが、直接彼女に、或いは彼女の母に、或は私の親に話した方が良いでしょうか」（1921.7.6）などである。

第四に、＜親＞、もしくは当事者が選択することを自明としていることが表出している場合。たとえば、「二人の恩人」それぞれから自分の娘と結婚するように言われ、「恩ある叔父と更に大恩ある師匠様との間に挟まって大いに当惑しております」（1917.2.3）などの記事である。

その結果、相談記事 2,898 件のうち 754 件（26.0%）を「配偶者選択主体をめぐる記事」として抽出した。もちろん、上記の 4 つの記述が一つの記事の中に入り混じっている場合があるため、すべての記事をこの 4 つのタイプに区分けすることはできない。ここで重要なのはこの区分ではなく、配偶者を選択、決定する主体をめぐって、結婚する当事者の語りを漏れのないように抽出することである。

このような方法で抽出した「配偶者の選択主体をめぐる相談記事」754 件を対象として、以下の手順で、当事者が正統化しようとした配偶者選択のあり方と、それへの回答者の応答を分析していく。

次の第 1 節では、親と当事者のどちらとも意志・決定を求める投稿者の語りと、それへの回答者の語りを、第 2 節では、当事者と親のどちらかの意志を無視する主体に関する投稿者の語りと、それへの回答者の語りをそれぞれ分析していく。それぞれの投稿の「語り」とそれへの回答の「語り」を分析することとおして、投稿者と回答者が求めていた配偶者選択のあり方を、さらに、これらのあり方の正統化構築の根拠となる社会関係性は

いかなるものかを明らかにする。第3節では、分析の結果を受けて、配偶者選択主体をめぐる葛藤とその調整の語りにおいて、正統化された社会関係性と、正統化構築根拠のために伝統性と近代性がどのように配置されているのかについて考察する。

第1節 親と当事者相互による選択

まず、本節では、「身の上相談」において、親と当事者相互の意志を反映させようとする主体のあり方について、投稿者が具体的にどのように語り、回答者がその語りを受けどのような姿勢を表明していたのか、そこで当事者間の関係性と親子間の関係性がどのように位置づけられているのかを分析する。

1.1 孝に配慮する当事者

1.1.1 孝と恋愛の間で揺れる当事者

投稿者の語りでは、結婚する当事者が、親への配慮と、自分の意志との間で揺れ、親のために当事者のためによりよい選択方法がないかという訴えや模索が語られていた。その語りのなかでは、親への「恩」や「孝行」になる選択と、当事者間の情緒性を遂行する選択との間で葛藤が示される（その他に 1914.11.12、1916.2.23、1920.12.8¹²⁵⁾ 126。たとえば、以下の「許嫁の女が厭で」と題する事例で、養親の親族と結婚するように言わたことに対する当事者の戸惑いが示される（その他に 1918.11.13、1918.7.8¹²⁷⁾。

【投稿】私は二十歳の男子です。今ある家に奉公していますが、まだ十二歳の時、両親が親戚の六歳になる次女を表向き妹として貰い受けました。私は何も知らず小学卒業後奉公のため上京して初めて、親戚の家でその妹と私を夫婦にすると両親の考えを聞きました。彼女は学校でも成績はよく常に優等で二三番を下らず、器量も十人並みですが、何う云う訳か余り好きになりません。と申して別に他に思う婦人もありませんが、其上彼女の両親も私を非常に親切にして呉れるし私の両親も私の将来を思って計って呉れた事でもありますから、今更不服を云うは申し訳がないように思われます。然し望まぬ者と夫婦になれば後の不和が鏡を見るより明らかですから、日夜胸を痛めております。

【回答】親と親との許婚ということは余り喜ばしいこととは思って居ませんが、あ

なたがあまり好かぬというのに大した理由があるのでなければ、親たちを喜ばせるために其の儘にして置かれたが善いと思います。併し、人間には虫の好かぬなどといって、どうしても性に合わぬこともあるのですから、どうしても嫌なら、そのことを明らかに両親にも親戚の者にも話して、よし今迄の約束がどういう約束であろうとも、夫婦の縁は自分達若い者の一生の幸不幸の分かれる所であるから、これだけはこちらの自由に任して呉れなければ困ると言う訳をよく呑み込んで貰うがいいと思います。併しどうでもそうしようというのには、よくよく自分の心持ちを探って見て、自分の嫌だという感情にどれだけの抛り所があるか、又、この感情を通す為に、親達や其女をどれだけ失望させるであろうか、その失望を見ている自分の苦痛と自分の嫌だという感情を抑える苦痛と、どちらが強く、どちらが自分の一生に取って大事であるか、そういう点をも十分考えてみた上のことでなければいけません。(1916.5.28)

投稿者は「望まない者」と夫婦になることは結婚後「不和」になることはわかっているが、「其の彼女」の両親や自分の親の配慮を無視することは「申し訳ない」と愁訴している。「日夜胸を痛めている」と語ることで、投稿者自身が情緒的当事者の関係にも親子関係にも配慮した選択主体のあり方を模索していることを表明しているのである。しかも、自分の親が自分の「将来を思って」配偶者を選択してくれたという配慮に対して、「不服を言えない」「申し訳ない」「胸を痛める」と語ることで、その両親の配慮に、当事者も配慮していることを語るのである。こうして、親の配慮を受けて投稿者は、親子の保護と恭順の関係性にとっても、情緒的に結ばれた当事者の関係性にとっても、つまり、親にとっても当事者にとってもよりよいに選択をしようとする主体、すなわち家族関係の主体であることを理想化しているのである。この投稿に対して回答者は、親たちの喜びや「婚約が破談になったときの親たちの失望」を考慮しろと述べる。回答者が親への配慮の感情をもつべきと述べているように、回答者の語りのなかにも、親子間、当事者間どちらの関係性にも配慮した具体的な選択、決定方法が表れている（その他にも 1914.9.28、1916.1.9、1917.4.19¹²⁸）。ここでは、服従を強いる伝統的な「孝」ではなく、親との情愛ある関係性のために熟慮する主体のあり方が提示されている。

一方、義理か愛かで葛藤する投稿に対して、回答者は親子関係と当事者関係に配慮し、当事者の決定を優先する代りに、親や恩人への「孝行」「義理」「恩」に別の方法で報いる主体のあり方を提示している（その他にも 1917.4.19、1914.9.28¹²⁹）。たとえば、「両親は

名利を望み」(1916.6.21)と題する事例で、当事者が結婚を約束した相手と親が望む別の相手との結婚で揺れる記事である。

【投稿】私は某官庁に奉職している二十三歳の青年で、下宿生活をしていますが、その宿の娘が日ごろ何くれとなく親切にしてくれ、又その親たちからも常々そんな風な心持を示されましたので、未来の妻は此の娘の外にはないと思っています。…略…処が此処に困った事には私の奉職^(ママ)してる官庁の長官が、私を有為な青年と認めたと見え、人をして私の両親に娘を私にくれたいと再三申込みました。私の両親は大喜び、私がもう大官になる保証でも得たように喜んで、是非結婚せよと申して来ました。…略…私にはこれ迄親切にしてくれた宿の娘を見捨てる事は良心が許しません。けれど親の命に^{そむ(ママ)}反^(こうらい)けば不孝になります。…略…

【回答】…略…親の命に背くのはいかにも不孝に違いありませんが、併し此の一時の不孝が^{こうらい}後永い間の孝行になって、前の不孝を償う事が出来るのならば、徒らに盲従するよりは却って孝行になります。親の命令だからと言って何でも盲従したが為に、後長い間一家の平和が保たれぬような結果になったのでは却って不孝になります。兎に角一家は夫婦の和合が一生の大事ですから、その和合が保たれるかどうかを第一、其他を従属条件として考うべきであります。…略…(1916.6.21)

投稿者は親切にしてくれる「娘」とその親との関係性がうまくいっていることから、「未来の妻は此の娘の外にはない」と相手の代替不可能性を主張している。いわば、投稿者の男と娘家族とは、すでに配慮し合う関係にあることが語られている。しかしながら、そんな娘とその親を裏切ることの「良心」の呵責と、自分の親に対して「不孝」にならない結婚をしたいという恭順との間で、どちらにも配慮したい当事者の悩みが語られている。また、親も自分の出世を気にして別の相手を望んでいることが語られ、親も当事者にとってよい方向性を求めていることが語られる。その親の配慮を受けて投稿者は親へ「不孝」にならない、当事者の「良心」が痛まない、どちらにとってもよりよい選択をしたいと愁訴することによって、家族関係の主体であることを求めているのである。この訴えに対して回答者は、親の命令に盲従せずに、子が気に入った相手と結婚して夫婦の和合を保つことがよっぽど親への「孝行」につながると答えている。回答者によって、たとえ、親の決定に従わなくても、当事者が互いに情緒的絆を遂行して近代的な「幸福な家庭」を築くこと

が、いずれ親孝行につながると語られる。当事者関係の遂行によって親子関係が守られるとみなされているのである¹³⁰。さらに以下のように、当事者による親への配慮が語られ、回答者はその配慮を評価している。

【投稿】私は家の一人娘で今年二十二歳、二年前から或る男と恋に落ち離れがたい仲間となりました。私の父は実の父ですけれど母は義理の母です。二人の結婚を許して貰う様幾ら頼んでも母は許して下さいません。男の云うのには後三年間辛抱すれば自由結婚が出来ると云うのです。だが私は自由結婚をするのはいやなのです。矢張り世間並みな結婚をしたい。然うしなければ親に申し訳が立たぬ。人からも笑われる。それが厭なのです。済みませんけれど記者様のお考えを。

【回答】自由結婚なんかは厭で矢張り昔からの「親の許した」結婚がしたいと云う平凡な様でも今時に一寸珍しい相談です。自由結婚をすれば親に申し訳が立たぬ、人からも笑われる。非常に親孝行な優しいお考えには記者も敬服します。だが、親の許さぬ結婚を排斥する貴方が、親の許さぬ男を拵えて離れ難い仲間になるなんて一寸信じられぬ事に思われます。何も『毒を食らえば皿まで』と云う様な考えは記者にもありませんが、人に笑われるのは厭だ何でもかまわぬから人前だけは繕いたいという思想は余り感心した思想ではありません。其所で貴方はもともと一生懸命にお母さんに願って御覧なさい。そしてそれでも尚お許しを得ないなら今度は男を思いきりなさい。さもなければ貴方の生きる道は一寸見当たらぬでしょう（1922.9.7）。

投稿者は「親」に「申し訳ない」結婚を避けたいという意志を語り、それが回答者には「親孝行」であると評価されている。当事者は離れがたいほどの仲間であっても、自由結婚することは「親」に申し訳ないとして、親に配慮している態度を、そして「自由結婚」ではなく親の承認を受けた結婚を求めていることを表明している。しかも、投稿者が「義理の母」に幾度も頼んで許しを請うていると述べ、親も当事者も相互の意志をくみ取った家族関係的主体として配偶者選択しようと努めていることが示される。そして、「世間並」の結婚をして親を安心させる主体が理想として提示されている。回答者も「貴方はもともと一生懸命にお母さんに願って御覧なさい」と、当事者相互の意志による選択ができるように、より努力する方法を提示している。当事者が親子の関係性を無視していないことが、回答者からの承認の条件となっている。投稿者、回答者の側どちらにも、当事者によ

る選択を評価／承認し得る親の姿が措定されている。このように、回答者は、親子関係・恩と義理の関係と当事者関係の折り合いのつけ方を提示する。

当事者が配慮しようとするのは親子関係だけではなく、伯父、叔母、兄妹などの親以外の親族も、当事者が関係性を配慮しなければならないと位置付けられている（たとえば1915.7.29、1916.11.22など血縁親以外の主体があげられている¹³¹）。他にも「大恩人」である商店の主人と「関西の恩人」が勧める結婚との間で（1916.3.29）、あるいは養親と養子、学資支援者と被支援者との間で¹³²、そのような葛藤が語られる例も少なくなかった。たとえば、以下の1915（大正4）年の「双方に義理を立て」と題する記事である。

【投稿】私は今市内の某校に学ぶ二十五歳の青年ですが、ふとした事から一婦人と知己となりその境遇に深く同情して全力を尽くして慰めている中、遂に将来をも許す様になりました。所が私が四五年前から出入りしている某家の親たちは実親にも優って親切に私を●●毎月四五円の金を出して学費を●●●て呉れます。同家には一人の●●●●て、両親は勿論其娘と私との結婚を欲しているという事を今になって知り得ました。同家には忘れる事の出来ぬ恩を受けている関係から其要求を避ける訳に行かず、とって前の婦人との約束も守らなければならず、昨今其進退に迷って居ります。双方円満に解決のつく方法はないものでしょうか。私としては詮方なく両方を辞して独身で終わり双方に義理を立てたいと思います。

【回答】よくある事ですが、貴方は其の家から補助を受ける時既に今日の事を予想しなければならなかったのです。とって今更仕方もありませんが、記者には今貴方が唯義理の問題だけで苦しんでいるのか夫とも両女の何れかを選ぶのに迷っているのかよく解りません。補助を受ける事が将来娘との結婚の約束を意味して居たのなら格別、さもなければ貴方自身した約束の方が重いようにも思われます。其顛末^{あか}を明らさまに恩人の一家にお話しになってはどうですか。そう●て●猶義理知らず恩知らずというならば、それは云う方が少し無理ではないでしょうか。（1915.12.29、●部分資料欠落）

このように、血縁親や「親」だけでなく、養親や学資支援者、それ以外の他者に対する「恩」、「義理」に応えなければならないことはわかっているが、結婚後の夫婦関係を第一に考えたいという葛藤が描かれるのである（学資支援者については他にも1917.4.19、

1914.8.201917.6.19 がある¹³³⁾。投稿者は結婚を約束した「一婦人」との約束と、学資支援をしてくれた「同家」の恩との間で揺れており、「双方円満に解決のつく方法」で選択する主体でありたいと表明するのである。しかも、もしその方法がなければ、「双方に義理立て」するため、どちらの要望も断り、それが「義理立て」だとわかるように一生「独身」でいる方法をとろうとしている。相手にも恩ある学資支援者にも配慮した主体であることを表明しているのである。この投稿に対し、回答者は、結婚を条件にした学費支援者が「よくある事」「貴方は其家から補助を受ける時既に今日の事を予想しなければならなかつた」(1915.12.29)と答えることで、親や恩人への情緒的絆として、つまり親や恩人からの支援への恭順として、選択主体が定義される可能性を示している。しかしながら、回答者は同時に、その学資支援者による恩や義理が、当事者に対して結婚を無理強いするためのものであれば、「それは云う方が少し無理」であることだと述べている。子に有無を言わさないような伝統性を帯びた孝の関係でありすぎると、主体としては認められないことが示されている。

以上でみたような当事者の語りから、当事者間の情緒性を包含しながらも、<親>——血縁親や非血縁親や親族である「親」——や恩人にも応えたい当事者の訴えと嘆きが示されていることがわかる。さらに、その訴えのなかで、親子関係・恩と義理の関係、結婚後の夫婦関係などの家族関係性が揺らぐことを怖れる当事者の姿が語られる。孝行と恋愛との葛藤が語られる中で、親子間、夫婦間どちらの関係性にも配慮する家族関係的主体による選択が理想的なあり方として提示されているのである。だが、「恩」に報いる、「孝行」になる配偶者選択の主体のあり方は、単に当事者である投稿者の訴えの中だけで語られていたものではない。回答者は「どうしても嫌な」親の選択、命令の「親の選択」をいったんは否定しながらも、最終的に当事者の選択を評価／承認する<親>と恩人への孝行の遂行を語っている。伝統的な親子関係すぎることを否定するが、ある程度の伝統性遂行を妥協点として置いている。そのため、回答者の語りにおいて、当事者が望まぬ者と結婚して不幸な「家庭」になる選択を排除するべきであるが、親の情愛や保護を無視して親と恩人を怒らせる危険も排除するべきという主体のあり方が提示されている。当事者による選択を推奨するようにみえる語りも、親子あるいは恩人との関係性と、夫婦の関係性がよりよい状況に、真に幸福な状況であるために配慮する必要性を提示している。この回答者の態度から、投稿者による相互配慮の訴えを受け、それを評価し、回答者も相互に配慮した配偶者選択ができる家族関係的主体を理想として提示しているといえる。さらに、興味深い

のが、回答者は、親子関係・恩と義理の関係と当事者関係の折り合いのつけ方を提示するなかで、夫婦関係と親子関係のどちらも遂行できるとみなしていることである。たとえ<親>や恩人の決定に従わなくても、当事者がいずれ幸福になれば、それが<親>や恩人への「孝行」になる選択主体として肯定されていることである。

1.1.2 親と交渉しようとする当事者

このような家族関係的主体による選択として、当事者による親との正しい交渉術が語られる。この交渉術は、当事者が選択したとしても親の承認を求めており、親子間、当事者間どちらの関係性にも配慮した具体的な選択、決定方法なのである。

1.1.1の冒頭で取り上げた、「許嫁の女が厭で」の回答記事では、「どうしても嫌なら、そのことを明らかに両親にも親戚の者にも話」すことによって、「こちらの自由に任せて呉れなければ困ると言う訳をよく呑み込んで貰うがいい」と述べられている(1916.5.28)。ここでは、親の了承を得るために当事者が親を説得することが求められる。当事者による選択を遂行させるために、親への「恩」と当事者間の情緒性のどちらにも配慮して、「明らかに話す」「よく呑み込んで貰う」ように取り計らうべきだと、回答者は語っているのである。つまり、当事者の結婚後の家庭の不幸と親不孝どちらも回避するために、親と交渉をする当事者の主体性の必要性が語られているのである。

配偶者選択主体をめぐる記事では、当事者が配偶者を選択、決定する段階で、<親>と交渉して承認を得る段取りの重要性が語られる。当事者が評価／承認を得るために適切な段取りを組まなかったため、<親>を怒らせたことが投稿記事に示される。たとえば、以下の「内々の婚約」と題する事例である。

【投稿】私は唯今或る専門学校に籍を置いている青年ですが、昨年或る少女と卒業後は両親の許可を得て結婚しようという約束をして、それ以来文通を続けております。然るにそのことを知った少女の母や兄は、私たちが不品行者、淫奔^{いんぽん}ものだと言っています。私はただ少女と未来を口約したばかりです。それに少女の家と私の家とは極親しくしてもいます。私は悪いことをしたとは思っていませんが、私は間違っているのでしょうか。又自由結婚などは出来ないものでしょうか。

【回答】貴方のお考えは問題にもならない猶明らかに間違ったものです。少女は両親の保護の下にある身で、何の自由も許されてはいないのでしょう。その人が生涯の大

問題である結婚というような事を、両親に一言の相談もなく極めるとするのは悪い事です。貴方がたは自身の権利でない事を敢えてしたのです。貴方がたが若し父なり母なりの立場に立っていたら矢張り立腹するだろうと思います。将来の事は貴方の心が次第で何うにでもなりましょう。(1916.11.25)

投稿者は「両親の許可を得て結婚しよう」と約束しており、親に配慮していずれ結婚のことを話そうとしていると述べる。投稿者は、最終的には当事者も親の意志も汲んだ当事者主体による配偶者選択をしようとしていと述べる。しかし、たとえ「文通」による交際であっても、事前に、親の許可を得ていないため「不品行」「淫奔」な行為だと、つまり親子のモラルから逸脱する行為だと語られる。回答者は「私は間違っているのでしょうか」という問いを受けて、「明らかに間違っただけ」と述べ、親に扶養されている身分で「権利のない」当事者だけの婚約は逸脱だと答えている。こうして、投稿と回答の受け答えのなかで、投稿者が当事者間の関係性の方を優先させ、親に「相談なく」結婚を決めてしまう行為が、親子の関係性を侵害する、親に配慮のない主体のあり方だと提示される¹³⁴。つまり、投稿、回答記事を通して、交渉の段取りが悪い主体による配偶者選択が否定されているのである。したがって、当事者だけで結婚する約束や、文通による交際をする前に、親に承認を得ることが、選択主体のあるべき姿だと示されているのである。その他にも、当事者間の選択について、その段取りが問題化されている記事があり、投稿・回答記事を通して、<親>に配慮して交渉する主体が理想として提示される。他にも、以下の「娘の父に怒られる」と題する事例がある。

【投稿】…略…二人の意思が疎通した訳でもう三年になります。併し結婚問題が具体的に became 動機は今年九月下旬頃で、私より彼女に対して手紙を出したのが原因で、素より彼女も早速返事を呉れていまして別に変ったこともなかったのです。その裡に彼女が母親に(ママ)打聞けたと見えて、こんなに不躰に本人に求婚して来るのはいけない。媒介者を通じてくるようにということが解りました。その後二三回文通していると、その父親が手紙を見たものらしく、親の許さぬ結婚はさせられない、然しそれ程までに二人が望むならば、先方も親を通じて仲介人をいれて相談すれば応ずるということを父が申していると彼女が云って来ました。…略…すると数日前彼女の父から私の父へ宛て、将来彼女との文通を断ってくれるようにと申し込んだと見え、国の父から厳

重な手紙が来まして遂に二人の間の文通は遮断されてしまいました。…略…

【回答】…略…現在の日本の社会事情よりすればその娘のお父さんがお怒りになるのは当然だと思います。自分の娘を誘惑されたように感じてあなたに敵意を持つでしょう。併し御両人の意志がそれほどまで疎通しているのならば、これを破壊することは御両人の心に癒え難き傷を与えることとなりますから、親として能く考えねばならぬでしょう。記者があなたならば、其の娘さんのお父さんに直接面会して、今までの罪を謝して、自分の人物を其のお父さんに能く知っていただくことにするでしょう。其のお父さんが此の人ならば自分の娘をくれても善いと思はれるまで、親密になることが必要でしょう。今後は先方のお父さんと親密になることを努めて、娘さんとの直接交際はお止めなさい。(1918.11.29)

この事例でも、投稿者によって、事前に親の許可を得ていない「文通」で怒られたことが語られている。さらには、媒介者を通じていないことも「怒らせる」行為だとされる。しかも、投稿記事では、親が当事者間の情緒的關係に配慮して「仲介者」を入れてくれば譲歩することも語られている。この事例において、強制的に当事者の結婚を決めるのではなく、承認を得るために尽力した当事者を許すという親のあり方が提示されている。親による子の「情緒的絆」への配慮も同時に示されているのだ。回答記事では、適切な段取りを組まなかったことが逸脱だと、「不躰に本人に求婚して来るのはいけない」ことだと、親同士が結託して止めさせるほどのこと、「怒って当然」のことだとされ、いずれにしても親の評価／承認を得るための段取りを無視した当事者は否定される。そのような当事者には伝統的親子関係のあり方が示される。親の言うことをきかずに文通を続けてしまった投稿者の語りを受けて、回答者は正しい交渉術を提示する。回答者は「それほどまでに疎通した」情緒的絆だと当事者の意志を承認し、「親を通じて仲介人をいれて相談」する、あるいは「先方のお父さんと親密になることを努め」ることが適切だと答える¹³⁵。この記事での「仲人」は、阪井が指摘した「親の意志＝家族主義」と「本人の意志＝家族主義」の両者を尊重する上で、象徴的な機能として提示されていることがわかる(阪井 2009: 100)。親に配慮した当事者による配偶者選択を補助する役割として「仲人」が描かれている。

さらに、「親密になることを努めて」という表現にも示されているように、当事者による親に了承を得るための努力は、当事者らの意志の強さと比例すると位置付けられている。たとえば、「両親に打明け難く」と題する事例では投稿記事で、結婚したい相手が自分の家

の「召使い」であり、両親に打ち明ける事ができないが、かといって相手を思い切れないので「二人で逃げ様と」思うと語られている。この「両親に打明けずに逃げようとする」投稿に対して、回答者は「真実兩人の間に絶ち難い恋愛関係があつて飽くまで添い遂げる堅い意志があるならば、どんな困難を侵しても正しい手段に出でなくては不可ません。其には先づ両親に打明けて許しを受けるの外はありますまい」(1919.12.26)と答えている。投稿者が結婚したい強い意志を表明すると、回答者によって「堅い意志があるなら」「正しい手段にでなくては不可ません」と述べられる。その他の事例でも「真に其方を愛しているなら」「お母さんに打明けて」といった記事があり(1915.1.26)、投稿・回答記事を通して、当事者の意志を優先したいならば、努力して「正しい交渉術」をすることが理想だとされている(その他に1916.4.27、1914.6.30 など¹³⁶)。こうした親との「正しい交渉術」を遂行することによって、情緒性の強い当事者による選択が正統化されている(その他に1914.9.2、1914.9.10、1914.11.12 など¹³⁷)。

だが、このような当事者の選択のための「適切な交渉術」にはジェンダー非対称性がある。男性の場合は、親との交渉を前提で葛藤している(1914.11.19、1915.9.7)¹³⁸。回答者は「娘の父に怒られる」の例のように、「其の娘さんのお父さんに直接面会して、今までの罪を謝して、自分の人物を其のお父さんに能く知っていただくことにする」(1918.11.29)と述べ、努力して相手の親の了承を得ることを理想としている。ここでは、男性投稿者に対して、将来の義理の父親である相手の父親と、親子間の関係性を築くことが求められている。また、生活上の余裕がない自分が想いを打明けていいのかという投稿に対して、「若いあなたが其の想いを成就せんとするならば、其の少女の父上に御打明けなさるが善いでしょう。表玄関から堂々に行くのは、男子の本懐であります」(1915.6.26)という回答が示される(その他にも1921.7.6 など¹³⁹)。男性の場合は、「自分の意志を遂行したい」という投稿者による表明がなされ、それを受けて回答者が「相手の父親と交渉するべきだ」という方法が正しい交渉術だと語られている。

一方、八年間思い続けている相手と結婚したいという女性投稿者に対しては、「あなたが若し真に其方を愛して結婚したいなら、先づお母さんにでもその事を打明け、先方の品行を調べ又其の意志をたしかめるようになさいまし」(1915.1.26)という回答がなされ、自分の親、とくに母親に思い切って打明け、親同士で話をつけてもらい、それまでは相手方に打明けてはいけないことが理想とされる。以下は、女性の積極性が否定される例である。

【投稿】…略…両親には内証であります、密かにお慕い申す方がございます。二か月程前先方へ打明けて了^{しま}いました。が、先方はまだお手紙をくたさいません。それには色々とお考えがあることと思います。…略…両親には打明けて話す勇氣はなし。何ういう方法を取ったらよいか…略…。

【回答】…略…男は積極的に女が其心を打ち明けられたる時、大抵は嫌な感じがするものです。つまり女のはしたなさを思うのです。あなたも矢張り其の方からそういう悪い印象を受けられたかも知れません。…略…矢張り御両親に打明けなすった方が善いでしょう。口で言えずば、手紙で書いてなりして申し上げて御らんなさい。あなたの主観的感情が生きるか死ぬかという場合ですから、それくらいの勇氣をお出しなさい。案ずるより生むが易いかも知れません。(1918.12.11)

このように、女性投稿者は相手への気持ちを「両親に内証」にしている、「打明ける勇氣がない」と、自分の親の承認を得る主体になることに躊躇していることが語られる（その他にも 1914.7.1、1915.2.20、1916.1.12、1922.2.25 など¹⁴⁰）。それを受け回答者は、女性から相手に想いをうちあげたり、相手方の両親に直接交渉したりすることは「はしたない」ことであり、時には自分からうまくいく可能性をなくす行為だとみなされている（その他にも 1915.1.7、1914.9.29、1914.11.25、1919.1.31 など¹⁴¹）。ここから、投稿・回答記事をとおして、女性が選択主体になり意志を遂行したいのであれば、「母親にまず打明けるべきだ」という方法が、当事者による正しい交渉術として提示されていることがわかる。

以上のように、男女どちらにしても、ここで正しい交渉術を求める投稿者と、それを提示する回答者の語りの中で表出されるのは、親に心配をかけない、怒らせない当事者による配偶者選択の方法である。当事者の選択を優先させようとする投稿・回答記事では、当事者が自分たちで結婚を決定する前段階で、媒介者を通じるか、自分の〈親〉に打ち明けてから結婚を決定する方法が評価される。これらの当事者選択のための交渉術の事例を通して肯定されるのは、当事者が選択したとしても、当事者同士も〈親〉もどちらも安心する選択方法が遂行できる家族関係的主体である。それは、近代的当事者関係性を優先しながらも、決して伝統性に通じる〈親〉の当事者選択への評価／承認を排除しない、むしろ、当事者による配偶者の選択、決定過程の中に、〈親〉の意志決定を包含する主体のあり方である。しかしながら、当事者間の情緒性の深さや、当事者間の固い意志・約束が交渉術の必要条件だとされる。当事者間の絆が強い主体は、両性にとって適切な交渉術のために

努力ができ、それによって親子の関係性を保持することができるものとして描かれる。こうして、「身の上相談」においては、親子の関係性を侵害することなく、当事者間の情愛のために正しい交渉術ができる家族関係的主体が提示されていたのである。

1.2 恋愛を包摂する親

「身の上相談」では、＜親＞が当事者の意志を無視して選択、決定していても¹⁴²、当事者間の情緒的絆と純潔な交際を包摂することができる配偶者選択のあり方が提示されていた。むしろ、親の意志だけで配偶者が選択、決定されたからこそ、純潔な交際と当事者間の情緒的絆が保障される。そのため、この当事者間の情緒的絆が入り込む親による選択は、肯定的に語られる。たとえば、以下の「裏切られたる愛」と題する事例である。

【投稿】…略…私には幼少の頃から許嫁の人¹⁴³がありました。私どもは成長するに連れて益々相愛するようになりました。私は全く彼の為に生き彼の為に笑い彼を生命と致していました。併し互いに厳格なる教育を受けつつある学生の身故、互いに行いを慎み、文通なども休暇の時の外は致さず、後日の成業の日を楽しみに励み合っていました。…略…半年の後には彼は人を介して、此結婚には兄弟が不承知である。結婚期も甚だしく遅れるからという理由を附して破約を申し込んで来ました。私は絶望の余り久しく病床の者となってしまいました。一時は一層^ひと思いに死んでしまおうかとも思いましたが痛む胸を慰めてくれる父母の上を思い、多少とも教育ある身が自殺もならない、それより一生独身で尼になった心で過ごそうと思いましたがそれでも久しく心に感じていた彼の事が離れられず、折にふれては思い出されてなりません。…略…

【回答】…略…此上はお父上の云われるように、諦めるべきものは諦めて心を新しくして、将来の幸福を思うべきです。心が新しくなり、相手の選択を誤らなかつたならば、結婚すれば新しい愛も湧き幸福も得られましょう。結婚なさるのが至当です。…略…（1917.1.11）。

この事例では、投稿者によって、当事者の意志が配偶者選択に反映されない「幼少の頃」に親などが決定した許婚関係において、長い時間をかけて当事者間の情緒的絆が醸成されたことが語られる。さらに、「彼の為に生き彼の為に笑い彼を生命」という程までに「情緒

的絆」は深まり、破約した後は「死んでしまおうか」、「一生独身で尼に」と思いつめるほど相手を思っていると述べられる。許婚期間の長さと同比例するように、当事者の情緒的絆の深さが語られているのである。しかし、当事者以外の選択を当事者が受容／承認し、情緒的絆を生成していたにもかかわらず、結局相手の兄弟の不承知によって裏切られたことで、絶望を当事者に与えたことが述べられる。最終的に投稿者は「年老いた父母の心配するのを見」て違う縁談に向き合うこととなり、再び親の選択を受け入れたことが語られる。回答者も「父上の云われるように」するように述べている¹⁴⁴。

このような＜親＞による決定の場合、＜親＞の監督の下で当事者らが「清らかな交際」を行うことが理想化され、また、当事者も＜親＞が決めた相手との「清らかな交際」によって情緒的な絆を深めていることが語られる。たとえば、次のような例である。

【投稿】…略…伯母の遠縁の、学校出の青年を、私の夫にと伯母はきめて、私も同意して許嫁の仲となりました。一昨年まで私はその方を心に誓った夫として^{かたが}傅いておりました。(同居はしません) その方は心柄のただし、同情心のある方で、私は深くその方を思うようになり互いに恋の甘味に酔って居りました。その方は私を深く思い、私の境遇に深く同情して呉れ、又私を非常に愛して呉れますが、一度も私に操を要求しませんでした。それだけ私はその方を信頼しておりました。…略…(伯母の心変わり破談になったため許嫁との：筆者補足) 操を守る事が出来ない故、自殺しようと思っております。妾の考えは間違っておりますか。理解の行くようお諭を願います。

【回答】…略…貴方の縁談が破れようとした際、貴方なり又許嫁の方なりが、他に執るべき方法が無かったのだろうか、残念に感じます。それ程までにその愛があり、相互に尊重があったならば、伯母の方と許嫁の家との誤解を解くなり、又貴方は既に戸主の身であり、且つ相応の年齢にも達している事ですから、場合によっては独立した行動を執ってもよかつたろうと思います…略…(1917.4.27)。

この「一度も私に操を要求しません」という表現からわかるように、伯母の決めた婚約者と、純潔な交際をして愛を育んでいることが述べられる。回答者は、死を選ぼうとする投稿者に、それほどまでに情緒的絆がある相手であること、また、当事者が「戸主」で「相応の年齢に達して」いることを理由に、当事者関係性を継続すべきだったと答えている。

このような親選択の許婚の事例では、＜親＞の保護の下で行う「文通」が、許婚関係の

「清らかな交際」と位置づけられ、情緒的絆を形成するのに望ましい手段だとみなされている。親兄弟が決めた許婚であっても、「親兄弟の監督のもとに文通をしあい、その為に温かき日を送ることが出来て今日に及びました」(1917.4.24)、「親の監督の下に相互に清き書面の交わりにその日その日を温かく暮らしておりました」(1917.4.18)、「互いに行いを慎み、文通なども休暇の時の他は致さず」(1917.1.11)などである。というのは、<親>による承認を得て、<親>の保護の下で行われる「文通」による交際は、情緒的な絆だけを形成することができ、当事者らが直接会って相手の「操」を汚すような「清くない」交際に発展することを防ぐことが示される。<親>の承認によって安定性が得られた配偶者選択が、当事者の情緒的絆の形成を保証し、当事者も承認をくれた親に配慮して純潔な関係性を形成するとされる。回答記事でも、この文通による「清い交際」が提示されている。たとえば、1914年7月22日の「約婚せる女の煩悶」では、小学教員の相談者が「二年前任地の某有力者に愛せられ其の愛嬢迄呉れる約束になった」ものの、教育者として社会に名をなすまでその娘とは手紙も面会もしないでいたら、その「女」が早く結婚できないなら「尼になる」と言い出したという相談である。これに対して回答者は、「何もそう堅苦しく考えなくても、文通もし面会もして、清く交際していたら善いではありませんか。結婚生活よりも約婚時代の方が楽しくも清くあるのですから」と答えている。

第1章で述べたように、ノッターはこのような親の監督のもと「純潔」を守りながら「情緒的絆」を形成する結婚を、恋愛結婚ではなく友愛結婚だと指摘した(ノッター 2007b)。そして、大正期の論壇が恋愛至上主義の傾向になるにつれ、知識人たちは、友愛的結婚のような親の意志が介入する結婚は愛がない結婚である、ときには売春と同じであるなどと否定するようになっていた(桑原 2004;ノッター 2007b)。しかし、これらの許婚関係の事例では「お互いもまた深く想合って居りました」(1914.10.29)、「真の愛の全部捧げていました」(1917.4.24)などのように許婚との間に生じた愛が強調され、夫婦になる前の許婚期間に、すでに愛が生じていることが述べられる。また、結婚ができなければ「尼になる」(1914.7.22)、「一生独身で」(1917.1.11)などと表現され、他者が決めた相手でも、許婚との情緒的絆を継続させたいという望みが語られ、なかにはその相手としか結婚したくないことが語られることもある¹⁴⁵。

このように、回答者は<親>が決めた相手であっても、当事者相互の情緒的絆があるなら当事者の意志を優先するべきだと答えている。たとえば、真にあなたを愛しておられるのですから結婚なさっても差支えないです(1914.9.14)、あなたの愛がどうしても少女を

もらわねばならぬほど熱烈なまた永久的なものなら、利己的感情を捨てて少女をもらってやれ（1914.10.25）、結婚について第一に考えるべきは愛である（1917.4.24）、あなたとしてはその方以外には結婚せぬ覚悟が必要です（1915.9.27）という事例である。だが、これは、当事者だけの選択を優先させているのではない。＜親＞の承認／規制のなかで形成されたからこそ、当事者間の情緒的絆は正統な関係性だとみなされる。そして、そこで形成された当事者の関係性に基づく当事者の意志による選択は、最終的に＜親＞の意志と対峙し得るものだと位置付けられている。その当事者の関係性、とくに情緒的絆の正統性を根拠づけるのが、親の監督の下で長期にわたってなされる「清い交際」であった。「清い交際」は当事者間の情緒性を包含しながら、親が子を規制することができ、親子の関係性を保持しながら、当事者間がよりよい関係性を築くことができる方法である。そのような意味で、＜親＞の選択によって当事者間の情緒的絆が包摂されるような、許婚という配偶者選択のあり方は肯定的に語られているのである。

以上のように、当事者間の情緒的絆が入り込む親による選択は、親子関係にも当事者関係のためにもよりよい選択、決定であるように配慮することができる、家族関係的主体による配偶者選択のあり方であるといえる。また、このような許婚の選択は、当事者の両親、またはその許婚の両親だけでなく、当事者の兄妹、伯叔父、伯叔母などの親族によって決められていると語られていた。ノッター（2007b）や大塚（2003a、2003b）が明らかにした友愛結婚観は、女性が男女交際において「純潔」を失う危険を回避しながら、当事者の「情緒的絆」を重視するために、親の保護の下に子の意志が優先されるあり方である。このような配偶者選択主体のあり方が、「身の上相談」においても提示されており、さらに、血縁親以外の「親」もその主体として語られていた。

1.3 親も当事者も利用する結婚調査

以上みてきたように、結婚する当事者と＜親＞との意志が折り合う配偶者の選択、決定主体のあり方が提示されていた。以上のような事例の他に、選択主体が親であっても当事者であっても構わず、選択された相手が配偶者として妥当かどうかを調査したうえで、最終的に親も当事者も納得して決定できる方法が提示されていたのである。それは、親子間、夫婦間のどちらの関係性にも配慮した選択、決定を補完する方法として語られていた。その方法は、相手に対する「結婚調査」、その調査を専門に請け負う「結婚調査所」であった。たとえば、以下の「血統上の疑い」と題する事例では、相談者が結婚前に配偶者となる相

手を「身許調査」した結果、相手の問題が判明したことが示される。

【投稿】私は目下懇意な人からその知人の娘を娶るように勧められて居ますので入念に調査をしました処その娘及び家庭は申し分ないのですが唯一点気掛かりなのは血統についてです。其れもその娘に就いては少しも忌まわしい噂は聞きませんが娘の叔母の縁先に癩の疑いがあるて死んだ者があったそうです…略…。

【回答】叔母さんの嫁に行った先が血統が悪くとも、其の家さえ悪くなければ、差支えないように思われます。縁家をそれからそれへと尋ねたら、必ず血統の悪い家も出て来ますから、それまでも避けては全く縁組することが出来ぬと思います(1919.3.24)。

「血統」、「病氣」など配偶者選択の根拠である配偶者の条件をめぐる問題は第4章に譲るとして、このように「結婚調査」が事前に相手の問題を察知するために有効な手段であること、相手だけでなく、相手の家や親族にまで及ぶ可能性があることが示されている。ただし、この投稿への回答では、あまりにも調査対象を広げすぎると「全く縁組することが出来ぬと」され、適度な「結婚調査」の範囲があると述べられる(その他にも1916.3.12、1920.10.4、1920.11.18、1923.8.8¹⁴⁶)。また、次の事例のように、調査しないことで引き起こされる問題が提示されることによって、「結婚調査」の重要性が示される。

【投稿】…略…信用している方の世話で十五違いの養子を貰いました。其時は其方を信じ又其方に気兼ねしてよく調査もしませんでした処、事実は大いに相違して夫は愚鈍で云う事なすこと姉の気に入らず、事業に二度までも失敗し、其上親は遺伝性の病気で死にました…略…。(1916.6.2)。

この事例では調査しなかった相手と結婚してしまった後悔が述べられている(その他にも1916.5.9¹⁴⁷)。投稿記事内で当事者や<親>などが相手の「調査」を行ったことが語られることで、事前に相手の問題が判明したという成果が示され、「調査」は評価されるものとなる。「結婚調査」をしたという投稿記事は、親族、知人など「よく知った相手」から勧められる「よく知らない相手」、あるいは当事者のみ知っていて<親>は知らない相手、当事者も<親>も知らない相手との結婚の際に、相手を吟味する必要性を提示している。つまり、どの主体が選択した相手でも、その選択主体以外の誰かが知らない相手であれば、

結婚を決定するまでに当事者も＜親＞も納得する「結婚調査」をする必要性が示される。

回答記事でも、配偶者の問題を見抜けなかった投稿者に対して、「結婚調査」をしなかったことを責めたり、あるいは以下のように「結婚調査」を推奨したりしている。

【投稿】私は十八歳の女です。昨年九月ふとした機会から二七歳の某大学在学中の一青年と婚約いたしました。其の青年は大変真面目で品行も方正というので母初め私の一家は皆信じ切っていますし、お友だちも皆賛成して下さいましたので、青年の卒業を待って正式の結婚式を挙げることにし、それまで私方で同棲することとなりました。爾来何事もなく幸福に暮しました。然るに最善青年の故郷から父上様として同姓の名前の者の発信が到着しました。手跡から察すると十歳位の女の子らしく、これに不審を起してだんだん^{きぐ}搜ってみますと、青年は五六年前から二五歳迄、大変に遊蕩して家産の殆ど半分を蕩尽し、芸者に馴染みを重ね、女中にも関係するなど母親を泣かせた上に他に妾を囲って置いた色摩であったのです。只今は猫を冠^{かぶ}って外面^{あざむ}を詐^{あざむ}いているので東京での友達は誰も之を知りませんが、国のほうでは皆指弾していることが判りました。手紙の主は必ず隠し子であると思われれます。軽率に婚約をして身を許した私。今更泣くにも泣かされず…略…。

【回答】最初に綿密な結婚調査をしなかったのが、貴女若しくは貴女の親達の非常な手落ちです。世間に往々例のある悲劇で何とも御気の毒に堪えません。…略…。

(1921.4.7)

ここでの「猫を冠って外面を詐している」という語りは、たとえどんなに素晴らしい、みんなから信用された相手であっても、移住や進学によって問題化されてしまうような情報を隠蔽することが、あるいは意図的に隠蔽しなくとも不可視化することが可能であることが示される。そして、そのような「悲劇」が「世間に往々例のある」ことから、回答者は、「最初に綿密な結婚調査」が必要であり、それをしなかった当人も＜親＞も「非常な手落ち」だと注意している（その他に 1915.4.29、1920.12.15¹⁴⁸）。

このように「結婚調査」の記事の中において、＜親＞による「結婚調査」は、親からの情愛からくるものだと、徹底した調査が「安全」な配偶者選択を保証し、結婚後の「生活」を「幸福にする」ために重要なことだと当事者によって語られている。たとえば、「慕わしい」相手はいるが、「父母は私の為に一日も早く幸福な生活をさせようと、選択に選択し、

調査に調査を加えた人と結婚せよと迫ります」という投稿に対して、「親が選択し調査した人との縁談の方が貴女にとって安全でしょう。併し出来得る限りはその青年との縁を実際に努力してみるのもいいでしょう」と答えている(1916.5.1)。この事例では、「結婚調査」によって、当事者か<親>による選択かの対立関係は消去され、「結婚調査」をしていればどちらの主体も均しく肯定され、していなければ均しく否定される。

この「結婚調査」に対し「結婚調査所」はより合理的にかつ詳細に、失敗のない相手を選ぶための解決策だと位置付けられる。次の「結婚の身許調べ」と題する事例は、「素人」による「身許調査」に限界があることが語られることによって、「結婚調査所」の正統性が示されている。

【投稿】私事或る男と結婚の話が持ち上がっておりますが、当事者は当地に居るのでよく分っていますが、その者の国が遠いので身許が分からず、若しや悪い血統ではないかと日々思い悩んでいます。 鉄道の便はよい所ですが二百里近い所ですから、態々^{わざわざ}そこまで行って調べてもらうという人もなく、又父は商用で忙しがつてばかりいて自身でも出来かねます。 人の話に、右のような取り調べをして下さるところがあるとの事ですが、それは何処にありますか。遠方でも取調べていただけましようか。血統の事は一生の大事ですから、思案に余ってお尋ねいたします。委しくお教え下さい。お願いします。

【回答】この人の海のような、且つ移動の常のない都会では、結婚その他の場合に、他人の身許調べをしようと思っても、自身の手では容易には出来ません。 そういう人の為に、身許調査をしている所が方々にあります。 中でも朝報社の中にある入念社、報知新聞社の中にある安信所などは最も信用されています。御依頼になれば、巨細となく取調べて呉れます。手数料は何方も、割合として安いように思います。委しくは直接に御照会なさいまし。^{ついでなが}序乍ら、東京に於ける身許調べは、こうしたそれを専門にしている所があるので、地方などよりは却って容易に真相を知り得るようになっていきます(1917.3.1)。

この事例のように、結婚調査機関の利用が求められるのは人の移動が多く、しかも広範囲に及んでいたため「素人」では調査が困難になった状況下があることが述べられ、当事者、<親>による「結婚調査」に困難性が明示される¹⁴⁹。そして、投稿と回答のやり取り

のなかで、「結婚調査所」は逸脱した「身許」を持つ相手との結婚を回避するために用いられる「信用できる」有効な実践法と位置づけられる。「身の上相談」で紹介されている「結婚調査所」は、「丸の内報知新聞社内安信所内等」、「京橋弓町の朝報社内入念舎、同町の人事興信所」、「鞠町区有楽町の報知社内安信所」¹⁵⁰などであり、料金などは調査事項の多少によってかわると説明されている（1919.10.5、1920.2.8、1920.2.28）。

この「結婚調査所」は、金銭を支払って「身許調査」を専門とする公共機関であるため、配偶者の決定権はないものの、「安全な配偶者」を明確に規定化する機関だと、当事者や親とは利害関係がないため、選択主体の希望や主観が入り込まないという徹底した調査が可能だとみなされている。たとえば、以下の事例「両親が結婚調査を」では、「結婚調査所」は「素人」よりも綿密で確実な調査がなされることができるよう、調査する側、される側間に交流がないことにより利害関係がないため、「安全な配偶者」を明確に規定化できる理想的な実践法であるとされている。

【投稿】私は二十六歳の青年ですが、一年前から交際を続けている婦人があります。此の婦人と私との間に恋愛関係が結ばれ段々進んで結婚問題に逢着しています。然るに私の両親の調査した処によると、婦人には過去において品行上非難すべき一つの欠点を持っているし、加うるに其の性質が多情であるとのことですが、私の観る所とは余程違っています。…略…この場合両親の調査にのみ依って結婚を破談にするには余りに残酷と思いますが、矢張り親達の調査に信頼するが相当でしょうか。

【回答】当事者同士の観察は往々其の正鵠を誤り勝ちです。殊に恋愛関係のある男女相互の観察はあてになりません。…略…性質を今少しく的確に御調べなさる必要があります。利害関係のない第三者即ち秘密探偵なり興信所なりに具体的の調査を御頼みになって、其の結果から断定されての上になさることを望みます。（1922.5.10）

投稿者は親達の調査か、「婦人」を裏切る「残酷」な行為かに迷っている。回答者は、「結婚調査所」の利用を、恋愛による盲目的判断や、親による利害の差し挟まれた判断によって引き起こされる結婚後のトラブルを事前に回避するための有効手段と位置づけている（その他に 1919.9.23 ¹⁵¹）。また、「血統を調べた上に返事をしたいと思います。何処か身許調べを頼む処がありましたらお知らせくださいませ」（1920.2.8）などというように、投稿者が直接的に専門の調査機関の紹介を求めている記事がある（1917.3.1）。さらに、結婚

調査所が紹介されると、1919年以降の投稿記事では配偶者の条件の問題等を問わずに、調査所の場所を直接聞くようになっていた（1919.10.5、1920.2.8、1920.2.28）。

以上のように、「結婚調査・調査所」は選択、決定主体が誰であっても、親子間、当事者間——当事者が結婚した後の家族も含めた——どの関係性にも配慮した選択、決定をその主体に保障する方法である。「結婚調査・調査所」によって、当事者か<親>による選択かの対立関係は消去され、「結婚調査・調査所」をしていれば当事者も<親>の選択もどちらも均しく肯定され、していなければ均しく否定されていた。「結婚調査・調査所」の事例から、親子、結婚後の夫婦の関係性のために、より安心でよりよい配偶者選択をしようとする選択主体の姿が浮かび上がり、そこから家族関係的主体による配偶者選択が求められていることがわかる。いわば、「結婚調査・調査所」は、当事者とその親に配慮して、親子と結婚後の当事者の関係性のためによりよい選択を目的としていることから、家族関係的主体による選択を合理的で徹底して行える方法だといえる。

第2節 親あるいは当事者一方のみの選択

本節では、当事者間の関係性の形成を考慮に入れない親のみの意志を優先する、あるいは、親子間の関係性を無視して当事者のみの意志を優先するような配偶者選択、つまり、家族関係的主体を無視するような配偶者選択のあり方に対する語りを分析する。第1章第2節でみたように、これまでの研究では「身の上相談」において配偶者選択主体が問題になるとき、恋愛による結婚を希望する「個人」が「家」の規範から脱しようとする葛藤が典型的に描かれる（思想の科学研究会 1956；早川 1998）。「身の上相談」の配偶者選択主体をめぐる記事でも、親と結婚する当事者との葛藤があらわれる。しかし、本章にとって重要なのは、当時の人びとが配偶者選択主体に関連してどのような悩みを抱いていたのかという実態を明らかにすることではなく、その葛藤状況の語りから、「身の上相談」において、当事者や親に配慮しない選択主体に対して、どのような意味が付与されていたのか、問題として構築されていたのかを把握することである。

2.1 当事者を無視する親

「身の上相談」において、投稿者は当事者を無視して強制的に選択主体となろうとする親を問題化する。投稿記事では親が強制的に選択・決定することに対し、当事者はその相

手とどうしても結婚したくないことを語る。投稿者が当事者を無視した親の選択、決定を否定する理由は、まったく当事者の意志を反映できない配偶者であるため、相手に情愛を抱けず、幸せな家庭を形成することが不可能だからである。たとえば、以下の「約婚を破りたく」と題する記事である。

【投稿】私事在学中に兄の親友と恋に陥りましたが、私は祖母の実家の相続人ですし、先方も一人っ子のこと故末を契ることも出来ず、先方は遂に二年前妻帯致しました。併しそれは母の為に結婚したのですから、夫婦仲のよかろう筈もなく、今では見る目も気の毒な程悲観しております。私とても…略…結婚の結果が先方のような事になりはしないかと案じて居ります。尤も私は出来るだけ盡す考えでは居りますが、何故かどう思い返しても結婚は厭です。…略…仮令約束の人と結婚しても妻としての勤めが出来ず、一生を不快に過ごさせるよりも（破約したほうが：筆者補足）いいだろうというように思われます。

【回答】…略…人に比較して自分の将来を懸念するよりも自分はそうはさせぬという信念の下に、自分の心の邪魔者（貴女が懸念するからこそ起こる不安）を払い退けて女としての力と義務とを果たして下さい。破約云々の事などは、どうせ貴女一人が頭を振ったとてどうなるものでもないではありませんか（1916.4.13）

投稿者の語りのなかで、当事者を無視した親主体の選択が、いかに「一生を不快」を招くのが語られている。回答者は、破約は当事者の意志だけではできない、気の持ちようで当事者関係を遂行することを提案する。その他にも、投稿者が当事者の意志を無視した親の選択、決定を受け入れて結婚した後、夫婦間に情緒的關係性がなく結婚生活が上手くいっていないことを訴える記事がある（1914.8.7、1914.8.18、1916.1.7ほか）。これらの語りの中では、当事者関係が形成できないような、当事者無視の親選択は避け、自分の意志が反映される結婚が理想となることが投稿者によって表明されている。

その他の投稿記事では、「もし不成立の暁には、断然親類関係を断つと（その親類が：筆者補足）申すのです」（1914.12.4）というように、当事者を無視する選択主体である<親>が、いかに強制的に当事者に結婚させようとしているかが述べられている¹⁵²。このような投稿記事では、いかに当事者を無視する<親>の選んだ相手が問題であるか、当事者の理想に合わない相手かを挙げる（その他にも 1915.6.13、1915.12.11、1916.7.30、1920.8.24

など¹⁵³)。つまり、その選択主体の配慮のなさや、その主体によって選ばれた相手と情緒的当事者関係が形成できないことを述べることによって、当事者を無視する親選択を否定しているのである。回答者は、親の配慮の無さや、当事者の親選択への嫌悪感が語られると、当事者無視の親選択を否定する。たとえば、以下の「結納を交わした後で」と題する事例である。

【投稿】私は十九歳の女ですが、数年来私を愛して下さった方があります。その人は只今東京に遊学して来年六月大学を卒業なさいます。処が此の頃私の叔父が来てぜひ或る人の妻に私をくれとの事で、結納の取交しをさせられました。然るに其後学生の方は私を妻になさる考えであったことが解りましたので、先日涙の内にすませた結納の式を破棄して、其の学生の卒業なさるまで待つ方が善いでしょうか。

【回答】結納をなすったのは重々早まりなすった事でしたが、一生不幸に泣くよりも、今の内に破棄して、学生の方の卒業をお待ちなさいまし。(1914.12.10)

投稿者の語りでは、叔父の選択、決定を優先させるために「結納の取り交わしをさせられた」「涙の内にすませた」と表現され、ここでも当事者を無視する<親>が、いかに配慮せずに当事者を結婚させようとしているかが問題化されている。この投稿に対して、回答者も情緒的な当事者の関係性が形成できないことを理由に、当事者無視の親選択を否定する(その他にも 1914.5.27、1914.5.28、1914.12.18、1915.12.11 など¹⁵⁴)。投稿者が親による選択、決定を「愛」のない結婚だから嫌だと語ると、回答者は、結婚を約束した当事者の意志を優先し、配慮の無い親主体に従う必要がないと述べる。たとえば、「父兄の同意せぬ結婚」では「意志の合わない男と結婚するのは一種の罪悪」と「愛さるる男から自由結婚をしようと言っているのですから、一時先の父兄の意志には反しても自由結婚」してよいと答えている(1922.1.30 ; その他にも 1914.9.2、1921.1.22 など¹⁵⁵)。

これらの事例では、保護ではなく親が子に配慮しない親子関係を求める、しかも情愛による「家庭」を形成できないような当事者関係を求める<親>主体には、当事者から恭順できないと、あるいは回答者から恭順の必要はないと述べられているのである。つまり、強制的な恭順だけを子に求めるような親子関係性を遂行する、さらに結婚後の当事者間の情緒的関係性を配慮しない選択主体である<親>主体は否定される。いわば非家族関係的主体による配偶者選択が否定されているといえよう。

ただし、既婚者が当事者無視の<親>選択を問題化する事例の場合、回答者はこのようなく親>選択による結婚の継続を求める¹⁵⁶。たとえば、親の選んだ相手とは「性格」も「趣味」も違うことを訴える投稿に対し、回答者は、「奥様が気に入らずとも一度結婚した以上は、奥様を教育して、思想も趣味も高くするように努めなさいまし」（1914.6.5）というように答える。回答者は、彼らが既に結婚し、夫婦関係を形成している（なかには子どもがいる）ため、何とかして夫婦関係を継続するように述べ、親選択の問題を語らずに、代わりに当事者関係性が構築できる方途を語るのである。この回答には、結婚後の夫婦関係やその間に生まれた子に配慮して、離婚をさせないような戦略的な主体のあり方が提示されている（その他にも 1914.5.12、1914.12.7、1916.3.26 など¹⁵⁷）。

その他にも、戦略的な主体のあり方が提示されている。たとえば、以下の「兄嫁と一緒に」と題する事例では、妻と 5 歳になる子どもを残して亡くなった兄の弟である投稿者が、親戚一同からこの兄嫁と結婚するように勧められたことに悩むものである¹⁵⁸。

【投稿】…略…上京勉学中、家を継いで居った兄は二十五歳の妻と、五歳になる幼児と、老いた母とを残して、卒然死にました。私は即時帰郷せしめられ此の兄嫁と結婚し、家を立てて行く様に親戚一同から強制せられております。然し学問少なく、趣味も低く、到底夫婦として相愛していくことは出来まいとも思い、且つ自分の体質に適應しない農業に従事する気になりません。…略…

【回答】相愛することが出来ねば結婚しても仕方がないでしょう。併しそういう問題を今直ぐ定める必要はありますまい。兎に角あなたのお家のためには、兄嫁と一緒になれることが一番善いのですから、数年間の懸案にして、兄嫁と親しく交際してごらんください。互いに理解するようになったら或は愛が起こるかも知れません。数年間交際しても、どうしても愛することが出来ぬなら、結婚を思い止まって、兄嫁は兄嫁として寡婦を立て通すか、又他に縁付くかして、あなたは又あなたとして自由行動を取るが宜しいでしょう。いずれにしろ兄さんの子はあなたが後見して教育しておやりなされる義務があります（1914.11.4）

これは逆縁婚についての投稿記事である¹⁵⁹。投稿者は、親族による選択、決定が「強制される」ことを語っている。回答者は決断を先送りにして、「交際してみる」「理解し合う」などして、兄嫁と交際して互いに愛や同情が生じたら結婚する方法を提示し、親族が選択

主体になる結婚を勧めている。「家」の存続のためはもちろんのこと、寡婦と子どもの生活を継続させるための打開案として、「親族」の選択であっても交際期間を設けて当事者間に情緒的絆を生じさせる方法が提示される。さらに、せめて「後見人」にと述べられていることから、回答者は、疑似的にでも遺児との親子関係が形成された状況が望ましいと語っている。このような投稿、回答記事をとおして、当事者を無視する〈親〉であっても、当事者とその甥との疑似的親子関係にも配慮した選択主体のあり方が肯定的に示されている。この主体のあり方も家族関係性に配慮した戦略的な主体のあり方である。

当事者を無視の親選択を問題化する投稿の中には、そのような親の選択の結婚をしたくないため、独身主義を語るものもある。その中には、結婚は不幸を招くので、親が勧めても結婚はしたくないという語りがみられる。たとえば、友達や親戚は結婚した人で幸福な人はいないから一生独身で過ごしたいと（1914.9.5）という事例である。このように、結婚によって不幸になることを避けるため独身主義を語る投稿者のほとんどが女性である¹⁶⁰。親の押し付ける結婚を断り、独身主義を語る男性の場合は、父母が勧める結婚を断ったら、自活せよと言われたので自活する方法を問う（1914.8.7）¹⁶¹。このような独身主義の投稿に回答者はおおむね反対する（1914.9.5 など）¹⁶²。この投稿・回答記事を通して、当事者無視の親選択に対抗するため独身を決定する当事者主体が語られる。そして、回答者がこの独身主義を否定することで、生育家族も婚姻家族の関係性も構築できない、つまり親子関係と当事者関係に配慮しない非家族関係的主体が否定される。

2.2 親を無視する当事者

「身の上相談」において、親を無視して当事者選択をした上に当事者関係が破たんしたという悩みが語られる。その悩みに対して回答者は親を無視する当事者を否定する。たとえば、「騙されたのが残念」と題する事例である。

【投稿】私は青森の近くのものですが六年前故郷の人と夫婦約束をしました。其頃其人は医学生で上京しましたので私も時々上京しました…略…すると新聞紙上に夫の成功の趣が伝えられたので喜んで手紙を出しますと意外にも女の手蹟で、而かも文面によると其人の妻らしき様子の窺える手紙が来ました。私は驚いて更に手紙を出すと今度は返事も来ません。私はあれ程の約束があった故父母の勧める縁談も断っていた位でした。…略…

【回答】…略…なる程あなたを欺いた其男は不都合な人ではありますが、生涯の大事を両親の賛同も受けず二人だけで軽々しく極めて置いたりしたのはあなたの過ちで、これが若し双方の両親も承知して結ばれた約束であったら其男もそう軽々しく破約が出来ずあなたも残念な思いをせずともよかったですでしょう。(1916.9.1)

このように親を無視した当事者選択による失敗が投稿者から語られることで、親子関係に配慮せずに親の承認を得ず、なおかつ強い情緒的当事者の関係性が形成できない当事者による選択が、否定的に示される。この投稿に対して回答者は、投稿者の失敗を受けて身から出た錆だとみなし、両親の承諾を得ていないことで軽々しく裏切られたのだと述べる。親による承認を重視することが結果的に当事者間の関係性も強くすると示される（その他にも 1914.8.26、1915.1.23、1918.11.1 など¹⁶³）。回答記事において、親の「賛同」、「承知」を得なければならないとみなされているが、それは、一方的に配偶者選択、決定する〈親〉のような支配—被支配の関係性として語られていない。当事者関係をより確実にするための保障として、当事者選択に親の承認を含めることが必要だということが示される。一方〈親〉を無視する当事者選択は、親子関係性だけでなく、結局は当事者の関係性のためにならない状況を招くことが語られる。投稿・回答記事を通して関係がすぐに破たんする相手を選択して、親子関係も無視するような非家族関係的主体が否定されているのである。

親を無視した当事者選択の記事においてジェンダーの非対称性が示されている。当事者だけで結婚を決めて、選択、決定主体から親を阻害する投稿記事において、相手に裏切られてしまう女性、裏切る、音信不通になる相手の男性という構図が示される。たとえば、以下の「一人の孫娘を」と題する事例である。

【投稿】…略…実は孫事三年前上京いたしまして、或る家へ奉公し、正直に勤めていましたが、このほど暇を取って帰りましたので、どうしたのかと^(ママ)訊きますと、お恥ずかしいことですが、ご主人の弟御なる大学生と夫婦約束をして最早只の身ではないとのこと。…略…それにつけ孫の申しますのには、弟御様はこの事がいま世間に知れたら親には勘当されて、学校も止めなければならぬから、人目に立たぬ裡に国に帰って、此方からの^{たより}手便を待てと言われたので、帰国した訳だそうなのですが、其の後待てど暮らせど、先方からは何の手便もなく、案じ暮らす孫娘は、碌々ご飯も頂かず、見る影もなく痩せ細った有様、端のみる目も^(ママ)痛むしく…略…

【回答】…略…先方は若い学生の身空とほいうものの、多少実意がないでもありますまいから、兎も角手紙でなり又貴方が出京するなりして、ご主人に交渉せられた上で穏やかに話を進められたら良いでしょう。(1917.10.18)

このように、当事者に情緒的絆が生じて、当事者だけで結婚の約束をし、さらに、純潔規範を逸脱してしまい、リスクや困難を被る若い女性と¹⁶⁴、そのような女性を自分勝手に裏切る男性像が表出する(その他にも 1916.11.5、1920.9.11 など¹⁶⁵)。投稿記事を通して、親を無視するだけでなく純潔規範さえも逸脱した上に、当事者関係の破たんを女性投稿者が嘆くことによって、女性が親を無視する当事者になることの危険性が示されている。なおかつ、親の意志を無視して純潔規範を逸脱する行為が、「親には勘当されて、学校も止めなければならぬ」ものだと投稿者によって語られる。

親を無視する当事者の選択の事例には、ジェンダーの非対称性だけでなく年齢による非対称性も語られる。ある程度の年齢に達していたら、親無視の当事者であっても選択主体として承認される。たとえば、以下の「労働者の娘と」と題する事例である。

【投稿】「労働者の娘などと結婚することは許さぬ」という親や兄の大反対をも顧みずに、私は愛する其の女と同棲を続けていますが戸主たる兄は法官の職務にある所から、身分にも障るからとて極力離別を迫って来ます。女は私にとっては理想の妻たるの資格を備えていると確信しているに拘わらず。…略…来年は兩人共自由結婚の到達期です。此際どんな処置を取るが宜しいのでしょうか。親兄姉とは全然妥協の余地はありません。

【回答】…略…その本人が善良の人で、妻たるに支障のない限り、愛のある限り結婚するに何等の不合理をみとめません。唯注意すべきは女の品性の良否其他大なる欠点などの有無で、若し自己のみ盲目的に愛していても第三者の眼から如何にも許し難い瑕瑾¹⁶⁶を有つものも無いとは限りませんから、冷静に此の点を考慮する必要があります。斯くして、何等の欠点なければ今日まで愛の同棲を続けられたことであるから来年の自由結婚期を待ちて結婚の届け出をなさるが宜しいと思います(1920.7.7)。

この「自由結婚」とは、一定の年齢を超えて、親の了承なしに結婚できることを指す。大正期、法律上、結婚するには親の了承が必要であった。しかし、男性は満 30 歳以上、

女性は満 25 歳以上になれば、親の了承がなくても結婚ができると法的に決まっていたのである¹⁶⁷。投稿者の語りから、愛があれば、その相手が「理想の妻たる資格」があれば、親を無視した当事者選択を遂行して当然であると語られる。ある程度の年齢に達した投稿者は、親無視の当事者選択主体である正統性を語ったうえで、「自由結婚」が可能かどうかを問いかける。回答者は、「愛」がある、冷静な判断ができている、あるいは相手に問題がないという限定つきではあるが、親の意志を無視した当事者による配偶者選択ができるという態度を示している。回答者によっても「自由結婚」できる年齢の当事者であれば、親無視であっても選択主体になれるとみなしている（その他に 1920.3.26 など¹⁶⁸）。

このような「自由結婚」の年齢に達する投稿者の事例と異なり、親の意志を無視して配偶者選択をしてはならない主体として、若い主体、学生が示される。特に回答者がそのような語りを示す。学生の身分のものが結婚相手に迷っていると、「こう言うのは失礼ですが、二十歳やそこらのあなたがそんな問題を考えるのは生意気だと想います。もっと一心になって学業を勉めなさい」（1914.9.23）と、結婚相手に迷う女学校二年生の投稿者には「あなたはまだそんなことを考えるお年ではありません」と（1916.7.30）という回答がなされている。たとえば、以下の事例である。

【回答】若い者は、男でも女でも、また世の中を知らぬものですから、ややもすれば其の時の一時の感情に駆られて、前後の思慮もなく軽率なことをしてしまう。それがいけないから両親なり伯父なり叔母なり、相当に世間を知った者によく見定めて貰うようにするのであります（1916.6.25）。

このように、親や親族の意志を無視して「軽率な」ことをしてしまう欲望に打ち勝てない若者たちの未熟さが語られ、親を無視した配偶者選択は避けるべきだと語られる（その他に 1916.1.9、1917.1.20 など¹⁶⁹）。回答記事の中にその根拠が示されているものがある。たとえば、「旧式結婚と戦わんか」と題する事例では、投稿者が、愛し合って自分たちで結婚を約束したが、親がほかの縁談があるため反対する、さらに、投稿者の住む地方では仲人のいない結婚は「大罪悪のようにみて」、「甚だしく非難する習慣」になっていることに悩んでいる。回答は、あなたの言われるとおり、我国の従来結婚法は、現在の時代には適さないと切り出し、「結婚するものの自由意志に基づいたもので、同時に若い者に伴い易い一時の感情に駆られた無分別なものでなくするには何ういう方法を執ればよいかと考案

中になっています」(1917.2.18)と答えている¹⁷⁰。このように、若い時の選択は秩序やモラルから逸脱しやすいため、親や親族の保護による規制が必要だとされるのである。

若者のみの選択事例から、親による保護と恭順の関係にある当事者は、親にとっても当事者にとってもよりよい選択をする主体であるべきだと、「自由結婚」に達しようとしている当事者は、親の承認に配慮せずとも選択主体になれることが示されているといえる。

その他にも、親無視の当事者選択であっても、その選択主体のあり方が認められるべきだとみなされている記事がある。親の反対を押し切った上に、子どもがいるが「私生児」にしたくないという投稿に対して、回答者は「認定児として届け出ておきさえすれば」、「自由結婚」した後も「嫡出児」にできると答えるなどして(1914.7.16)、当事者の関係性継続のためによりよい方法を示そうとしている。このように、回答者は、当事者の情緒的絆を遂行するために親から独立して既に同棲生活している場合、当事者の配偶者選択を認めている。その他にも、先述した、「一人の孫娘を」(1917.10.18)の事例では、親を無視し、妊娠してしまった上に当事者関係がゆらいでいることに対して投稿者の悲観的な語り、回答者の否定的意見が述べられている。しかし、回答者は今後の方針を提示するうえで、裏切った相手を「多少実意」があるかもしれないとみなし、「ご主人に交渉」して、結婚できる方針を取るように述べている。回答者は、子どもができてしまった以上は、当事者同士の関係性継続の可能性が少しでもあるなら、結婚するためにいろいろな方途を探るべきだと語る。つまり、回答者は子どものために、相手の男の兄である「主人」との関係性に配慮しながら、当事者関係にも配慮した方法を示し、親無視の当事者選択だった主体を承認するのである。

以上で見てきたように、<親>の意志を無視した上に破綻してしまうような当事者選択は、「身の上相談」において否定される。このような投稿・回答記事は、親を無視した当事者のみの選択が、いかに当事者やその両親を脅かすのかを示している。いわば、親子間、当事者間の関係性のためにならないような選択をしてしまった家族関係的主体ではない主体が、「身の上相談」の言説の中で否定され、排除されているのである。さらに、親あるいは当事者一方のみの選択が志向される投稿記事の事例をみると、子どもの養育にかかわる結婚問題が示される投稿・回答記事では、既に夫婦関係が形成されており、その当事者間関係性に配慮するために、その上、子どもの養育という婚姻家族における親子の関係性に配慮するために、親無視の当事者主体の配偶者選択が肯定的に語られている。つまり、投稿者によって、親のみ、当事者のみの配偶者選択に葛藤が生じたと語る際、婚姻家族の

親子関係がよりよい関係性であるために、当事者を無視する親、あるいは親を無視する当事者の選択も可能だということが示されていた。これらの事例を通して、夫婦、婚姻後であるが親子の関係性に配慮する、家族関係的個人としての主体のあり方が、子どものために戦略的に提示されていたことがわかる。

小括

本章では、配偶者選択主体に関する言説に焦点化して、配偶者選択のあり方とそこで配慮される社会関係性を分析してきた。その結果、「身の上相談」においては、親孝行になる当事者による選択、当事者の情愛を包摂する親による選択、親に配慮しない当事者選択の不可能性、子に配慮しない親選択の不可能性が語られていた。当事者間で決めたとしても親への配慮を示すことが、〈親〉だけの決定でも当事者の関係性に配慮するような主体のあり方が理想だとされていた。そこでは、〈親〉が子に配慮しない配偶者選択は当事者関係にとって、子が〈親〉に配慮しない配偶者選択は親子関係にとって脅威であることから、否定的に語られる。今日、私たちが抱いている配偶者選択主体の理想的なあり方そのものであるが、このような主体があるべき姿として大正期の「身の上相談」に提示されていた。

親子関係、当事者関係どちらにも配慮した主体のあり方として、〈親〉への「孝」と当事者間の「幸」をすり合わせる主体、「孝」と「愛」のために〈親〉と正しく交渉できる主体、〈親〉の保護のもとで許嫁と情愛を深める主体、〈親〉と当事者の安心・安全のために結婚調査をする主体が提示されていた。その主体のあり方にはジェンダー非対称性、若年者の性愛を制御する規範性が示され、性別、世代によって関係性への配慮の仕方が異なっていた。また、主体が配慮しようとする親子関係は、血縁親以外の「親」、親族、兄・姉、学資支援者などの「恩人」との関係も含まれていた。

回答者は、このような血縁、非血縁を含んだ〈親〉の保護に、恭順の意を表明する投稿者を評価する、あるいは〈親〉の承認を得ない当事者関係のもろさを嘆く投稿者を批判していた。その一方で、〈親〉の強制に逆らえなかったと訴える投稿者には当事者選択を示し、親孝行と当事者の情愛どちらも叶えたいと葛藤する投稿者には当事者の意志を優先させ恩返しを別の形式でするように回答していた。回答者は、投稿者の語りの中に登場する主体が、どの関係性に配慮するかによって肯定／否定の態度を変えるため、その都度揺らぎと多様性をはらんで提示される。

このように「身の上相談」では、「家族関係的主体」と呼べるような、親子関係、当事者

関係どちらにとっても、よりよい配偶者選択をすることができる主体が理想として提示されていた。この主体は、愛にもとづく情緒的当事者関係にも、「恩」「孝行」にもとづく儒教的親子関係にも配慮して配偶者選択をすることが期待される。しかしながら、この親子関係は子が<親>の権威に服従しなければならない関係ではない。まず、<親>の当事者への保護、配慮、養育、学資出資が前提となり、それらに応えようとする当事者が配偶者への情緒性を包含しながら<親>に恭順を示していた。したがって、第一に<親>の権威への一方的な服従として配偶者選択をするのではなく、<親>と相互に配慮し合う関係性の継続のために配偶者選択をする主体のあり方が理想化されていること、第二に、それと同時に、当事者間の情愛が自分勝手で行き過ぎた快楽に向かわないように、<親>の保護のもとで性愛が規制された関係性を形成させながら配偶者選択をする主体が理想化されていたことが明らかになった。さらに、「身の上相談」では、そのような主体のあり方を合理的に行う方法として「結婚調査・調査所」が提示されていた。第1章第3節3.2で述べたように、「自由」な選択が希求されるなかで選択肢が拡大した結果、逆説的に「増えれば増えるほど減る」といった行為者に合った選択肢を提供してくれる他者へ依存を強めて行くことがある（大澤 2008: 109-120；東・大澤 2003: 170-171）。「身の上相談」では、このように選択肢の過度の拡大がむしろ選択を危険に追いやることが語られると同時に、当事者とその<親>にとって脅威になる相手を徹底的に排除する方法として、主体の補完的役割として「結婚調査・調査所」が提示されていた。

以上のように、「身の上相談」では、投稿と回答のやり取りを通して、親子関係と当事者関係に配慮した「家族関係的主体」による配偶者選択の正統性が構築されていた。その正統性を根拠づけるために、「恩」「義理」「孝」などの儒教的規範や、西欧近代的家族観や「愛」が折り合わされていた。回答者は、<親>に配慮しない「愛」には保護と恭順で結びついた親子の関係性を、当事者に配慮しない権威的な<親>には「愛」で結びついた当事者の関係性を、より幸福な配偶者選択を主体にさせる正統な根拠として示していた。つまり、「身の上相談」では配偶者選択主体のあり方の妥当性を示すために、伝統性と近代性どちらも含んだ関係性になじんだ主体が提示され、伝統性や近代性どちらかに大きく振れそうな主体のあり方が投稿者から語られると、揺り戻しのために回答者が伝統性と近代性を調整するような主体を提示していたといえる。したがって、「身の上相談」における伝統性と近代性の連関や配置は、投稿と回答の相互のやり取りのなかで決定づけられるのである。投稿記事には、伝統性と近代性がうまくかみ合わないなかで、<親>の承認を期待し、親

子、当事者の関係性に安定性を求める当事者の姿があらわれる。回答記事には投稿者が提示した「事実」を評価し、投稿者が語る揺らぎの中から主観性を決めて、伝統性と近代性を配置しなおしたり、折衷させたりする回答者の教示があらわれる。こうして、相互作用する投稿者と回答者の語りは、伝統性と近代性を補完させながら、連関させながら「家族関係的主体」の妥当性を構築していくのである。

<第3章 注釈>

¹²⁴ ただし、相談のみ・回答のみの記事についても、配偶者選択の主体に関わる語りが表れている場合もあったので分析対象に含め、カウントに含めた。また、「ヨミダス歴史館」において「身の上相談」で検索した際に、タイトルが表記されていない相談記事（記事文面において標題はフォントサイズが文面より大きくなっており、記事の標題と読者が一目みて判断できるものである）は分析対象に入れなかった。それは、「身の上相談」の文末に、相談者だけに向けた伝言としての記事、求職や進学希望をした相談者への職業斡旋や学校紹介をした記事ばかりだからである。たとえば、そのような記事の全文は、「患者生に申し上げます。住所姓名御申越しあれば、十二日の新聞を差し上げます（記者）」（1914.5.15）、「神田田舎女、一女、みそじの女、森ゆう子、野菊の諸氏に申し上げます。麹町区有楽町の一の四帝国婦人助産所に本社の紹介と申して直接ご相談なさいませ（記者）」（1914.5.20）などの内容ばかりである。ただし、1923年4月12日の記事については、タイトルはないものの、今までの標題のある記事と同じ体裁で記載されており、この日の相談記事がこの1件であることからしても、編集者側のミスであることが推察されるため、分析対象に含めた。

¹²⁵ 議論が冗長になるのを避けるために、第3章、第4章では引用する記事以外に、同様の事例がある場合は、このように記事情報を載せ、記事の詳しい内容は注釈に記する。

¹²⁶ たとえば、「緑の黒髪を切って」と題する相談者は、「懇意の宿屋の娘」と「深い恋に陥って居るが、「年老いてもう余命も少なかりうと思ふ母」の「奨めるままに、或る家の娘さんを迎えて結婚する事に内定」しており、「苦勞した母を失望落胆させるにも忍びず、実に処置に悶えて居ります」と葛藤している（1914.11.12）。「母の意に従わねば定めし親不孝と言われるでしょうが、といて又従えば前途が不安でなりません」と両親の勧める縁談と「純潔な愛を捧げている」女との結婚との間で葛藤している相談（1916.2.23）がある。他の縁談を勧める父に結婚したい相手がいる事を伝えると「御前が愛する女と結婚すれば、以後絶縁して一構いつけぬと」いわれたが、投稿者は「父に背かずに愛する女と結婚し度い」と語っている（1920.12.8）。このような、親の意志に配慮しながら当事者の選択を叶えたい投稿などである。

¹²⁷ その他にも、「気の合わない」養親の実子との結婚は「永久に不平和な家庭」をつくることだと拒否する相談がある（1918.11.13）。養女にもらわれた時から養親の実子である5つ年上の「お兄様」と結婚が決まっており、そのことを最近知ったという相談がある。相談者は「お兄様」が「ご親切にして下されば下さる程益々厭な気持ちがいたします。虫が好かぬとはこんなことを申すのでございましょう」と、養親の実子との結婚を拒否している（1918.7.8）。このように、養親の選択に関する事例では、子どもの頃から一緒に育ってきた兄弟姉妹のような存在である養子と自分とを、親が結婚させようとしていたことを知ったことへの戸惑いが語られる。親は、養子として引き取った頃から、その養子を実子の配偶者にするつもりで、養子を育て、中等、あるいは高等教育を受けさせていることが示されている。

¹²⁸ あるいは、1916（大正5）年1月9日の「愛か父母の意見か」では当事者の選択を親

に反対されたが、相手が近親者であることに迷いが生じる上に、親の意志も汲みたいと投稿者は語っている。これに対して、回答者は「夫婦の生活に愛を根本とするのは勿論ですが、必ずしもその愛を結婚前に要しはしません」とし、結婚後にはじめて「まじめな愛の生じる場合がよくある」と答え、当事者の関係性を形成することを目標にして、親の勧めの結婚をするように答えている。ここからも、親の意志と当事者の意志どちらも優先させたい投稿者に対し、回答者は親子関係にとっても、当事者関係にとってもよりよい配偶者選択になることを模索しながら具体的な方法を回答しようとしていることがわかる。

129 その他にも、「永い間の主人夫婦の恩義を思いますと、断然断るわけにも行かず」と、学資出資をしてくれた「恩家の娘」と両親の決めた許婚との間で葛藤する投稿者に対し、回答者は「許婚の方と結婚する事をお勧めします」「主人夫妻の恩義は、恩義として報いて行く時が来ましょう」と答える(1917.4.19)。同様に、学資出資した主人の世話する相手との結婚は「死にましても嫌」だが、「どこまでも義理あるご主人に盲従しなければならぬでしょうか」という投稿者に対して、「死ぬほど嫌なものを無理に結婚しないでも善いでしょう」、「恩は恩で、他の方法を以ってお返しになったらよいでしょう」と答えている(1914.9.28)。

130 記事の中には、親や恩人への「恩」を優先し、当事者の意志ではなく、親や恩人の決定を受け入れるべきだと語られる場合もある。たとえば、1916年3月4日の「義理と恩との中」には、実子なき資産家の養女が、養親の「義理と恋の板挟みになって苦しんで」という相談である。相談者の養父は自分の甥を養女の婿養子として迎えるつもりであるのだが、相談者には親しくなって「未来を約した」人がいるという。回答者は以下のように答えている。

【回答】其恋が真面目なものでないという事は出来ませんが、兎に角貴女方の胸に往來している考えはまだ夢のようなものです。若ければ若いなりに真摯な思い出はありましようが、…略…それに青年の方も、今から妻を定めるには少し早いと思います。養父母の大きな恩の前に夢のような初恋は犠牲にしなければなるまいと思はれます。(1916.3.4)

この事例の場合、すでに養父の甥との間に結納を交わしていること、相手がまだ学生の身分であるため、回答者は当事者に親の恩に報いるような、親孝行になるような結婚することを期待している。その他に、当事者にこれといって情緒的に結ばれた相手がない場合、許婚である養親の実子が投稿者との関係性を継続させたいという希望が語られている場合、回答者はできるかぎり養子と養親の親族との結婚を遂行することも求める(1919.6.24)。

131 たとえば、「姉の諭を受けて」と題する相談では、叔父から「一つ年上の親族の人に嫁ぐように進め」られているが、私を「真に愛して下さる方」と「思い切って夫婦の約束」をしてしまった。そのことを姉に打明けると「叔父の御恩を説いて、ぜひ其の方との約束を断るように云います。私は姉の諭しを受けて泣きました。記者様私はこの場合どうしたらよいでしょう」と語られている(1915.7.29)。また、以下のように、当事者は親子関係に、親は親戚関係に配慮し、その非対称的關係の二重構造の關係性のなかで揺らいでいる当事者の訴えが語られている。少々長くなるが、以下に引用する。

【投稿】私は二十四歳の男ですが、目下縁談の事について非常に苦しんでおります。その縁談というのは私の家からという丈とも柱とも頼んでいる一人の叔父からの申し込みで、それを厭という一軒の親戚を失わなければならない上に、物質上始め何かにつけて非常に失う所があります。一人きりの私の親は何うぞ此の縁談承知して呉れと子の私に対して手を突いて泣かないばかりにして頼んでおります。けれども私

は相手の娘を考えると厭で堪りません…略…それに又私は相思の人を持っていますので、此の縁談を成り立たせるとその人と別れなければならないという悲しさもあります。一人の親に心労を懸けるのは本意ではない、家の為にならば出来るだけの犠牲に成っても仕方がないと思いつつも、結婚も生涯の大事だ、うっかりした事は出来ないと思って今は途方に暮れています。私は何処までも自分を棄てて精神的に死んでも親の為め旧道德の為に犠牲になって行かなければならないのでしょうか。ご判断を願います。(1916.11.22)

132学資支援者と被支援者の葛藤として、将来の婿・嫁とみなした相手に学資を支援する者と、その学資を受けた者との葛藤が語られる事例がある。ここでいう学資とは、学費を含め学校に通うために必要な費用である。学資を受ける側が通う学校は、旧制中学校、旧制高等学校、高等師範学校、専門高等学校、私立・官立大学である。出資の額や内容はほとんど不明であるが、学費出資以外に寄宿させる、毎月4,5円の援助などである。学資を受ける者はおおむね男子学生であり、学資の援助の条件として結婚する相手は出資者の娘・養女などである。学資の出資者は、「富豪」、寺の和尚、叔父、「中流家庭」の主人、医師、外務省の役人などと表記されている。

133 学資出資やとその支援者の事例では、「恩家の娘と許婚」では学資援助を受ける前に結婚を約束した相手がいるのだが、出資者の娘と結婚するようにいわれ、「七年間の長い間の主人夫婦の恩義を思ひますと、断然ことわる訳にもいかず」、どちらにした方がいいのか迷っている(1917.4.19)。「老婦人に頼りて」では、出資者の養女と結婚して「立身出世すべきか」、希望のものと結婚して「独立奮闘すべきか」迷っているという相談がある

(1914.8.20)。出資者が死亡した後、学資を受けていた者が他の相手と結婚した(1917.6.19)などその不義理を訴える相談がある。これらの相談の中では、学歴のあるものを家に所属させたいという、打算的な親の選択も描かれている場合がある。そうであっても、相談者は、支援者に学費を出してもらい、あるいは「食客」として下宿させてもらうなどして世話になり、そのお陰で立身出世を果たすことができた分、その「恩義」の大きさと、自分の選択との間に差し挟まれて葛藤しているのである。

134 その他にも、自分たちで勝手に結婚をきめたことに対して、「軽率」だと、あるいは「墮落女」だと両親から激怒される(1916.8.16)。媒介者を通じてくるように父親に怒られたという相談者を、回答者は現在の日本の社会事情よりすれば父親に怒られたのは当然(1918.11.29)だと叱り付けている。

135その他にも、親が仲介結婚ではないので反対しており、世話する者のいない結婚は大罪悪のようにみて、甚だしく非難する習慣になっているのが私の地方である(1917.2.18)という相談などがある。

136その他にも、以下のように、親に結婚が許されていない相談者に対し、当事者の関係性を強制的に遂行せずに、親と交渉するように語られている。

【回答】…略…(女が：引用者補足)満二十五歳以上ならば全く自由に結婚することが出来ます。けれども法律上ではよしんば何の権利を持っている人がないにしても、事実上於いて貴女の一身を世話し保護している人達があるならば、情誼として多少はその意見にも聞かなければなるまいと思います。徒らに権利義務を振り廻すのは冷たい事です。…略…唯自分達二人ばかりの事に逸^{はげ}らずに親族の者の心を和らげて穏やかに後々の立つよう談合された方がよいと思います。(1916.4.27)。

「情誼」とは、義理、情愛のことである。ここでも、回答者によって親子間の情愛や義理を優先するためにも、親族が了承するような「談合」という交渉をしておく必要があると語られている。あるいは、「あなたが若し真に其方を愛して結婚したいなら、先づお母さ

んにでもその事を打明け」(1915.1.26)という記述、あるいは、思いが深くなるなら約束を重んじ、両親の「悪感」を解いて「承知していただくようにご尽力すべき」という回答記事(1914.6.30)などがある。

¹³⁷適切な段取りのあり方を提示する記事において、親に打ち明ける前に、相手の気持ちを確かめてからという段取りを組み込むことを望む記事もある。投稿者自身も、親から承認される関係を自明視しており、当事者の関係性のために親子の関係性に配慮していることがわかる。たとえば、次のように、「奥床しい婦人と」と題する記事では、投稿者は、親に失礼があって立腹するのを予期して、結婚の段取りに不安になり、その段取りを聞いている。

【投稿】…略…誠に人格の高い奥床しい婦人を知りどうか自分の妻にはこの人をこそと切に思うのです。然し直接に私の意中を語るは、如何にも礼を失するように思われます、^(ママ)双方の親は未だに一面識もなく、全く未知の間なのです。さればと云って其の間に立って貰う知人もないのですが、斯様な場合、どうしたら私の意中を先方に語る事が出来ましようか。…略…(1914.9.10)

このように、「身の上相談」では、親を怒らせないで交渉し、自分が希望する相手と結婚する方法を模索する語りがあらわれる。これに対して回答者は「あなたの意中を語るには適当な機会を見出すことが必要であります。先方があなたをどう想っているか、良く見定めてからでないと失敗する恐れがあります」と回答している(1914.9.10)。つまり、まず相手にその気があるかどうか、愛があるのか、あるいは愛が生じる可能性があるのか確認しなければならない。このような段取りで結婚したい相手ができただけの場合、自分かあるいは相手の親や保護者に打明けることが勧められている(他にも1914.9.2、1914.11.12)。

¹³⁸なかには、「父母は極端に私の意志は束縛しません」として親の勧める縁談があるものの自分の意志も汲んでもらえ、交渉しやすいことを語る男性投稿者もいる(1914.11.18)。回答者も親の選択か、自分の選択かの決定権を男性投稿者にゆだねている。もちろん、男性相談者でも「私の心を(親に：筆者補足)話したとて、到底駄目な事は火をみるよりも明らか」(1914.11.12)としているものもいる。

¹³⁹その他にも、「同郷の女に対し」と題する投稿記事で、愛していて結婚したい相手がいるがどんな風にして双方の親に話せばいいのかという相談に対し、回答者は「(相手の：著者補足)女の母親に能くあなたの心持を打明けて結婚を申し込み同時に貴下の親たちにも同意して貰うようになさつて宜しいと思ひます」(1921.7.6)と答え、直接相手の親に交渉することを良しとしている。

¹⁴⁰その他にも「どうせ双方の両親は承知しない事だろうと思われます」、回答では「それは一時の出来心のように想われます」(1914.7.14)と述べられ、「どうせ反対される」から親に打明けないという投稿には、「今のあなたの考えお出でになる事は空想に近い」

(1914.9.22)と、もしくは「とても親には打明けられないこと」という投稿には、約束したことは「軽率」(1915.5.18)と答えている事例などがある(その他にも1914.12.28、1915.2.20、1916.1.12、1922.2.25)。さらに、次の事例のように打明けたら反対されると、親を悲しませると想定し、当事者選択に躊躇している投稿がある。このような投稿は特に女性投稿者から寄せられる。

【投稿】私は今年十八になる愚かなる少女でございます。父が失敗しましたので、家計を助ける為にとて、或る会社に務むる身となりました。その為か幸か不幸か同じく事務を執って居る人から満身の愛を捧げられ或る時義理にからまれて、夫婦約束したことがあります。それとも知らぬ両親は年頃であるからとて、結婚を強います。この旨をその方に話すと仕方がないゆえ結婚なさい、私は陰であなたの幸福を祈っています

しょうとの事です。父は厳格な人故打明ければ必ず会社に出さず、そうなれば家計は困難するのみか、母の嘆きも一方でないと思われま。私は親についてよいか、其の方に頼ってよいか解らなくなりました。記者様この胸中を御察しの上、ご判断下さいまし。

【回答】 ご両親へ秘密に約束するなどということは、余り善い事ではありません。そういう板挟みになるのは、貴女の自業自得であります。…略…（「約束をした後で」1915.2.20）

このような投稿者と回答者の語りからも、親に了承を得ず相手と勝手に「夫婦約束」することはしてはならないことであり、「秘密にしてはならないこと」だと位置付けられている。こうして、両親の勧める結婚と、好きな相手がいることを打明け兼ねている女性の葛藤を通して、躊躇する投稿者の語りと、その行為を評価しない回答者の語り作用して、親に無断で結婚の約束をすることが問題化されているのである。

¹⁴¹ その他にも、結婚したい相手に意中を尋ねたい女性の投稿には、「そういう事は内々お母さんに打明けてからなさいまし。若い女がいかに心の裡に想うとも、直接言い寄るなどということはいかにもはしたくない業で、却って出来る縁談も打ち壊してしまう恐れがあります」（1915.1.7）と回答がなされている。まだ年の若い女がそういうことを仕掛けるものではない。男は女からまずそういうことを打ち明けられるとそのはしたなさに呆れるものです（1914.9.29）。先方があなたを愛する心が真にあるかないかしっかりと確かめた上でなければ、あなたの思いを先方に打ち明けるのは危険だと想います。またご両親に打ち明けるのも良くありません。女は自分から積極的に明かしてはいけない（1914.11.25）。というように、女性の相談者には、まず、両親に打ち明けることが指示され、女性が相手や先方に直接結婚を申し込むことが禁止されている（他にも、1919.1.31）。

¹⁴² 親が、当事者の意志に関係なく「許婚」を決定する際、なかには当事者らが直接会ったこともない相手を配偶者として決定し、当事者らもその許婚関係に従うことが語られる例がある。たとえば、「諦め難き最初の愛」（1917.4.18）では、「高女を卒業せんとする二月、ある人の子息と婚儀定まり、私も否むに由無く承知いたしました。けれども当人同士は一度もみ合ったことな」と述べられている。また、「許婚の男の不品行」（1917.4.24）では、兄が「私」を兄の恩人に交際させるようにしたものの、「併し私とその方とは今日まで一度も逢ったこともなく、唯写真で見知っているだけ」とある。さらには当事者の幼いころから許婚関係が約束される例などがある。

¹⁴³ 「許嫁」と表記されているが、この「許嫁」は男性のことを指しており、相談者は女性である。

¹⁴⁴ その他にも、以下のような幼いころからの婚約者がいるが、相手の両親が婚約破棄を申し込み、自分の両親も怒って破断するのだが、当人同士はたがいに結婚したいという相談がある。

【投稿】 私には幼い時からの婚約の人がありました。本年の四月迄は何事もなく幸福に暮らして居りましたが、先方の親類の人が自分の娘を嫁入らせたい為めにいろいろ邪魔をしたので、先方の両親はそれに動かされて、私方に破約を申し込みました。それ故私の両親も非常に立腹して、そんなところへはどんなことがあろうと決して嫁がせぬと申して、とうとう破約の悲しみを見るようになりました。然し約束の人は相変わらず私を愛してくれますので、私はどうしても別れる気になれません。（1914.9.14）

とくに、相談者は幼少時から他者から決められた許婚と、相互に情緒的絆を形成していたため、その関係が解消することが不満なのである。

¹⁴⁵ 殊更に許婚関係における「愛」が強調される例を具体的に示すと。「許嫁の男の不品行」

(1917.4.24) では、兄が決定した相手がいたが、突然兄が他へ嫁ぐように命令する。そして、「私」は「その方に真の愛の全部を捧げていましたので、今更不純な心を抱いて他に嫁ぐことはできないと断」というものだ。男の「不品行」とは、その男が別の女性と「情交を結んだこと」であり、その「男」に対して「私の愛の力を以ってその方の心を正しく立派なものにしたいと思っていますが、これは出来ないことでしょうか」と相談している。つまり、許婚関係の間に築いた「愛」は消しようがなく、この気持ちを抱いたまま他の人と結婚することは「不純」だと語られており、その「愛」はさらに男の「不品行」を働いた「心」さえも正しい方向に向かわせるほどのものだと語られている。その他にも、「純潔な愛と親心」(1916.2.14)、「諦め難き最初の愛」(1917.4.18) などでは許婚との「愛」が表現され、あるいは、許婚関係が解消されたことに対して、「私はどうしても別れる気にはなれません」(1914.9.14)、両親間に結婚の約束をした許婚と「数年間互いに深く思っ来て来た間故今更他人と夫婦になる気がなく」(1915.9.27) などと語られ、さらに「失恋」だと位置付けたりしている(1917.5.2; 1918.3.3; 1920.12.15)。

¹⁴⁶ その他にも同様の事例として、「結婚前に其女の素行調査は私として出来るだけしました。彼女は既に貞操を汚されて居たのでした」(1916.3.12) というもの、弟が結婚したいという「先方の身許を調べてみましたら」、「戸籍上に偽りのある女と知れ」た(1920.10.4) というもの、「最近田舎から妻を娶ることになったので、其の身許調べをいたしますと、意外にも私の未来の妻たる田舎娘は、私と血を分けた肉身の妹であることが判明」

(1920.11.18) したものの、二人の妻の候補者がいるが「身元調査をして見ますと、甲の方は再縁者で殊に年増女、又乙の方はと云うと所謂莫連者に近い女ですから、両方とも断ってしまいました」(1923.8.8) などを挙げるができる。

¹⁴⁷ その他にも「十分に調査もせず二度目の妻を娶りましたが、結婚後間もなく其家には肺結核の血統ある事を知りました」(1916.5.9) という投稿記事などがある。

¹⁴⁸ その他にも、地方の女性との結婚に躊躇する投稿に対して、「充分調査したら純潔な田舎娘を見出すことが出来ましょう」と回答し(1915.4.29)、同居する婚約者が自分の妹と恋愛関係を結んでしまったという相談に対して、「今後は軽々しく婚約などせず相手方の人格其他結婚上必要なる事柄に就き綿密に調査しての上でしなければなりません」

(1920.12.15) と回答、「姪の求婚広告の可否」を問う投稿に「最も注意すべきは、結婚前綿密周到なる身許調査を誤りなく遂行すること」と回答するなど、「結婚調査」を促す事例がある。

¹⁴⁹ 「結婚調査所」による結婚相手に対する専門的「身許調査」の利用を自明視する記事がみられるようになる。1919年4月7日の婦人附録に「最近殖えて来た結婚調査の依頼 男より女の調査がむずかしい」という記事も掲載されている。

¹⁵⁰ 「興信所」以外は新聞社内であるところは興味深い。また、1927(昭和2)年の『讀賣』に「結婚調査の依頼に応ず 讀賣新聞社調査部」という広告が3回掲載されている

(1927.6.09; 1927.6.19; 1927.6.20)。結婚調査と相談欄との関連が伺われるが、これらの記事だけではわからないため、この関連の分析は別の機会に譲りたい。

¹⁵¹ その他にも「娘が人を介して船員の方から縁談を申し込まれました。」「船員の待遇や生活はどんな風になるのでしょうか」という投稿に対して、「結婚調査をなさったら直ぐに判ることで、本欄に御相談なさる必要はありません。」「其れには専門の調査機関があるから、其れへ御頼みになるが宜しいでしょう」(1919.9.23) と答えている。ただし、結婚調査をして、結婚に躊躇した相談に対して、結婚はもともと当事者同士の愛を基礎と考えなければならぬとされるという例もある(1920.10.4)。

¹⁵² 具体的には、「相思の仲」の娘がいるが従妹との縁談が強制的に勧められ「もし不成立の暁には、断然親類関係を断つと申すのです」と悩んでいる投稿である。これに対し回答者は、「許嫁の方(従妹の方:筆者補足)はお断りなさるのが当然ですから、初志を貫きなさいまし」と述べる(1914.12.4)。

153 親は相手に地位、資産、家格、身分を求めており、当事者はそれを嫌がり、一方で当事者は相手に趣味の一致を求めることが典型的に語られ(1915.6.13)ている。このような否定／肯定される配偶者像については、第4章で論述する。(その他にも、1915.12.11、1916.7.30、1920.8.24などの例がある)。

154 その他にも、親の選択した相手が気に入らないという投稿(1914.5.27)、伯父が強引に勧める結婚相手が嫌だという投稿(1914.5.28)などに対しては、どうしても嫌なら結婚する必要はないという回答がされている。「想う人の潔白の為」では投稿記事において「一室に閉じ籠められて、毎日その承諾を迫られ」るほど強制的に結納させられたことが語られ、回答者は情緒的な当事者の関係性を形成できる相手と結婚するようにと述べている

(1914.12.18)。また、気に入らない「婦人」と結婚することは「不満な家庭を作らねばならず」と悩む投稿に対して、回答者は「そういう不満を感じながら、結婚した所で、貴君にもその婦人にも不幸だと想います」(1914.6.3)と答える例などがある。

155 親の決めた結納を取り交わした相手よりも、「敬慕する将来有望な方」と結婚したい意志を示す投稿者に対し、回答者は「ご両親に能くあなたの心中を打ち明けて、片方を断った方が善いでしょう。愛のない結婚をしてはあなたの為にも、先方のためにも不幸な結果を持ち来します」と答えている(1914.9.2)。「親が独断な縁談」を進めようとすることに悩む投稿には、結婚は男女相互の自由意志で決めるのが原則であるとし、両親はただ之に同意を与えるものとなっているのだから、自分の気の進まない縁談に応ずる必要はないと回答している(1921.1.22)あるいは、このような投稿、回答は恋愛至上主義の影響を受けたであろうことがうかがえる。第1章第2節でとりあげたように、1921(大正10)年前後には、厨川白村の『近代の恋愛観』と倉田百三の『愛と認識との出発』が出版された頃で、恋愛至上主義の言説が隆盛し始めた時期である。ここで取り上げた事例は1921年以降の事例もある。ただし、第一に、関東大震災のため1923年8月までで「身の上相談」が休載したこと、第二に1920年以前にも、「結婚の第一条件は、双方の理解の伴った愛」(1916.10.16)という回答が示され、親の意志よりも当事者の情緒的絆を優先させることを期待する投稿・回答記事があることから、厨川らによる恋愛至上主義言説からの影響については言明することはできない。今回の分析資料は1914年から1923年までと短い期間のものであるため、恋愛至上主義による言説の変容過程を明らかにするには限界があるため、この点については今後の課題とする。

156 ただし、未婚の投稿者であっても、親による当事者への配慮を根拠にして、親選択を受け入れるように答える事例がある。たとえば、以下の事例のように、わが子の今後を考えた末に反対するという表現がされている。

【投稿】私は相当資産を有する農家の二女で土地の女学校を出て、…略…只今は小学教員をして居ります…略…昨年赴任せられた人格の高い先生に向かって、なやましい恋をする様になりました。父母は農家へ嫁がせ様とします。私は如何したらよいでしょうご教示ください。

【回答】両親が上の学校へ入れないのも、土地の農家に嫁がせようとするのも皆相当な思惑があつてのことと思われまますから、両親の命に服従されるのが貴女の身にはもつとも安全であろうと思う。(1920.2.2)

これらの相談から見いだされるのは、結婚相手の状況をよく把握し、当事者のために相手を判断する親の姿である。ここでは、回答者によって当事者である子の結婚になんらかの「思惑」があることが示され、親に配偶者選択をする権利が与えられているのである。このように、親子の関係性にも、当事者の関係性にも配慮しているような親の配偶者選択は「安全」だと肯定的に語られているのである。

157 これらの記事も、配偶者選択が親、あるいは当事者のみだったことを記述して、問題

を訴える記事、親の選んだ相手に問題があり、親任せにしたことを後悔する記事である（1914.5.12、1914.12.7、1916.3.26 など）。

¹⁵⁸ その他にも「兄の戦死のため」では、親族が逆縁婚をさせようとしていることに「徳義上から考えても、これに同意することが出来ません」という投稿者に対して、回答者は「御家のためから申せば嫂と一緒になれることが一番善いと想います…略…もっと時を延ばしたら善いでしょう。互いに理解し、又互いに同情することが出来るようになったら、その時に始めて結婚なすったら善いでしょう」と答えている（1915.6.22）。順縁婚についての悩みである「姉さんに代わりて」では、姉が死亡した妹が、姉の代わりに残された子どもの母になることは「不倫」でないかとたずねており、回答者は「昔から往々例のあることで決して不倫の結婚とは思ひません」（1920.7.21）と述べる。

¹⁵⁹ 逆縁婚とは寡婦が亡き夫の兄弟と婚姻するであり、順縁婚とは寡夫が亡き妻の姉妹と婚姻することである。このような逆縁婚については、渡邊（2007）湯沢（2005：212-213）を参照のこと。

¹⁶⁰ その他にも、独身を貫くため看護婦になろうと思うが、東京に出て自活しながら勉強できるのでしょうかという投稿（1914.8.29）、2回結婚に失敗しているので、独身で一生を過ごしたい。母親と気が合わないので生け花かお茶の師匠をして独立したい（1914.8.31）、友達や従弟が不幸な結婚をしているのを見て、看護婦となって一生独身で送りたいと思っています、どうか看護婦になる道を教えてください（1914.8.31）という相談がある。

¹⁶¹ その他には、「洋画研究を進めたい」のに義父が無理な結婚を勧めるという相談（1914.6.20）、他にも自分は妻を迎える気にはなれない（1914.12.6）、結婚よりも働きたい（1918.7.13）と、独立したい、立身出世したいという希望を持って親による選択と葛藤しているという相談がある。

¹⁶² もしくは、生活が落ち着いてから、立身出世ができてから結婚するように答えている（1914.8.31 など）

¹⁶³ たとえば、親に従わないことで失敗したと投稿者が語り、回答者は「貴方が親の許しを得ずにそのような事をした罪は非常なものです。何所迄も苦しむのが当然です」という（1918.11.1）。その他にも、投稿者に対して、愛があっても勝手に結婚の約束はせずに「慎重な態度をとることが必要」（1914.8.26、1915.1.23）と述べている。

¹⁶⁴ 男性の裏切りだけでなく、他にも、「相思の仲」の当事者同士で約束したのにもかかわらず、相手の男性が病気にかかる（1919.12.24）、死亡する（1919.1.23、1918.12.4）という問題が語られる。たとえば、「懇意になり、行末の事まで約束」した相手が死んだしまった後に、「其方の種を宿し」ていることが解り、「頼る所がなく途方に暮れる」という事例のように（1918.12.4）、純潔規範を逸脱し、妊娠の危険と困難性を請け負う女性像が描かれる。

¹⁶⁵ その他にも、相思の仲となって妊娠してしまった後に、相手の男性が過去に何人もの女性と結婚を繰り返し、関係だけして妊娠させていたことがわかったという事例が掲載されている（1916.11.5）。「いつしか将来の夫と頼む人が出来、ただいま妊娠しています」、しかし「男は妻女に子供二人もあるとのこと」「罪なことと知り乍ら」同棲しているという投稿に対し、「貴女は抑々最初の出発点からして過っている、今日では目覚めて根本的に新進の改造をやらなければならぬ時ではありませんか」、「本能の衝動する儘不自然な計画を敢えてしようと焦慮されているようですが、甚だ感服のできぬことです」と回答している（1920.9.11）。裏切った相手を「薄情な男」だとみなした「約束を破った男」（1921.7.20）という事例がある。なかには、男性からの相談で、「恋に落ちて一緒になる事を約束した」のに裏切ってしまった「其女は私に捨てられたので、自暴自棄となり、数人の男と関係したりした結果」、不幸な結婚をした事を受けて、騙してしまった過去を思い出して「良心にせめられる」と語るものもある（1914.9.8）。

¹⁶⁶ 欠点、短所、恥辱などのこと。

167 「自由結婚」について書かれた記事が 12 件あるが、そのなかに、当事者による結婚を成就させたい相談者に対して、回答者が「自由結婚」の法律方法を解説する記事がある (1916.1.16)。また、当事者による選択を成就させる最終的な方法として、相談者から「自由結婚」についての問い合わせがありこの法律の解説がされている (1916.9.6; 1920.3.26)。「身の上相談」をとおして、法的な「自由結婚」の方法が提示されていたのである。

168 たとえば、回答者は「自由結婚」とは、「日本の法律では男は満三十歳、女は満二十五歳となれば親達の同意が無くとも当事者同志の届け出に依って結婚が成立するのですから、自由結婚は相当別のつく年齢に達すれば出来る訳です」(1920.3.26) というように、当事者がある一定の年齢に達しているからこそできるのだと語っている。

169 その他にも、「貴方の年はまだ貴方が貴方自身を信用させる事が出来まいと思います。そうした若年でどうしても結婚しなければならないのなら、親や親戚の意見にも耳を傾ける必要があると思います」(1916.1.9) などがある。親や親族の意志を無視して情緒的絆によって当事者の選択で結婚をしようとする投稿者に、「心の弱みに引かれて情痴に陥っていき自身を省みる力を失ってしまって、生涯を誤る事のないように注意をなさいまし」(1917.1.20) と回答されている。

170 この事例では、投稿者の年齢は記されておらず、学生でもない。回答者は、「貴方が旧式の結婚法には満足の出来ないというのは、寧ろ当然の事です。…略…貴方の地方の習慣がそのようでしたら、一時の非難ぐらいは覚悟して正しい先例がひらく為に、ある程度までの犠牲になるつもりでなさるべきでしょう。…略…貴方のような境遇に立った方は人一倍の責任のある事を、呉れ呉れもお覚悟になるべきです」と親を無視する当事者選択を、覚悟を持って遂行するように答えている。

第4章 価値葛藤を引き起こす配偶者の条件——文化水準からの分析

問題の所在

本章では、配偶者選択根拠に着目し、投稿・回答記事において、肯定・否定される配偶者の条件の分析を通して、そこで表象される理想的な配偶者像、その選好性の根拠とされていた価値観がどのように主題化されていたのか、そのなかで伝統性と近代性はどのように位置づけられていたのかを明らかにする。また、求められる配偶者の条件に関する男女差、結婚する当事者と〈親〉が語る条件の違いについても見ていく。

本章では、「身の上相談」2,898件の記事全部に目を通し、そこで配偶者の属性や特徴を問題視している投稿記事を抽出した。結婚する当事者、当事者の〈親〉それぞれが配偶者の条件を肯定・否定する記事を対象にする。その結果、相談記事2,898件のうち568件(19.6%)を「配偶者選択条件をめぐる記事」として抽出した。また、当事者が相手に求める配偶者像だけでなく、相手から求められた条件も分析対象に含む。

本章は次のような構成ですすめられる。投稿者と回答者が肯定・否定する配偶者の条件に関して、配偶者条件と選好性をめぐる価値を分析するにあたって、記事のなかで、配偶者の条件が語られる際、条件に問題がある相手と結婚することに対して、どのような意味が付与されていたのかを、男女差に着目しながら分析する。第1節では、友愛結婚観の歴史社会学が示唆した、人格にかかわる条件を学歴、教養の側面と、相手の「性格」など「人格」そのものの側面に、その「人格」が属している階層の側面に着目し、第2節では、友愛結婚観、恋愛至上主義の結婚観の歴史社会学が示唆した、人格と身体どちらにもかかわる条件である処女性、貞操観にかかわる条件に着目して明らかにする。第3節では、優生思想による恋愛結婚観が示唆した、身体にかかわる条件として遺伝や生殖にかかわる条件に着目し、さらに、優生思想に限らず、健康や病をめぐる条件に着目して分析する。

第1節 人格、および教養にかかわる条件

本節は、理想的「人格」を持つ相手と結婚することに対して、どのような意味が付与されていたのかを描出する。

1.1 学歴・教養

投稿記事を見ると、投稿者が配偶者やその候補の教養を語る際、「教育のあり／なし」によって配偶者としての「良し／悪し」が対比的に語られるのであるが、ときに配偶者の「人格」や「性質」の「良し／悪し」と親和性を持って語られる。たとえば、高等教育を受けている男子学生は「学校の成績も優等な方で、これまで次席と下がったことがなく、品行といい容貌といい何一つ欠点がない」婦人と結婚するつもりだが、養子にいけという話が出た相手は「碌に教育もない、可なり欠点の多い女」なので断りたいという投稿事例（1918.12.13）がある。「教育がある」人物は「品行」がよい可能性もあるため配偶者として望ましいと語られている。以下の事例では、学歴、教養の有無が、配偶者として望ましいか、そうでないかを分ける基準とみなされていることがわかる。

【投稿】私は今年二十八歳になる商店の一小僧です…略…或る旅店の女に思われ、…略…未来の苦楽を共にする事を約しました。然るに今年に至り、主人と関西の恩人との話合いで、大阪の或る同業者の娘を私にめあわせようと頻りに勧めます。…略…後者は高等女学校も卒業し、性質も至極温順で、私の近き将来に出世の^{いとぐち}緒ともなるのです。これに反し彼女は浅学にして再縁故、家事に経験があるだけです。…略…（1916.3.29）

上記のように、配偶者候補の一方は「高等女学校卒業し、性質も至極温順」で、他方は「浅学」で「家事に経験があるだけ」と対比的に描かれている（その他に 1916.4.10、1916.4.30 など¹⁷¹⁾。また、相手だけでなく、自分に学歴・教養がないことに不安を抱く投稿者の語りも登場する。たとえば、「無教育な之という財産の無い私の家に立派な婿の来て呉れる筈もなく」（1920.11.25）と、財産だけでなく、学歴・教養が主たる理由で相手が嫌がることを想定している語りがある（その他に 1917.9.15¹⁷²⁾。また、投稿記事において、男女どちらにも配偶者の条件として学歴・教養が求められており、親や親族が配偶者の学歴に不満があることが示される事例はない。つまり、学歴・教養は当事者にとって重要な配偶者の条件や選好性として語られているのである¹⁷³⁾。ここで「浅学」「教育がない」などの語りによって、排除の対象として構築される学歴・教養に含意されているものはなにか。それを知る手がかりとして、以下に二つの事例をあげる。

【投稿】私は本年二十九歳になる男で、或る職を奉じて居ます。ついこの間私の一向知らぬ間に親と親とが互いに決めた後で、本年十八歳になる女と結婚せよと迫るのです。然しその女は尋常科卒業のみで、教育もない様子です。両親はその女でなければ許さぬと言いますが、娶れば生涯不幸に陥るだろうと思ひ、独り煩悶して居ます。どうぞ悶えの解ける様お教を願います。(1914.11.6)

【投稿】私は十九歳の女ですが、母から或る男との結婚を強いられて煩悶の余りご相談致します。相手の男は年齢三十五、六歳の大工職で、学問はなく、僅かに仮名の拾い読みをする位にすぎないのですが、唯正直で能く仕事をするという取り得に無理無体に添わそうと致す…略…私は一家の為め犠牲になって、死んだつもりで辛抱しようかとも思ひ毎日内外から悩まされています…略…(1921.2.25)。

ここでは、不満を述べられる配偶者の学歴・教養レベルが、尋常小学校のみの学歴、読み書きが満足にできない程度であることが示されている。つまり、自分の満足のいく学歴や教養をもった相手でない、結婚生活が不幸になることへの憂慮が示されているのである¹⁷⁴。先で取り上げた、1914年11月6日の「教育のない女を」「娶れば生涯不幸に陥るだろうと思ひ」煩悶している投稿に対し、回答者は、「教育がなくつても、天性伶俐な質なら必ず世の中に立つて活学問をなし、立派に常識を作ることができると思ひます」とし、その女性を「吟味し」見込みがなかったら結婚をやめたらいいと述べる¹⁷⁵。

これらの投稿者の語りの中では、学歴・教養という近代的価値にもとづいた価値観が積極的に使用され、学歴、教養、識字能力の無い相手であると不安となり、それらが有る相手は理想的な配偶者として構築されていた¹⁷⁶。しかし、回答者は学歴・教養を配偶者の条件づける価値だとはみなしていなかった¹⁷⁷。

第1章第3節3.3.2で述べたように、中等以上の学校教育を通じて推進された大正教養主義に根ざした人格主義の影響があったこと、つまり「教養」は「人格を向上」させるものだと位置づけられていたことがノッターによって指摘されており（ノッター 2007：75-77）、「身の上相談」において、この教養主義の影響による配偶者選択の規範を語りやすかったことを指摘した。このような事例から、「身の上相談」においても投稿者が配偶者に対しても「人格」と結びつく「教養」を望んでいたことがうかがえる。

1.2 性格

1.2.1 当事者が理想化する性格

このような学歴・教養以外の配偶者の性格・性質も、配偶者の条件と選好性にかかわる価値として語られる。投稿者の語りの中で、当事者が配偶者やその候補に対して、自分への理解や考えの一致など、互いに理解し合える人格であること、「趣味ある人と結婚したい」など配偶者に求める「性格」「性質」が語られている一方で、「性格に満足できなくて離婚したい」など「性格」「性質」が悪い相手は否定的に語られる。たとえば、以下の例である。

【投稿】私は二十四歳になる青年で芸術に身を投じているものですが、私には従妹に当る許婚の女があります。私は或る程度までの義理と人情とに省みて全力を挙げて彼女と歩調を共にしていきたいと思いましたが、如何にしても何がなしそうした心にはなれませぬ。所がここに一寸した事から知り合いになった女があつて、三年越し変わらぬ愛をそそいで呉れました。薄幸な身の上の其女は私をよく理解し慰撫して呉れます。その現代式潮流に染まぬ女らしい彼女を思う時、許婚の女の余りに痛々しい性情を恨まずには居られないのです。そして益々心が離れてくのが感じられます。許婚の女を憚りながらも私と末を共にする事を喜んでいる女と、親が定めた許婚の義理ある女とその両者の間で私は非常に悶えております。私の心はどうしても、許婚の女を排するのですが、私は間違っていますか。(1916.1.19)

ここでは、自分が情緒を有し結婚を希望する相手の自分への理解やその人格が肯定的に語られ、そうでない相手の人格が否定的に語られる。投稿者は人格によって配偶者を選ぶことの正統性を示すために、相手の人格の良し悪しを対比的に語っている（その他にも1915.5.14、1914.7.24、1915.6.13 など¹⁷⁸）。なかには、結婚後も人格の良い相手への思慕が収まらず、夫婦関係を脅かしていることを語る事例も見受けられる（1914.5.21）¹⁷⁹。また、このような投稿記事において、配偶者の条件として性格・性質に男女差はなく、求められる性格・性質の内容に多少違いはあるものの¹⁸⁰、趣味の一致、思想の一致なども男女ともに求められている。そして、これらの語りから、学歴・教養と同様に、配偶者の人格や理解の一致が、配偶関係形成・継続の要素であると語られる。つまり、「人格」が「家庭」をよくする、夫婦関係継続のために必要な価値だとみなされているのである。しかし、このような投稿者に対し、回答者は人格の一致や、好む性格の相手によって夫婦関係が調

和することを認めつつも、投稿者と異なり、人格の一致が大事だからこそ、人格の問題を語る投稿者に対して自分の配偶者を理想の人格にするように努力、工夫することを提案する。たとえば、以下の「荒熊のような妻」と題する事例ある。

【投稿】私は目下相当に暮らしている商人ですが、今から四年前に妻を娶りました。それは田舎の農家の娘で、教育は殆ど皆無という位、容貌は十人並み以下、気質は荒々しく、無暗に癩癩を越し、甚だしい時には私が一寸叱りつけでもすると、女だてらに何でしょう、手当り次第に私に物を投げつけますので、私は余りの事に腹を据えかね、懲らしめてやろうとしますと、「人殺し」なぞと大声で怒鳴り散らしますので、近所の人に恥ずかしいと思い、振り上げた拳も引っ込めてしまうのです。私は一日も早く妻を離縁してこの不快極まる家庭から逃れたいと思いますが、実の所私がこの妻を娶るに就いては両親や家族が非常に反対するのに係らず、私が強いて貰ったのです。其故両親の手前、私から離縁を言い出しかねます。又両親は一度貰った以上は離縁するのを喜ばないようです。どうしたら宜しいでしょう。

【回答】困った奥様ですが、成程あなたが強いて貰った以上は離縁の出来かねる所もありましょう。併しそういう奥様も面白いではないですか。昔し希臘の聖人ソクラテスも恰度あなたのような奥様を持っていました。そうしてその河童のような妻を手馴らすことに依って自ら修養しました。あなたも聖人になったつもりで、そういう荒熊のような奥様を柔和にする工夫をお積みになったらどうでしょう。そういう気質の女も馴らし方に依って温和しい奥様になるだろうと想います。その方法に就いては上野の動物園あたりに行つて、熊や虎を馴らすに掛りの人がどういふようにするかお聴きになる事が必要です。猛獣を馴らす方法から尚一層工夫なすつたらあなたの奥様を馴らす事が出来ます。(1914.6.28)

この事例では、親の反対を押し切って結婚した相手であっても、人格・性格に問題のある配偶者を選択してしまうと「不快極まる家庭」になってしまう可能性が示されている(その他に 1914.7.31¹⁸¹)。それに対して、回答者は妻の性格をなおすことが、自分の「修養」にもつながると述べる。「猛獣を馴らす方法からなお一層工夫なすつたら」という返答は行き過ぎてはいるものの、妻を自分の満足する人格・性格にするために、とりあえず手当り次第尽力することを回答者は求めているのである(その他にも 1916.1.27、1914.7.31、

1922.4.1 など¹⁸²⁾。つまり、当事者の関係性継続のために、我慢して人格一致を目指しなさいと答えているのである。時に、回答者は、投稿者に情緒的思慕から盲目的になって、人格が理想的に、あるいは否定的に見えている場合があると答え、当事者の関係性継続を進めている（たとえば 1914.6.5、1916.1.19 など¹⁸³⁾。いずれにしても、回答者は、夫婦の関係性継続を重視するために、回答者は投稿者による行き過ぎた性格の理想化を排し、安易な離婚や婚約破棄ではなく、耐えて、我慢して人格の一致のために互いに努力する方法を提示するのである。

1.2.2 人格と家柄の葛藤

ところが、当事者選択による配偶者の人格重視と、親選択による配偶者の家柄重視とが葛藤した投稿になると、回答者は、配偶者選択における家柄・身分の重視を排し、結婚する相手の人柄を重視せよと述べる。「身の上相談」においては、＜親＞が当事者の配偶者やその候補の人格に不満を示す、あるいは当事者が＜親＞に相手の人格を問題視されたと語る事例は見当たらない¹⁸⁴⁾。むしろ、このような人格と家柄が葛藤している投稿記事を見ると、当事者によって＜親＞が相手の家柄を問題化¹⁸⁵⁾することが語られる。一方の＜親＞は家柄・身分が違うということを理由に子の選択した配偶者に反対、もしくは同じ家柄・身分の配偶者を子に勧める。他方の子は、＜親＞の配偶者選択が家柄や財産ばかり重視していることに不満を述べる¹⁸⁶⁾。たとえば、「最も私に適した人物」（1915.8.10）、「趣味の一致した人」（1915.6.13）を望む、もしくは家柄よりも相手の「性格学識」を調べないと「円満」にいかないのではと語り（1916.9.13）、親に従うと自分の幸福や希望が達せられないと迷っている（1914.8.26）¹⁸⁷⁾。

このような投稿に対し、回答者は以下のように家柄や身分にこだわることを否定する。たとえば、投稿者の弟が元芸者の女と同棲をしていることについて、彼らの両親が由緒ある家にそうした女を入れる事を許さないことを投稿した記事への回答である。

【回答】それほどまでに尽くしている女を突き放すことは人情として出来まいと思います。仮今年上でも、又卑しい勤めをした者でも、その女の心に美点と価値を認めることができるならば、晴れて結婚させてやった方がいいと思います。女の価値を家柄や財産やその他の外面的なことで決めたくないと思います¹⁸⁸⁾。（1916.1.14）

回答者は配偶者の家柄・身分にこだわることを排し、それより相手の人格を重んじるように述べる。たとえば、1914（大正3）年9月17日の「身分違ひの女と」では「身分と云ふ事は昔の因習道德を尊重する時代には非常に八ヶ間やかましかつたものですが、人格を重んずる只今の世ではそんなに八ヶ間しく取り扱う必要がなくなりました」と答えている。このように、回答者は家柄・身分にこだわるのは時代遅れだ、今はそれを考える必要ない時代ではないと指摘する（1915.5.8、1920.2.20）。回答者にとって「身分の相違などはつまらぬもの」（1914.7.17）なのである。そして、「家柄よりも人物本位で嫁入り口を探さないととんだ事になります」（1915.5.8）とし、配偶者選択において人格を重視しないと大変なことになると述べる（1915.12.1、その他にも1915.8.10¹⁸⁹）。

これは、第3章第2節で論じた、＜親＞を無視した当事者の選択と、当事者を無視した親選択が葛藤し、当事者が自分の選択の遂行を訴える場合、当事者の選択を優先させる回答者の姿勢と、同じ構図で語られているのである。つまり、興味深いことに、回答者は、＜親＞の子への配慮のない選択と、それに付随する親本位の配偶者の条件としての「家柄」が投稿記事に語られると、当事者の情緒的な関係性形成のための選択、それに必要な当事者本位の「人格」を重視して語るなのである。当事者が人格を理想化しすぎて当事者の関係性さえも無視するように語ると、配偶者の条件としての人格という価値に距離を置き、＜親＞の配慮のなさが語られると人格という価値に寄り添うのである。

第2節 処女・純潔・貞操—人格・身体どちらにもかかわる条件

本節は、配偶者の処女性、純潔、貞操を問題化する記事を分析する。「身の上相談」においては、妻とその候補の処女性だけでなく、夫とその候補の貞操、とくに「不品行」が問題化されている。投稿者、回答者たちが配偶者に求めた純潔さはどのようなものだったのか。投稿者と回答者に意味づけの違いはあるのか、配偶者の純潔さに憂慮を抱いていたのは結婚する当事者だけなのかを確認する。

2.1 処女性・純潔

ここでは、まず、妻の条件としての処女性に着目して分析する。女性が「処女でない」「汚れた身」であることに対して、さまざまなスティグマが付与される。その中には男性投稿者によって「処女でない」ことが結婚生活や家庭を脅かす要因になると語らる。たと

えば、以下の「妻の秘密を聞き」と題する例のように妻が処女でないことを知った夫は、妻に対して情緒的絆がなくなり、関係性継続が困難であると訴える¹⁹⁰。

【投稿】私は今年二十五才になります。そして教職にある身ですが、本年一月世話する人のあるままに妻を迎えました。迎える前に妻の性質や血統の事までさぐりましたが、別に気になる点も認めませんでした。…略…結婚後二十日ばかりして、妻は処女でなかった事を私に自白しました。併しそれは前に人妻であった訳ではなく、ただ人に隠れて不義の快樂を貪ったのです。私はこれを聞くと、今まで愛していたのが急に愛せなくなりました。否却ってその人格の低さを認めて嫌うようになりました。けれども、妻は私に対して親切です。私の父母にも忠実です。一度男の肌に触れた女は、終生或物の陰を認知します。私としては楽しい月日を送る事ができません。悶々と苦しんでいます。離縁したほうがいいでしょうか。(1916.3.26)

ここでいう、「処女ではない」とは肉体関係の経験を有することを指している。そして、「一度男の肌に触れた女は、終生或物の陰を認知します」という表現から、女性の性行為がその後の女性の身体、とくに血液に悪影響を及ぼすという性科学の知識に近似した認識を持っていることがわかる(第1章第3節3.3.3参照、その他に1914.12.13¹⁹¹)。投稿者はこの「或物の陰」と表現される悪影響を身体だけでなく人格にも及んでいるとみなす。妻が処女でないこと、しかもそれが「人に隠れて不義の快樂を貪った」行為であることを知った夫が、「愛せなく」なり、「人格」が低いとみなして嫌うようになったこと、「苦しんでいる」ことが語られる。この語りには性＝人格論を認めることができる。注目すべきは、未婚の女性が性的関係を結ぶ行為に対して「不義の快樂を貪った」と表現されていることから、儒教的・武士的価値規範に照らして不当さが語られながらも、性科学に影響を受けた女性の身体、人格観がよりその不当さを強めるために用いられていることである。

さらに、「処女」でない妻は「愛する」ことができない存在、結婚後の「楽しい月日」を脅かす存在、つまり当事者間の情緒的関係性の形成と継続が不可能な存在だとみなされている。身体的にも精神的にも「処女／純潔」さを持つ女性が当事者の関係性形成のために必要だと語られる事例もある。たとえば、「純潔な愛を私に捧げていることを認め、この女なら妻としても恥ずかしくないばかりか、理想的の家庭が作れることとっております。他に親から勧められる女は財産家であるが、財産よりも家庭の円満を望む」(1916.2.23)

と述べられている（その他にも 1915.4.16、1914.8.11、1914.5.15、1915.7.30 など¹⁹²）。この点は、ノッター（2007b）が明らかにした、『主婦之友』において配偶者の条件としての「純潔」さが「ホーム」に必須だったことが提示されていたことと同様の内容である。また、「身の上相談」においては、＜親＞が当事者の配偶者やその候補の処女性に不満を示す、あるいは当事者が相手の処女性を親が問題視していると語る事例は見当たらない。

だが、「処女でない」ため配偶者としてふさわしくないという見方は、ある個人としての女性だけでなく、女性が属すカテゴリにも向けられる。たとえば、山間部の「某電機会社」に勤めているものは「僕は此貞操の何物たるか、人生の何たるかをさえ知らない殆ど動物に等しい山間の女を妻として一生を暗黒な無意義なものに終わるに忍びませぬ」（1914.5.18）、「彼女は既に貞操を汚されていたのでした。併し不厳格な家庭にはよくありがちな事」（1916.3.12）と語られる（その他に 1915.4.29¹⁹³）。さらに、「処女」でなくなってしまった女性も自らにスティグマを付与し、配偶者としてふさわしくない身体だと自らを貶めている。たとえば、「汚れたこの身を」と題する次の事例は、18歳年上の会社員と「取り返しのつかぬ事」になったことに悩み、自らを「汚れた身体」とみなしている（その他に 1918.10.29、1916.9.27、1919.6.24 など¹⁹⁴）。

【投稿】私はまた十八の女ですが、或会社員と親しく交わっているうちに、心弱くも、ついに取返しのつかぬことになって了いました。…略…只今他から結婚の申し込みがありますが、一度けがれた此の身をどう決心したらいいものでしょう。

【回答】其事を隠して他に縁づくのは人を欺くというものです。…略…忌憚なくいえば、貴女はただ悶えなければならぬのです。今こそ貴方はしみじみと自分を悔いなければなりません。貴女は先ず真に悔いて謹慎する事が必要です。そうして其の上で縁があった場合に初めてそれにつくべきでしょう。併し過去は必ず懺悔しなければなりません（1916.1.11）。

しかし、ここで示されているように、回答者は、「処女」でなくなってしまったことに自らスティグマを付与する女性たちに良縁を求めなさいと答える（その他に 1918.10.29、1916.9.27¹⁹⁵）。もっとも、上の例でみたように、未婚で「処女」でなくなった投稿者に対して、「処女」でないことを「懺悔」し、悔い改める気持ちを内面化するという譲歩つきで「処女でない」ことを認めている。つまり、回答者は、身体が「処女」であってもなくて

も、内面性において、自省の念を抱きその罪を浄化させれば、配偶者となることができる
とみなしている。したがって、回答者は、妻の「処女」を問題化する男性投稿者に対して
は、処女性に拘泥することなく、互いの信頼や、「忘れること」でそのスティグマを乗り越
え、円満な家庭を築くように答えている。たとえば、上で取り上げた「妻の秘密を聞き」
の男性投稿者に対して回答者は以下のように答えている。

【回答】 希望を持った生活の第一歩に於いて、一打撃にあった貴方の悶々たる胸に
御同情申します。女の不貞操は憎むべき罪の一つであります、それが過去の事であ
れば、その罪に対して奥さんが現在如何なる態度でいるかということが問題だろうと
思います。貴方に其の秘密を打ち明けた時の態度をも十分考究してみる必要がありま
す。考えようによれば貴方にそれを自白したという事は非常に女の正直さを証明する
事にもなります。そうした事を罪とも悪ともおもわずに、ただ仮初めに事実を口にし
たのでなかったならば、恐らくはあなたの妻は正直な人であるのでしょ。併し正直
であるからと言ってその汚れが消える訳ではありませんが、女が過去の行為に対して
十分悔い恥じているようならば、貴方にとっては随分苦い犠牲でしょうが、許してや
って頂くことは出来ませんか。…略…結婚前一度操を許した女が修正或るものの影を
引いているという事は最もな事ですが、併し厳密に言ったら、肌は許さずとも一度人
を恋うた女にもやはり影があると云い得ます。兎に角奥さんが其の後半生で過去の疵
を償い得るようならば、許してやられた方がいいだろうと思われま。 (1916.3.26)

ここでは、妻が「不貞操」は望まれない行為であるが、しかし妻が「正直さ」「罪を悔い
恥じ償おうとする姿勢」を持たば夫婦生活を継続するに値するものと、つまり、妻が「処
女」であるかどうかよりも、夫婦間に「愛」があるかどうか重要であると語られている
(その他に 1916.10.24、1919.6.24 など¹⁹⁶)。その他にも、「科学上より見たる女の貞操」
という「佐伯博士性科学の知識」から「処女」でない相手との結婚を躊躇する投稿者に対
し、「(その学説：筆者補足)は、科学上の定説とはいえますまい。真に愛する心があるな
ら、そんな事はなんでもありません。一度他の男の感化を受けた女は生理的に変化をして
いても、愛はそれを埋没して余りあります。そういうことは兎に角あなたが其の人を愛す
ことが出来るかどうか問題」と答えている (1914.12.13)。ただし、回答者は投稿者
に「似非科学」に踊らされていると述べながらも、「男の感化を受けた女は生理的に変化」

と性科学の身体観を語っている。このような近代的な性科学に裏打ちされた貞操観から、「処女／貞操」が妻になる条件と位置づけられていることがわかる。

以上のように、女性の「純潔」さが、身体だけでなく、人格にまで及んでいること、精神的な「純潔」さが妻の条件として必要であり、理想的な「家庭」のために必要だと語られているのである。都会に住んでいるか、「厳格な家庭」に育っているかによって、配偶者としてふさわしい「処女」を持つ可能性があるともみなされ、処女性は、その居住地や階層の文化資本にもかかわる問題だとみなされているのである。身体も人格も「純潔」に保つことが配偶者としての女性の価値を高めることにつながっていることがわかる。回答者の語りから、未婚で「処女／貞操」でなくなった女性は「悔い改めなければならない」存在だとみなされるものの、「悔い改めた後は」結婚してもかまわないとみなされる。そして、「忘れ」「罪を悔い改めて」、結婚する、あるいは結婚生活を継続するようにすすめている。投稿者も回答者も、近代的な価値だといえるような性科学、処女性、純潔性を積極的に用いて語っている。ただし、投稿者はこの条件によって配偶者を排除しようとしているのに対し、回答者はこの価値に距離を置き、当事者関係性の形成、継続するように答えている。

2.2 男の貞操、夫の不身持

女性の「処女性」に関する投稿者の語りに対して、夫（婚約者を含む）の貞操に関わる投稿記事では結婚前に夫となるものが童貞であるのかは一切問題にされていない。夫となる男性が「童貞でない」ことに対してスティグマが付与されることはなく、結婚前の性的関係を反省して結婚できないと不安になる男性投稿者の語り、結婚生活や家庭を脅かす要因だとみなさず記事は一例も見いだせない。男性について結婚前に問題になるのは、「多情」といった結婚後に「不品行」になる可能性があることである。たとえば、以下の「娘が不承知の縁談」と題する事例のように、「恩」という家同士の関係性があっても、娘の配偶者がそのような人物であることを心配する母親の投稿がある。

【投稿】長女は今年某高等女学校を卒業します。…略…某実業家が娘をその子息の嫁にと、私の兄に周旋を頼んで来ました。…略…先方は私の家に取りましても恩のある家ですから、では上げましようとな確かな約束をしました。…略…それから其の話を娘に聞かせますと、どうしても聞きいれません。…略…娘に頼むように説けど聞かせど、「私はお母様のお言葉には従いたいが、先方は一度結婚なすったのを、ご息様が多

情なので離縁になったのではありませんか。そんな多情な人や、二度目の妻になるのは厭です」と泣いて言い張ります。…略…。(1916.3.21)

このように、これから結婚しようとする男性が「多情」「不品行」「みだりがましい」事を理由に結婚を当事者が嫌がっていると語られる(その他にも 1915.2.16、1916.2.8、1916.4.30 など¹⁹⁷⁾)。そして、留意すべきは、未婚女性だけでなくその親も配偶者となる男性の「不品行」を問題と語っていることである。このような「不品行」が既婚男性にみられる場合は、以下の「夫の暗黒面を発見して」と題する事例のように、妻から夫への不満と共に、夫婦関係を継続できないと語られる。

【投稿】私は或る陸軍将校の妻でございます。結婚したのは一昨年でしたが私をよく愛してくれます。そして大変優しい人と思って居りましたが先日何の気なしに行李の片付けをしますと、一つの紙包みがあって、その中に芸者の写真と手紙がございました。今まで他の人に比べて良人の品性の高いの信じて居りました私は、俄かに失望致しました。その上忌まわしい病気に罹って居ることがわかりました。私はそういう良人と同棲することは苦痛でなりません。昨年生まれの子供を連れて別居して暮らそうと思います…略…(1914.5.20)

結婚して「愛してくれた」夫が「芸者・芸妓」と関係を持ち、離縁や別居を考えている妻の語りが示される。夫の「不品行」を訴える投稿記事では、具体的に「不品行」を「芸妓遊び」「女を囲う」「他の女との間に子供を設ける」だと示されている(その他にも 1916.4.9、1916.2.7、1916.2.29、1916.3.27 など¹⁹⁸⁾)。このような男性の「不品行」を訴える既婚女性の投稿者に対し、回答者は「不品行」の夫は配偶者として失格であることを認めながらも、耐え忍び、あるいは努力をして夫が改心するのを待つようにと答えている。もっとも、回答者は、未婚男性の場合は、相手の男性の「不品行」「多情」さを否定し、そのような男との結婚を避けるべきと答える。先に取り上げた「娘が不承知の縁談」で回答者は「そうした人に娘を嫁^{かたづ}けるのは、今まで大切に衛^{まも}って来た玉をわざわざ泥にころがしてやるようなものです」(1916.3.21)と答えている(その他にも 1916.4.30¹⁹⁹⁾)。このような「不品行」の男と結婚することは「泥」に沈むような不幸なことだと語られる。しかしながら、上記の「夫の暗黒面を発見して」で回答者は以下のように述べる。

【回答】…略…男の世界は女には考えもつかないほど乱れて居ります。…略…兎に角今では貴女を又とない妻として愛して居られるのでしよう。其の愛は少しも偽りがないと信じます。…略…そういうことは見て見ぬ振りをなすっていらっしやい。…略…過去のある御良人を貴女の清い愛情の力に依って品行の正しい立派な御人物となさることが、貴女の最も大切な任務だと思えます。夫と別れて浮世の荒波に当たられるのは、貴女を魔道に引き入れることですから決して賛成致しませぬ。(1914.5.20)

回答者は「男の世界は乱れている」ことを認めながらも、それが過去のことで夫が今愛しているのは妻である貴女であるのだから、「貴女の清い愛情の力に依って品行の正しい立派な御人物」にすればよいと答えている。その他の事例でも、「一芸妓」を囲って家に寄り付かない夫に悩む投稿者には、夫との間に子どもがいるので、子どものためにも夫の「不品行」が嫌でも勝手に別れてはならないと答えている²⁰⁰ (1916.4.9)。このように「身の上相談」では、回答者によって「不品行」な婚約者は排されるべきであるが、夫婦になってしまった以上は、妻の情緒的絆と忍従によって円満な家庭を形成するのが理想の夫婦関係だということが示されているのである(その他にも 1916.2.29、1914.5.26、1914.5.24、1916.3.19、1916.4.23 など²⁰¹)。

以上のように、「不品行」な未婚男性は配偶者としてふさわしくないと語られる。夫の条件として「不品行」、つまり結婚後に他の女性と関係を持つ可能性があるような男性は避けられていた。この「品行」という言葉からわかるように、男性の「貞操」が問題になるのは、その男性の人格やそこからくる行為が、結婚生活を不幸にするか、しないかを左右する点である。女性に求められる処女性のように、男性の身体に関わる問題だとはみなされていない。「不品行」であっても男性の身体は「汚れる」と描写されていないのである。男性の「貞操」が問題になるのは、結婚後の「家庭」を不幸にしてしまうからである。つまり、夫婦と子どもからなる「家庭」を脅かすために夫の「貞操」が問題になるのである。

第3節 身体にかかわる条件

本節は投稿者と回答者が肯定・否定する配偶者の身体性を明らかにする。「身の上相談」では配偶者の身体にある弊害を示すことで、その身体が結婚生活と結婚後の生殖に及ぼす

影響への懸念が示される。しかも、投稿者が求めていた身体に関わる条件の特色は、これらの身体問題の根拠が優生学、医学など近代的価値観に求められていた点にある。本節では、このような「問題化される身体」にどのような意味が付与されていたのかを描出する。

3.1 では、遺伝に関わるとされる身体性を概観的に述べる。続いて、遺伝ともかかわる問題であるが、3.2 では結婚生活を維持していく上でも問題化される病を抱える配偶者像についてみる。

3.1 近親婚への配慮

3.1.1 近親婚の位置づけ

「身の上相談」の相談において遺伝的に問題だとされる特徴をみると「近親婚」の問題化が語られている。「近親婚」の事例とは、配偶者が自分と近親者であることから、その結婚によって遺伝的な問題が生じやすく、子どもに弊害が出やすいことに悩むものである。当時の「近親婚」への理解について手がかりとなる記事が、「婦人付録」に掲載されていた。そこで論じられていたのは、「血族結婚」、つまり「近親婚」によって、心身に障害のある子どもが生まれるのでよくないという主張と(杉江薫「配偶者を選択する標準」1915.12.6)、長所となる遺伝も生じやすくなるので一概に悪いと言えないという主張(山内繁雄「遺伝と結婚」1915.1.13)である²⁰²。

それでは、なぜ近代的価値観である優生学的な配慮をもって「近親婚」が語られていたのか。その背景には、戦前においてイトコ婚が慣習となっていたことがある。第1章第3節 3.3.1 で述べたように、厚生省人口問題研究所の調査によれば、戦後「遺伝病の有無」が配偶者に求める条件として重視されなくなった。このことについて厚生省人口問題研究所は、「戦後いとこ婚などの近親婚が著しく減少したことと無関係ではなく、それは又通婚圏が広がってきたことと関係が深い」と考察している(厚生省人口問題研究所ほか 1988: 37)。実際に、大間知篤三によると、地方の慣習もあって各地で、民法でも認められていたイトコ同士の婚姻にいたってはむしろ歓迎されており、イトコ同士の結婚は極めて多かった²⁰³(大間知 [1962] 1967: 69-79)。規模の小さい村、他町村との結婚を歓迎しない村では、血縁が近い親族同士の婚姻は避けられず(大間知 [1962] 1967: 69-79)、村の独立性と封鎖性が強かったので村内婚が普通であった(有賀 [1948] 1968: 36-42)。

3.1.2 近親婚に関する事例

このように、近親婚が伝統的婚姻だったことを背景に、投稿者たちは近親婚に対して「遺伝の配慮」を示していた。表 4-1 は「遺伝の配慮」から近親婚への悩みを投稿した記事の一覧であり、投稿者からみた配偶者との親族関係も示している。投稿者からみた配偶者との親族関係をみると、イトコ同士が 17 件、又イトコ同士が 2 件、又々イトコ、伯（叔）父と姪、伯（叔）母と甥、「四親等にあたる親戚の女」、兄と妹（戸籍上は他人）がそれぞれ 1 件である。「身の上相談」において近親婚の投稿は、民法で禁止されていた実の妹、甥、姪などもあがっているものの（民法の規定については第 1 章第 3 節 3.3 を参照）、ほとんどが法律で容認されていたイトコを配偶者とするかどうかの悩みであることがわかる²⁰⁴。

近親婚の事例で記述されていたのは、近親者間の婚姻から生まれた子どもに何らかの障害や病気、虚弱な体質が生じるのではないかという憂慮である。たとえば、投稿者は互いに愛し合っている S（母方の姪）と結婚すれば「変質者や精神病者」が「生まれはせぬか」と心配し、また実父方の親戚も近親婚を理由にその結婚に反対していると語る（1916.1.9）。事例では、近親婚への憂慮のため当事者間の情緒的關係性に揺らぎが生じること、〈親〉が近親婚を理由に当事者同士の選択に反対していることが述べられる。〈親〉も当事者も「遺伝の配慮」を持っていることが示される（その他にも 1921.11.15²⁰⁵）。もちろん、後述するように親が近親婚を押し付ける側として語られる事例もあるが（1914.7.15）。これらの事例の中では投稿者が、生まれてくる子どもの身体性と配偶者の身体的条件を結びつけて不安を述べている。以下の「従妹を貰いましょうか」と題する事例でも、「従妹」との結婚への「幣」によって当事者間の情緒的關係性が揺らいでいることがわかる。

【投稿】私の従妹に本年女学校を卒業した十八になるのが居ります。近頃高商出身の実業家から嫁に貰いに來て居ます。先方は高潔な人物だそうで、叔父も本人も先方を嫌いと言ふ訳ではないのですが、従妹は幼い時から気心の知て居る私の方を望んで居るようで、先方の母から私に意見を求めて來ました。尤も本人は幼い時から私によくなづいて居り、私も非常に愛して、今では真の兄弟よりも仲が宜い位ですから、勿論私には異存や不服はありませんが、血族結婚の幣を知って居る今日、夫も躊躇致されます。然しよくも知らぬその実業家に行つて、若しも苦勞させるなら、いっそ私が貰つて、楽しい月日を送らせてやりたいとも思ひ、とかく判断がつきかねます（1914.6.24）

このように近代的な優生学、遺伝学の価値観から、近親である配偶者を避けるべきかどうか悩んでいることが示されている（その他にも 1917.1.12²⁰⁶）。そして、「気心の知れた」相手、「愛」ある相手であっても、生まれてくる子どもの「弊」を想定して、近親者に対して不安が構成されるのである。そのような不安は、子どもへの弊害の示し方にも表れており、しかも、時期を経るごとにその表記が「害」「弊」から、「奇形児」など具体的な障がい表記へと変わり、近親婚の「弊」が現実味を増して語られ、より深刻な不安が構成されるようになっている（1914.7.15、1915.10.6、1916.2.2、1916.5.21、1916.11.15、1917.1.12、1919.4.24、1921.11.15²⁰⁷）。

だが、このような「遺伝の配慮」を持った近親婚の投稿に対して、回答者はそのような価値観を配偶者条件にあてはめる必要はないと述べる。たとえば、上記で取り上げた「従妹を貰いましょうか」の投稿に対する以下の回答である。

【回答】血族結婚には弊があるといますが、未だ一概には申しません。血族結婚でなくとも、酒や心配のために虚弱な子供を生ずる場合が沢山にあります。血族結婚でも非常に注意したならば、それ程の弊害を受けずに済むだろうと想います。其故あなたの場合に於いては、従妹をお貰いになることを希望します。（1914.6.24）

このように、回答者は近親婚の弊害についての判断を保留しながら、あくまで中立な立場で回答しようとしている²⁰⁸。「血族結婚の弊害」への投稿者の不安に対し「遺伝の配慮」から距離を置いて回答されていることがわかる。回答者は当事者間に「愛」がある場合は、その近親婚はするべきものと回答する。その他にも、「お互い離れ難い愛があるなら、血族結婚も仕方ありませんが、あなたのように唯顔を知るだけで、別に愛して居るわけでないのなら断ったほうが良いと述べている（1914.7.15、その他にも 1920.6.17、1914.9.30、1915.3.17、1921.8.3 など²⁰⁹）。あまりにも近すぎる血縁者でない限り²¹⁰、回答者は当事者間に情緒的關係性がある場合、近親婚における「遺伝の配慮」を排すのである。

ところが、1921年11月19日の投稿をきっかけに、優生学的な弊害に中立的だった回答者は、優生学的な理由により近親婚を避ける立場に転向する。それは、以下の「血族結婚の恐るべき結果」と題する事例である²¹¹。

【投稿】小生は明治四十年、八歳下の従妹と結婚したが、長男十五歳聴覚力及び発音

不自由にて未だ入学せず。目下尋常二年位の程度。但し脳の働きは年齢相当。長女十歳、次女二歳は普通程度。次男七歳は聴覚力殆ど無く自然言語発達せず。能力は年齢程度。以上のような結果を見せているが、両親は普通人で酒等を飲まず家庭は円満である。右の両男児は帝大及び金杉病院で、耳及咽頭の機関には不完全な箇所がない。血族結婚の結果であらうと云はれた。一意発達に注意している（1921.11.19）。

この投稿以降、回答者は近親婚の弊害に関する悩みに対し、近親婚を避けるようにと答えるようになる（1922.5.10）。子ども二人の「聴覚」の障害と「能力」の状況、診断された病院の固有名詞が、具体的かつ現実的な問題として近親婚の不安を構成している。この具体的かつ現実的な投稿を前に、回答者はこれまでのように投稿者の不安を解消しようとする姿勢をとれなかったようである。この投書と同じ紙面に、相愛の仲の女性がいるにもかかわらず、無理やりに従妹との結納をさせられたという「結婚に悩みて」と題する相談が掲載された。回答者は「前記の血族結婚の結果を見ても分る通り従妹との結婚は避ける方が宜しい」（1921.11.19）と述べている²¹²。

以上みてきたように、子への「幣」か当事者関係かという投稿者の不安の語りから、近親者との間に生まれる子の身体の重視によって、血縁の遠近によって配偶者として包摂／排除すべき身体的条件が構築されていた。親は近親婚を押し付ける側と語られる一方で、当事者とともに「子どもに何らかの弊害が現れる」近親の配偶者を否定しようともしていることがわかる。

3.2 「遺伝病の有無」への配慮

「身の上相談」では系統的に遺伝した性質・体質があるという意味で「血統」というキーワードが用いられる。いわば優生思想に基づく配偶者像である。以下にみるように、「身の上相談」において投稿者たちは「血統」に目を向けて「遺伝の配慮」をする傾向を示していた。以下では、系統的に遺伝した性質・体質があるという意味で用いられる「血統」のことを、「遺伝的血統」と呼ぶことにする。投稿者、回答者たちは、この優生思想に傾倒した配偶者像をどのように描き出していたのかを以下にみていこう。

3.2.1 「血統」「遺伝」の位置づけ

近親婚の事例で構築されていた配偶者の条件は、配偶者の血縁の近さという身体性であ

った。これに対して、以下にみる「血統」を問題化している事例では、「遺伝の配慮」がその配偶者だけでなく、その親、親族の身体にまで及び、その配慮が生まれてくる子だけでなく子孫にまで及んでいる場合があった。つまり、「身の上相談」においては、自分と子孫の身体と健康に目を向ける「遺伝の配慮」(Foucault 1976=1986:150-159)によって、代々受け継がれ、将来も受け継がれていってしまう「遺伝的血統」への「不安」が示されている。ここで排除される「遺伝的血統」は、「病気」だけの表記、「肺病・肺結核」、「ハンセン病」、「虚弱体質」、視覚・聴覚障害など身体的障害、「癲癇」、「梅毒」、「腋臭^{わきが}」、「精神病」、「精神上の欠落」、「狐憑きの血統」「容姿が悪い」などである²¹³。

投稿者の語りの中では「血統」や「遺伝」という用語が繰り返し登場し、遺伝の危険性を憂慮しなければならないという思考が示される。その中には、回答者に遺伝に関する知識について質問する事例がある。たとえば、結婚の約束が決まりかけていたとき、母の実家で 2 人ばかり肺結核で亡くなったことが原因で破談になったが、「肺結核は自分が達者でも近親にそれがあれば子に遺伝するものでしょうか」という投稿(1914.9.7)などである。当時の医療的知識の未発達により(大塚 2003a: 3-7)、「遺伝」ではない「肺結核」さえも慎重な姿勢が示される。「遺伝」に不安になる投稿記事では、「結婚する当事者、もしくは当事者の親族の特質」を理由に、自らの身体的特徴から、相手と結婚することを躊躇する、あるいは自分は結婚しないほうがいいのではと悩むものがある。たとえば、以下の「この病あるので」と題する事例では、遺伝性の腋臭をもっていて手術しても治らないという悩みが示されている。

【投稿】私は或る人と婚約が成り立って居りますが、生来腋臭で困って居ります。大学病院で手術をうけた事もあります脚からも厭な臭いがして全治の見込みがありません。その上、遺伝性のものであります。良人になるべき人は只今遠方に居りますが、非常に愛してくれます。それ故にこの病気が余計心配になります。若し結婚しても、永久に幸福ではないと思います。…略…私は今の中に破断して是非独身で暮らしたいと思います。(1919.6.23)

このように、結婚する当事者が自分やその親族に遺伝的な問題をみつけて、自らの身体にスティグマを付与する言説が繰り返し登場する。また、「身の上相談」で配偶者の遺伝が問題になるとき、「悪い血統を残すこと」は自分の子どもだけでなく、その子孫を残すこと

であり、その行為が「不孝」なことだと語られる。たとえば、以下のような、父と姉が肺結核で亡くなった者が思い悩む相談である。

【投稿】私は本年二十五歳の青年で、…略…国元から、私に帰国して結婚するように勧めてきました。併し私の父は肺病で死し、姉もまた結婚後まもなく亡くなりました。で若し私結婚したら、矢張り同じ病で死ななければならぬと思います。又結婚してそうした悪い血統を残すことは悪いことで、不忠不孝だと存じます。記者様私はどの道を取るべきでしょうか。何卒ご教示を。(1919.4.7)

この「不忠不孝」が、誰への「不忠不孝」なのかは文脈から判断できない。しかし、遺伝を含意した近代的知識と、「不忠不孝」という儒教的規範の接合は注目に値する。つまり、「悪い」身体的条件を持つ相手との結婚は、少なくとも親等に申し訳ない行為だとみなされていることがわかる。また、私の「血族」は「特有の性癖」が原因で「不幸不運」に見舞われているという投稿(1914.6.4)がある。この「血族」という表現から、不幸をもたらす特有の遺伝が直系・傍系家族全体に及ぶことが意識されているとが読み取れる。このように未来の子どもや子孫に悪影響を及ぼす可能性、それが親等を含めた「血族」全体の問題であるからこそ「遺伝的血統」への配慮がより重視されているのである。

このような「遺伝的血統」への配慮が示された投稿に対して、回答者は一部の結婚当事者の特質の弊害を除いて(この特質については3.2で詳述する)、優生思想に傾倒せずに配偶者選択するべきだと語っていた。たとえば、「血統は純潔な方がいいか」と遺伝的弊害を問題化し、悩む投稿者に対して、以下のように回答している。

【回答】血統は純潔であるに越したことはありませんが、何もそう根ほり葉ほりして、誰も知らぬほど昔の事まで詮索するには及ぶまいと思います。遺伝には隔世遺伝というものもありますが、それとて祖父母より孫へというような近い間の事が多いのですから、昔は血統が悪かったという噂がある位なら大して気に掛けなくともよかろうと思います。(1916.4.7)

ここから、回答者も「血統は純潔であるに越した」ことはない、あるいは「遺伝には隔世遺伝」があるという記述から、「遺伝」が親と子以外の親族にも直系家族にも受け継がれ

影響を及ぼすとみなされているとみなし、「遺伝的血統」への配慮を配偶者の条件として意味付けていることがわかる（その他にも 1919.6.23、1920.8.7、1914.10.25 など²¹⁴）。回答者の「血統」「遺伝」への態度については 3.2.2 で明らかにする。

以上みてきたように、投稿者の語りにおいて、「遺伝」という近代的な価値観によって、配偶者の身体だけでなく、その直系・傍系におよぶ「血統／血族」の身体さへも排除の対象として構築される。投稿者は、「悪い血統を残す」配偶者選択に対して、その是非や躊躇だけでなく「悪いこと」という評価を述べ、その「血統」「遺伝」への不安を示していた。

3.2.2 「遺伝／病」に関する事例

しかしながら、回答者は「悪い血統」をもった配偶者や、その候補者との「結婚をとりやめろ」と答えない。回答者は、上記の例のように当事者による「遺伝的血統」への配慮や、親による配慮に理解を示しつつも（1916.1.16、1917.7.19）²¹⁵、「遺伝的血統」への配慮を示す投稿者に対して、結婚をしても大丈夫だと了承する。もしくは一時的に結婚を思い留まる方法を示しており、取りやめるという方法は示さない²¹⁶。なぜ、回答者はそのような態度を取っていたのか。それは、第一に、一部の「病／遺伝」を除いて、優生学への批判的な立場、第二に、健康になる可能性のある男女の皆婚志向、第三に、近親婚言説と同様に、回答者は「血統」への配慮よりも当事者の結婚したい意志の方を考慮すべきとみなしていたからである。

第一の優生学への批判的態度は「若い娘を持つ母親」と題する事例に端的に表明されている。この投稿では、容姿が悪い青年が容貌のいい娘に言い寄り、「親より優れた性質の」孫を望む娘の親がその青年との結婚を嫌がっていること、これは優生学の視点からいうとどうなのかと述べられている。この投稿に対し回答者は「優生学と言う学問はまだそれほど根底のある学問では」なく、容貌が優れないということは優生学の問題ではないと述べる。さらに、優生学は「非人道的な人間の取り扱い」をすると非難があることを紹介し、優生学の考えを持って結婚問題を勧める人たちに同情することができないと批判する（1917.7.18）。回答者は遺伝学、優生学をあまり評価していない。

第二の、健康になる可能性のある男女の皆婚志向については以下の事例に示されている。「遺伝的血統」とみなされる病、——ここでは肺病・肺結核——への投稿者の危惧と、其れに対する回答者の返答とその根拠が示されている。

【投稿】私は二十七歳の男、三年前初期の肺疾に罹りましたが、近来は大いに健康を恢復して、医師からも最早治療するには及ばぬと迄言われています。そこで両親はしきりに結婚を勧めて止みませんが、併し子供ができるとしたら、遺傳的關係が心配でなりませんので結婚はせずに置こうと思います。然りとて独身で一生を送るのも甚だ心淋しく、又妻帯するとしても私の既往の肺疾を先方に告げねば罪悪でしょうか。欺んなことを思い煩った末、ご相談する訳です。記者の親切なお答えを願います。

【回答】實際問題として一々御尤もな御尋ねですから御答えする前に医学上からの左の六ヶ条の原則を掲げます、(1) 健康なる成年男女の独身は不可ぬ、(2) 病弱の人殊に肺病や、梅毒や、淋病の人はその治療を完全にして後結婚するが好い、(3) 肺病は決して不治の病気ではない、(4) 親の肺結核菌は直接にその子供に遺傳はしない、…略… (5) 両親が虚弱ならば、その素質は子孫に遺傳する、(6) 親が肺患者で子も亦同病に罹るは多くの場合、生後同棲等の關係から感染するのであるから、親自身が消毒其の他の清潔法予防法等を衛生的に実行するがよい。…略… 現に事実上全快していただけるなら今後益々摂生をして、結婚の用意をなさるのは差し支えないと思います。

(1920.2.5)

このように、「身の上相談」においては、3.2.1 で示したような、優生思想を受け入れながらも結婚の是非をめぐって躊躇、混乱する、あるいは相手だけでなく自分に対してもスティグマを付与する語りが何度も登場する。このような投稿の回答では、たとえ投稿者が結婚に躊躇していたとしても、おおむねできるだけ結婚することを勧めている。それ以上に注目すべきは、投稿者が結婚を取りやめるという解決方法に傾いていたとしても、病の治癒に専念する方を優先するように答えていることである²¹⁷。上の回答部分 (1) と (2) で述べられているように、「健康」になる可能性がある男女は独身でいるべきではなく、「健康」になるように努めてから結婚すべきだと語られる。回答者は、治癒する病であれば、治癒に専念して完治すれば結婚が可能であると述べ、結婚のためにも当事者に「健康」になるように語っているのである。そして、健康になる可能性のあるすべての独身男女が結婚するために、誤った医学的知識や思い込みを排そうとして回答部分 (3) ~ (6) のような「病」への正しい知識と対処方法を提示するのである。ここから、回答者が、誤った医学的知識によって結婚できる可能性のある健康な独身男女の避婚志向を斥け、正しい知識と衛生・予防の管理といった解決方法を示すことで、結婚を促そうとする姿勢であること

がわかる。回答者は、「肺病・肺結核」以外の「病」を危惧する投稿について「遺伝的配慮」に理解を示しながらも、同様に、結婚しても大丈夫だと答えて結婚を勧めていることがわかる（1916.4.18、1916.1.13、1915.3.22、1919.5.14²¹⁸）。回答者は、投稿者が配偶者の対象から排除しようとした身体を、「治癒の余地のある病」を持つ身体とみなして、配偶者の対象として包摂しなおそうとしているのである。

しかしながら、回答者はハンセン病については結婚を避ける様に促している。ハンセン病はらい菌によっておこる慢性の感染症であり、遺伝することはない。現在では治療薬も開発され、感染力が弱いこともわかっており、また患者の発生はほとんどなくなっている²¹⁹。投稿と回答のやり取りの中でハンセン病²²⁰を持つ配偶者像への危惧が形成されていく。投稿に目を通すと、ハンセン病の患者、あるいは家族に患者をもつ者への差別意識が示され、回答者もハンセン病を特質にもつ相手との結婚には反対している。たとえば、以下の「母の悪病に驚く」と題する事例である²²¹。

【投稿】（私は）今年二十二歳の秋を迎え、今は某会社の事務員を勤めて居ります。昨年のことですが、突然田舎の兄が尋ねて参りまして申しますには、父の亡くなられて以来、何とはなしに母の容貌が変わって来たので、医者に診察して貰ったところ、恐るべき癩病とのことに、…略…心ならずも母に因果を^く脚めて、或る癩療養所に入れて^{しま}ったとのこと。そして兄がなおも申しますには、お前も年頃だから好い縁談があったら片付いた方がよい、併しこんな病人の母があつては折角の口も破談になるから、母の療養所に這入った日を命日に、不倫ではあるが死んだ者と思つて、他人様には決して母が在るとは言うな、とのこと。私は夢かと^{ばか}許り驚きましたが、何を隠しましょう、私には数年前から懇意にしている青年がありまして、青年の両親も非常に私を信用し、もう固めの約束をするまでになつて居りますが、母の悪病を聞いては何うしたものかと恐怖に耐えません。…略…記者様、私はこの際前陳の事実を秘して結婚しても良いでしょうか。

【回答】…略…貴女及び貴女の一族が、世俗の所謂悪い血統であるという問題から除かれることは出来ません。世間一般の風評では癩病は遺伝するものとみられています。…略…その遺伝性については十分な説明が与えられてないということです。…略…殊更隠し立てをして結婚することは少なくとも心ある婦人の取る可き道ではありません。悲しいでしょうがそれは苦い運命の杯だと思つて甘受するより外致しかたがあ

りますまい。(1917.9.26)

ここでは、「ライ病」の母親と縁を切つてと語られることで、「ライ病」をひた隠しにしないと結婚ができないことが示される。それに対し、回答者は遺伝するかどうかは留保しながらも、縁談が駄目になっても運命だと思つてあきらめろと述べている。その他にも、何世代まで遺伝するのかをたずねた投稿に回答者は、「あなたに遺伝上そういふ欠点があるのですからあなたが身を引いて、其婦人との関係を潔く断つことが、あなたには辛くとも、美しい行為だと思ひます」と答えている(1919.1.15)。堪え忍んで結婚をやめることが「美しい行為」だと評価されている。さらに、ハンセン病については「遺伝とか、伝染とか、色々な説がありますが、普通これを遺伝と見て、成るべく其の子孫を少なくした方が善いように想われます」(1919.1.15)と述べる。この投稿と回答の語りから、排除の対象としてのハンセン病の「血統」である配偶者の身体が構築されているのである。

しかしながら回答者は、情緒的絆を有した配偶者選択の場合、ハンセン病の「血統」との結婚は避けるべきという投稿者の意見を承認しながら、なんとか愛する人と結婚する方法を模索する。これが、「遺伝的血統」へ配慮が結婚を避けるほどの問題ではないと回答者が示す第三の根拠である。「愛する人の家は」と題する投稿では、「深く愛し合った」婦人がハンセン病の「血統」だとわかったと語られる。その投稿に対して、回答者は次のように答える(その他に1915.9.18、1916.11.8、1916.9.10など²²²)。

【回答】^{らいびょう}癩病の系統は勿論縁組に避けたいものです。併しあなたが其の婦人を貰うなら、あなたの先祖の家の血を汚すことになりますから、大いに躊躇せねばなりません。あなたが養子に行くのなら、あなた一代切りのことですし、又純潔なあなたの血に依つて、先方の濁つた血を幾分善くすることも出来ましょうから、行つておやりなさいまし、そういう血統だからというて必ずしも其の婦人が^{らいびょう}癩病になるとは限りません。(1915.9.18)

ここでは、ハンセン病の「系統」の婦人が投稿者の家に嫁ぐと、投稿者の「先祖の家の血を汚す」ことだと語られ、同時に「純潔な血」の投稿者が養子にいくとハンセン病の「血統」の血がよくなると語られる。第2節でみた「純潔な血」言説が「遺伝的血統」を持つ身体を語る際にも用いられている。投稿・回答記事を通して排除の対象として構築された

「ハンセン病」である配偶者の身体も、当事者間の情緒的關係性が形成されていることで、配偶者対象として包摂される身体となっているのである。

以上のように、第一に、投稿者は遺傳的弊害の知識の混乱と、その生半可な知識によって配偶者としての資格の境界線をみずから設けていること、第二に、それらに対して回答者が正しい知識を提示し投稿者を結婚に向かわせようとしていたこと、第三に、そうであるにもかかわらず定期的にこの混乱した知識をもつ投稿者によって何度も遺傳的に危険な配偶者像が登場していることが明らかになった。遺傳的問題を抱える配偶者像に男女差があったのかをみると、男女関係なく優生学的な憂慮を語っていた。そして、「親類は相手の血統が悪く、また自分が結婚すると正系が悪くなるので反対している」（1921.2.15）という事例のように、〈親〉も配偶者の遺傳を問題化していることが投稿者によって語られている。

小括

「身の上相談」では配偶者の条件として「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺傳」などの近代的価値にもとづいた条件が提示されていた。投稿者は配偶者の条件や選好性に関わる近代的価値観を積極的に使用しており、配偶者、その候補者、自らの欠点や非を責め、深刻な不安を構成していた。「処女／純潔／貞操」はジェンダー非対称な価値であったが、「人格／教養」、「優生／遺傳」は男女ともに求められる条件であることが明らかになった。

投稿者によって語られる理想的な配偶者像の特徴は、人格と理解の一致する、中等以上の学歴のある、最低限のリテラシーを持つ、近親者ではない、遺傳的病を持たないことであり、また女性は人格と身体ともに「処女／純潔」であるべきこと、男性は結婚後「不品行」でないことである。これらの近代的価値にもとづく条件がないと相手に情愛が生じないと、結婚後は不幸な夫婦関係になると語られる。この語りのなかで、これらの条件は夫婦の關係性の形成に関連して正統化される価値観として構築される。また、「処女／貞操」が妻になる条件として重視される際、近代的な性科学によってその処女観が正統化されて提示されている。「優生／遺傳」に関わる配偶者の条件も、投稿者によって語られる理想的な配偶者像とされる。投稿者は、男女関係なく、近親者との結婚が生まれてくる子に何らかの障がいが出やすくなること、「遺傳する病気」を持つ相手との間に同じ病気を持つ子がうまれやすくなることを不安だと語る。投稿者の語りによって、排除と包摂の対象となる

配偶者の条件と選好性が構築されていた。その排除と包摂の正統化根拠として近代的価値観が用いられ、配偶者となるべき人物の人格像と身体像への不安を構成していた。

ところが、回答者は投稿者が示した「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」に関する配偶者の条件に対して、その条件をもって配偶者の候補者を排除することを勧めない。回答者は、これらの近代的価値を受け入れながらも、投稿者の価値付けが行きすぎ、相手を排除しようとする、そのような排除を抑制する発言をする。また、当事者が近代的価値にもとづく条件を妄信したり、誤って受け取ったりして実践しようとする、近代的価値と距離を置くように語る。回答者は、未婚者が「不品行」に悩む以外は、当事者関係の重要性を根拠に、そのような条件の配偶者を包摂する方法を模索する。回答者は、既婚者の当事者に対して、夫婦の関係性の形成と継続を語る。その条件を持つ相手との離縁に悩む当事者に対して、愛情があるのなら耐えて相手が良くなるように努めるように、耐え忍んで互いの信頼を築くように答えている。この「耐え忍ぶ」という表現から、儒教的な妻のあり方と通じるものがあるが、「愛のために忍耐し」とされていることから、その根拠は近代的な情愛に裏打ちされる。しかも、夫に対してもこのような情愛による忍耐が求められていた。回答者は近代的価値観と距離を置かせるために、伝統性と近代性が連関した当事者の関係性を示しているのである。

このように権威的であるはずの回答者は、投稿者が近代的価値をどのように配置するかによって、近代的価値との距離の置き方を対応させていた。このような投稿と回答の相互作用が、配偶者の条件、選好性に関わる言説において、なぜ起こるのであろうか。回答者は、配偶者の条件や選好性に関わる価値を、当事者が妄信したり、誤って用いたりすれば、限られた人しか結婚することができなくなる、あるいは離婚する夫婦が上昇することを危惧している可能性もある。「健康になって結婚を」という回答者の言及はこのような姿勢を表明しているといえる。この可能性については今後の課題である。

第4章を通して明らかになったのは、配偶者の条件と選好性に関わる価値観は、投稿者によって近代性をおびた語りになり、回答者はその近代性を共有しながらも、行き過ぎた近代的価値には、伝統性と近代性が連関した関係性の問題を持ちだして抑制する方法を取っていた。したがって、回答者の発言は投稿者の立ち位置に対応し、依存的な構造であったことである。

表 4-1：「遺伝の配慮」による近親婚の相談記事一欄

掲載日	和暦	記事タイトル	結婚相手の続柄 (相手の属性補足)
1914年6月24日	大正03	従妹を貰いましょうか	従妹
1914年7月15日	大正03	従妹を貰いましょうか	従妹(叔父の娘)
1914年9月30日	大正03	三人の中いずれを	母方従妹(高等女学校)
1915年3月17日	大正04	従兄との縁談	従兄(35才)
1915年10月6日	大正04	血族結婚に就いて	母方妹方従妹 (相談者の両親も従兄妹同士)
1916年1月9日	大正05	愛か父母の意見か	母方の姪
1916年2月2日	大正05	妻帯を強いられて	従妹
1916年2月13日	大正05	姉を犠牲にすれば	従妹
1916年5月21日	大正05	従々姉妹に当たる女	又従姉妹
1916年10月13日	大正05	血族結婚は不倫か	又従妹(従姉の娘18歳)
1916年11月15日	大正05	近親結婚の怖れ	従妹
1917年1月12日	大正06	従妹との結婚は	父方従妹
1917年2月3日	大正06	二人の恩人の娘	従妹(叔父の娘 14歳 女学生)
1918年12月15日	大正07	従兄との結婚	従兄
1919年3月13日	大正08	近親の結婚	従妹(二人とも父母が従兄妹同士)
1919年4月24日	大正08	妻を娶るにつき	従妹(父同志は腹違い)
1920年5月15日	大正09	親戚のある女の頼み	四親等にあたる親戚の女
1920年6月17日	大正09	従兄との結婚は	従兄(母の姉[養母]の長男)
1920年11月18日	大正09	真実の妹と判って	実の妹(戸籍上では他人)
1921年8月3日	大正10	大学生の結婚申込	従妹(父の弟の次女)
1921年11月15日	大正10	血族結婚に就いて	従妹
1921年11月19日	大正10	結婚に悩みて	従妹(母の妹の娘)
1922年5月10日	大正11	親の強いる血族結婚	甥(姉の息子)

注) 相談者と配偶者との親族関係は、相談記事から推測できるものだけ、詳しい続き柄を記している。

<第4章 注釈>

171その他にも、私は薄給官吏ですが、多少学校の成績が良かったせいか、結婚の申し込みが煩い程参るといふもの(1916.4.10)、嫁ぐなら教育もあり、人物も立派な方の所へ参りたく思っているといふもの(1916.4.30)などである。

172 その他にも、自分の学歴・教養が結婚に至れない理由の一つであると語る次のような事例がある。

【投稿】私は二十六歳の青年で、只今は十五、六円の月給で某官庁に勤めているもの

です…略…何しろ私はこれという専門学を修めませんので、一層心細いのです。…略…今から考えて見ますと、中等教育に九年の歳月と、二千五百円の学資を費やしたような馬鹿馬鹿しい始末、就職口の運動や、結婚の取調べになると、いつもこの履歴で大抵破談になったのでした。…略… (1917.9.15)

この事例の「専門学を修めません」というのは、おそらく高等教育以上の学歴を持っていないことを示しており、さらに、中等を終えるまでにかかった時間や学資の額が、「馬鹿馬鹿」しさとみなされて、結婚に至れないことが語られ、学歴と教養が配偶者選択の際の条件として示される。

173 なかには、結婚相手に理想的な学歴・教養を持たせ、その条件に近づけようとする事例もある (1914.8.4、1919.3.31)。木村涼子は1930年初期の昭和恐慌下の『主婦之友』において夫の立身出世を支える女性像が理想的に描かれていたと指摘する (木村 2010: 73-74)。学歴・教養を持たせるため支えようとする女性の姿も描かれているが (1914.6.16、1917.1.22)、このような女性像が大正期「身の上相談」には既に語られていたこと、なかには男性が女性に教育をもたそうという語りもなされていた (1914.8.4) ことが事例からわかる。

174 たとえば、「本人に学問と芸がないので物足りない」と述べる小学校の男子教師の事例がある (1914.8.20)。

175 その他、先で取り上げた1916年3月29日「断るわけにも行かず」でも、「浅学な」旅館の女性と、恩人が勧める「高等女学校」を出た商店の娘との間で迷う相談に対して、回答者は「条件に煩はされずに、貴方の一生の伴侶として何れが最も調和するかをよく心を静めて再考してごらん下さい」とし、たとえ気に入らない人格であっても結婚を約束した相手がよいと思うのであれば、恩人にそのことを話すように勧めている。それ以外の配偶者の学歴に不満を抱いて結婚に悩む投稿に対しては、学問はどうにかなると答えるか

(1914.8.20)、学歴について回答でふれない (1914.9.28、1915.3.17、1918.12.13、1921.2.25)。また、自分の配偶者に満足していく学歴を与える方法を訪ねる投稿に対しては、学問はすぐ身につかないので大目にみること (1914.8.2)、高等教育よりも裁縫学校を勧める (1919.3.31)、適当な高等女学校を紹介するが当人がしっかりしていればそんなに心配しなくてよい (1918.10.30) などの回答が示されている。また、一度振られた人以上の学歴をもつ人を探して婚期を逃したという女性からの投稿に対して、「今度は学位などはなくとも、人格の立派な人を選んで、^{たとひ}仮令あなたを棄てた人ほど、世に時めかずとも平和に幸福に暮らすことを考へなさが善い」 (1918.6.6) と答えが示されている

176ただし、回答者が学歴に関する条件の男女差を示した例が一例ある。投稿者が女子大学に行きたいが、高等女学校以上の高等教育は中流以下の家庭には不必要かどうか、夫より妻の方に教育があつてはいけないのかどうかを質問している。回答者は妻の方がいくらか下目にある方が夫婦は調和するように思われますと述べている (1916.1.1)。

177 その他にも、投稿者が、姉の嫁ぎ先の妹と結婚するように言われたが、その妹は品行学識共に教育者たる私の希望を満足させませんと悩むのに対し、回答者は、仮にも教育者たらんとする者が、一人の女を感化し教育していくことが出来ぬとは言われまいと思われますがと答えている (1916.2.13)。

178 その他にも「養子先の女とは思想や趣味が全然違うので、どうしても行く気にな」れず、「私とは思想も一致して居る」婦人とのどちらと結婚するか迷う記事などがある

(1915.5.14)。また、これから出会いたい理想の相手を語る投稿者の語りもしばしば登場する。女中をしている「温良着実な」女を妻にもらい、「円満な家庭」を作るつもり

(1914.7.24)、「趣味」の一致した人と暮らしたい (1915.6.13) というように理想の「人格」の相手と結婚したいといった事例などである。

179 その事例とは、結婚前に出会った「男の方」が「実に立派な人格で趣味の高い、職務

に勤勉な人」「その上極謙遜な素直で思いやりの深いお世辞と嘘を吐く事の出来ない方」が忘れられず、「夫を敬愛する事が出来ない」と悩んでいる（1914.5.21）というものである（その他にも、1914.6.5、1914.6.13）。

180 妻の人格に求められているのは「柔順さ」で（1916.2.11、1916.3.31、1916.4.8 など）、夫の人格で問題化されるのは「働かない」、出稼ぎ・進学で移住後に音信不通になってしまう無責任さ（1914.6.3、1914.6.9 など）などである。

181 その他にも両親の反対を押し切って結婚した人が「性急」「飽き性」で働かない（1914.7.31）などがある。

182 その他にも、転職した職場の雰囲気感化された夫が、酒やたばこを吸うようになり、浮ついた性格が変わったことを嘆く投稿者には、「貴方の濁らぬ魂の鏡に照らして、ご良人が踏み入りかけた浮薄な巷の暗を思い知らせたお上げなさい」（1916.1.27）と、「働かない夫」に対しては軽はずみに離縁してはいけなさと説き、あなたが夫を励ましたら男なので働く気がおこる、夫婦で協力し一所懸命に運命を開拓するように述べ（1914.7.31）、結婚を約束した相手の「悪癖」を治したい投稿者にあなたの努力で欠点は治せると答えている（1922.4.1）。

183 たとえば、人格の良い相手への思慕が、夫婦関係を脅かす相手となることが描かれている事例に対しては、「奥様が気に入らずとも一度結婚した以上は、奥様を教育して、思想も趣味も高くするように努めなさいまし」と、「結婚して見るとアラが見える」場合があることや、「又貴君の理想的に想っている女でも、決して貴君の思っているような偉い女ではない」と情緒的思慕から盲目的になって人格が理想的に見えている場合があると答えている（1914.6.5）。その他にも、以下の事例では、「お互いに協力一致する事」が出来ない場合は、当事者の関係性が形成できないかもしれないが、人格を気に入らない相手を排するのは、その性格という以前に、「我儘な心から益々嫌って」いないか、「我儘から来ていないか吟味して」から決めてもよいのではと答える。

【回答】自分がどんなに自制し努力しても、如何にしても心が合わない場合もありますが又夫れよりもいいものがあるという場合に、我儘な心から益々嫌って来る事が無いともいえません。…略…二人がお互いに協力一致する事の出来ぬ性格を備えている場合には、何がなんでも義理に縛られなければならぬとは申されないと申します。貴方が許嫁の女を排されるのは、我儘な心から来るものではないかどうかを御自分でよく吟味してそれからすべてを決めてください。（1916.1.19）

184 親が子の配偶者に人格を求める事例はほとんどなかったが、親や親族が占いで相性がよくないと言って結婚に反対するという事例が散見できる。たとえば、私の母が双方の相性を人相見に調べて貰ったところ、合わぬと言われたとかで非常に心配して止めにせよと申します。回答者は性が合わぬと言う事は夫婦生活には可なり関係します。でも人相見の言葉を信用して左右されるというのも愚かな事。そういうことを言われたらちよいちよい気になるもの。貴方が多少なりとも気になるようでしたら、およしになった方がよろしいと思います（1916.03.18）と答えている。占いは旧来の配偶者選択の考え方、科学的根拠がないなどの理由で、投稿者はそのように占いで出た相性で配偶者のよし悪しを決めることを問題だとみなし、回答者も望ましい方法でないかと答えている。

185 <親>が問題とする配偶者の「家柄」には、財産、家業、配偶者の身分、地位も含めている。「身の上相談」の言説をみると、家柄、財産、家業、身分、地位などは並列に扱われ、あるいは、家柄と財産、身分と財産などというよう区別がなされていないこと。たとえば家に従事する奉公人と、その家の主人の子との結婚は身分が違う（1914.7.17; 1914.9.17）、相手とは家柄、財産が違う（1914.8.26）ので反対されるなどと表記されている。

186 もっとも、当事者が相手と自分の階層が釣り合うかどうか躊躇する事例がある。その他には、「無一物」の農家の自分には財産家の娘よりも財産のない娘の方が「適当」かどうか迷うもの（1914.9.26、1915.11.25）、嫁に行く予定の温泉旅館は「賤しき業」で恥しいなど相手の家業への不満をもつもの（1914.10.18、1915.9.30、1919.3.8）、村内で立派な家柄なのでなかなか釣り合いの取れた理想の相手が見つからない（1915.5.8）などである。ただし、当事者が相手の階層を指す時に「中流社会」「物質的豊」と述べている事例もあり、親らが問題視して語る「家柄」と少し意味がずれ、文化資本とみなしていると察せられるものもある。たとえば、1915（大正4）年8月12日の「求婚せられて」では、農家の娘が「教育ある紳士」から求婚されたが、「私としては光栄身に余る事です、此の結婚が果たして将来の私の身に幸福でございませうか」と躊躇し、「中流社会の立派な婦人」になる方法を尋ねている。なかには、親同士が「愛のある結婚であるのなら」と賛成しているのに、相手が「物質的には私共と比較の出来ぬ程ゆ豊」かな「お嬢さん」のため、一緒に生活できるのかどうかという躊躇も示される（1920.2.20）。

187 たとえば、1914（大正3）年8月26日の「結婚しても善いでせうか」は、財産家の娘がその家の奉公人の青年との結婚を、祖母や祖母の兄弟に反対されるという相談である。親族たちは「非常に家柄や財産のことを申して許さない」のだが、相談者は結婚したい相手と一生暮らすことができたなら、「何はなくとも誠に幸福の事と思ひますが」、「私がこのものと結婚するのは、父母に不幸になるのでせうか」と述べている。

188 第1章第2節2.1.1で述べたが、佐伯によると、近代化、文明化を志向するために提示された恋愛結婚観では、近代において男女関係が「色」から「愛」の重視に移行するなかで、芸娼妓を見る社会の視線が「歌舞の菩薩」ではなく「醜業婦」と変化していた（佐伯1998：345）。「身の上相談」の事例からも、否定的な条件として「芸娼妓」が提示されていることがわかる。

189 その他にも、「人間が駄目なら財産なんぞ幾らあつてもジャボンの泡のようなもの」だとし、家柄・身分よりも「自分の性格に最も調和しそうな性質の方をお選みなさい」と述べている。ただし、回答者は家柄・身分のある者の人格を否定しているわけではない。自分の望む相手がいなかった場合一生独身でいようか迷う相談者に「世には家柄も善く財産もあつて尚人格も立派で手腕のある人もある」と述べている（1915.8.10）。いずれにせよ、家柄よりも、人格の方が配偶者選択にとって重要な条件とみなしているのである。

190 その他にも妻の条件としての「処女」が提示されている。「そういう女と結婚したのかと思うと口惜しくて悩ましくて仕方がない」（1916.10.24）、処女でないことを疑う夫から「純潔な愛を捧げたのではない」と言われる（1916.6.11）などの事例がある。以上のように男性側から、女性が「処女でない」「汚れた身」であることに対して、さまざまなステイグマが付与されていることが、そして、それゆえに妻の条件としての「処女」を求められていることがわかる。

191 その他にも、妻や妻候補が「処女でないことを知って」、配偶者の条件として不当なものとして位置づける事例がある。「二度目の女を」と題する次の記事は、上記の例よりも直接的に、性科学における「処女」の身体に関する知識に影響を受けている。

【投稿】私は帝大医科学生ですが、其の初めとある人から何の約束もなく学資の供給を受けてきましたが、昨今に至り私を此の恩人の親戚の女婿^{じよせい}としようと致して居ります。其の女と云うのは以前私の知人を婿養子として居たのが、事情によって離縁したものです。恩人からの言葉と申しても、結婚は人生の重大事、且つは佐伯博士の所謂「科学上より見たる女の貞操」なるものを考えたり、知人の手前を憚ったりして此の承諾を躊躇して居ります。此の場合先方の感情を害わずに断ろうとするのにはどうしたらば宜しいでしょうか。（1914.12.13）

「佐伯博士の所謂『科学上より見たる女の貞操』なるもの」がどのようなものかは不明であるが、この事例もおそらく、第1章第3節3.3.3で取り上げた性科学による性交経験のある女性の身体観と同様のものであろう。この性科学の知識に「帝大医科学学生」であっても影響を受けていることがわかる。このような性科学に裏打ちされた貞操観から、「処女／貞操」が妻になる条件として重視されていることがわかる。

¹⁹²その他にも、理想とする女性に「汚れのなさ」があることを主張するもの（1915.4.16）、「純潔」だからあこがれる（1914.8.11）と語られるあるいは相手への思いの深さを表すために「その人と結婚できなければ一生処女で」（1914.5.15、1915.7.30など）と語られる場合がある。婚姻に至らない恋愛関係にある男性に対して一生の貞操を誓うことで、相手への恋愛感情の正統性が示されているのである。

¹⁹³その他にも、農業を営む青年は、「どうも私の地方は、風儀が乱れて居って、純潔な処女を得る事がむずかしいのです。農業に身を委せるとしたら、そういう女を娶らなければなりません」（1915.4.29）と語る。

¹⁹⁴その他にも、「処女でない体で他家に嫁ぐことはできない」（1918.10.29）、あるいは、「処女」でなくなった自分を責める姿が描写され、たとえば「操をよごされた事」が「悲しく思い出され、もう一生独身でと覚悟しています」（1916.9.27）、「処女の誇りを失った」許婚の女が、自責の念にかられて「精神病で入院し」、「何か深い煩悶に苦しんでいる」姿が提示される（1919.6.24）。女性の言説からも、処女であるかないかが、配偶者としてふさわしいかどうかを決める条件として位置づけられていることがわかる。

¹⁹⁵その他にもこのような女性投稿者には、今までのその事実は忘れて良縁を求めなさい（1918.10.29）と、「罪の記憶によって、自分を清浄になさるといのが、今のあなたの身にとって一番大切な心掛け」（1916.9.27）。

¹⁹⁶その他にも、「口惜しくて悩ましくて仕方がない」と後悔する投稿者には、「長い年月を夫婦として生活して来、現在でも離縁の決心がつかない」のは「貴方は奥さんを愛しているのです。それだとその愛を一生大きくし強くして奥さんに対する不快の情を払いのけ」「将来を楽しいものにして行く」と「努力するところにあなたの輝きもあろう」「これを機会として、明るい家庭とされる事を希望します」（1916.10.24）と、「処女の誇りを失った」許婚を持つ投稿者には「それ程懺悔なすったのなら、許してやるのが至当」「其の過去の罪を忘れてやられ円満に幸福な家庭を作られたならば、あなたは精神的に立派な人物と申すことが出来ましょう」と答えている（1919.6.24）。

¹⁹⁷その他にも、結婚を約束した男が諸所で女を欺いて、金を取り、一度は婿養子に行ったことがあるとわかった例（1915.2.16）、「相思の仲、未来を約したその人の素行と言ったら話すに話せないくらいで、親や妹に向かってまでみだりがましいことを口走っています。思い切った方が」いかどうか（1916.2.8）、親戚が進める男は有名な「不品行」の人でその上前途に望みをかけるような人でもないの、私は行くのが嫌です（1916.4.30）などである。

¹⁹⁸以下の例もその典型である。

【投稿】私は今年二十五になる人妻ですが、七年前或る商家に嫁ぎ、間もなく男児を産みました。…略…当時は良人も私を愛してくれ、家庭も円満で何不自由なく暮らして居りましたが、三年前良人は何時しか一芸妓に迷う身となり、今は困者にして昼夜の別もなく家には少しも居つきません。其上今は姑小姑はおろか、下女の者まで私に辛く当たります。私はこんな事ではとても何の楽しみもなく見込みもありませんから実家に帰ろうと思うことが度々でしたが、父母は帰らずに辛抱せよと申します…略…（1916.4.9）

その他にも、「夫は至って素行が修まらず、金の手に入るにまかせて酒色にふけり、待合

に入り浸って、芸者二人まで妾にしたりしておりました。お金が付きて遊べないから、ヤケ酒、子どもや自分を叱りつける。離縁しようと思う」(1916.2.7)、夫が不身持で、私を打ったり蹴ったりいたします。子どもがいるから耐えています(1916.2.29)などである。そして、「夫が不身持にて、とても末の見込みがありませんから離縁しました。一生独身で暮らすためには、奉公しか方法がないのでしょうか」(1916.3.27)と、実際に離縁した女性の経験が登場してもいる。

199 その他にも、また結婚を約束した男が女性にだらしのない事を知った投稿者に対しては、「そういう男と一緒にならなかったのはあなたの不幸ではなく、かえって幸福というものです」と、親戚が不品行の男を勧めることに悩む投稿者に対しては、「あなたが軽蔑しきっている男を夫に持つのは、どう考えてみても自分に対する反逆です」(1916.4.30)と答えている。

200 具体的には「貴方の身体には、まだ十分に保護を要する推さない大切な一つの運命が纏わっています。そのものの未来の運命を考える事なしに、貴方一人が勝手に自分を処置してはなりません。どうか母の使命をもっと強くしっかりと意識して下さい」と答えている。(1916.4.9)

201 その他にも、夫の不品行の上に暴力を振るわれる投稿者には、「何か不満があるのか確かめて、他の楽しみを家で味あわせるように試みるとか八方に手を尽くしても、なお反省されぬようでしたら、あなたの思う通りになさるほかはあるまいと思われます」(1916.2.29)と答えている。「卑しい女」と関係がある夫に悩む投稿者には、「あなたの清い愛の力によって次第に夫を清い方面に導いて、実際自分が悪かったと悟るようになさるほかない。」

(1914.5.26)と答える。改心を待て(1914.5.24)、夫を間違った道から引き戻せ(1916.3.19)、「子どもたちもある事ですから、それやこれやを考えますと、矢張り今は何かと苦しかったり悔しかったりしても、辛抱していた方がよいように思います」(1916.4.23)などと答えている。

202 当時の近親婚を避けるべき優生学的な知識を知る手がかりとして、1924(大正13)年に出版された理学博士の三宅驥一が著した『遺伝と結婚』を参考にすると、次のようになる。その本のなかでは、潜在的に同じ「劣性遺伝」を持っている可能性のある近親者同士は、生まれた子どもに「劣性遺伝」が顕在するため、「血族結婚」は避けなければならないという、優生学的に配慮した結婚が勧められている。三宅は、1898(明治33)年にはコーネル大学で、1902(明治35)年にはボン大学で植物学を研究した、遺伝学と結婚を結びつけた代表者というべき人物である。彼の著した『遺伝と結婚』は1925(大正15)年までの間に13版まで発行されている。三宅は「血族結婚」、つまり近親婚を「従兄妹同志とか、又従兄妹同志といふ程度のもを指す」と位置づけた。その上で、「劣性遺伝」をもっていない場合は必ずしも近親婚は悪くないとことわりながらも、「人間の遺伝質の全く健全といふことはなかへ得難い」とし、「血族結婚は兎角弊害の表現し易い」ので避けるべきだと論じている。そしてそのことを通して、誰しもが「劣性遺伝」をもつ可能性があり、同じ「劣性遺伝」をもった近親者同士の結婚を避けることがすすめられる。

203 村で村内婚を奨励し、村外婚にはさまざまな制約を設けていたのは、村内が親類であると、団結力が強くなる、あるいは労働力である若者が村内に残る、お互いがよく見知った相手との結婚になるなどの理由からである(有賀[1948]1968; 瀬川1972)。明治期以降も村にはイトコ夫婦をイトコヅキ・イトコゾイ・イトコガタリと呼んでいた(『婚姻習俗号』『旅と伝説』6巻1号)。なかには伯(叔)父姪婚の例がみられ、大阪府河内和泉地方ではこれをサシアタリと呼んでおり、岩手県東北地方にはそんな夫婦の実例が1950年代頃までみられたようである(柳田・大間知[1937]1975:312; 大間知1967:70)。イトコ同士の結婚が当たり前だと考える村では、あまりに緊密な村内婚により、言葉や顔立ちといった村の個性がはっきりと形成され、それにより村仲間に忠実な実直な人間がつけられた(瀬川1972:278)。もちろん、村でも配偶者選択の範囲が規定されており、村にかぎら

ず平安朝からずっと父と娘、母と息子、異母兄妹以外の兄妹・姉弟の婚姻は禁忌であった（大間知 [1962] 1967: 69-79）。

²⁰⁴ ただし、「身の上相談」の相談記事には、優生学的な配慮からくる悩み以外にも、近親婚の法律による禁止規定について問う形式の相談が示されている。さらに、結婚相手がイトコや近親者であるが、優生思想による近親婚への配慮がみられない記事を 32 件確認した。したがって、イトコとの結婚がすべて優生学的な配慮をもって語られているわけではない。前者の場合は法律による承認を求めている語りであり、後者の場合はイトコ婚をそれ以外の結婚相手と同様に扱っており、いわばイトコ婚を自明視した語りであるといえる。²⁰⁵ その他にも、当事者たちは結婚したいが親が近親婚への優生学的な配慮をもって、その結婚に反対するという相談もある（1921.11.15）。

²⁰⁶ その他にも、「従妹との結婚は」では、相愛して結婚したい相手がいるが、相手とは近親者であるため、近親婚したのちの子どもへの弊害が心配だというものである（1917.1.12）。

²⁰⁷ たとえば、近親婚の弊害を示す記述を掲載された年の順に並べると、「生理上害がある」（1914.7.15）、「大いに弊害がある」（1915.10.6）、「有害」（1916.2.2）、「血族結婚の子孫に及ぼす弊害を聞いてみる」（1916.5.21）、「世間の唾者聾者などの不具者は此の結婚の結果」（1916.11.15）、「不具者でも生まれはしないかどうかといふ懸念」（1917.1.12）、「奇形児や白痴などの子女が出来る」（1919.4.24）、「血族結婚は不具の子を生むとか世間体が悪い」（1921.11.15）などである。このように、単に「弊害」や「害」という表記が、時代を経るごとにその具体的な障がい²⁰⁸の表記へと変わっていることがわかる。

²⁰⁸ たとえば、回答者は「血族結婚についての議論は中々やかましく一朝一夕で其解決を与へることは困難であります」とし、「生理学動物学等の学者が種々意見を異にして論争して居るので今茲で其可否を論定する事は出来ません」（1915.10.6）と述べている。他にも「血族結婚の良否は医学上の大問題で、其の学説も二つに分れ未だ決定的にはなっていないようです」（1921.11.15）という回答が示される。3.1.1 冒頭で取り上げた 1915 年の「よみうり婦人付録」に掲載されていた記事から察するに、近親婚の弊害について科学的な学説が二つに分かれており、回答者は中立的な立場になっていたのであろう。

²⁰⁹ その他にも、お互い愛し合って決めた近親婚の投稿には、「相愛の中²⁰⁹」ならば「結婚されても差し支えなからう思います」（1920.6.17）と回答し、逆に結婚する者同士に愛がなく、近親婚をいやだ²¹⁰と考えるのであれば結婚しないように諭している（1914.9.30、1915.3.17、1921.8.3）。また、回答者は血縁関係が「薄い」近親婚に対しては結婚するように勧めている。たとえば、相談者と結婚相手の従妹の父親同士が異母兄弟である相談に対し、回答者は「余程縁が薄くなりますから差支えないでしょう」と答えている。他にも、又従姉妹（1916.5.21）、四親等の親戚（1920.5.15）との近親婚の相談に対しても、血縁が薄いので弊害はないと答えている。「優生結婚」に配慮して近親婚をとらえるよりも、他の相談内容のほかの問題を重視し、近親婚の弊害については全く触れずに回答する場合もある。

²¹⁰ たとえば、結婚相手とは従兄妹同士であり、さらに結婚相手と相談者の親も従兄妹同士という相談の場合は、回答者は以下のように答えている。

【投稿】 そういう近血族は成るべく避けた方が善いのです。若し結婚して生まれた子供が身体が弱かつたり、低能であつたり又死亡したりすれば、七八分通り血族結婚の弊から起こった悲劇といつてよいでしょう。子を失う悲劇を後で経験するか、現在愛する従妹を失うかいつれか一つを選ぶべきでしょう。記者ならば、愛を失う苦しみを堪え忍びます（1919.3.13）。

以上の例からわかるように、これまで見てきた、生まれてくる子どもの「弊害」か、当事者間の情緒的絆かの葛藤が語られており、近すぎる血縁をもつ配偶者の身体性は、たと

え愛があっても否定される。ここで注目すべきは、生まれてくる子か、当事者関係かという投稿者の不安の語りの枠組みが、そのまま回答者の語りのなかに構成されていることである。その他にも、実の妹との結婚について回答者は「古来血族結婚は種々生理的の弊害をもたらすと言いつたえられている」とし、法律的にも禁止されているのでその結婚を取りやめるように促している（1920.11.18）。

²¹¹ この投稿は、1921年11月15日付に掲載された、「身の上相談」に対して寄せられた読者からの反論である。1921年11月15日付の記事は、当事者の結婚の要望を親が近親婚を理由に反対するという投稿である、回答者は「血族結婚の良否は医学上の大問題で、其の学説も二つに分れ未だ決定的にはなっていないようです」（1921.11.15）と述べている。

²¹² その他にも、1922年の相談には、甥と叔母との近親婚については、医学上からこの近親婚はよくないと述べる相談者に対して、回答者は「貴説のとおり血族結婚は一般に忌まれています」と近親婚を位置づけている（1922.5.10）。

²¹³ もちろん、結婚を思いとどまらせようとする根拠は病の「遺伝的配慮」だけではない。たとえば、病気を患う自分は今後妊娠も家事も健康者ほどはできないので、夫の幸福のために他を娶ってもらいたいという投稿がある（1914.7.2）。この事例は、自分の「病」によって「夫の幸福」が損なわれるなら、身を引いて当事者関係を終わらせようとする語りが、逆に、相手との情緒的関係性の深さを示すのに効果的であるのは注目に値する。このある意味悲劇的な主体による物語が当事者間の情緒性を強調するような効果を表出する点については、興味深い題材であるが、本稿では配偶者の身体への「優生／遺伝」による価値付けを明らかにすることが目的であるため、今後の課題にする。

²¹⁴ その他にも上記で取り上げた腋臭で悩む投稿には、腋臭を出来るだけ全治すれば是非結婚した方がいい（1919.6.23）と、容姿の遺伝に悩む投稿については、顔よりも心が美しいことが「家庭」を円満に続けるものだと回答している（1920.8.7）。容姿・容貌が優れていることを配偶者の条件として理想化、問題化している事例とは、たとえば、女学校に通い、成績、体格、容貌ともに申し分ない（1914.10.25）、全てのことを備えた上に、容貌も十人並み以上（1914.11.30）、学校の成績も優等で容貌も人並み（1918.3.3）などである。事例のなかには、「妹はまあ普通以上の器量のところから或る地主の息子に思われて結婚を申し込まれた。さらに、結婚は破断になったが、以降も妹を妾にと声がよくかかる」という相談があり、回答者は「持って生まれた器量が却って不幸せのもとになる人がよくあります」と否定的に扱われることがある（1916.1.17）。

²¹⁵ たとえば、相談者が結婚したい相手の血統が悪いと親が反対するという相談に、回答者は「親として血統の悪い者に娘をやりたくないのは最も」（1916.1.16）と述べている。他にも「狐憑きの家」の娘が「普通な家」、すなわち「狐憑きでない血統の家」から配偶者を迎えたいという相談に、「自分たちの血統を清くする為に一層好い血統の人と縁組しようとする事は当然のこと」（1917.7.19）と述べる。「血統を清くする」という表現から前近代的な「狐憑き」という家筋が「血」によって受け継がれる、もしくは別の「血統」によって「血」が清められるとみなされていることがわかる。

²¹⁶ ただし、すべて「遺伝的血統への配慮」の投稿に対して結婚を承認するわけではない、条件付きで結婚をしないようにという場合もある。たとえば、結婚相手の兄は現在精神病に罹っている。私の祖母は精神上に欠陥があり、母は肺病でなくなり、私は非常に神経質です。これらを総合してみますと此の結婚は将来にとって良くないのではという投稿がある。これに対して、親が肺病だから子も肺病になるとは限りませんが、あなたの場合はいろいろ血統に悪いところがあるように思いますから、その従妹さんの結婚は避けたほうが安全でしょうと答えている（1915.5.6）。

²¹⁷ たとえば、結婚前に肺病・肺結核に罹った、その症状が悪化したという相談に対しては、結婚の時期を延ばすように（1915.6.23）、あるいは不治の病ではないと励ましながら婚約を破棄して治療するようにすすめる例もある（1914.7.12、1916.2.19）。

218 たとえば、以下の「父が癲癩と聞き」と題する事例は癲癩に悩む投稿者と回答者のやり取りからわかる。

【投稿】此の程私の家庭及び理想に適したと思われる女を妻にと世話されました。併し聞けばその婦人の父が癲癩であるとのこと。この病が子孫に影響するようなことがなければ私は直ぐに迎えようと思いますがいかがなものでしょうか。

【回答】或いは神経系統に多少の影響を及ぼさないとも限りませんが、必ず遺伝するというような事はありません。好んで娶る事でもありますまいが、直接当人に遺伝しているようでなかったなら、そしてあなたの妻として適当な人に思えるならまずお迎えになる方でしょうね。(1916.4.18)

その他にも、癲癩は血統なのか、全快することができない病なのか、又結婚の資格はないのか、それから男子同病で女子無病の場合にも似よった結果を見るのかと問う投稿者に対して、回答者は、癲癩はいくらか遺伝するが、しかし「嫌われる遺伝」でもなく、又結婚しても差支えない上に、決して不治の病ではなく、生まれる子が皆必ず癲癩になるというようなことはないと答えている(1916.1.13)。また、耳が遠いという身体障害を気に病む相談には、子供に遺伝することはないと思うから結婚しても大丈夫(1915.3.22)だと、虚弱体質の相談には、体が弱くても結婚したら丈夫になる人もいと(1919.5.14)結婚を勧めている。

219 1907(明治40)年に制定された「らい予防法」によって、患者は強制的に療養所にいれられ、世間から隔離されていた。明治・大正期には不治の伝染病、あるいは遺伝する病気であるとおそれられており、当時、国家による隔離政策だけでなく、患者およびその家族まで差別が及んでいた。この隔離による予防は1990年代なかばまで続いていた。

220 記事の中で「ハンセン病」は「ライ」、「ライ病」、「悪疾系」、「天刑病」としめされる。ここでは「ハンセン病」と統一して表記する。

221 他にも、結婚相手の姉がハンセン病であるがゆえに、縁談を一時中断されたことに悩み、病菌の有無と予防法をたずねるもの(1915.6.5)、ハンセン病の「血統」があることで結婚を断られたが、何世代まで遺伝するのかをたずねたもの(1919.1.15)などがある。

222 その他に、両親に無断で結婚の約束をした女性がハンセン病の「血が混じっている」と悩む投稿がある。この投稿には、ハンセン病の血が混じっていることを知りながら制約をしたのは重々あなたが悪いと叱咤すると同時に、相手の「血統」が本当にハンセン病かどうかよく調べるといった問題の解決方法も示される(1915.9.18)。ハンセン病以外でも「遺伝的血統」への配慮を示す投稿に対して、もし親から押付けられたそのような縁談がいやなら、結婚はしなくていい(1916.11.8)、病気が結婚にいかどうかは別問題で、あなたにその気がないなら断った方がいい(1916.9.10)というように、相手の「血統」や身体的な弊害に関係なく、当事者の意向ではない配偶者選択において結婚を避けたいと当事者が思うならやめるべきだと回答している。

結論

本論では、大正期という社会変動期に「家」という伝統的家族観、「家庭」という近代的家族観が併存するなかで、一般の人びとが配偶者選択をめぐって、どのような社会関係や価値観を主題化したのかを、またそのなかで伝統性と近代性をどのように配置したのかを明らかにするために、近代的言説空間である「身の上相談」の投稿記事と回答記事の相互作用のなかで提示されていた、配偶者の選択主体と選択プロセスのあり方、配偶者の条件を明らかにしてきた。

第3章では、配偶者選択主体に関する言説に焦点化して、配偶者選択主体とそこで配慮される社会関係性を分析した。その結果、「身の上相談」では、投稿と回答のやり取りを通して、親子関係と当事者関係に配慮した「家族関係の主体」による配偶者選択の正統性が構築されていたことが、また主体が配慮しようとする親子関係は、養親などの血縁親以外の親、親族、兄、姉、学資支援者などの「恩人」との関係も含まれていたことが明らかになった。この主体のあり方の正統性を根拠づけるために、「恩」「義理」「孝」などの儒教的規範や、西欧近代的家族観や「愛」が折り合わされていた。さらに、その主体のあり方にはジェンダー非対称性、若年者の性愛を制御する規範性が示され、性別、世代によって社会関係性への配慮の仕方が異なって提示されていた。

投稿記事においては、伝統性と近代性がうまくかみ合わない揺らぎが語られ、その中で〈親〉の承認を期待し、親子、当事者の関係性に安定性を求める当事者の姿が提示される。回答者は、投稿者の語りの中に登場する主体が、どの関係性に配慮するかによって肯定／否定の態度を変えるため、その都度揺らぎと多様性をはらんで提示されていた。投稿記事で提示された「事実」は回答記事で評価され、また、投稿記事で示される揺らぎを受けて回答記事の主体性が決められていた。そのため、投稿と回答のやり取りのなかで、伝統性や近代性かに大きく振れそうな主体のあり方を語る投稿者には、揺り戻しのために伝統性と近代性が調整され、あるいは折衷された主体のあり方が提示される。こうして、「身の上相談」では、相互作用する投稿と回答において、伝統性と近代性が補完、連関し合いながら、「家族関係の主体」の妥当性が構築されていた。

「身の上相談」で提示されていた「家族関係の主体」は、擬似も含む親子関係と、結婚後の夫婦関係のためによりよく行為しようとする〈自己〉であった。フーコーが提示してきた「牧人＝司祭型権力」は個人レベルで従属する主体を生成し、内面化されたその権力は、自己のためによりよく生きようとする〈自己〉を形成する、いわば「個人形成的権力」

であった。西欧近代的主体は、常に自己についての真理、自らの意志で批判や規範を自己の中に内在させ、自己に目を向けて自己意識に配慮する。それに対して「身の上相談」における「家族関係的主体」は、親子関係と当事者関係の安定を目標とし、どちらにとってもよりよい配偶者選択のあり方に気を配り、そのために自らの意志で、社会関係性への配慮につながるための規範に従っていたといえる。前者の主体は、自己がモラルから逸脱しないか、正常／異常であるか、真の自己を問うなど、自己に配慮し続ける。後者の「家族関係的主体」は結婚当事者と親が相互に気にし合う関係性であるかに配慮し続ける。

「身の上相談」において、選択主体は家族関係性の配慮を示してはじめて正しい主体として承認される。当事者である投稿者たちは、配偶者選択をめぐって、親が自分に配慮しているか、自分は親に配慮しているか、親の配慮に自分が気づいているか、親に自分の配慮を示しているか、相互に配慮しあう関係がうまくいっているかで悩む。回答者はその主体の配慮のあり方に評価を下し、相互に配慮し合う関係性のために主体のあるべき姿を産出する。つまり、「身の上相談」において構築された望ましい配偶者選択主体は、情緒的に結びついた夫婦関係性はもちろんのこと、配慮されるから配慮しなければならない保護と恭順の親子関係にとって、よりよい選択ができる主体であった。

現代の私たちにも配偶者選択において「家族関係的主体」であることが求められているのではないだろうか。たとえば、恋人同士が親に相手を紹介することによって、あるいは「結婚を前提に付き合っている」と親に表明することで、当事者の関係性が妥当であるかを確定する。親への配慮を示すことで当事者間の情愛が保証される。また、当事者間で結婚を決めたとしても、親に結婚の「あいさつ」をしないで結婚すると批判される。そして、相手の親に結婚の承諾を得る「あいさつ」をするのは男性当事者である。さらに、この「家族関係的主体」は、介護、家事、育児、労働の場でも求められている。保護と恭順で結びついた親子関係に配慮する主体が求められ、介護保険を利用せずに親の介護を引き受ける子、認知症の親への配慮とその義理の親を嫌がる配偶者との間で板挟みになる子が存在し、近代家族的夫婦関係・親子関係に配慮する主体が求められ、過労であるとわかっていても妻と子どもへの情愛を駆動力にして自分を酷使している労働者の存在などである。このように現代においても、さまざまな場面で、「家族関係的主体」が求められているといえる。

時代をさかのぼると、丸山、牟田、川島などが指摘したように、家族国家観では天皇との擬似的な親子関係性が構築されることで人びとが臣民・国民化された。この家族国家観の普及は「家族関係的主体」の理想化があって可能になったのではないだろうか。「身の上

相談」において「家族関係的主体」の正統性根拠として伝統性と近代性が補完、連関、配置しなおされていた。このことを考えると、丸山の論じる伝統性と近代性の共存、牟田の論じる近代家族的情愛と儒教的親子関係の相互連関、川島の論じる忠孝の武士の道徳と、情緒的反応に基礎をおく庶民家族の秩序との結合などの議論の違いは、互いに配慮し合う天皇一臣民関係性、その関係性のためによりよく生きようとする主体を構築するために、その正統化根拠として、それぞれの場面で、それぞれの価値観が選ばれていたと考えられる。このようにして、さまざまな伝統性と近代性の価値観の補完、連関によって家族国家観と「家族関係的主体」が普及され、そのイデオロギー性が強固になっていたと考えられる。もし、そうであるならば、世界大戦で戦地に向かった人びとは、天皇一臣民の関係性、その下部に置かれた親子関係性や当事者関係性にそれぞれに配慮しながら、天皇だけでなく親のため妻のため子どものために死ぬ主体となっていたのではないだろうか。

「身の上相談」において、親子関係と当事者関係のためによりよい選択をする〈自己〉は、あたかも幸福な結婚生活を送ることができるとされていた。しかし、このような大正期から現代に散在する事例をみると、この「家族関係的主体」の理想化は、果たして〈自己〉にとってよりよい生き方を保証するのだろうかと思わせる。この主体のあり方が、なんらかの生き難さにつながっているのであれば、その主体を理想化し、構築していた大正期の「身の上相談」を分析する本論には、少なからず歴史社会学的な意義があるだろう。この「家族関係的主体」が言説の中で構築されたにすぎないこと、その主体を正統なものとして構築するために、伝統性と近代性の補完、連関、互換可能性と折衷性という機制が必要だったことを示唆することによって、その主体性を脱構築している点で、本論には歴史社会学的な意義があるといえる。

第4章の結果から次のようなことが明らかになった。第一に、「身の上相談」では、配偶者の条件として「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」などの近代的価値にもとづいた条件が提示されていた。第二に、このような価値観は、投稿記事において積極的に使用されていた。これらの条件が夫婦の関係性にかかわる問題と位置づけられるなどして、配偶者やその候補者や自らの欠点とその非が語られることで深刻な不安が構成され、排除と包摂の対象となる配偶者の条件と選好性が構築されていた。第三に、このような投稿記事に対して、回答記事では、これらの価値観に理解を示しながらも、おおむね投稿者の排除を近代的価値観の妄信や誤解から派生すると捉え、構築された配偶者像の排除を抑制する発言をしていた。しかし、権威的であるはずの回答者は、投稿者が近代的価値

を行き過ぎて使用するか、当事者間の愛情を重視しているか、その価値の信ぴょう性度合などによって、近代的価値との距離の置き方を対応させている。

排除の対象になる条件を持つ相手との離縁が望まれる投稿記事への回答記事には、愛情があるのなら耐えて相手が良くなるように努めるように、忍耐で互いの信頼を築く方法が示される。「愛のために忍耐し」という語りから、近代的な情愛が儒教的な妻のあり方である「忍耐」に裏打ちされており、しかも「忍耐」は夫にも求められる。配偶者の条件と選好性に関わる価値観は、投稿記事において近代性をおびた語りになり、回答記事では、近代的価値観と距離を置かせるために、行き過ぎた語りには、伝統性と近代性が連関した関係性のあり方が提示されていた。ただし、回答記事は投稿者の立ち位置に対応し、依存的な構造であったため、「身の上相談」において、配偶者の条件と選好性に関わる近代性はその正統性に揺らぎが生じていた。

このように、「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」といった価値観にもとづく条件は、たとえ個人に還元される条件であっても、「身の上相談」という活字メディアにおいて排除と包摂の条件として規定され、同時に行き過ぎた条件付けは抑制する様に向づけられていた。ブルデュー（1979=1990）は、「趣味」という個人的な趣向も、自分の属している集団や階級が方向づける体系によって、社会的・文化的に規定されたと指摘し、「趣味」には他集団と自分たちの違いを際立たせようとする卓越化の戦略が介入するとみなしている。この示唆を受け入れるのであれば、「身の上相談」という活字メディアによって配偶者の条件と、その条件との距離の取り方が規定されていたといえる。個人そのもののあり方を基準にする配偶者の条件づけが、活字メディアによって規定されていたのである。投稿者と読者はその規定を受け取っていたであろう。また、投稿者は<親>が配偶者の家格、家産にこだわることを否定し、新しい価値である「人格／教養」のある配偶者を希求していた。このことは、旧来の「家格」に依る階層ではなく、教養主義の時代状況の中、新たに形成された文化的価値によって社会的地位を上昇させるために「人格／教養」が志向されていたのではないだろうか。「家格」に関係なく個人そのものによって向上することが可能である「人格／教養」は新たな階層への希求と不可分な条件といえるかもしれない。

以上で明らかになったことを、現代の問題に視点を置いて考察すると何がいえるであろうか。現代では「一般の人びと」が求めるとされる配偶者の条件がメディアにとりあげられており、排除と包摂の対象となる配偶者像が社会的・文化的に規定されている。たとえ

ば、現代では、一昔まえに「三高」と言われるように、「学歴、身長、収入」が高い男性を理想とする女性が「多い」とメディアに取り上げられていた。しかしながら、知識人や編集者が、メディアを通してこのように「理想の高すぎる一般女性」に対して苦言を呈す。その時にたいいて、「そんなもので『愛』が生じるのか」と言って、当事者の条件という価値の問題が関係性の問題にすり替えられる。「身の上相談」という活字メディアが、個人そのもののあり方を基準にする配偶者の条件づけを規定していたこと、大正期には既に配偶者の条件や選好性に関わる価値観をメディアが規定する構造が、しかも、その価値を顔の见えない他者である投稿者に語らせ、「一般の人びと」が求めていることとして構築する構造が登場していたといえる。「愛があれば相手の収入なんて」という語りのように、価値と関係性の問題が同基準で天秤にかけられるような語りの構造が、大正期の「身の上相談」において既にみられていたことがわかる。したがって、現代と大正期において、配偶者の条件と選好性に関わる価値の語り方の構造の連続性があることを指摘できる。しかしながら、現代において配偶者の条件が語られる際に、「身の上相談」で語られた「人格」「教養」「処女」「不品行」「純潔」「近親婚」「血統」などの用語や病が取り上げられることはほぼないといってよい。学歴や「不品行」に通じる夫の浮気などは、現代にも通じる条件だといえるが、現代と大正期とでは配偶者の条件と選好性にかかわる価値の内容が連続していないことを示唆できる。

以上のように、「身の上相談」という近代的活字メディアによる言説空間において、配偶者選択主体にかかわる社会関係および選択条件にかかわる価値観についての投稿と回答のやり取りがなされていた。そして、その相互作用する投稿と回答の語りの中で、近代性と伝統性が、揺らぎをつねに孕みながら、くり返し擦り合わされていた。

この差異について歴史社会学的な視点から考察すると何がいえるのか。社会変動期である大正期において、近代的大衆的活字メディアにおいて構築された、社会関係の伝統性と近代性をすり合わせる「家族関係的主体」は、現代のわれわれにも主体のあるべき姿として、規範性を帯びて提示されている可能性がある。一方、近代的価値とみなせる「人格／教養」、「処女／純潔／貞操」、「優生／遺伝」といった条件は、現代の配偶者のあるべき姿として引き継がれていない可能性がある。これらの仮説は、以下に述べる本論の今後の課題に答えることによって明らかになっていくだろう。

本論にとっての今後の課題は、共時的、通時的に今回の分析結果の検証を行うことである。『讀賣』「身の上相談」の投稿者は、当時まだ多数を占めていなかった中等教育以上の

学歴の人びとだった。このような資料的限界があることから、今後の課題としての共時的研究とは、本論で明らかにした配偶者選択主体のあり方、配偶者の条件が大正期において代表性を持った結婚観であったのかどうかを、同時代の他の資料を用いて検証することである。今後の課題としての通時的研究とは、大正期から現在までの『讀賣』の相談欄の配偶者選択に関わる結婚観の分析を行い、本論で明らかにした配偶者選択主体のあり方と配偶者の条件が、第二次世界大戦前と後では断絶し変容していたのか、それとも連続していて時代に通じる規範がみられるのかを検証していくことである。これらの課題に取り組むことによって、戦後日本においては「自由」で「個人的主体」による配偶者選択が行われるようになったという前提に疑義を呈し、戦前、戦後をとおして社会的規範が常に前提となつて配偶者選択が行われていることを論証することができるだろう。

資料 大正期『讀賣新聞』「身の上相談」結婚相談一覧

—1914（大正3）年5月～1923（大正12）年8月まで

ID	掲載日 西暦／月／日	和暦	記事タイトル	3章 抽出	4章 抽出
1	1914/05/02	大正 03	妻を離縁して	○	
2	1914/05/03	大正 03	子供を差上げたい		
3	1914/05/04	大正 03	どちらへ嫁きましょう	○	○
4	1914/05/05	大正 03	夫と離縁したし		○
5	1914/05/07	大正 03	夫の他に恋人あり		
6	1914/05/08	大正 03	結婚か突進か	○	
7	1914/05/09	大正 03	薄命の婦人を求む	○	○
8	1914/05/09	大正 03	祖先の遺産のために		
9	1914/05/10	大正 03	余生を有益に送りたい		
10	1914/05/11	大正 03	家督相続の女との結婚	○	○
11	1914/05/12	大正 03	私の妻に恋人あり	○	
12	1914/05/13	大正 03	猥らな手紙を貰って		
13	1914/05/14	大正 03	婚約の煩悶	○	
14	1914/05/15	大正 03	破約せる男を慕う心	○	○
15	1914/05/15	大正 03	お伽話を研究したい		○
16	1914/05/16	大正 03	波瀾多き家にありて		○
17	1914/05/18	大正 03	侠気ある婦人を求む	○	○
18	1914/05/19	大正 03	妻を四度代えて	○	○
19	1914/05/20	大正 03	夫の暗黒面を発見して	○	○
20	1914/05/21	大正 03	耐え難いほど慕わしい心	○	○
21	1914/05/22	大正 03	離縁した妻ともう一度	○	
22	1914/05/23	大正 03	私共の結婚は成立するでしょうか	○	○
23	1914/05/24	大正 03	情愛のない夫婦	○	○
24	1914/05/24	大正 03	父の不心得		○

25	1914/05/26	大正 03	不品行の夫にも仕えねばならぬか		○
26	1914/05/26	大正 03	離縁されて諦められぬ	○	
27	1914/05/27	大正 03	妻の不義と子供の処置		○
28	1914/05/27	大正 03	気に入らぬ女との結婚	○	○
29	1914/05/28	大正 03	破談する法はないでしょうか	○	○
30	1914/05/28	大正 03	中傷が苦になる	○	
31	1914/05/29	大正 03	理想の夫持ちたい	○	○
32	1914/05/30	大正 03	不貞の兄嫁を如何しましょう		○
33	1914/05/31	大正 03	世の中とはそんなものでしょう		○
34	1914/06/01	大正 03	愛する心と厭う心	○	○
35	1914/06/01	大正 03	縁付いた娘の訴え	○	
36	1914/06/03	大正 03	今の内に破約したい	○	○
37	1914/06/03	大正 03	淋しい結婚生活を離れたい		○
38	1914/06/04	大正 03	避婚すべきでしょうか	○	○
39	1914/06/04	大正 03	離縁すべきでしょうか	○	
40	1914/06/05	大正 03	感情に生きるか道徳に死ぬか	○	○
41	1914/06/05	大正 03	夫の愛を取り返したい		○
42	1914/06/05	大正 03	気の合わぬ母と和合したい		
43	1914/06/06	大正 03	愛と義理の何れに	○	
44	1914/06/06	大正 03	独身生活か結婚生活か	○	
45	1914/06/07	大正 03	弱った心を鞭で打って下さい		○
46	1914/06/07	大正 03	同情に耐えません	○	○
47	1914/06/09	大正 03	私の愛した女が独身で居る	○	
48	1914/06/09	大正 03	五月雨女様にご同情		○
49	1914/06/09	大正 03	許婚を止めましょうか		○
50	1914/06/10	大正 03	愛のない結婚	○	○
51	1914/06/10	大正 03	この身をどう処置しましょう		○
52	1914/06/11	大正 03	思い当る所あり		
53	1914/06/11	大正 03	離縁をすべきでしょうか		○

54	1914/06/12	大正 03	どうして復讐しましょう	○	
55	1914/06/13	大正 03	妻と恋人の何れに		○
56	1914/06/14	大正 03	乞食になった妹の処置		○
57	1914/06/16	大正 03	想う女を貰いたい	○	○
58	1914/06/16	大正 03	熱烈な想いを果たして	○	○
59	1914/06/17	大正 03	嫉妬深い夫をどうしましょう	○	○
60	1914/06/18	大正 03	七年間少女を想う	○	○
61	1914/06/19	大正 03	夫の嫉妬を癒す法		○
62	1914/06/19	大正 03	運命を開きたい		
63	1914/06/20	大正 03	男に捨てられて	○	○
64	1914/06/20	大正 03	一度穢れたこの身を	○	○
65	1914/06/20	大正 03	離婚して独身で暮らしたい		○
66	1914/06/20	大正 03	私は独身主義です	○	○
67	1914/06/21	大正 03	許婚を取り返される	○	○
68	1914/06/21	大正 03	成功させてあげたい		
69	1914/06/23	大正 03	二人の女に想われて	○	○
70	1914/06/24	大正 03	従妹を貰いましょうか	○	○
71	1914/06/24	大正 03	罪に相応ずる罰	○	○
72	1914/06/24	大正 03	意気地なしの夫を		○
73	1914/06/25	大正 03	親友と恋人と何れを	○	○
74	1914/06/26	大正 03	低能の妻と別れて	○	○
75	1914/06/27	大正 03	想う人と一緒になるには	○	○
76	1914/06/27	大正 03	悪い男に騙されて	○	○
77	1914/06/28	大正 03	荒熊のような妻	○	○
78	1914/06/28	大正 03	この怨みを晴らしたい		○
79	1914/06/30	大正 03	親の好まぬ男と	○	○
80	1914/06/30	大正 03	一目遇わせましょうか		
81	1914/06/30	大正 03	人格の高いお方と	○	
82	1914/07/01	大正 03	お嫁に行きましょうか	○	

83	1914/07/01	大正 03	四ツ目に当る女を	○	○
84	1914/07/01	大正 03	非道な兄をどうしましょう		○
85	1914/07/02	大正 03	夫を幸福にしたい		○
86	1914/07/03	大正 03	妻子のある男と		
87	1914/07/03	大正 03	不幸なる娘を		○
88	1914/07/04	大正 03	兄の心を遂げさせたい	○	○
89	1914/07/04	大正 03	夫と一緒に実家へ		○
90	1914/07/04	大正 03	私を使ってください		
91	1914/07/05	大正 03	雇って頂きたい		○
92	1914/07/07	大正 03	世帯地味な妻を		○
93	1914/07/07	大正 03	姑故に離縁		○
94	1914/07/08	大正 03	家出した妻を		
95	1914/07/08	大正 03	賤しき家の娘と	○	○
96	1914/07/09	大正 03	遊女を妻にしたい	○	○
97	1914/07/09	大正 03	想わぬ女と添うて	○	○
98	1914/07/10	大正 03	妻たる資格がありますでしょうか	○	○
99	1914/07/10	大正 03	こういう愛は正しいのでしょうか	○	○
100	1914/07/12	大正 03	破約すべきでしょうか	○	○
101	1914/07/12	大正 03	亡き妻の妹を	○	○
102	1914/07/14	大正 03	再婚しても善いでしょうか	○	
103	1914/07/14	大正 03	不眠症になる程に	○	○
104	1914/07/14	大正 03	高い地位の人に	○	○
105	1914/07/15	大正 03	夫に覚醒させたい		○
106	1914/07/15	大正 03	自信力のない妻を		○
107	1914/07/15	大正 03	従妹を貰いましょうか	○	○
108	1914/07/16	大正 03	夫の不始末を		○
109	1914/07/16	大正 03	結婚届が出来ない	○	○
110	1914/07/17	大正 03	身分の違うので	○	○
111	1914/07/17	大正 03	この心を通じたい	○	

112	1914/07/18	大正 03	強情な継母		
113	1914/07/21	大正 03	脅迫せる夫を持って		○
114	1914/07/22	大正 03	約婚せる女の煩悶	○	
115	1914/07/23	大正 03	この縁談を止めたい	○	○
116	1914/07/24	大正 03	女中をした婦人と	○	○
117	1914/07/25	大正 03	許婚の心を知りたい	○	○
118	1914/07/25	大正 03	此境遇を脱したい		○
119	1914/07/26	大正 03	十四歳の少女に恋心	○	○
120	1914/07/26	大正 03	娼妓の嘆き	○	○
121	1914/07/28	大正 03	共同生活をしたため	○	○
122	1914/07/28	大正 03	素気なくなりし女を		○
123	1914/07/29	大正 03	兄の慕える女	○	○
124	1914/07/30	大正 03	親不孝でしょうか		○
125	1914/07/31	大正 03	働きのない良人を	○	○
126	1914/08/01	大正 03	結婚しても善いでしょうか	○	○
127	1914/08/02	大正 03	この切なる情を	○	
128	1914/08/02	大正 03	学問が出来ぬため	○	○
129	1914/08/03	大正 03	三人の女の中	○	○
130	1914/08/04	大正 03	何をかくしましょう	○	○
131	1914/08/04	大正 03	二人の中いづれを	○	○
132	1914/08/05	大正 03	青年との約束を	○	○
133	1914/08/05	大正 03	尼になりたい	○	
134	1914/08/06	大正 03	前の青年と後の青年	○	○
135	1914/08/07	大正 03	結婚を断って	○	○
136	1914/08/08	大正 03	真実な解決を望みます	○	
137	1914/08/08	大正 03	妻の過去について		○
138	1914/08/08	大正 03	妻の不心得を		○
139	1914/08/09	大正 03	先方の心を知りたい	○	
140	1914/08/11	大正 03	不幸なる身の処置	○	

141	1914/08/11	大正 03	憐れなる婦人と	○	
142	1914/08/11	大正 03	純潔なる婦人と	○	○
143	1914/08/12	大正 03	一生交際したい	○	
144	1914/08/13	大正 03	まだ見ぬ人と	○	
145	1914/08/13	大正 03	恩人の意に叛いて	○	○
146	1914/08/13	大正 03	不実なる妻を	○	
147	1914/08/13	大正 03	何れを取りましょう	○	○
148	1914/08/14	大正 03	音信の耐えた人を	○	○
149	1914/08/16	大正 03	嫁げる姉の身の上	○	○
150	1914/08/17	大正 03	お嬢様の身の上	○	○
151	1914/08/18	大正 03	妻の罪を発見して	○	○
152	1914/08/18	大正 03	可憐なる妹の処置		○
153	1914/08/19	大正 03	姉の離縁に就いて		○
154	1914/08/20	大正 03	老婦人に頼りて	○	○
155	1914/08/24	大正 03	選り好みを致さずに	○	○
156	1914/08/25	大正 03	子供を遣りたい		
157	1914/08/25	大正 03	不身持なる夫を		○
158	1914/08/26	大正 03	結婚しても善いでしょうか	○	○
159	1914/08/26	大正 03	もう一度結婚を	○	
160	1914/08/27	大正 03	病に悩む妻		○
161	1914/08/27	大正 03	悪疾系の婦人と	○	○
162	1914/08/28	大正 03	夫を改心させたい		○
163	1914/08/28	大正 03	勝気な妻を	○	○
164	1914/08/29	大正 03	看護婦になって	○	○
165	1914/08/30	大正 03	夫に棄てられて		○
166	1914/08/31	大正 03	海外の奮闘的青年へ		○
167	1914/08/31	大正 03	活花の師匠をして	○	○
168	1914/08/31	大正 03	看護婦になって	○	○
169	1914/09/02	大正 03	結納を取交わした後に	○	○

170	1914/09/03	大正 03	ふしだらな妻を	○	○
171	1914/09/03	大正 03	後備軍人の妻として		
172	1914/09/05	大正 03	結婚を厭うて	○	
173	1914/09/07	大正 03	結婚を破棄されて	○	○
174	1914/09/08	大正 03	昔慕える女を	○	
175	1914/09/09	大正 03	情けなき夫の心		○
176	1914/09/10	大正 03	奥床しい婦人と	○	
177	1914/09/10	大正 03	窮境に立てる身を		
178	1914/09/11	大正 03	殺される想	○	
179	1914/09/13	大正 03	不貞操なる夫	○	
180	1914/09/14	大正 03	男の愛に従いましょうか	○	
181	1914/09/14	大正 03	仏門に入りたい	○	
182	1914/09/15	大正 03	亡き人を想うて	○	
183	1914/09/15	大正 03	もう一度結婚したい	○	
184	1914/09/16	大正 03	富豪の一人娘に	○	
185	1914/09/16	大正 03	罪を犯せる夫を		○
186	1914/09/17	大正 03	身分違いの女と	○	○
187	1914/09/17	大正 03	約婚した後で	○	
188	1914/09/18	大正 03	接吻されしため	○	○
189	1914/09/18	大正 03	夫の過去にありし事	○	
190	1914/09/20	大正 03	何れの方へ	○	○
191	1914/09/20	大正 03	素っ気なくされて	○	
192	1914/09/21	大正 03	死を以って解決を	○	
193	1914/09/21	大正 03	約束を果たしたい	○	○
194	1914/09/22	大正 03	山中の若僧と	○	
195	1914/09/23	大正 03	ネフリウドフの様に	○	○
196	1914/09/24	大正 03	もう一度清い身に		○
197	1914/09/25	大正 03	末頼もしい人と	○	
198	1914/09/25	大正 03	独身で暮らしたい	○	

199	1914/09/26	大正 03	何方を娶りましょうか	○	○
200	1914/09/27	大正 03	妻の罪を発見	○	
201	1914/09/28	大正 03	教育のない男と	○	○
202	1914/09/29	大正 03	私の切なる心	○	
203	1914/09/30	大正 03	三人のいづれを	○	○
204	1914/10/01	大正 03	甘い言葉に騙されて	○	
205	1914/10/02	大正 03	互いに自活して	○	
206	1914/10/02	大正 03	小間使いに対して	○	○
207	1914/10/03	大正 03	同じ信仰の婦人と	○	
208	1914/10/03	大正 03	良人と頼める男は	○	
209	1914/10/03	大正 03	都会に住まえましょうか	○	
210	1914/10/05	大正 03	姿を隠せる女を	○	
211	1914/10/06	大正 03	亡き妻に対して	○	
212	1914/10/07	大正 03	無理に結婚させられて	○	
213	1914/10/08	大正 03	独身で暮らすために	○	
214	1914/10/08	大正 03	不義をせる妻		○
215	1914/10/08	大正 03	音信絶えし女と	○	
216	1914/10/09	大正 03	結婚すべきでしょうか	○	
217	1914/10/10	大正 03	女の誠心を受けて	○	○
218	1914/10/11	大正 03	母の側に居って	○	
219	1914/10/12	大正 03	母のためにこの苦勞	○	
220	1914/10/12	大正 03	奥様に愛されて	○	○
221	1914/10/13	大正 03	放蕩の結果に	○	
222	1914/10/13	大正 03	短気なる妻を	○	
223	1914/10/14	大正 03	私を棄てた女のため	○	
224	1914/10/15	大正 03	他の女のために		○
225	1914/10/15	大正 03	夫の重病のため	○	
226	1914/10/16	大正 03	前に想える女と	○	
227	1914/10/17	大正 03	母の悩みを見て		

228	1914/10/17	大正 03	今後独立するため		
229	1914/10/18	大正 03	恋に悩む友を	○	
230	1914/10/18	大正 03	温泉旅館へお嫁に	○	○
231	1914/10/19	大正 03	離縁した従妹を	○	○
232	1914/10/20	大正 03	離縁してから		
233	1914/10/21	大正 03	女から破約の要求	○	
234	1914/10/22	大正 03	私と従妹との関係	○	○
235	1914/10/23	大正 03	早く家庭の人に	○	
236	1914/10/23	大正 03	文筆に親しむため	○	
237	1914/10/24	大正 03	子供がないので		○
238	1914/10/24	大正 03	敵の家の女と	○	
239	1914/10/25	大正 03	お転婆な子と	○	○
240	1914/10/25	大正 03	行方不明の人を	○	
241	1914/10/25	大正 03	子供をあげたい		
242	1914/10/27	大正 03	結婚を拒む妹	○	
243	1914/10/27	大正 03	愛に渴せる身	○	
244	1914/10/29	大正 03	相性が悪いため	○	○
245	1914/10/29	大正 03	心淋しいために	○	
246	1914/10/30	大正 03	欺かれた従兄		
247	1914/10/30	大正 03	節酒か禁酒か		○
248	1914/10/31	大正 03	許婚せる女の罪	○	
249	1914/11/01	大正 03	約束を破って	○	
250	1914/11/02	大正 03	強欲な親族のため		
251	1914/11/02	大正 03	妻帯を勧められて	○	
252	1914/11/03	大正 03	こんな貧しい身で	○	
253	1914/11/04	大正 03	兄嫁と一緒に	○	
254	1914/11/05	大正 03	妹の結婚について	○	
255	1914/11/05	大正 03	晩く迎えし夫は	○	
256	1914/11/06	大正 03	教育のない女と	○	○

257	1914/11/09	大正 03	妹の教育について	○	
258	1914/11/09	大正 03	一度結婚せる夫と	○	
259	1914/11/09	大正 03	過失を悔悟して	○	
260	1914/11/10	大正 03	清く交際しても		
261	1914/11/11	大正 03	妻の悪い性質	○	
262	1914/11/11	大正 03	許婚のある方と	○	
263	1914/11/12	大正 03	緑の黒髪を切って	○	
264	1914/11/14	大正 03	自分のために一人の男を	○	
265	1914/11/15	大正 03	他へ嫁ぐために	○	○
266	1914/11/16	大正 03	一面識ない人とは	○	
267	1914/11/17	大正 03	妹の身の処置	○	
268	1914/11/18	大正 03	年上の女教師と	○	○
269	1914/11/18	大正 03	母の邪慳のために		
270	1914/11/19	大正 03	娘の夫の放蕩		○
271	1914/11/19	大正 03	血族結婚のため	○	○
272	1914/11/20	大正 03	命にも代えられぬ	○	
273	1914/11/20	大正 03	三人の子の母ですが		○
274	1914/11/21	大正 03	早まって離婚		
275	1914/11/22	大正 03	私の無学のため	○	
276	1914/11/22	大正 03	伯母の娘を	○	○
277	1914/11/23	大正 03	生母に虐めらる	○	
278	1914/11/24	大正 03	義兄の身を案じて	○	
279	1914/11/24	大正 03	無学なる妻を	○	
280	1914/11/25	大正 03	この慕う心を	○	
281	1914/11/26	大正 03	男に破約せられて	○	
282	1914/11/26	大正 03	過去の罪の苦しみ		○
283	1914/11/27	大正 03	子供の出来ぬため		
284	1914/11/30	大正 03	愛する処女と	○	○
285	1914/11/30	大正 03	休職の身でありながら		○

286	1914/12/01	大正 03	夢にも想わぬことを	○	○
287	1914/12/02	大正 03	夫の不身持のため	○	
288	1914/12/03	大正 03	許婚の女について	○	○
289	1914/12/04	大正 03	想思の女と許婚	○	○
290	1914/12/04	大正 03	思い切り悪き夫		
291	1914/12/05	大正 03	性質が違うので	○	
292	1914/12/06	大正 03	親の言いなりに	○	
293	1914/12/06	大正 03	夫に見込みなし		○
294	1914/12/07	大正 03	強制的結婚のため	○	
295	1914/12/08	大正 03	意志の弱かったので	○	
296	1914/12/09	大正 03	病院の床の上に	○	
297	1914/12/09	大正 03	下品なる妻に対し		○
298	1914/12/10	大正 03	結納を交わした後で	○	
299	1914/12/11	大正 03	外国小説に耽れる結果		
300	1914/12/12	大正 03	血統の善くない女と	○	○
301	1914/12/13	大正 03	二度目の女を	○	○
302	1914/12/13	大正 03	人想う身は	○	○
303	1914/12/14	大正 03	傷つける娘を	○	○
304	1914/12/15	大正 03	夫の不品行のため		○
305	1914/12/15	大正 03	憂鬱なる心を		
306	1914/12/16	大正 03	想わぬ人にと嫁ぎて	○	
307	1914/12/16	大正 03	約束せる女から	○	
308	1914/12/17	大正 03	奥様のある人に		○
309	1914/12/18	大正 03	想う人の潔白の為	○	○
310	1914/12/19	大正 03	想う女の不心得	○	
311	1914/12/20	大正 03	家庭の犠牲	○	
312	1914/12/21	大正 03	奇跡のように	○	
313	1914/12/22	大正 03	家産を回復する迄	○	
314	1914/12/26	大正 03	再婚の妻に対し		○

315	1914/12/26	大正 03	高僧の御教えを		○
316	1914/12/27	大正 03	一旦拒絶されながら	○	
317	1914/12/28	大正 03	心に秘めし想を	○	
318	1914/12/29	大正 03	同じ会社に居た娘と	○	
319	1915/01/07	大正 04	才もない女ですが	○	○
320	1915/01/10	大正 04	主人に打ち明けて	○	○
321	1915/01/11	大正 04	母親の罪のため		○
322	1915/01/12	大正 04	なし		
323	1915/01/15	大正 04	再婚する為に		
324	1915/01/15	大正 04	結婚を迫られて	○	○
325	1915/01/16	大正 04	なし		○
326	1915/01/17	大正 04	愛がさめたので		
327	1915/01/18	大正 04	財政整理のため		
328	1915/01/18	大正 04	なし		
329	1915/01/18	大正 04	なし		
330	1915/01/21	大正 04	なし		○
331	1915/01/22	大正 04	なし		
332	1915/01/22	大正 04	なし		
333	1915/01/23	大正 04	妹の約婚に就いて	○	
334	1915/01/23	大正 04	なし		
335	1915/01/24	大正 04	妻を貰うに就いて		
336	1915/01/25	大正 04	日陰の身では		
337	1915/01/25	大正 04	なし		
338	1915/01/26	大正 04	八年間思い続けて	○	○
339	1915/01/26	大正 04	病のため嫌われる		○
340	1915/01/27	大正 04	考えると心細いので		
341	1915/01/28	大正 04	私の夫の不始末		
342	1915/01/29	大正 04	なし		
343	1915/01/30	大正 04	母を養うために		

344	1915/01/30	大正 04	なし		
345	1915/02/02	大正 04	妻に修養させたい		
346	1915/02/04	大正 04	かうした間柄	○	○
347	1915/02/06	大正 04	鳩の家を読みて		
348	1915/02/07	大正 04	不身持の夫に対し		○
349	1915/02/10	大正 04	身体の弱い方から	○	○
350	1915/02/14	大正 04	開業か結婚か	○	
351	1915/02/15	大正 04	兄嫁を見出して	○	
352	1915/02/16	大正 04	男に騙されて	○	○
353	1915/02/20	大正 04	約束をした後で	○	○
354	1915/02/21	大正 04	妹の離縁に就て		
355	1915/02/21	大正 04	なし		
356	1915/02/22	大正 04	妹の危急に就て		
357	1915/02/22	大正 04	なし		
358	1915/02/23	大正 04	姉に同情して		
359	1915/02/25	大正 04	兄に死に別れて		
360	1915/02/28	大正 04	二つの嫁入り口		
361	1915/03/01	大正 04	婚約する仲		
362	1915/03/03	大正 04	三児を残されて		
363	1915/03/06	大正 04	想いがけぬ煩悶		
364	1915/03/07	大正 04	この事が知れたら	○	○
365	1915/03/08	大正 04	後半生の身の振り方		
366	1915/03/10	大正 04	政敵と婚約		○
367	1915/03/13	大正 04	不相応な難題を		
368	1915/03/14	大正 04	縁談のないため		
369	1915/03/17	大正 04	従兄との縁談	○	○
370	1915/03/18	大正 04	姉妹の結婚に就き		
371	1915/03/19	大正 04	約束を破られて		
372	1915/03/22	大正 04	耳の遠い従妹		○

373	1915/03/28	大正 04	嫁入り口について	○	○
374	1915/04/02	大正 04	捨てられし此の身		
375	1915/04/05	大正 04	妻の入籍に就いて		
376	1915/04/08	大正 04	慰安の道を尋ねて		
377	1915/04/09	大正 04	文士に欺かれて		
378	1915/04/14	大正 04	娘の教育に就いて		
379	1915/04/16	大正 04	山中の清き少女	○	○
380	1915/04/17	大正 04	従妹の過失に就いて		○
381	1915/04/18	大正 04	交際上手になりたい		
382	1915/04/18	大正 04	今更恥かしい		
383	1915/04/19	大正 04	後半生を楽しく		
384	1915/04/20	大正 04	後妻を貰いたい		
385	1915/04/23	大正 04	妹の成らぬ願いを	○	
386	1915/04/24	大正 04	良人に修行させたい		
387	1915/04/25	大正 04	先の婚約に対して		
388	1915/04/28	大正 04	姉婿に就いて	○	○
389	1915/04/29	大正 04	農業を棄てて		○
390	1915/05/06	大正 04	従妹との結婚につき		○
391	1915/05/07	大正 04	結婚するならば		○
392	1915/05/08	大正 04	家柄の善いため	○	○
393	1915/05/11	大正 04	嬉しやと想う間に		
394	1915/05/14	大正 04	思想が違うので	○	○
395	1915/05/17	大正 04	娘の教育に就いて		○
396	1915/05/18	大正 04	こういう場合には	○	○
397	1915/05/19	大正 04	欺る境遇の女と		○
398	1915/05/21	大正 04	人怖じのする性質		○
399	1915/05/21	大正 04	嫁入り口について		
400	1915/05/28	大正 04	母と二人暮らしの令嬢		
401	1915/05/29	大正 04	夫と舅の執れに		

402	1915/05/31	大正 04	約束の女に対して	○	○
403	1915/06/02	大正 04	五千円のために		
404	1915/06/03	大正 04	常識を養わせたい		○
405	1915/06/04	大正 04	婚約の男に欺かれて	○	○
406	1915/06/05	大正 04	姉がハンセン病と知らずに (原題：ライの血統と知らずに)	○	○
407	1915/06/06	大正 04	二人の児のある処へ		
408	1915/06/09	大正 04	小さい時の許嫁	○	○
409	1915/06/13	大正 04	気の毒な想から	○	○
410	1915/06/16	大正 04	天才ある一画家に	○	
411	1915/06/20	大正 04	私の結婚に就いて		
412	1915/06/20	大正 04	逃げられぬ想い		
413	1915/06/22	大正 04	兄の戦死のため	○	○
414	1915/06/23	大正 04	許嫁の女に対して		○
415	1915/06/25	大正 04	実業家の愛嬢を	○	
416	1915/06/26	大正 04	少女の親切を受け	○	○
417	1915/06/26	大正 04	助産婦にでもなって		
418	1915/06/27	大正 04	赤心の看護を受け	○	○
419	1915/06/29	大正 04	良人に逢うて		
420	1915/06/30	大正 04	想わぬ疑いを受け	○	○
421	1915/07/04	大正 04	独立の道を求めて		
422	1915/07/05	大正 04	結婚の不幸せから		
423	1915/07/09	大正 04	卑しき業をした身		○
424	1915/07/10	大正 04	養子となったので		
425	1915/07/11	大正 04	神経の強い姉		○
426	1915/07/13	大正 04	姉の婚約について		
427	1915/07/16	大正 04	許嫁の人柄	○	○
428	1915/07/17	大正 04	夫の気を引いて		
429	1915/07/18	大正 04	昔の嫁と今の嫁		

430	1915/07/19	大正 04	人生の影を歩く女		○
431	1915/07/22	大正 04	片足を失える私		○
432	1915/07/27	大正 04	境遇が変わったので	○	○
433	1915/07/29	大正 04	姉の諭しを受けて	○	○
434	1915/07/30	大正 04	結婚の機会を逸して	○	○
435	1915/07/31	大正 04	どうしても離縁したい		
436	1915/08/04	大正 04	姉の所行に就いて		
437	1915/08/09	大正 04	いやいやの結婚	○	
438	1915/08/10	大正 04	親の選ばれる嫁入口	○	○
439	1915/08/11	大正 04	誘惑されし女を	○	
440	1915/08/12	大正 04	求婚せられて		○
441	1915/08/12	大正 04	三つの縁談	○	
442	1915/08/15	大正 04	両親が許さぬので	○	○
443	1915/08/20	大正 04	永久兄上として		
444	1915/08/22	大正 04	同僚の女教師と	○	○
445	1915/08/23	大正 04	田園に起臥して		
446	1915/08/25	大正 04	妻帯するに就いて		
447	1915/08/25	大正 04	友人の妻を		
448	1915/09/02	大正 04	父の後妻に就いて		
449	1915/09/04	大正 04	兄夫婦の虐待		
450	1915/09/07	大正 04	結婚を勧められて	○	
451	1915/09/09	大正 04	家の乱脈に就いて		
452	1915/09/10	大正 04	婚約した後で		
453	1915/09/14	大正 04	死んだ気で	○	
454	1915/09/15	大正 04	再婚したい心		
455	1915/09/17	大正 04	父の失敗のため		
456	1915/09/18	大正 04	愛する人の家は	○	○
457	1915/09/19	大正 04	夫に別れし身		
458	1915/09/21	大正 04	医師か画家に		

459	1915/09/22	大正 04	結婚と職業のいずれを		
460	1915/09/25	大正 04	寄る辺を失える身		
461	1915/09/26	大正 04	失望に沈んで		○
462	1915/09/27	大正 04	約婚のもつれ	○	
463	1915/09/30	大正 04	待合の娘との縁談	○	○
464	1915/10/02	大正 04	哀れな姉の上を		
465	1915/10/03	大正 04	別れた男から		
466	1915/10/04	大正 04	私の執るべき道を		
467	1915/10/05	大正 04	独身か結婚か	○	
468	1915/10/06	大正 04	不具の妹を		
469	1915/10/06	大正 04	血族結婚に就いて		○
470	1915/10/07	大正 04	今の職を最後まで	○	
471	1915/10/07	大正 04	子どもを通学さすため		
472	1915/10/09	大正 04	あらぬ噂を立てられ	○	
473	1915/10/15	大正 04	浅ましく恥ずかしく		
474	1915/10/18	大正 04	処女の誇りを失い		
475	1915/10/21	大正 04	子どもの行く末を思い		
476	1915/10/30	大正 04	田舎には良縁なく		
477	1915/10/31	大正 04	温かい心が持ちたく		
478	1915/11/03	大正 04	結婚は怖くて厭		
479	1915/11/04	大正 04	弟の看病をしても		○
480	1915/11/05	大正 04	良家に縁付きたく		○
481	1915/11/07	大正 04	この心持ちを先方に	○	
482	1915/11/14	大正 04	妻を愛する気に		
483	1915/11/19	大正 04	父の遺言の女を	○	
484	1915/11/25	大正 04	愛する人は釣り合わず	○	○
485	1915/11/26	大正 04	婚約の女が前科者		○
486	1915/11/27	大正 04	交際を続けたら		
487	1915/11/28	大正 04	男は私より年下で	○	

488	1915/11/29	大正 04	姉に無理強いされて		
489	1915/12/01	大正 04	由緒ある家の為	○	○
490	1915/12/02	大正 04	国に捧げたこの身は		
491	1915/12/03	大正 04	令嬢の妙な態度		
492	1915/12/05	大正 04	愛する人の為に		
493	1915/12/06	大正 04	財産か容色か	○	○
494	1915/12/08	大正 04	父の荒い気質が		
495	1915/12/11	大正 04	政略結婚の犠牲に	○	○
496	1915/12/15	大正 04	潔く独身生活に	○	
497	1915/12/17	大正 04	男には妻子が		
498	1915/12/29	大正 04	双方に義理を立て	○	○
499	1916/01/01	大正 05	女子の婚期と教育	○	○
500	1916/01/07	大正 05	頻りに借金する妻を	○	○
501	1916/01/09	大正 05	愛か父母の意見か	○	○
502	1916/01/10	大正 05	離婚の出来る方法を		○
503	1916/01/11	大正 05	汚れたこの身を	○	○
504	1916/01/12	大正 05	義兄に打明け兼ね	○	○
505	1916/01/13	大正 05	テンカンは遺伝するか	○	○
506	1916/01/14	大正 05	弟の身の上	○	○
507	1916/01/15	大正 05	女との腐れ縁を	○	○
508	1916/01/16	大正 05	秘密を包んだ身は	○	○
509	1916/01/17	大正 05	妹を妾に望まれ	○	○
510	1916/01/18	大正 05	結婚の考えがなく	○	○
511	1916/01/19	大正 05	他に愛する女が	○	○
512	1916/01/24	大正 05	亡き姉に似た人を		○
513	1916/01/25	大正 05	文芸に親しむ女を	○	○
514	1916/01/27	大正 05	夫が浮華な風に		○
515	1916/01/29	大正 05	このまま山里に埋もれ	○	
516	1916/01/30	大正 05	その人を虫が好かず	○	○

517	1916/01/31	大正 05	恐ろしい罪の懺悔		
518	1916/02/01	大正 05	義母と別居したく	○	○
519	1916/02/02	大正 05	妻帯を強いられて	○	○
520	1916/02/04	大正 05	日蔭の身が情けなく		
521	1916/02/05	大正 05	年下の男を恋し	○	○
522	1916/02/07	大正 05	墮落し果てた夫を		○
523	1916/02/08	大正 05	相思の人の素行が	○	○
524	1916/02/09	大正 05	同棲した海軍将校	○	
525	1916/02/11	大正 05	底意地の悪い妻を		○
526	1916/02/13	大正 05	姉を犠牲にすれば	○	○
527	1916/02/14	大正 05	純潔な愛と親心	○	○
528	1916/02/18	大正 05	妾にするは罪悪か		
529	1916/02/19	大正 05	少量の吐血をして	○	○
530	1916/02/21	大正 05	処女の誇を保たせ		
531	1916/02/22	大正 05	男は他の女と結婚し	○	
532	1916/02/23	大正 05	他に理想的な女が	○	○
533	1916/02/24	大正 05	私は肺病に罹って		
534	1916/02/25	大正 05	当分別居したく	○	
535	1916/02/29	大正 05	夫が不身持ちになり	○	○
536	1916/03/01	大正 05	夫と父と仲悪しく		
537	1916/03/03	大正 05	清く別れたいので		
538	1916/03/04	大正 05	義理と恩との中に	○	○
539	1916/03/05	大正 05	母に従へば義理が	○	○
540	1916/03/07	大正 05	七年後の男の心が	○	
541	1916/03/08	大正 05	夫に疑心を抱かれ		
542	1916/03/09	大正 05	妻帯か外国出稼ぎか	○	
543	1916/03/12	大正 05	砕かれたる魂を	○	○
544	1916/03/13	大正 05	不平が先立つ境遇		
545	1916/03/14	大正 05	孝か義理かの二道	○	○

546	1916/03/18	大正 05	相性の合わぬ女は	○	○
547	1916/03/19	大正 05	夫の不倫な行為を		○
548	1916/03/21	大正 05	娘が不承知の縁談	○	○
549	1916/03/24	大正 05	父の大反対にあい	○	
550	1916/03/25	大正 05	いつそ黙って家を		
551	1916/03/26	大正 05	妻の秘密を聞き	○	○
552	1916/03/27	大正 05	奉公より良い法が		○
553	1916/03/28	大正 05	一度恋をした者が	○	○
554	1916/03/29	大正 05	断る訳にも行かず	○	○
555	1916/03/30	大正 05	籍を戻してくれず	○	○
556	1916/03/31	大正 05	男の意気地の前に	○	○
557	1916/04/01	大正 05	約婚が気に入らず	○	○
558	1916/04/02	大正 05	軽薄な女と罵られ	○	○
559	1916/04/03	大正 05	感わしき縁談の為		○
560	1916/04/04	大正 05	再縁か自活の道か	○	○
561	1916/04/05	大正 05	弁護士志望の夫を		
562	1916/04/08	大正 05	妻に離縁を迫られ		○
563	1916/04/09	大正 05	辛抱のしがいが無く		○
564	1916/04/10	大正 05	未だ独身で居たいが	○	○
565	1916/04/13	大正 05	婚約を破りたく	○	○
566	1916/04/15	大正 05	我が俣で粗暴な妻を	○	○
567	1916/04/16	大正 05	夫の疑いが晴れず		
568	1916/04/18	大正 05	父が癲癩と聞き	○	○
569	1916/04/20	大正 05	この際離縁されても	○	
570	1916/04/24	大正 05	彼女は心変わりを	○	○
571	1916/04/25	大正 05	浅ましきこの身の上	○	
572	1916/04/27	大正 05	親族の者が立腹し	○	○
573	1916/04/28	大正 05	妻に就いての噂が	○	○
574	1916/04/30	大正 05	親戚が恐ろしく	○	○

575	1916/05/01	大正 05	恥ずかしい胸の中を	○	○
576	1916/05/04	大正 05	許婚をして置いて	○	
577	1916/05/05	大正 05	妻が我が強くて	○	○
578	1916/05/06	大正 05	浅ましい心の女を	○	○
579	1916/05/07	大正 05	母と義兄と衝突	○	
580	1916/05/08	大正 05	友の不運な結婚	○	○
581	1916/05/09	大正 05	後妻が病気に罹り	○	○
582	1916/05/11	大正 05	子供の為を思って		○
583	1916/05/13	大正 05	噂に上った上は	○	
584	1916/05/15	大正 05	妻が受けた冤罪		○
585	1916/05/16	大正 05	邪魔者扱いにされ		
586	1916/05/17	大正 05	夫が家出してしまい	○	○
587	1916/05/19	大正 05	同じ年と相性と	○	○
588	1916/05/21	大正 05	従々姉妹に当たる女	○	○
589	1916/05/22	大正 05	復讐をされては	○	○
590	1916/05/24	大正 05	恩になった叔父が	○	
591	1916/05/27	大正 05	主人夫婦の難題を		
592	1916/05/28	大正 05	許嫁の女が厭で	○	○
593	1916/05/30	大正 05	見捨てた夫の許へ	○	
594	1916/06/01	大正 05	名誉を傷つけられ	○	○
595	1916/06/02	大正 05	姉に気兼ねして	○	○
596	1916/06/03	大正 05	友が破倫の行為を		
597	1916/06/04	大正 05	縁談も母の病気で	○	○
598	1916/06/05	大正 05	痛ましき友の境遇		
599	1916/06/06	大正 05	四年間の関係が	○	
600	1916/06/07	大正 05	義兄が成功する迄	○	
601	1916/06/08	大正 05	深い後悔をして	○	○
602	1916/06/09	大正 05	短気な夫の許を	○	○
603	1916/06/10	大正 05	妻が病気に罹り	○	○

604	1916/06/11	大正 05	身に一点の曇りも		○
605	1916/06/12	大正 05	結婚を前に控えて	○	○
606	1916/06/13	大正 05	低級な役者に恋し	○	○
607	1916/06/14	大正 05	とても円満な解決は	○	
608	1916/06/15	大正 05	妻の苦しき立場		
609	1916/06/16	大正 05	主人の医師の為に	○	
610	1916/06/17	大正 05	兄が放蕩に耽り		
611	1916/06/18	大正 05	無断家出をしても	○	
612	1916/06/19	大正 05	子供が可愛くて		
613	1916/06/20	大正 05	復縁するがよいか	○	
614	1916/06/21	大正 05	両親は名利を望み	○	○
615	1916/06/23	大正 05	後妻を貰う事は	○	
616	1916/06/24	大正 05	夫の無情が悲しくて		○
617	1916/06/25	大正 05	若い女の考えは	○	
618	1916/06/26	大正 05	母が妾になれと		
619	1916/06/28	大正 05	許婚の人が帰らず	○	
620	1916/06/29	大正 05	易者の言葉を信じ	○	○
621	1916/07/01	大正 05	老い先短い父を		
622	1916/07/02	大正 05	祖父が聴き入れず	○	
623	1916/07/03	大正 05	家風家庭共に乱れ		
624	1916/07/07	大正 05	夫の心を		○
625	1916/07/08	大正 05	よめとをとめ	○	
626	1916/07/09	大正 05	中元の贈答		
627	1916/07/10	大正 05	まだ学生の身で	○	○
628	1916/07/11	大正 05	継母に辛くされて	○	
629	1916/07/12	大正 05	母の前に犠牲となった	○	
630	1916/07/13	大正 05	嫂の秘密を	○	
631	1916/07/14	大正 05	養家の借金に悩む		
632	1916/07/17	大正 05	結婚すべきか	○	○

633	1916/07/19	大正 05	夫が生前の負債は		
634	1916/07/20	大正 05	離別を迫る権利が		○
635	1916/07/21	大正 05	祖父母に対する悩み	○	
636	1916/07/23	大正 05	姉が来ない様に		○
637	1916/07/26	大正 05	心掛けの悪い嫁を		
638	1916/07/27	大正 05	二人の児迄生んで	○	○
639	1916/07/28	大正 05	良人の短気を	○	○
640	1916/07/30	大正 05	未来の良人に就いて	○	○
641	1916/07/31	大正 05	祭礼の費用		
642	1916/08/01	大正 05	結婚の出来ぬ身を		
643	1916/08/02	大正 05	隣家の細君		
644	1916/08/03	大正 05	孫娘に夫を	○	○
645	1916/08/04	大正 05	友人の失恋	○	
646	1916/08/05	大正 05	意外の病毒を	○	○
647	1916/08/09	大正 05	主婦から女中に		○
648	1916/08/10	大正 05	女を弄ぶ男		○
649	1916/08/12	大正 05	別れた妻の懐胎		○
650	1916/08/14	大正 05	亡き愛人の家から	○	
651	1916/08/16	大正 05	約束を守れば	○	○
652	1916/08/17	大正 05	経済思想の無き妻		○
653	1916/08/20	大正 05	人に陰口を言われ	○	
654	1916/08/21	大正 05	妻の貞操を疑い		○
655	1916/08/26	大正 05	妻の性質が一変し	○	○
656	1916/08/29	大正 05	妻が強情で困る		○
657	1916/08/30	大正 05	離婚しても		○
658	1916/08/31	大正 05	結婚を申し込まれ	○	○
659	1916/09/01	大正 05	騙されたのが残念	○	
660	1916/09/03	大正 05	精神病の妻を	○	○
661	1916/09/06	大正 05	結婚契約の効力	○	

662	1916/09/10	大正 05	結婚問題だと困る	○	○
663	1916/09/11	大正 05	恋せる友の為に	○	○
664	1916/09/13	大正 05	悲観している友人	○	○
665	1916/09/15	大正 05	十八歳の若妻	○	○
666	1916/09/17	大正 05	年下の男	○	
667	1916/09/19	大正 05	離縁を迫られて		
668	1916/09/25	大正 05	夫の心が分からず	○	
669	1916/09/26	大正 05	家庭円満を欠き	○	○
670	1916/09/27	大正 05	このまま結婚しても	○	○
671	1916/09/28	大正 05	我が儘な妻を	○	○
672	1916/10/01	大正 05	老後のために		
673	1916/10/02	大正 05	叔母の束縛を	○	
674	1916/10/03	大正 05	妻としての行いは		
675	1916/10/05	大正 05	無情な此の夫を		○
676	1916/10/06	大正 05	夫の上京を		
677	1916/10/07	大正 05	妻の日記の秘密	○	
678	1916/10/10	大正 05	哀れな妻の為に		○
679	1916/10/12	大正 05	養家に対する不平	○	○
680	1916/10/13	大正 05	血族結婚は不倫か	○	○
681	1916/10/14	大正 05	合性の悪い悲しさ		○
682	1916/10/15	大正 05	清い身に戻れるか		○
683	1916/10/16	大正 05	結婚問題での迷い	○	○
684	1916/10/17	大正 05	育英事業か再婚か	○	
685	1916/10/18	大正 05	相続者同士の結婚	○	
686	1916/10/19	大正 05	後産を埋めた家		
687	1916/10/21	大正 05	精神的の殺人罪	○	○
688	1916/10/23	大正 05	姓名判断と合性	○	
689	1916/10/24	大正 05	再婚と知らず結婚	○	○
690	1916/10/26	大正 05	役に立たない夫	○	○

691	1916/10/29	大正 05	内助のための髪結い		○
692	1916/10/30	大正 05	ひねくれた根性	○	○
693	1916/11/01	大正 05	相続人同志の結婚		○
694	1916/11/02	大正 05	継母と四人の継子		
695	1916/11/02	大正 05	放蕩者の異父弟		
696	1916/11/05	大正 05	方便としての結婚	○	○
697	1916/11/07	大正 05	この父をいかんせん		
698	1916/11/08	大正 05	養いの恩を枷に	○	○
699	1916/11/09	大正 05	結婚前の品行	○	○
700	1916/11/10	大正 05	損得か女の道か		
701	1916/11/11	大正 05	許婚に対する義理	○	
702	1916/11/12	大正 05	独身生活か尼か	○	
703	1916/11/13	大正 05	長男を養子に		
704	1916/11/14	大正 05	結婚前の秘密		
705	1916/11/14	大正 05	夫と親の権利争い	○	
706	1916/11/15	大正 05	近親結婚の怖れ	○	○
707	1916/11/15	大正 05	負債のため入籍せず		
708	1916/11/19	大正 05	借財の多い養家	○	
709	1916/11/20	大正 05	妾の公正証書		
710	1916/11/22	大正 05	義理攻めの縁談	○	○
711	1916/11/23	大正 05	母を残して嫁入り	○	
712	1916/11/25	大正 05	内々の婚約は	○	○
713	1916/11/25	大正 05	離縁を取る気の嫁		
714	1916/11/27	大正 05	虫好かぬ新妻	○	○
715	1916/11/28	大正 05	再婚する場合には	○	
716	1916/11/29	大正 05	夫は前科者で	○	○
717	1916/11/30	大正 05	結婚前の嫁の品行		○
718	1916/12/03	大正 05	身を責める行為	○	
719	1916/12/04	大正 05	何方へ行くべきか	○	

720	1916/12/05	大正 05	圧制を極める祖父		
721	1916/12/06	大正 05	海外にて働きたし	○	
722	1916/12/08	大正 05	夫に別れても親に		
723	1916/12/11	大正 05	極秘の境に立って	○	
724	1916/12/13	大正 05	子を生まぬ妻	○	○
725	1916/12/14	大正 05	養父母の我侘		
726	1916/12/15	大正 05	花柳界の女では	○	○
727	1916/12/16	大正 05	誰の財産か		
728	1916/12/17	大正 05	亡き夫の母の無理		
729	1916/12/20	大正 05	放埒極まる長男		
730	1916/12/22	大正 05	破談はしたが気の毒	○	○
731	1916/12/22	大正 05	離縁と賠償金		
732	1916/12/24	大正 05	私生児は嫡出子か		
733	1916/12/25	大正 05	親戚も来ない家		
734	1916/12/28	大正 05	敬慕の余り求婚	○	○
735	1916/12/29	大正 05	夫を理解せぬ妻		○
736	1917/01/09	大正 06	父親が渡り者ゆえ	○	○
737	1917/01/11	大正 06	裏切られたる愛	○	○
738	1917/01/12	大正 06	従妹との結婚は		○
739	1917/01/19	大正 06	気になる内縁の妻		
740	1917/01/20	大正 06	夫婦契約の証拠	○	○
741	1917/01/21	大正 06	養子をするか嫁ぐか	○	○
742	1917/01/22	大正 06	心付けば破滅の淵	○	○
743	1917/01/24	大正 06	恋に迎える親友	○	○
744	1917/02/03	大正 06	二人の恩人の娘	○	○
745	1917/02/18	大正 06	旧式結婚と戦わんか	○	○
746	1917/02/20	大正 06	母の監視が厳しく	○	○
747	1917/02/23	大正 06	親戚の不賛成から		○
748	1917/03/01	大正 06	結婚の身許調べ		○

749	1917/03/04	大正 06	気にいらぬ結婚法	○	○
750	1917/03/09	大正 06	父と母の板挟み		○
751	1917/03/15	大正 06	徴兵検査前の結婚		
752	1917/03/18	大正 06	余りに年上の妻	○	○
753	1917/03/19	大正 06	情婦を持って結婚	○	○
754	1917/03/23	大正 06	独身を覚悟した訳	○	
755	1917/03/27	大正 06	消ゆる時なき嘆き		
756	1917/03/29	大正 06	主義を同じくする妻		○
757	1917/03/30	大正 06	良妻の得難き海員		
758	1917/04/10	大正 06	過去の罪が恐ろしく		
759	1917/04/18	大正 06	諦め難き最初の愛	○	○
760	1917/04/19	大正 06	恩家の娘と許婚	○	○
761	1917/04/21	大正 06	この罪ゆるさるべきか		
762	1917/04/24	大正 06	許婚の男の不品行	○	○
763	1917/04/27	大正 06	活路を塞げらる	○	○
764	1917/05/02	大正 06	見るに忍びぬ姉	○	○
765	1917/05/11	大正 06	脈絡となった養家		○
766	1917/05/13	大正 06	秘するは罪悪か		
767	1917/05/21	大正 06	苦勞ある世の中		
768	1917/05/22	大正 06	妻帯を勧めらる	○	○
769	1917/05/23	大正 06	父と義理ある母		
770	1917/05/25	大正 06	悲しい身の上		
771	1917/05/26	大正 06	望み多き将来へ	○	○
772	1917/06/19	大正 06	裏切られた女の身	○	○
773	1917/06/20	大正 06	手相に迷て		
774	1917/06/21	大正 06	光を慕いて		
775	1917/06/27	大正 06	二つの縁談		
776	1917/07/07	大正 06	浮かぶ瀬を求めて		
777	1917/07/18	大正 06	若い娘を持つ母親	○	○

778	1917/07/19	大正 06	狐憑の家に生まれて		○
779	1917/07/25	大正 06	主家の恩義と妹	○	
780	1917/08/28	大正 06	結婚か独身か	○	
781	1917/09/15	大正 06	日暮れて道遠し	○	○
782	1917/09/21	大正 06	求婚に米国から	○	○
783	1917/09/26	大正 06	母の悪病に驚く	○	○
784	1917/10/12	大正 06	媒酌人口に罹る	○	
785	1917/10/13	大正 06	求婚を斥けて	○	
786	1917/10/14	大正 06	足のわるい娘		○
787	1917/10/18	大正 06	一人の孫娘を	○	○
788	1917/10/27	大正 06	眼のわるい女		○
789	1917/11/21	大正 06	韓人の結婚		
790	1917/11/28	大正 06	愛を失える少女	○	○
791	1917/12/04	大正 06	人妻の資格を失う	○	○
792	1917/12/12	大正 06	乳呑児を連れて		
793	1917/12/13	大正 06	台湾人の妻	○	
794	1917/12/23	大正 06	妙な縁談の再燃		
795	1917/12/24	大正 06	老嬢の悲哀		
796	1918/01/08	大正 07	強情な妻を	○	○
797	1918/01/13	大正 07	不貞寝する母		
798	1918/01/14	大正 07	お嫁入りの準備		
799	1918/01/16	大正 07	故郷に錦を	○	
800	1918/01/17	大正 07	養女の難儀	○	
801	1918/01/22	大正 07	良人に嫌われて	○	
802	1918/01/23	大正 07	作家希望で家出	○	
803	1918/01/26	大正 07	夫の愛と姑の不機嫌	○	
804	1918/01/29	大正 07	計算機の様な人	○	○
805	1918/02/01	大正 07	家出した妻		
806	1918/02/03	大正 07	結婚と肺病	○	○

807	1918/02/05	大正 07	汚名を受けて		
808	1918/02/07	大正 07	産婆になりたい	○	
809	1918/02/08	大正 07	真実な愛に	○	
810	1918/02/09	大正 07	騙された女		
811	1918/02/11	大正 07	片眼の女の悶え	○	○
812	1918/02/19	大正 07	世間知らず	○	
813	1918/02/20	大正 07	破鏡の歎	○	
814	1918/02/23	大正 07	早婚女の訴え	○	
815	1918/02/24	大正 07	賤業の家の子	○	○
816	1918/02/27	大正 07	理想的の結婚を	○	
817	1918/02/28	大正 07	良人の品行を		○
818	1918/03/01	大正 07	妻の素性を知って	○	○
819	1918/03/03	大正 07	失恋した娘の親	○	○
820	1918/03/05	大正 07	生活に困る母		
821	1918/03/07	大正 07	悪疾の家の娘	○	○
822	1918/03/10	大正 07	庶子に就いて		
823	1918/03/11	大正 07	ものぐさな女		○
824	1918/03/12	大正 07	継父と実母		
825	1918/03/14	大正 07	結婚準備に就いて	○	○
826	1918/03/20	大正 07	三ツ巴	○	
827	1918/03/21	大正 07	愛の献酬	○	
828	1918/03/23	大正 07	病夫の離縁話	○	
829	1918/03/25	大正 07	狂気の実妻が	○	
830	1918/03/27	大正 07	出戻りの身を		
831	1918/04/04	大正 07	独身の職工	○	
832	1918/04/05	大正 07	厄年の男	○	
833	1918/04/07	大正 07	口喧しい良人		○
834	1918/04/13	大正 07	貧しい主婦の訴え		
835	1918/04/15	大正 07	妻の不純		

836	1918/04/19	大正 07	棄てられた女	○	
837	1918/04/22	大正 07	従妹の身の上		
838	1918/04/24	大正 07	妻の娘時代を		
839	1918/04/27	大正 07	或る婚約者の経過	○	
840	1918/05/06	大正 07	眼の中の世間	○	
841	1918/05/09	大正 07	女髪結いに	○	
842	1918/05/13	大正 07	職業婦人の失敗	○	○
843	1918/05/18	大正 07	愛し得ざる悲しみ		
844	1918/05/19	大正 07	子の無い家庭		○
845	1918/05/24	大正 07	無口で冷かな夫	○	○
846	1918/05/25	大正 07	結婚を躊躇して	○	
847	1918/05/26	大正 07	結婚に就いて	○	
848	1918/05/31	大正 07	負債ある家の妻		○
849	1918/06/05	大正 07	植木を消毒する妻		○
850	1918/06/06	大正 07	婚期を失った女	○	
851	1918/06/09	大正 07	好かない新妻を	○	
852	1918/06/13	大正 07	女学校設立難		
853	1918/06/15	大正 07	非常識な良人を		○
854	1918/06/20	大正 07	結婚の予約について	○	
855	1918/06/23	大正 07	内気な性質の妻		○
856	1918/06/26	大正 07	信者の家の娘		
857	1918/07/01	大正 07	幼馴染の二人	○	
858	1918/07/04	大正 07	捨てられた女	○	
859	1918/07/06	大正 07	吝嗇な夫		○
860	1918/07/08	大正 07	養女になって	○	
861	1918/07/12	大正 07	無職の青年	○	
862	1918/07/13	大正 07	結婚を拒んで	○	○
863	1918/07/19	大正 07	狂乱の心		
864	1918/07/21	大正 07	姑の怖い顔		

865	1918/07/22	大正 07	虎口を逃れんとして	○	○
866	1918/07/25	大正 07	離縁されて	○	
867	1918/07/28	大正 07	桃枝様のように	○	
868	1918/08/03	大正 07	看護婦に	○	
869	1918/08/05	大正 07	マッサージを		
870	1918/08/10	大正 07	特殊部落の娘 (被差別部落の娘：著者補足)	○	○
871	1918/08/12	大正 07	死を思いつつ	○	
872	1918/08/17	大正 07	愛の動揺	○	
873	1918/08/21	大正 07	愛の復活を	○	
874	1918/08/22	大正 07	迷える結婚	○	
875	1918/08/28	大正 07	この愛を	○	
876	1918/08/29	大正 07	失恋の後	○	
877	1918/08/30	大正 07	思いつめた心	○	
878	1918/09/02	大正 07	出っ歯を悲しむ	○	○
879	1918/09/03	大正 07	結婚と職業	○	
880	1918/09/04	大正 07	年長の妻	○	○
881	1918/09/05	大正 07	恋の悩み	○	
882	1918/09/07	大正 07	路傍の人に	○	○
883	1918/09/08	大正 07	無理を言う父		
884	1918/09/14	大正 07	不精な妻	○	○
885	1918/09/16	大正 07	老母の世話を	○	
886	1918/09/19	大正 07	嘘の縁談		
887	1918/09/21	大正 07	自由恋愛者の末路	○	
888	1918/09/22	大正 07	潔癖の女	○	○
889	1918/09/25	大正 07	欺いた結婚	○	
890	1918/09/28	大正 07	失恋の後	○	
891	1918/09/29	大正 07	住持に脅かされて		
892	1918/09/30	大正 07	慈善鍋の奥様		

893	1918/10/02	大正 07	離縁になった不具の女	○	○
894	1918/10/03	大正 07	旅役者の恋	○	
895	1918/10/05	大正 07	叶わぬ恋	○	
896	1918/10/07	大正 07	撲る夫を	○	
897	1918/10/08	大正 07	子供の欲しい夫		○
898	1918/10/09	大正 07	醜男からの縁談	○	○
899	1918/10/11	大正 07	女優を志願	○	
900	1918/10/13	大正 07	血書して娶った妻	○	
901	1918/10/21	大正 07	私生児と軍人		
902	1918/10/24	大正 07	悪い血統の女		○
903	1918/10/29	大正 07	操を蹂躪された女	○	○
904	1918/10/30	大正 07	よき女学校	○	○
905	1918/10/31	大正 07	勉学と結婚	○	
906	1918/11/01	大正 07	愛人の親の命	○	○
907	1918/11/03	大正 07	教師の生活難		
908	1918/11/05	大正 07	別荘番に		
909	1918/11/10	大正 07	妹の為に	○	
910	1918/11/12	大正 07	旧師への復讐	○	
911	1918/11/13	大正 07	自由恋愛	○	
912	1918/11/14	大正 07	学問のない人妻		○
913	1918/11/15	大正 07	嫁げない女	○	
914	1918/11/20	大正 07	あきれた父親		
915	1918/11/22	大正 07	結婚の悩み	○	
916	1918/11/23	大正 07	泣きながら読書する夫		○
917	1918/11/27	大正 07	嫁を厭う母の心	○	
918	1918/11/29	大正 07	娘の父に怒られる	○	
919	1918/11/30	大正 07	心の浅薄な夫と	○	○
920	1918/12/01	大正 07	罪の男を遁れて	○	
921	1918/12/02	大正 07	悪い妻のために		○

922	1918/12/04	大正 07	死に別れてから	○	
923	1918/12/05	大正 07	兄嫁との不和		
924	1918/12/07	大正 07	慕い待つ心	○	
925	1918/12/11	大正 07	絶体絶命の私	○	
926	1918/12/13	大正 07	同い年の娘と	○	○
927	1918/12/15	大正 07	従兄との結婚	○	○
928	1918/12/17	大正 07	嫌われたので	○	
929	1918/12/22	大正 07	誤れる私の半生	○	
930	1918/12/23	大正 07	温な情を養うて		
931	1918/12/25	大正 07	潔く別れる心	○	
932	1918/12/26	大正 07	過てる私の身	○	○
933	1918/12/27	大正 07	打ち明けられぬ心	○	○
934	1918/12/29	大正 07	激しい運動から	○	○
935	1919/01/05	大正 08	愛せられた私	○	
936	1919/01/09	大正 08	養父の愛を失うて	○	
937	1919/01/09	大正 08	無情の人に対し		○
938	1919/01/11	大正 08	同情を受けて		
939	1919/01/12	大正 08	私の採るべき道	○	
940	1919/01/15	大正 08	悪い血統から		○
941	1919/01/17	大正 08	此の思いを達したい	○	
942	1919/01/18	大正 08	心変わりせる女を	○	
943	1919/01/19	大正 08	母が心配するので	○	○
944	1919/01/23	大正 08	親しき人に死れて	○	
945	1919/01/26	大正 08	親しき友と私と		
946	1919/01/31	大正 08	この心の苦しみ	○	
947	1919/02/01	大正 08	相性が悪いので		○
948	1919/02/07	大正 08	此心が徹らずは	○	
949	1919/02/20	大正 08	あまり閑なので		
950	1919/02/27	大正 08	戸籍のために		○

951	1919/03/01	大正 08	遠く離れて	○	
952	1919/03/04	大正 08	真実なる途に	○	
953	1919/03/06	大正 08	裁縫と結婚と		
954	1919/03/08	大正 08	従弟の結婚		○
955	1919/03/11	大正 08	娘の勉学について		
956	1919/03/13	大正 08	近親の結婚		○
957	1919/03/24	大正 08	血統上の疑い	○	○
958	1919/03/31	大正 08	妻を娶るにつき		○
959	1919/04/07	大正 08	悪疫を怖れて		○
960	1919/04/08	大正 08	婦人ガイドに		
961	1919/04/21	大正 08	過去の罪のため		○
962	1919/04/24	大正 08	妻を娶るにつき		○
963	1919/04/25	大正 08	出世をした上で	○	○
964	1919/04/28	大正 08	結婚か入学か		
965	1919/05/14	大正 08	妹の身について		○
966	1919/05/18	大正 08	惨めな農家の娘		
967	1919/05/24	大正 08	私の好かぬ人と		○
968	1919/06/12	大正 08	上京か結婚か	○	
969	1919/06/23	大正 08	この病あるので	○	○
970	1919/06/24	大正 08	許婚の身につき	○	○
971	1919/06/25	大正 08	不幸のこの身を		
972	1919/07/22	大正 08	生活の安心		
973	1919/07/25	大正 08	相続人の私	○	○
974	1919/07/28	大正 08	零落せる人と	○	
975	1919/08/09	大正 08	姉の遺言のため	○	
976	1919/08/24	大正 08	六年待つてから	○	
977	1919/08/27	大正 08	二つの途に		
978	1919/09/13	大正 08	一生独身にて	○	
979	1919/09/21	大正 08	媒酌業に欺かれて	○	○

980	1919/09/22	大正 08	無理強いの結婚	○	
981	1919/09/23	大正 08	船員からの縁談	○	○
982	1919/09/27	大正 08	悪徳医師の誘惑に		
983	1919/10/05	大正 08	結婚調査所を	○	○
984	1919/10/06	大正 08	無理強いの結婚に	○	
985	1919/10/15	大正 08	叔父と姪の結婚		○
986	1919/10/17	大正 08	占いの為に良縁を		
987	1919/10/17	大正 08	腹変わりの兄と		○
988	1919/10/20	大正 08	郷里の風紀を		
989	1919/10/24	大正 08	発明の為に		
990	1919/10/24	大正 08	結婚と世間の噂	○	
991	1919/10/30	大正 08	叔父との内縁		○
992	1919/11/04	大正 08	女の飛行家志願		
993	1919/11/04	大正 08	財産目当ての縁談	○	○
994	1919/12/04	大正 08	海外渡航の希望		
995	1919/12/04	大正 08	同情の余りの結婚	○	○
996	1919/12/10	大正 08	奉公先の娘さんと	○	
997	1919/12/12	大正 08	無情の男を		
998	1919/12/18	大正 08	二人を引き合わせたい		
999	1919/12/18	大正 08	孤独の悲哀を		
1000	1919/12/23	大正 08	女教員中の悪評		
1001	1919/12/24	大正 08	肺病の女と結婚	○	○
1002	1919/12/26	大正 08	両親に打明け難く	○	
1003	1919/12/27	大正 08	待つか拒むか		
1004	1920/01/10	大正 09	待つか棄てるか	○	
1005	1920/01/12	大正 09	親友の悶えを	○	○
1006	1920/01/14	大正 09	結婚迄の振り方	○	
1007	1920/01/14	大正 09	小学所教員の悩み	○	
1008	1920/01/14	大正 09	独立したい婦人	○	

1009	1920/01/15	大正 09	失恋男の悲哀	○	
1010	1920/01/16	大正 09	不幸な結婚の始末	○	
1011	1920/01/16	大正 09	禁煙したい妻		○
1012	1920/01/17	大正 09	料理屋の女性から	○	○
1013	1920/01/18	大正 09	可憐な女の救済法を	○	
1014	1920/01/18	大正 09	妻の過去の暗影		○
1015	1920/01/20	大正 09	思案に余りて	○	
1016	1920/01/21	大正 09	妻の過去の暗影		
1017	1920/01/21	大正 09	可憐な女の救済法		
1018	1920/01/22	大正 09	夫の放蕩を		○
1019	1920/01/23	大正 09	男手で子を保育	○	
1020	1920/01/25	大正 09	死を決意した男女	○	
1021	1920/01/25	大正 09	心機一転の法		
1022	1920/01/27	大正 09	叔父姪の結婚	○	○
1023	1920/01/27	大正 09	あらぬ噂の悶え	○	
1024	1920/01/30	大正 09	妻に対する不満		○
1025	1920/02/02	大正 09	若き女教員の悩み	○	
1026	1920/02/02	大正 09	妹の縁談の為に	○	○
1027	1920/02/03	大正 09	従兄妹同士か	○	○
1028	1920/02/05	大正 09	結婚と既往症	○	○
1029	1920/02/06	大正 09	不埒な小学校長	○	
1030	1920/02/06	大正 09	忠告を聞かぬ親友	○	
1031	1920/02/07	大正 09	薄幸なる姉妹	○	○
1032	1920/02/08	大正 09	主婦で速記者に		
1033	1920/02/08	大正 09	結婚調べを	○	○
1034	1920/02/08	大正 09	無垢でない彼女を	○	
1035	1920/02/10	大正 09	秘密を告白の妻	○	
1036	1920/02/12	大正 09	妻を酌婦に売る男	○	
1037	1920/02/13	大正 09	無学な僧侶の妻		○

1038	1920/02/14	大正 09	夫運の悪い婦人	○	
1039	1920/02/14	大正 09	男からの破約を	○	
1040	1920/02/17	大正 09	意外な許婚者	○	○
1041	1920/02/17	大正 09	相性の悪い夫婦		○
1042	1920/02/18	大正 09	家門を辱むる女	○	○
1043	1920/02/20	大正 09	お嬢さん育ちとの結婚	○	○
1044	1920/02/22	大正 09	行方不明の妻を		
1045	1920/02/22	大正 09	打ち明け難い悶え		
1046	1920/02/23	大正 09	愛の無い結婚を	○	
1047	1920/02/25	大正 09	妻を侮辱する男	○	
1048	1920/02/28	大正 09	夫からの離縁を	○	
1049	1920/02/28	大正 09	身許調べをするに	○	○
1050	1920/02/29	大正 09	私の縁談に就いて	○	
1051	1920/02/29	大正 09	朝鮮学生との結婚	○	○
1052	1920/03/03	大正 09	同情の無い夫に		○
1053	1920/03/07	大正 09	妻を女中奉公に		
1054	1920/03/10	大正 09	愛のために破約を	○	○
1055	1920/03/10	大正 09	不身持ちの許婚者	○	○
1056	1920/03/10	大正 09	奉公か結婚か	○	
1057	1920/03/13	大正 09	不義の妹の処置	○	
1058	1920/03/16	大正 09	自由結婚と離婚	○	
1059	1920/03/19	大正 09	早婚に就いて	○	○
1060	1920/03/19	大正 09	良家庭を	○	
1061	1920/03/20	大正 09	再婚に就いて	○	
1062	1920/03/26	大正 09	日朝親和の為に	○	
1063	1920/03/27	大正 09	老親の雇われ		
1064	1920/04/02	大正 09	良人の二重結婚		○
1065	1920/04/03	大正 09	最愛の妻は被差別部落民	○	○
1066	1920/04/06	大正 09	夫の無理難題		

1067	1920/04/09	大正 09	酒癖の悪い夫に		○
1068	1920/04/10	大正 09	愛情の無い婿養子	○	
1069	1920/04/13	大正 09	無教育の夫と離婚	○	○
1070	1920/04/16	大正 09	不幸続きの尼志願	○	
1071	1920/04/22	大正 09	姪の求婚広告の可否	○	○
1072	1920/04/22	大正 09	狂態を尽くす夫を		○
1073	1920/04/25	大正 09	愛子の将来の為	○	
1074	1920/04/26	大正 09	離縁された巡査の妻		
1075	1920/04/26	大正 09	父の不倫に対して		○
1076	1920/04/29	大正 09	親が勝手に極めた夫	○	
1077	1920/04/29	大正 09	生活難の為内職		
1078	1920/05/01	大正 09	在京の夫から		
1079	1920/05/03	大正 09	養父母の不和に		
1080	1920/05/11	大正 09	不貞の妻の処置		○
1081	1920/05/11	大正 09	身分ある方を		○
1082	1920/05/12	大正 09	精神病の遺伝を		○
1083	1920/05/15	大正 09	親戚のある女の頼み	○	○
1084	1920/05/19	大正 09	師匠か事務員か		
1085	1920/05/19	大正 09	嫌な縁談を断って	○	
1086	1920/05/24	大正 09	住職との縁談	○	
1087	1920/05/27	大正 09	不身持ちな女との結婚	○	○
1088	1920/05/28	大正 09	妻から離縁要求		
1089	1920/06/02	大正 09	精神的に死んだ姪	○	
1090	1920/06/03	大正 09	妻の不行跡に		
1091	1920/06/05	大正 09	運命に弄ばれた女	○	
1092	1920/06/08	大正 09	被差別部落民を承知の上	○	
1093	1920/06/08	大正 09	実家に帰されて		
1094	1920/06/10	大正 09	娘の結婚について	○	○
1095	1920/06/17	大正 09	従兄との結婚は	○	○

1096	1920/06/21	大正 09	結婚媒介所	○	
1097	1920/06/26	大正 09	娘の縁談について	○	
1098	1920/06/26	大正 09	家庭の悪い妻	○	○
1099	1920/06/28	大正 09	国許からの縁談	○	
1100	1920/07/04	大正 09	私の行くべき道を	○	
1101	1920/07/07	大正 09	労働者の娘と	○	○
1102	1920/07/08	大正 09	恩案に余って	○	
1103	1920/07/11	大正 09	傷つけられし女	○	
1104	1920/07/15	大正 09	長男たる私の煩悶	○	
1105	1920/07/16	大正 09	失恋と嫉妬の為	○	
1106	1920/07/21	大正 09	姉さんに代わりて	○	
1107	1920/07/28	大正 09	離合の二つの道	○	
1108	1920/08/04	大正 09	独立か結婚か	○	
1109	1920/08/05	大正 09	子供を連れて奉公口を		
1110	1920/08/07	大正 09	不きりょうなので独立したい	○	○
1111	1920/08/10	大正 09	悶える友の為に	○	○
1112	1920/08/13	大正 09	継子のために		
1113	1920/08/21	大正 09	母娘が安心して	○	
1114	1920/08/24	大正 09	友の煩悶の為に	○	
1115	1920/08/24	大正 09	養父と別居の可否		
1116	1920/08/26	大正 09	父と祖父母の間を		
1117	1920/09/05	大正 09	妻子と別居して転職の準備		
1118	1920/09/05	大正 09	朝鮮人を婿養子に	○	○
1119	1920/09/11	大正 09	家出男女の今後	○	
1120	1920/09/12	大正 09	身も魂も疲れ果てて	○	○
1121	1920/09/16	大正 09	放埒な夫との離別		○
1122	1920/09/17	大正 09	子無き妻の離縁	○	○
1123	1920/09/19	大正 09	他人の娘を酌婦に	○	
1124	1920/09/23	大正 09	夫と離れて情人と	○	

1125	1920/09/27	大正 09	夫の父から罵られて	○	
1126	1920/10/04	大正 09	弟の結婚に就いて	○	○
1127	1920/10/07	大正 09	女世帯の不自由に	○	
1128	1920/10/09	大正 09	外国で放蕩する夫		○
1129	1920/10/13	大正 09	恩人の娘と偽りて	○	
1130	1920/10/15	大正 09	罪の報いの処決	○	
1131	1920/10/22	大正 09	相性の悪いについて	○	○
1132	1920/11/03	大正 09	小学教員の煩悶	○	
1133	1920/11/06	大正 09	両親と夫と何れに	○	
1134	1920/11/11	大正 09	自由結婚の悶え	○	
1135	1920/11/13	大正 09	愛らしい男児を		
1136	1920/11/13	大正 09	病妻扶養の良法を	○	
1137	1920/11/18	大正 09	真実の妹と判って	○	○
1138	1920/11/24	大正 09	人の中傷から	○	
1139	1920/11/25	大正 09	母の勧める婿養子	○	○
1140	1920/11/29	大正 09	我等夫婦の執る道を	○	
1141	1920/12/08	大正 09	無理解の父を	○	
1142	1920/12/11	大正 09	継母が新平民で	○	○
1143	1920/12/15	大正 09	忍び難き侮辱に	○	○
1144	1921/01/22	大正 10	親が独断な縁談に	○	○
1145	1921/01/29	大正 10	男の両親の反対	○	○
1146	1921/02/02	大正 10	不義理の結婚に	○	
1147	1921/02/15	大正 10	理想も愛も捨てねば	○	○
1148	1921/02/21	大正 10	明るい生活に	○	○
1149	1921/02/25	大正 10	嫌な男との結婚に	○	○
1150	1921/04/07	大正 10	偽善者との結婚	○	
1151	1921/04/25	大正 10	一青年の悶えに	○	
1152	1921/05/05	大正 10	いづれに嫁にいぐべきか	○	
1153	1921/06/12	大正 10	親から帰国を促されて	○	

1154	1921/06/30	大正 10	両親と許婚者との	○	
1155	1921/07/02	大正 10	一種異様の不安に		
1156	1921/07/06	大正 10	同郷の女に対し	○	
1157	1921/07/20	大正 10	約束を破った男	○	
1158	1921/08/03	大正 10	大学生の結婚申込		○
1159	1921/09/03	大正 10	死んだ許嫁の兄から	○	
1160	1921/09/05	大正 10	写真結婚の悶え	○	
1161	1921/09/15	大正 10	淪落の第一歩		
1162	1921/10/21	大正 10	忌まわしい稼業から	○	
1163	1921/10/21	大正 10	忌まわしい稼業から		○
1164	1921/10/28	大正 10	去就に迷う女から	○	
1165	1921/11/15	大正 10	血族結婚に就いて		○
1166	1921/11/19	大正 10	血族結婚の恐るべき結果		○
1167	1921/11/19	大正 10	結婚に悩みて		○
1168	1921/11/21	大正 10	手段か諦めか	○	
1169	1921/12/06	大正 10	無自覚なりし悔恨	○	
1170	1922/01/13	大正 11	女に渡した写真	○	○
1171	1922/01/26	大正 11	特殊部落(被差別部落) の婦人と	○	○
1172	1922/01/30	大正 11	父兄の同意せぬ結婚	○	
1173	1922/02/05	大正 11	長女の婚約に就いて	○	
1174	1922/02/09	大正 11	素封家との縁組		○
1175	1922/02/25	大正 11	小さい胸に淋しい思い	○	
1176	1922/02/27	大正 11	浮き草のような女心に	○	○
1177	1922/03/04	大正 11	父の不行跡に就いて		
1178	1922/03/08	大正 11	放蕩の弟の為に		○
1179	1922/03/13	大正 11	巳年と申年との結婚	○	○
1180	1922/03/20	大正 11	放蕩の夫を持つ妻から		○
1181	1922/03/26	大正 11	長女を行儀見習いに	○	

1182	1922/03/26	大正 11	恐ろしく執念深き男		○
1183	1922/03/29	大正 11	愛妻の無断家出		
1184	1922/04/01	大正 11	愛人の欠点について	○	○
1185	1922/04/03	大正 11	家出後の悔悟	○	
1186	1922/04/06	大正 11	復縁すべきか否か	○	
1187	1922/04/08	大正 11	絶望の淵に沈んで	○	○
1188	1922/04/09	大正 11	不良少女の誘惑		
1189	1922/04/18	大正 11	青年と結婚問題	○	○
1190	1922/04/24	大正 11	乱脈の一家救済を		
1191	1922/04/29	大正 11	妻の家出と復縁に	○	
1192	1922/05/03	大正 11	伯父の恩愛のために	○	
1193	1922/05/10	大正 11	親の強いる血族結婚	○	○
1194	1922/05/10	大正 11	両親が結婚調査を	○	○
1195	1922/05/15	大正 11	養母に虐待されて	○	○
1196	1922/06/03	大正 11	不幸な婦人	○	
1197	1922/06/11	大正 11	不貞の妻の処置	○	○
1198	1922/06/19	大正 11	無自覚な夫に	○	
1199	1922/06/27	大正 11	何れを選ぶべきか	○	○
1200	1922/07/11	大正 11	妻と愛人の羈絆	○	
1201	1922/07/22	大正 11	理解ある結婚を	○	○
1202	1922/07/27	大正 11	此の惨めな家庭へ	○	○
1203	1922/08/04	大正 11	罪に悩んで	○	
1204	1922/08/06	大正 11	誤れる結婚	○	
1205	1922/08/12	大正 11	愛の家庭を	○	
1206	1922/08/14	大正 11	勇気が無い	○	○
1207	1922/09/06	大正 11	朝鮮人に手紙を		
1208	1922/09/07	大正 11	自由結婚が厭だ	○	○
1209	1922/09/13	大正 11	老母が気の毒で	○	
1210	1922/09/25	大正 11	普通教育か職業教育か	○	

1211	1923/01/23	大正 12	結婚か独身か		○
1212	1923/01/31	大正 12	女難よけの法		
1213	1923/03/13	大正 12	女と別れたい	○	
1214	1923/04/12	大正 12	(タイトルなし)		○
1215	1923/06/12	大正 12	義兄から消息が無い		
1216	1923/06/12	大正 12	婦人職業の周旋を		
1217	1923/06/30	大正 12	頼る事の可否	○	○
1218	1923/07/19	大正 12	従妹を救いたい		○
1219	1923/08/08	大正 12	義理で結婚か	○	○
1220	1923/08/20	大正 12	死を考えて		

参考文献

- 青野季吉, 1959, 「解説—感想をもってこれに代える」窪田空穂『わが文学生活』春秋社 : 222-226.
- 赤川学, 1999, 『セクシュアリティの歴史社会学』勁草書房.
- 赤川学, 2006, 「日本の身の下相談・序説——近代日本における「性」の変容と隠蔽」東京大学社会科学研究所『社会科学研究』57 (3・4) : 81-95.
- 赤松啓介, [1950] 1993, 『女の歴史と民俗』明石書店.
- 赤松啓介, 1991, 『非常民の性民俗』明石書店.
- 赤松啓介, 1993, 『村落共同体と性的規範』言叢社.
- 赤松啓介, 1994, 『夜這いの性愛論』明石書店.
- 東浩紀・大澤真幸, 2003, 『自由を考える——9・11以降の現代思想』日本放送出版協会
- 天田城介, 2003, 『「老い衰えゆくこと」の社会学』多賀出版.
- 有地亨, 1986, 『日本の親子二百年』新潮社.
- 有山輝夫, 1995, 『近代日本ジャーナリズムの構造——大阪朝日新聞白虹事件前後』東京出版.
- 有賀喜左衛門, [1948] 1968, 『有賀喜左衛門著作集 4——婚姻・労働・若者』未来社.
- 有賀喜左衛門, [1955] 2001, 「親分・子分—タテの関係日本の基礎的社会関係」『有賀喜左衛門著作集IX』未来社.
- 有賀喜左衛門, [1960] 1970, 「家族と家」『有賀喜左衛門著作集 9』未来社, 17-51.
- 有賀喜左衛門, [1965] 1971, 『有賀喜左衛門著作集 11』未来社.
- 有賀喜左衛門, [1970] 2001, 『有賀喜左衛門著作集IX』未来社.
- 有賀喜左衛門, 1971, 「仲人・結納・婚姻」勝部真長・長谷川鉦平編, 『現代のエスプリ 別冊——結婚とは何か』至文堂, 9 (53) : 83-95.
- 伊狩章, 1975, 『硯友社と自然主義研究』桜楓社.
- 生田花世, [1914] 1991, 「食べることと貞操と」『反響』9月号。(再録: 折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版.)
- 池内一, 1953, 「身の上相談のジャンル」『思想の科学・芽』31: 8-13.
- 池田知加, 1999, 「コミュニケーションとしての身の上相談——身の上相談にあらわれる価値意識の変化」『立命館産業社会論集』35(1): 103-123.
- 池田知加, 2000a, 「人生相談」にあらわれる規範的言説——コミュニケーションの不一

- 致と規範の関係』『立命館産業社会論集』36(3): 25-48.
- 池田知加, 2000b, 「行為選択の基盤——「身の上相談」をデータに」『社会文化研究』3: 61-77.
- 池田知加, 2003, 「「自己決定」がもたらす言説空間の閉塞——人生相談における悩みの変遷より」『立命館産業社会論集』39(1): 127-150.
- 池田知加, 2005, 『人生相談「ニッポン人の悩み」——幸せはどこにある?』光文社.
- 石井洋二郎, 1993, 『差異と欲望——ブルデュー『ディスタンクシオン』を読む』藤原書店.
- 石月静枝, 1996, 『戦間期の女性運動』東方出版.
- 井手文子・江刺昭子, 1977, 『大正デモクラシーと女性』合同出版.
- 伊藤野枝, [1915] 1991, 「貞操についての雑感」『青鞥』5 (2). (再録折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版.)
- 井上俊, 1966, 「『恋愛結婚』の誕生——知識社会学的考察」『ソシオロジ』12(4): 77-99. (再録: 1973, 『死にがいの喪失』筑摩書房, 172-99.)
- 井上俊, 1969, 「愛と性の秩序——恋愛結婚はブルジョワ・イデオロギー (セックス解放の現段階)」朝日新聞社『朝日ジャーナル』11(52): 4-11.
- 井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編 1996, 『岩波講座現代社会学 19 <家族>の社会学』岩波書店.
- 井上章一, 2002, 「“恋愛文化”としてのキリスト教」一色清編『AERAMOOK キリスト教がわかる』朝日新聞社: 135-140.
- 井上輝子・上野千鶴子ほか編, 2002 『岩波女性学事典』岩波書店.
- 井上好人, 2005, 「明治期商工業層とその子女の高等女学校進学的相关関係——石川県立第一高等女学校の事例による仮説」『ソシオロジ』50 (2) : 37—51.
- 今井小の実, 2000, 「「身の上相談」と母性保護運動——当事者の“語り”に光をあてて」『社会事業史研究』28: 45-63.
- 今井小の実, 2005, 「『身の上相談』の分析, その方法と結果——『女性相談』に浮かびあがる昭和初期の母子問題」『社会福祉思想としての母性保護論争——“差異”をめぐる運動史』ドメス出版: 238-256.
- 今田絵里香, 2007, 『「少女」の社会史』勁草書房.
- 入江晴行, 1992, 「与謝野晶子年譜」木挽社編『群像 日本の作家 6 与謝野晶子』小学館: 289-295.

- イルメラ・日地谷=キルシュネライト, 1996, 「自然主義から私小説へ」久保田淳, 栗坪良樹, 野山嘉正, 日野龍夫, 藤井貞和編『岩波講座日本文学史——二〇世紀の文学』岩波書店: 93-118.
- 岩本道弥, 2006, 「民俗学からみた新生殖技術オヤコ——「家」族と血縁重視という言説をめぐって」太田素子・森謙二編『<いのち>と家族——生殖技術と家族 I シリーズ比較家族第Ⅲ期 4』早稲田大学出版部.
- 上田正昭ほか, 2001, 「田村俊子」『コンサイス日本人名事典』三省堂: 796.
- 上田正昭ほか, 2001, 「窪田空穂」『コンサイス日本人名事典』三省堂: 452-453.
- 上野千鶴子, 1996, 「セクシュアリティの社会学・序説」井上俊・上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学 セクシュアリティの社会学』講談社, 1-24.
- 上野千鶴子, 2001, 「構築主義とは何か——あとがきに代えて」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房, 275-98.
- 上野千鶴子, [1967] 1992, 「ロマンチックラブ・イデオロギーの解体」『増補 <私>探しゲーム』筑摩書房, 156-167.
- 上野千鶴子, [1982] 1995, 「対幻想論」井上輝子・上野千鶴子・江原由美子編『日本のフェミニズム 6——セクシュアリティ』岩波書店, 41-53. (初出:『思想の科学 第七次』12: 88-94.)
- 上野千鶴子, 1984, 「恋愛結婚イデオロギーと母性イデオロギー——フェミニズム・その個人主義と共同主義」日本女性学研究会「女性学年報」編集委員会『女性学年報』5: 102-10.
- 上野千鶴子, 1986, 『女という快樂』勁草書房.
- 上野千鶴子ほか編, 1990, 『ニュー・フェミニズムレビュー 1 恋愛テクノロジー』学陽書房.
- 上野千鶴子, 1994, 『近代家族の成立と終焉』岩波書店.
- 上野千鶴子, 1995, 「「恋愛結婚」の誕生」吉川弘之／〔ほか〕『結婚 (東京大学公開講座 60)』東京大学出版会: 53-80.
- 上野千鶴子, 1995, 「セクシュアリティの近代を超えて」井上輝子ほか編『日本のフェミニズム 6——セクシュアリティ』岩波書店, 2-37.
- 上野千鶴子, 1996, 「「家族」の世紀」井上俊・上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学 19 <家族>の社会学』岩波書店, 1-22.

- 上野千鶴子, 1998, 『発情装置-エロスのシナリオ-』 筑摩書房.
- 上野千鶴子, 1998, 『ナショナリズムとジェンダー』 青土社.
- 上野千鶴子, 2001, 『ラディカルに語れば……—上野千鶴子対談集』 平凡社.
- 植村鞆音, 2005, 『直木三十五伝』 文芸春秋.
- 臼井和恵, 2006, 『窪田空穂の身の上相談』 角川書店.
- 江刺昭子, 1989, 『愛と性の自由——「家」からの解放』 社会評論社.
- 江刺昭子, 1997, 『女のくせに——草分けの女性新聞記者たち』 インパクト出版社.
- 大澤真幸, 2008, 『「自由」の条件』 講談社.
- 太田孝子, 1979, 「羽仁吉一」 下中邦彦編『日本人名大事典』 平凡社, 626.
- 大塚明子, 1994, 「『主婦の友』に見る「日本型近代家族」の変動 [1]」『ソシオロギス』
18: 243-258.
- 大塚明子, 2002, 「近代家族とロマンティック・ラブ・イデオロギーの 2 類型」『文教大学
女子短期大学部研究紀要』 45: 41-56.
- 大塚明子, 2003a, 「戦前期の『主婦の友』にみる「愛」と結婚」『文教大学女子短期大学
部研究紀要』 46: 1-11.
- 大塚明子, 2003b, 「戦前期の『主婦の友』にみる「愛」と<国家社会>——日本型近代家族
における「恋愛」「愛」の固有性とその変容」文教大学人間科学部『人間科学研究』 25: 33-41.
- 大塚明子, 2004, 「戦前の日本型近代家族における「愛」と「和合」の二重性」文教大学
人間科学部『人間科学研究』 26: 39-53.
- 大浜英子, 1953, 「身の上相談に依じて」『思想の科学・芽』 31: 42-46.
- 大藤修, 2003, 「近世後期の親子間紛争と村落社会——名主家の日記から」坂田聡編『家
族と住居・地域 日本家族史論集 12』 吉川弘文館.
- 大間知篤三, 1958, 「婚姻」『日本民俗学大系 3——社会と民俗 I』 平凡社, 203-232.
- 大間知篤三, 1967, 『民俗・民芸双書 18——婚姻の民俗学』 岩崎美術社.
- 尾形明子, 1986, 「水野仙子著『水野仙子集』解説——その生と文学」『水野仙子集 (復刻
版)』 不二出版, 1-17
- 岡本朝也, 2009, 「家族の起源」野々山久也編『論点ハンドブック—家族社会学』 世界思
想社, 3-6
- 荻野美穂, 1994, 『生殖の政治学——フェミニズムとバース・コントロール』 山川出版社.

- 荻野美穂, 2002, 『ジェンダー化される身体』 勁草書房.
- 奥井亜紗子, 2004, 「戦間期農村における『近代家族』観の受容——『家の光』にみる青年層の恋愛・結婚観を通して」『ソシオロジ』
- 小栗風葉, 1907, 『蒲団』合評『早稲田文学』10月号: 38-41.
- 桶川泰, 2007, 「大正期・昭和初期における『婦人公論』『主婦之友』の恋愛言説——「お見合い至上主義」言説・「優生結婚」言説の登場と過程」関西社会学会『フォーラム現代社会学』6: 93-104.
- 織田宏子, 1998, 「田中孝子——キャリアウーマンと良妻賢母」女性の歴史研究会『新婦人協会の研究—女性解放運動のさきがけ』女性の歴史研究会: 32-35.
- 落合恵美子, [1985] 1989, 『近代家族とフェミニズム』 勁草書房.
- 落合恵美子, [1994] 2004, 『21世紀家族へ——家族の戦後体制に見かた・超えかた (第3版)』 有斐閣.
- 落合恵美子, 1996, 「近代家族をめぐる言説」井上俊・上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学 19 <家族>の社会学』岩波書店, 23-53.
- 尾花清・広井多鶴子, 1994, 「学校が教える家族——国定修身教科書の分析」『大東文化大学紀要人文科学』32: 161-182.
- 折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版.
- 折井美那子・女性の歴史研究会編著 2006, 『新婦人協会の研究』ドメス出版.
- 葛山泰央, 2000, 『友愛の歴史社会学——近代への視角』岩波書店.
- 加藤秀一, 1992, 「生殖する権力——ジェンダー・主体・新しい優生学」『現代思想』青土社, 20(1): 69-79.
- 加藤秀一, 1997, 「愛せよ, 産めよ, より高き種族のために——一夫一婦制と人種改良の政治学」大庭健・鐘ヶ江晴彦・長谷川真理子・山崎カヲル・山崎勉編, 『シリーズ 性を問う 3 共同態』専修大学出版局, 201-253.
- 加藤秀一, 2003, 「公衆衛生・優生学・恋愛結婚——日本におけるその近代史の素描『公衆衛生』医学書院, 67(9): 683-87.
- 加藤秀一, 2004, 『<恋愛結婚>は何をもたらしたか——性道徳と優生思想の百年間』筑摩書房.
- 加藤秀俊, 1953, 「身の上相談の内容分析」『思想の科学・芽』31: 17-29, 49.
- 金子幸子, 1978, 「"身の上相談"にみる価値意識変革の試み——1931~37年河崎なつの回

- 答を中心に」『国際基督大学学報 III-A アジア文科研究』 10: 107-127.
- 上子武次, 1991, 『結婚相手の選択—— 社会学的研究』 行路社.
- 柄谷行人, 1993, 「フーコーと日本」 蓮實重彦・渡辺守章編『ミシェル・フーコーの世紀』 筑摩書房.
- 川崎修, [1992] 1998, 「解説」 丸山眞男『忠誠と反逆』 筑摩書房: 485-499.
- 川島武宜, 1954, 『結婚』 岩波書店.
- 川島武宜, [1946] 2000, 「日本社会の家族的構成」『日本社会の家族的構成』, 岩波書店, 1-30.
- 川島武宜, 1957, 『イデオロギーとしての家族制度』 岩波書店.
- 川島武宜, 1971, 「夫婦関係の四つの型」『現代のエスプリ 別冊 結婚とは何か』 至文堂, 9(53): 148-168.
- 川村邦光, 1996, 『セクシュアリティの近代』 講談社.
- 川村邦光, 1998, 「若者の“力”と近代日本——若者組の解体と再編—統合」 田中雅一編『暴力の文化人類学』 京都大学学術出版会, 271-50.
- 菅野聡美, 1997, 「快樂と生殖のはざままで揺れるセックスワーカー—大正期の日本を手がかりに—」 田崎英明編, 『売る身体／買う身体』 青弓社, 116-36.
- 菅野聡美, 2001, 『消費される恋愛論——大正知識人と性』 青弓社.
- 菊池城司, 2003, 『近代日本の教育機関と社会階層』 東京大学出版会.
- 喜多野清一, [1965] 1976, 「日本の家と家族」『家と同族の基礎理論』 未来社, 85-168.
- 木村涼子, 1992, 「婦人雑誌の情報空間と女性大衆読者層の成立——近代日本における『主婦之友』 役割の形成との関連で」『思想』 岩波書店 812: 231-252.
- 木村涼子, 2010, 『「主婦」の誕生——婦人雑誌と女性たちの近代』 吉川弘文館.
- Gillis, Jhon R., 1985, *For better, for worse: British marriages, 1600 to the present* Oxford, Oxford University Press. (=2006, 北本正章訳『結婚観の歴史人類学——近代イギリス・1600年～現代』 勁草書房.)
- 近代日本社会運動史人物大事典編集委員会, 1997, 『近代日本社会運動史人物事典 4』 日外アソシエーツ, 645-646.
- 久布白落実, [1915] 1991, 「貞操の観念と国家の将来」『婦人新報』 10. (再録折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』 ドメス出版.)
- 窪田章一郎, 1962, 『窪田空穂』 桜楓社.

- 栗坪良樹, 1972, 「保高德蔵年表」保高德蔵『保高德蔵選集 全一卷』新潮社, 351-359.
- 栗坪良樹, 1977, 「保高德蔵」日本近代文学館・小田切進『日本近代文学大事典 第三巻』講談社, 389-390.
- 厨川白村, 1922, 『近代の恋愛観』改造社.
- 紅蓮洞, 1913, 「都下の女記者」『中央公論』7月号.
- Kurosu, Satomi and Ochiai, Emiko, 1995, “Adoption as Heirship Strategy under Demographic Constraints”, *Journal of Family History*: 20-3.
- 桑原桃音, 2003, 「日本における恋愛結婚観の形成について—大正期の「新しい女」の言説を中心に—」(修士論文(龍谷大学大学院社会学研究科提出)).
- 桑原桃音, 2005, 「言説分析の手法について—フーコーのアルケオロジ—をてがかりとして」『龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学』12: 1-12.
- 桑原桃音, 2006, 「『新しい女』の恋愛結婚観にみるジェンダー形成——1910年代から1920年代の論争言説に焦点を当てて」『龍谷大学大学院研究紀要. 社会学・社会福祉学』13: 17-36.
- 桑原桃音, 2009, 「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(1)——明治から戦前までの家族に関する諸研究の考察」『龍谷大学社会学部紀要』35: 69-80.
- 桑原桃音, 2010, 「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(2)——明治から戦前までの結婚観に関する諸研究の考察」『龍谷大学社会学部紀要』36: 84-98.
- 桑原桃音, 2012, 「平塚らいてうのロマンチック・ラブと近代家族に関する思想と実践にみる葛藤とゆらぎ——1890年から1910年代を中心に」『龍谷大学国際社会文化研究所紀要』(14): 85-102.
- 桑原桃音, 2013a, 「大正期における近代的結婚観の受容層——『讀賣新聞』「身の上相談」欄の結婚問題相談者の分析」『ソシオロジ』177: 71-88.
- 桑原桃音, 2013b, 「1970~90年代の『セブンティーン』にみる女子中高生の性愛表象の変容」小山静子・赤枝香奈子・今田絵里香編『セクシュアリティの戦後史』(第11章として所収) 2014年刊行予定.
- Key, Ellen Karolina Sofia, 1903, *Karleken och aktenskapet: livslinjer.* =1973、小野寺信・百合子訳、『恋愛と結婚』上・下, 岩波文庫.
- 紅野敏郎, 1977, 「安成二郎」日本近代文学館・小田切進『日本近代文学大事典』講談社: 392.

- 国立社会保障・人口問題研究所, 2006, 『第13回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査夫婦調査の結果概要』国立社会保障・人口問題研究所.
- 小橋三四子, [1914] 1975, 「身の上相談から見た社会」『新女界』6(11).
- 小林一郎, 1982, 『田山花袋——自然主義作家』新典社.
- 小林淳一・鹿又伸夫・山本努・塚原修一, 1990, 「社会階層と通婚圏」直井優・盛山和夫編『社会階層の構造と過程』東京大学出版会.
- 小林登美枝編, 1987, 『『青鞥』セレクション』人文書院.
- 小谷野敦, 1999, 「ロマンティックラブとは何か」青木保ほか編『近代日本文化論11—愛と苦難』岩波書店.
- 小山静子, 1991, 『良妻賢母という規範』勁草書房.
- 小山静子, 1999, 『家庭の生成と女性の国民化』勁草書房.
- 小山隆, 1954, 「通婚圏の意味するもの」『社会学の諸問題 高田先生古稀祝賀論集』有斐閣.
- 斎藤光, 1994, 「極私的関心としてのアブナイ人体現象——『男』の性欲」現代風俗研究会編『アブない人体——現代風俗'94』リプロポート, 98-104.
- 斎藤美穂, 1996, 「I 婦人雑誌の諸相 婦人雑誌における身の上相談——大正期を中心に」近代女性文化史研究会著『大正期の女性雑誌』大空社, 55-87.
- 佐伯順子, 1996, 「「恋愛」の前近代・近代・脱近代」上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学セクシュアリティの社会学』岩波書店.
- 佐伯順子, 1998, 『「色」と「愛」の比較文化史』岩波書店.
- 佐伯順子, 1999, 「心中の近代——愛と死の変容」青木保ほか編『近代日本文化論11——愛と苦難』岩波書店: 25-47.
- 阪井裕一郎, 2009, 「明治期『媒酌結婚』制度化過程」『ソシオロジ』54(2): 89-105.
- 坂本龍彦, 1990, 「望月百合子」『朝日人物事典(現代日本)』朝日新聞社: 1617.
- 佐古純一郎, 1995, 『近代日本思想史における人格観念の成立』朝文社.
- 佐々木雅発, 1977, 「前田晁」日本近代文学館・小田切進『日本近代文学大事典 第二巻』講談社: 216.
- 佐々木満子, 1991, 「松本雲舟」昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書(65)』昭和女子大学近代文化研究所: 119-170.
- 佐藤, H. バーバラ・植田康夫編, 1986, 『恋愛・結婚・家庭 近代庶民生活史 9』南

博責任編集三一書房.

椎野若菜編, 2007, 『やもめぐらし——寡婦の文化人類学』明石書店.

思想の科学研究会編, 1956, 『身の上相談』河出書房.

自由学人 羽仁吉一 編集委員会, 2006, 『自由学人 羽仁吉一』自由学園出版局, 427-429.

出版ニュース社編集部, 1963, 『日本雑誌総覧 1963』出版ニュース社.

昭和女子大学近代文学研究室, 1983, 「田村俊子」『近代文学研究叢書 55 卷』昭和女子大学近代文化研究所, 208-221.

Shorter, Edward, 1975, *The Making of the Modern Family*, New York: Basic Books. (=1991, 田中俊宏・岩崎誠一・見崎恵子・作道潤訳『近代家族の形成』昭和堂.)

人口問題審議会・厚生省大臣官房政策課・厚生省人口問題研究所編, 1988, 『日本の人口・日本の家族』東洋経済新報社.

新聞及新聞記者社, [1922] 1988, 「新聞及新聞記者」『新聞人名辞典』1988, 日本図書センター.

新聞販売百年史刊行委員会, 1969, 『新聞販売百年史』日本新聞販売協会.

鈴木榮太郎, [1930] 1990, 『日本農村社会学原理「家族・婚姻」研究文献選集 10』クレース社.

Stone, Lawrence. 1979, *The Family, Sex, and Marriage in England, 1500 -1800*. Abridged and Revised Edition, Harmondsworth, Pelican Books. (=1991, 北本正章訳『家族・性・結婚の社会史——1500~1800年のイギリス』勁草書房.)

Spector, Malcolm B., and Kitsuse, John I. 1977, *Constructing social problems*, Cummings Publishing. (=1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社.)

Segalen, Martine, 1981, *Sociologie de la Famille*, Paris, Armand Colin. (=1987, 片岡陽子・木本喜美子・国領苑子・柴山瑞代・鈴木峯子・藤本佳子訳『家族の歴史人類学』新評論.)

Segalen, Martine, 1981, *Amours et mariages dans l'ancienne France*, Paris, Berger-Ebroult. (=1985, 片岡幸彦・片岡陽子訳『儀礼としての愛と結婚——中世から現代まで』新評論.)

瀬川清子, [1957] 2006, 『婚姻覚書』講談社.

瀬川清子, 1972, 『若者と娘をめぐる民俗』未来社.

- 竹内洋, 1997, 『立身出世主義——近代日本のロマンと欲望』日本放送出版協会.
- 竹内洋, 1999, 『学歴貴族の栄光と挫折』中央公論新社.
- 竹内洋, 2001, 『大衆モダニズムの夢の跡——彷徨する「教養」と大学』新曜社.
- 武川忠一, 1968, 「窪田空穂年譜」窪田空穂『窪田空穂全集別冊—窪田空穂資料集』角川書店, 347-414
- 武田房子, 1995, 『水野仙子—理知の母親なる私の心』ドメス出版.
- 谷口知平, 1935, 『日本親族法』弘文堂書房.
- 田山花袋, [1907] 2002, 『蒲団, 一兵卒 (改版)』岩波書店.
- 太郎丸博・古川岳志・内海博文, 1997, 「身の上相談の計量分析——近代日本社会における「不幸」の諸類型試論」『日本行動計量学会大会発表論文抄録集』25: 168-171.
- 太郎丸博, 1999, 「身の上相談記事から見た戦後日本の個人主義化」光華女子大学文学部人間関係学科『変わる社会・変わる生き方』ナカニシヤ出版, 69-93.
- 筒井清忠, 1999, 「日本の歴史社会学・総論」筒井清忠編『日本の歴史社会学』岩波書店, 1-20.
- 鶴見和子, 1951, 「プラグマティズムの歴史観」『思想』岩波書店, 2: 102-115.
- 鶴見和子, 1953, 「身の上相談の論理」『思想の科学・芽』31: 30-41.
- 鶴見和子, 1972, 『好奇心と日本人』講談社.
- 鶴見俊輔, 1956, 「身上相談について」思想の科学研究会編『身上相談』河出書房, 6-51.
- 寺出浩司, 1982, 「大正期における職員層生活の展開」日本生活学会編著『生活学 第七冊』ドメス出版, 34-74.
- 戸田貞三, [1925] 1993, 「家族の研究」『戸田貞三著作集第一巻』大空社.
- 戸田貞三, [1926] 2001, 「階級的内婚制に就いて」『社会学雑誌』21: 28-31. (再録: 老川寛『家族研究論文資料集成 明治 大正 昭和前期篇 19 卷——婚姻(3)』クレス出版: 351-371.)
- 戸田貞三, [1926] 2001, 「階級的内婚制に就いて (承前)」『社会学雑誌』22: 28-48. (再録: 老川寛『家族研究論文資料集成 明治 大正 昭和前期篇 19 卷——婚姻(3)』クレス出版: 372-392.)
- 戸田貞三, [1936] 1989, 『家族と婚姻』中文館書店. (復刻: 湯沢雍彦監修, 1989『「家族・婚姻」研究文献選集7』クレス出版.)
- 戸田貞三, [1937] 1982, 『家族構成 叢書名著の復興12』新泉社.

- 戸田貞三, [1944] 1990, 『家と家族制度 「家族・婚姻」研究文献選集 15』クレス出版.
- 戸田房子, 1986, 『詩人の妻 生田花世』新潮社, 61-62.
- 永井聖剛, 2008, 『自然主義のレトリック』双文社出版.
- 中里英樹, 2001, 「歴社会的アプローチ」野々山久也・清水浩昭編著『家族社会学研究 シリーズ⑤ 家族社会学の分析視角——社会的アプローチの応用と課題』ミネルヴァ書房, 64-81.
- 永代静雄, 1927, 「全国新聞通信社社員名鑑」新聞研究所. (復刻: 1988『新聞人名事典 第2巻』日本図書センター.)
- 永代静雄, 1930, 『昭和新聞名家録』新聞研究所. (復刻: 1988『新聞人名辞典 第1巻』日本図書センター.)
- 永嶺重敏, 1997, 『雑誌と読者の近代』日本エディタースクール出版部.
- 永嶺重敏, 2001, 『モダン都市の読書空間』日本エディタースクール出版部.
- 永嶺重敏, 2004, 『<読書国民>の誕生-明治 30 年代の活字メディアと読書文化』日本エディタースクール出版部.
- 永嶺重敏, 2010, 『流行歌の誕生——「カチューシャの唄」とその時代』吉川弘文館.
- 中村牧子, 2000, 「新中間層の誕生」原純輔編『日本の階層システム 1 近代化と社会階層』東京大学出版会, 51-63.
- 中村幸, 1989, 「婦人ジャーナリスト 小橋三四子-『婦人週報』を中心に」近代女性文化史研究会編『婦人雑誌の夜明け』大空社, 335-362.
- 中山元, 2008, 『賢者と羊飼い——フーコーとパレーシア』筑摩書房.
- 中山元, 2010, 『フーコー 生権力と統治性』河出書房新社: 105-146.
- 日本統計協会編, 総務庁統計局監修, 1987, 『日本長期統計総覧第 5 巻——住居, 社会保障, 保健医療, 教育・文化, 科学技術, 公務員・選挙, 司法・警察, 災害・事故, 国防』日本統計協会.
- 日本リサーチ総合研究所編, 1988, 『生活水準の歴史的分析』総合研究開発機構.
- 野口裕二, 2001, 「臨床のナラティブ」上野千鶴子編『構築主義とは何か』勁草書房, 43-62.
- Notter, David, 2000a, 「男女交際・コートシップ——『純潔』の日米比較社会史」『京都大学大学院教育学研究科紀要』46: 235-247.
- Notter, David, 2000b, 「ロマン主義的性愛コード」京都大学大学院教育学研究科『教育・社会・文化』7: 73-95.

- Notter, David, 2001, 「恋愛至上主義のアクセプタビリティへの一考察」『ソシオロジ』45(3): 53-68.
- Notter, David, 2002, "Towards a Cultural Analysis of the Modern Family: Beyond the Revisionist Paradigm in Japanese Family Studies, "International Journal of Japanese Sociology, Vol. 11: 88-101.
- Notter, David, 2004, 「純潔の構造——聖と俗としての恋愛」『ソシオロジ』45(3): 53-68.
- Notter, David, 2006, 「近代家族と家族感情」稲垣恭子編『子ども・学校・社会——教育と文化の社会学』世界思想社, 2-19.
- Notter, David, 2007a, 「「恋愛結婚」再考：文化としての「ロマンティック・ラブ・イデオロギー」」京都大学教育学部教育社会学ほか『教育・社会・文化』11: 15-33.
- Notter, David, 2007b, 『純潔の近代——近代家族と親密性の比較社会学』慶應義塾大学出版会.
- 浜田宏, 1997, 「近代日本における恋愛の変容 I (1)」関東社会学会『年報社会学論集』10: 120-32.
- 早川紀代, 1998, 『近代天皇制国家とジェンダー』青木書店.
- 針谷順子, 1990, 「「不幸」も世につれ——身の上相談の変遷」『思想の科学 第7次』128: 54-59.
- 伴悦, 1977, 「大月隆仗」日本近代文学館・小田切進『日本近代文学大事典』講談社: 267.
- 比較家族史学会, 1996, 『事典 家族』弘文堂.
- 土方正巳, 1991, 『都新聞史』日本図書センター.
- 姫岡勤, [1952] 1983, 「封建道徳に表れたわが国近世の親子関係」『家族社会学論集』ミネルヴァ書房.
- 姫岡勤, 1966, 「婚姻の概念と類型」大橋薫・増田光吉編『家族社会学』川島書店, 95-121.
- 平井晶子, 2008, 『日本の家族とライフコース——「家」生成の歴史社会学』ミネルヴァ書房.
- 平井晶子, 2009, 「『家』制度」野々山久也編『論点ハンドブック—家族社会学』世界思想社, 11-4.
- 平塚らいてう, [1915] 1991, 「処女の真価」『新公論』3. (再録: 折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版.)
- 広田栄太郎, 2001, 「窪田空穂」臼井勝美・高村直助・鳥海靖・由井正臣編『日本近現代

- 人名事典』吉川弘文館：376-377.
- 広田照幸，1997，『陸軍将校の教育社会史——立身出世と天皇制』世織書房.
- Foucault, Michel, 1976, *La Volonté De Savoir* (Volume 1 de Histoire de La Sexualité), Gallimard. (= 1986, 渡辺守章訳『性の歴史Ⅰ 知への意志』新潮社.)
- Foucault, Michel, 1984, *Le souci de soi*, Gallimard. (= 1987, 田村俣訳, 『性の歴史Ⅲ 自己への配慮』新潮社.)
- Foucault, Michel, 渡辺守章, [1978] 2007『哲学の舞台 (増補改訂版)』朝日出版社.
- 福島正夫編，1959，『戸籍制度と「家」制度——「家」制度の研究』東京大学出版会.
- 二葉亭四迷，[1907] 2000，「平凡」二葉亭四迷訳・著，高橋源一郎編『二葉亭四迷』筑摩書房.
- Benedict, Ruth, 1946, *The chrysanthemum and the sword : patterns of Japanese culture*. Houghton Mifflin. (= 長谷川松治訳，1967、『菊と刀』社会思想社.)
- Benokraitis, N. V. & J. R. Feagin. 1995, *Modern sexism: Blatant, subtle, and covert discrimination*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Bourdieu, Pierre, 1979, *La distinction : critique sociale du jugement*, Minuit. (= 1990, 石井洋二郎訳『ディスタクシオンⅠ——社会的判断力批判』藤原書店.)
- Bourdieu, Pierre, 1979, *La distinction : critique sociale du jugement*, Minuit. (= 1990, 石井洋二郎訳『ディスタクシオンⅡ——社会的判断力批判』藤原書店.)
- Bourdieu, Pierre, 2002, *Le bal des célibataires : crise de la société paysanne en Béarn*, Seuil. (= 2007, 丸山茂，小島宏，須田文明訳『結婚戦略——家族と階級の再生産』藤原書店.)
- Bourdieu, Pierre, et Passeron, Jean-Claude, 1970, *La reproduction : éléments pour une théorie du système d'enseignement*, Minuit (= 1991, ピエール・ブルデュー，ジャン=クロード・パスロン 著，宮島喬訳『再生産——教育・社会・文化』藤原書店.)
- Blood, Robert, 1967, *Love Match and Arranged Marriage: Tokyo-Detroit Comparison*. (= 1978, 田村健二監訳『現代の結婚——日米の比較』培風館.)
- 堀場清子，1991，『『青鞥』女性解放論集』岩波書店.
- 前田愛，[1973] 1993，『近代読者の成立』岩波書店。(底本：筑摩書房，1989・原著：有精堂出版，1973.)

- 前田愛, 1989, 『近代読者の成立 前田愛著作集第二巻』筑摩書房. (底本: 筑摩書房、1989・原著: 有精堂出版、1973.)
- 正岡寛司, 1989, 「コメント 1——過渡期の家族社会学」家族社会学セミナー編『家族社会学研究』1, 81-85.
- 丸岡秀子, 1953, 『女の一生』岩波書店.
- 丸山茂, 2007, 「家族史研究におけるブルデューの位置」ピエール・ブルデュー, 丸山茂, 小島宏, 須田文明訳『結婚戦略——家族と階級の再生産』藤原書店, 302-306.
- 丸山眞男, [1952] 1983, 『日本政治思想史研究』東京大学出版会.
- 丸山眞男, 1961, 『日本の思想』岩波書店.
- 丸山眞男, [1972] 1998, 「歴史意識の『古層』『忠誠と反逆』筑摩書房: 353-423.
- 三木清著, 住谷一彦編, [1931] 1975, 『三木清集』筑摩書房.
- 見田宗介, [1965] 1984, 「現代における不幸の諸類型」『新版 現代日本の精神構造』弘文堂, 1-56.
- 宮地敦子, 1966, 「「愛す」考」京都帝国大学国文学會『國語國文』35(6): 438-453.
- 宮地敦子, 1977, 「『愛す』続考」龍谷大学国文学壊會『國文學論叢』22: 27-41.
- 宮森一彦, 2003, 「「家庭の和楽」と「家庭の親愛」——近代日本における排他的親密性の形成をめぐる」『社会学評論』54(1): 2-15.
- 宮森一彦, 2004, 「1920-30年代における優生学の受容と母性・恋愛概念」『現代社会理論研究』人間の科学社, 14: 291-303.
- 牟田和恵, 1993, 「変貌する家族——家族はターミナルたりうるか」石川実・大村英昭・塩原勉編著『ターミナル家族』NTT出版: 2-22.
- 牟田和恵, 1995, 「現代の家族」宮島喬編『現代社会学』有斐閣.
- 牟田和恵, 1996a, 『戦略としての家族——近代日本の国民国家の形成と女性』新曜社.
- 牟田和恵, 1996b, 「セクシュアリティの編成と近代国家」井上俊・上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学 セクシュアリティの社会学』岩波書店: 77-93.
- 牟田和恵, 1996c, 「日本型近代家族の成立と陥穽」井上俊・上野千鶴子ほか編『岩波講座現代社会学 19 <家族>の社会学』岩波書店, 55-74.
- 牟田和恵, 1997, 「好色と romantic love, そして「援助交際」」『江戸の思想 6 身体／女性論』ペリかん社, 139-147.
- 牟田和恵・慎芝苑, 1998, 「近代セクシュアリティの創造と『新しい女』」『思想』岩波書

- 店, 886: 89-115.
- 牟田和恵, 1998, 「愛と性をめぐる文化」井上俊編『現代文化を学ぶ人のために (新版)』世界思想社, 303-21.
- 牟田和恵, 1999, 「川島武宜『日本社会の家族的構成』一九八四年」筒井清忠編『日本の歴史社会学』岩波書店, 123-33.
- 牟田和恵, 2000, 「「良妻賢母」思想の表裏——近代日本の家庭文化のフェミニズム」青木保・川村三郎・筒井清忠・御厨貴・山折哲雄編『近代日本文化論 8 女の文化』岩波書店, 25-46.
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて——近現代の生/性の政治とフェミニズム』新陽社.
- 牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.
- 村岡嘉子, 2001, 「与謝野晶子」らいてう研究会『青鞥人物事典』大修館書店, 188-189.
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎, 1979, 『文明としてのイエ社会』中央公論社.
- 望月嵩, 1972, 「配偶者選択と結婚」森岡清美編『社会学講座 3 家族社会学』東京大学出版会, 37-62.
- 望月嵩, 1976, 「家族と配偶者選択」森岡清美・山根常男編『家と現代家族』培風館, 24-48.
- 森冬峰, 1990, 「恩田和子」朝日新聞社編『「現代日本」朝日人物事典』朝日新聞社, 423.
- 森岡清美・塩原勉・本間康平編, 1993, 『新社会学辞典』有斐閣.
- 文部省, 1992, 『学制百二十年史』ぎょうせい.
- 文部省調査局, 1962, 『日本の成長と教育——教育の展開と経済の発達』帝国地方行政学会.
- 文部省調査局編, 1963, 『日本の成長と教育——教育の展開』帝国地方行政学会.
- 安田皐月, [1914] 1991, 「生きる事と貞操と一反響九月号「食べる事と貞操と」を読んで」『青鞥』4 (11) (再録: 折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』ドメス出版.)
- 安田三郎・原純輔, [1960] 1982 『社会調査ハンドブック<第三版>』有斐閣.
- 安成二郎, 1972, 『花万朶』同成社, 257-260.
- 安諸靖子, 2001, 「五明倭文子—辛口の行動派」らいてう研究会『青鞥人物事典』大修館書店, 94.
- 安諸靖子, 2001, 「水野仙子」らいてう研究会『青鞥人物事典』大修館書店, 158-159.

- 柳敬助・八重夫妻展, 1996, 『共に歩んだ肖像画家と女性編集者』日本女子大学成瀬記念館: 40-46.
- 柳田泉, 1957, 「小説-明治時代」早稲田大学 75 周年記念出版委員会『日本の近代文藝と早稲田大學』理想社.
- 柳田國男, [1929] 1990, 『婚姻の話』『柳田國男全集 12』岩波書店.
- 柳田國男, [1930] 1976, 「恋愛技術の消長」神島二郎編, 『日本の名著 50 柳田国男』中央公論社.
- 柳田國男, [1931] 1993, 『明治大正史——世相篇』講談社.
- 柳田國男, [1937] 1990, 「親方子方」『柳田國男全集 12』筑摩書房, 499-526.
- 柳田國男, [1944] 1998, 「国史と民俗学」『柳田國男全集 14』筑摩書房, 83-199.
- 柳田國男, [1948] 1990, 「婚姻に就いて」『柳田國男全集 12』筑摩書房.
- 柳田國男, [1949] 1974, 「北小浦民俗誌」神島二郎編, 『日本の名著 50 柳田国男』中央公論社.
- 柳田國男, 1990, 『柳田國男全集 12』筑摩書房.
- 柳田國男・大間知篤三, [1937] 1975, 『婚姻習俗語彙』国書刊行会.
- 柳父章, 1982, 『翻訳語成立事情』岩波書店.
- 柳父章, 2001, 『一語の辞典 愛』三省堂.
- 山内太郎編, 1972, 『学校制度 戦後日本の教育改革 第5巻』東京大学出版会.
- 山口美代子・折井美耶子・石井紀子・近現代日本女性人名事典編集委員会編, 2001, 「望月百合子」『近現代日本女性人名事典』ドメス出版, 347.
- 山口美代子・折井美耶子・石井紀子・近現代日本女性人名事典編集委員会編, 2001, 「恩田和子」『近現代日本女性人名事典』ドメス出版, 85.
- 山崎眞紀子, 2005, 『田村俊子の世界——作品と言説空間の変容』彩流社, 323-331.
- 山本武利, 1981, 『近代日本の新聞読者層』法政大学出版会.
- 山本武利, 1987, 「メディアの歴史——日本」香内三郎ほか著『現代メディア論』新曜社:, 49-71.
- 山本文雄, 1948, 『日本新聞史』国際出版.
- 山本文雄, [1970] 1992, 「明治時代後期」, 「大正時代」山本文雄編著, 『日本マス・コミュニケーション史 [増補]』東京大学出版会, 51-144
- 山本友一, 1977, 「松村英一」日本近代文学館・小田切進『日本近代文学大事典 第三巻』

講談社, 250-251.

湯沢雍彦, 2003, 『データで読む家族問題』 日本放送出版協会.

湯沢雍彦, 2005, 『明治の結婚 明治の離婚——家庭内ジェンダーの原点』 角川書店.

湯沢雍彦, 2010, 『大正期の家族問題——自由と抑圧に生きた人びと』 ミネルヴァ書房.

湯沢雍彦, 1994, 「現代型結婚は成熟するか」 日本家族社会学会編『家族社会学研究』6 : 29-36.

吉岡真美, 2001, 「田村俊子」 らいてう研究会『青鞥人物事典—110 人の群像』 大修館書店, 122-123.

与謝野晶子, [1915] 1991, 「貞操に就いて」『婦女新聞』783. (再録: 折井美那子編, 1991, 『資料 性と愛をめぐる論争』 ドメス出版.)

米田佐代子, 2001, 「生田花世-自己にこだわり続けた女性」 らいてう研究会『『青鞥』人物事典—110 人の群像』 大修館書店, 36-37.

米村昭二, 1983, 「契約的親子関係の一考察——山廻嘉作氏を中心として」 喜多野清一編『家族・親族・村落』 早稲田大学出版部.

読売新聞社編集, 1994, 『読売新聞百二十年史』 読売新聞社.

読売新聞 100 年史編纂委員会, 1976, 『読売新聞 100 年史』 読売新聞社.

読売新聞社編, 1955, 『読売新聞八十年史』 読売新聞社.

読売新聞社社史編集室編, 1987, 『読売新聞発展史』 読売新聞社.

Ryang, Sonia, 2006, *Love in Modern Japan: Its estrangement from self, sex, and society*, New York: Routledge.

Le Roy Ladurie, Emmanuel, 1973, *Le territoire de l'historien*, Gallimard. (=1980, 樺山紘一・木下賢一, 相良匡俊, 中原嘉子, 福井憲彦訳, 『新しい歴史——歴史人類学への道』 新評論.)

和田謹吾, [1966] 1983, 『自然主義文学 (増補版)』 文泉堂出版.

和田艶子, [1971] 1995, 『鎮魂—生田花世の生涯』 大空社.

渡邊欣雄, [1974] 2007, 「配偶者亡きあとの再婚——逆縁婚と順縁婚」 椎野若菜編『やもめぐらし——寡婦の文化人類学』 明石書店, 20-37.

新聞記事

「わが社の婦人記者 飛行機に搭乗す」『読売新聞』1915.08.14, 4 面.

「婦人部係り記者決定」『読売新聞』1915.2.25, 5 面.

「本邦新聞界画期的の企図して一婦人ページが生まれるまで」『讀賣新聞』1932.10.22, 9面.

「婦人欄生まれて50年—日本女性の歩み」『読売新聞』1961.10.4, 朝刊9面.

「お悔やみ欄 田中孝子」『読売新聞』1966.12.17, 夕刊11面.

「<おくやみ>石島菊枝さん」『読売新聞』1975.6.23 夕刊9面.

「家庭面の一世紀(1)——断髪洋装 働く女の決意」『読売新聞』2009.4.1, 朝刊23面.

「家庭面の一世紀(4)——女性言論人の舞台に」『読売新聞』2009.4.7, 朝刊25面.

「家庭面の一世紀(5)——女性の覚醒, 願う記者」『読売新聞』2009.4.8, 朝刊15面.

「家庭面の一世紀(7)——共働き夫に気を使う」『読売新聞』2009.4.10, 朝刊25面.

「家庭面の一世紀(12)——貞操問題…怒りの退社」『読売新聞』2009.4.17, 朝刊15面.

「家庭面の一世紀(21)——女性特派員の先駆け」『読売新聞』2009.4.30, 朝刊15面.

初出一覧

第1章第1節 「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(1)——明治から戦前までの家族に関する諸研究の考察」『龍谷大学社会学部紀要』35: 2009, 69-80.

第1章第2節 「配偶者選択の歴史社会学のための文献研究(2)——明治から戦前までの結婚観に関する諸研究の考察」『龍谷大学社会学部紀要』36: 2010, 84-98.

第2章第3節 3.2 「大正期における近代的結婚観の受容層——『讀賣新聞』「身の上相談」欄の結婚問題相談者の分析——」『ソシオロジ』177: 2013, 71-88 の一部のみ。

以上にあげた箇所以外はすべて書き下ろしである。

謝辞

本論文が完成をみたのは、龍谷大学大学院社会学研究科社会学専攻に在籍時から根気強くご支援とご教示をいただき、本論文の細部にわたりご指導くださった同専攻 青木恵理子教授のおかげです。龍谷大学社会学部の黒田浩一郎教授、工藤保則教授、原田達教授には副指導教官として長年にわたり丁寧かつ熱心なご指導を賜りました。さらに、最終審査では、李相哲教授、山邊明子教授から有益なご助言、ご指導をいただきました。みなさまに深謝の意を表します。

また、龍谷大学社会学部の先生方、またご退職された先生方も含め 10 年以上にわたって、日頃より教育及び研究における多大なご協力とご支援をいただきました。ここに深謝の意を表します。また、同研究科の先輩、同輩、後輩のみなさま、京都大学グローバル COE 「親密圏と公共圏の再編成をめざすアジア拠点」の歴史研究班の小山静子教授とメンバーのみなさん、龍谷大学国際社会文化研究所の共同研究のメンバーのみなさんからいただいた学恩に感謝の意を表します。

母の治療と介護に携わっていただいた病院、福祉関連施設・事業のスタッフのみなさん、母の友人のご協力、叔父、叔母、妹家族、大阪の家族、夫である多田敦士氏や娘の協力がなければこの論文は完成しませんでした。深くお礼申し上げます。